

第 5 回 定 例 会 議 録 目 次

第 1 号（9月7日）（木曜日）

開 会	7
開 議	7
日程第 1 会議録署名議員の指名	7
日程第 2 会期の決定	7
日程第 3 諸般の報告	7
日程第 4 行政報告	7
宮路市長報告	7
日程第 5 報告第 5 号平成 2 8 年度日置市土地開発公社決算の報告について	8
日程第 6 報告第 6 号公益社団法人日置市農業公社平成 2 8 年度決算及び平成 2 9 年度事業計画 の報告について	8
宮路市長報告	8
日程第 7 報告第 7 号平成 2 8 年度日置市継続費精算報告書の報告について	8
日程第 8 報告第 8 号平成 2 8 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	9
日程第 9 報告第 9 号平成 2 8 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	9
日程第 1 0 報告第 1 0 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解）の報告について	9
宮路市長報告	9
日程第 1 1 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
日程第 1 2 議案第 4 6 号伊集院北小学校校舎建築工事（1 工区）請負契約の締結について	1 0
日程第 1 3 議案第 4 7 号伊集院北小学校校舎建築工事（2 工区）請負契約の締結について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
満留教育委員会事務局長	1 1
西菌典子さん	1 3
銚之原財政管財課長	1 3
西菌典子さん	1 3
銚之原財政管財課長	1 3
黒田澄子さん	1 3

松田教育総務課長	13
日程第14 議案第48号日置市個人情報保護条例の一部改正について	14
宮路市長提案理由説明	14
今村総務企画部長	14
池満 渉君	16
今村総務企画部長	16
池満 渉君	17
今村総務企画部長	18
日程第15 議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算(第4号)	18
日程第16 議案第50号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	18
日程第17 議案第51号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	18
日程第18 議案第52号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	18
日程第19 議案第53号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	18
日程第20 議案第54号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)	18
日程第21 議案第55号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	18
日程第22 議案第56号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	18
日程第23 議案第57号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	18
日程第24 議案第58号平成29年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	19
宮路市長提案理由説明	19
休 憩	21
田畑純二君	21
休 憩	22
城ヶ崎農林水産課長	22
梅北社会教育課長	22
西菌典子さん	23
丸山総務課長	24
西菌典子さん	24
丸山総務課長	24
佐多申至君	25
梅北社会教育課長	25
佐多申至君	25

梅北社会教育課長	25
佐多申至君	26
梅北社会教育課長	26
日程第25 認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	27
日程第26 認定第2号平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第27 認定第3号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第28 認定第4号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第29 認定第5号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第30 認定第6号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第31 認定第7号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第32 認定第8号平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第33 認定第9号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	27
日程第34 認定第10号平成28年度日置市水道事業会計決算認定について	27
宮路市長提案理由説明	27
休憩	31
日程第35 陳情第9号日置市市議会議員定数削減への陳情書	31
休憩	32
日程第36 陳情第10号悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書	32
散会	32

第2号（9月15日）（金曜日）

開議	36
日程第1 一般質問	36
是枝みゆきさん	36
宮路市長	37

奥教育長	38
是枝みゆきさん	38
川畑消防本部消防長	39
是枝みゆきさん	39
川畑消防本部消防長	39
是枝みゆきさん	39
川畑消防本部消防長	39
是枝みゆきさん	39
宮路市長	40
是枝みゆきさん	40
宮路市長	40
是枝みゆきさん	40
川畑消防本部消防長	40
是枝みゆきさん	40
川畑消防本部消防長	40
是枝みゆきさん	41
宮路市長	41
是枝みゆきさん	41
川畑消防本部消防長	41
是枝みゆきさん	42
宮路市長	42
是枝みゆきさん	42
川畑消防本部消防長	42
是枝みゆきさん	42
川畑消防本部消防長	42
是枝みゆきさん	43
川畑消防本部消防長	43
是枝みゆきさん	43
川畑消防本部消防長	43
是枝みゆきさん	43
川畑消防本部消防長	43
是枝みゆきさん	43

川畑消防本部消防長	4 4
是枝みゆきさん	4 4
川畑消防本部消防長	4 4
是枝みゆきさん	4 4
川畑消防本部消防長	4 5
是枝みゆきさん	4 5
川畑消防本部消防長	4 5
是枝みゆきさん	4 5
川畑消防本部消防長	4 5
是枝みゆきさん	4 5
川畑消防本部消防長	4 6
是枝みゆきさん	4 6
川畑消防本部消防長	4 6
是枝みゆきさん	4 6
川畑消防本部消防長	4 6
是枝みゆきさん	4 6
川畑消防本部消防長	4 7
是枝みゆきさん	4 7
豊永学校教育課長	4 7
是枝みゆきさん	4 7
豊永学校教育課長	4 7
是枝みゆきさん	4 8
豊永学校教育課長	4 8
是枝みゆきさん	4 8
休 憩	4 8
大園貴文君	4 8
宮路市長	5 0
大園貴文君	5 0
宮路市長	5 1
大園貴文君	5 1
宮路市長	5 1
大園貴文君	5 2

堂下企画課長	5 2
大園貴文君	5 2
宮路市長	5 2
大園貴文君	5 3
宮路市長	5 3
大園貴文君	5 3
宮路市長	5 3
大園貴文君	5 3
宮路市長	5 3
大園貴文君	5 3
宮路市長	5 3
大園貴文君	5 4
堂下企画課長	5 4
大園貴文君	5 4
宮路市長	5 4
大園貴文君	5 4
宮路市長	5 4
大園貴文君	5 4
宮路市長	5 4
大園貴文君	5 4
宮路市長	5 4
大園貴文君	5 5
宮路市長	5 5
大園貴文君	5 5
宮路市長	5 5
大園貴文君	5 5
宮路市長	5 5
大園貴文君	5 5
宮路市長	5 5
大園貴文君	5 6
宮路市長	5 6
大園貴文君	5 7
宮路市長	5 7
大園貴文君	5 7

	宮路市長	5 7
	大園貴文君	5 7
	宮路市長	5 8
休	憩	5 8
	福元 悟君	5 8
	宮路市長	5 9
	福元 悟君	6 0
	城ヶ崎農林水産課長	6 0
	福元 悟君	6 0
	城ヶ崎農林水産課長	6 1
	福元 悟君	6 1
	城ヶ崎農林水産課長	6 1
	福元 悟君	6 1
	城ヶ崎農林水産課長	6 1
	福元 悟君	6 2
	宮路市長	6 2
	福元 悟君	6 2
	城ヶ崎農林水産課長	6 3
	福元 悟君	6 3
	宮路市長	6 3
	福元 悟君	6 4
	宮路市長	6 4
	福元 悟君	6 5
	宮路市長	6 5
	福元 悟君	6 6
	田畑純二君	6 6
	宮路市長	6 8
休	憩	6 9
	田畑純二君	7 0
	宮路市長	7 0
	田畑純二君	7 0
	宮路市長	7 0

田畑純二君	7 0
宮路市長	7 1
田畑純二君	7 1
丸山総務課長	7 1
田畑純二君	7 1
宮路市長	7 1
田畑純二君	7 2
宮路市長	7 2
田畑純二君	7 2
宮路市長	7 2
田畑純二君	7 2
宮路市長	7 3
田畑純二君	7 3
宮路市長	7 3
田畑純二君	7 3
堂下企画課長	7 4
田畑純二君	7 4
宮路市長	7 5
田畑純二君	7 5
丸山総務課長	7 5
田畑純二君	7 6
宮路市長	7 6
山口政夫君	7 6
宮路市長	7 7
奥教育長	7 7
休 憩	7 8
山口政夫君	7 8
宮路市長	7 8
山口政夫君	7 9
宮路市長	7 9
山口政夫君	7 9
宮路市長	8 0

山口政夫君	80
宮路市長	81
山口政夫君	82
梅北社会教育課長	82
山口政夫君	82
宮路市長	83
山口政夫君	83
散 会	83

第3号（9月19日）（火曜日）

開 議	88
丸山総務課長	88
日程第1 一般質問	88
桃北勇一君	88
宮路市長	90
桃北勇一君	90
丸山総務課長	91
桃北勇一君	91
丸山総務課長	91
桃北勇一君	91
丸山総務課長	91
桃北勇一君	92
丸山総務課長	92
桃北勇一君	92
丸山総務課長	92
桃北勇一君	92
丸山総務課長	92
桃北勇一君	92
丸山総務課長	93
桃北勇一君	93
丸山総務課長	93
桃北勇一君	93

黒田澄子さん	1 0 2
銚之原財政管財課長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
銚之原財政管財課長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
橋口地域づくり課長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 4
橋口地域づくり課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
橋口地域づくり課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
橋口地域づくり課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
橋口地域づくり課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
橋口地域づくり課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 5
橋口地域づくり課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
宮路市長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
橋口地域づくり課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 6
橋口地域づくり課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
宮路市長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
橋口地域づくり課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
橋口地域づくり課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 7
橋口地域づくり課長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7
橋口地域づくり課長	1 0 7

黒田澄子さん	107
橋口地域づくり課長	107
黒田澄子さん	107
橋口地域づくり課長	107
黒田澄子さん	107
橋口地域づくり課長	108
黒田澄子さん	108
橋口地域づくり課長	108
黒田澄子さん	108
橋口地域づくり課長	108
黒田澄子さん	108
丸山選挙管理委員会事務局長	108
黒田澄子さん	109
丸山選挙管理委員会事務局長	109
黒田澄子さん	109
橋口地域づくり課長	109
黒田澄子さん	109
橋口地域づくり課長	110
黒田澄子さん	110
橋口地域づくり課長	110
黒田澄子さん	110
豊永学校教育課長	110
黒田澄子さん	110
豊永学校教育課長	110
黒田澄子さん	111
豊永学校教育課長	111
黒田澄子さん	111
橋口地域づくり課長	111
黒田澄子さん	111
豊永学校教育課長	111
黒田澄子さん	112
有村福祉課長	112

黒田澄子さん	1 1 2
宮路市長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
有村福祉課長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
有村福祉課長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
内山市民生活課長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 4
内山市民生活課長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
内山市民生活課長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
内山市民生活課長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
内山市民生活課長	1 1 4
豊永学校教育課長	1 1 5
休 憩	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
宮路市長	1 1 6
奥教育長	1 1 6
丸山選挙管理委員会事務局長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
篠原健康保険課長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
篠原健康保険課長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
篠原健康保険課長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 9
篠原健康保険課長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9

宮路市長	1 2 0
坂口洋之君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
坂口洋之君	1 2 0
宮路市長	1 2 1
坂口洋之君	1 2 1
上税務課長兼特別滞納整理課長	1 2 1
坂口洋之君	1 2 1
篠原健康保険課長	1 2 2
坂口洋之君	1 2 2
田代日吉支所長	1 2 2
坂口洋之君	1 2 3
宮路市長	1 2 3
坂口洋之君	1 2 3
奥教育長	1 2 4
坂口洋之君	1 2 4
奥教育長	1 2 4
坂口洋之君	1 2 5
松田教育総務課長	1 2 5
坂口洋之君	1 2 5
松田教育総務課長	1 2 5
坂口洋之君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
坂口洋之君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
坂口洋之君	1 2 6
丸山選挙管理委員会事務局長	1 2 6
坂口洋之君	1 2 6
丸山選挙管理委員会事務局長	1 2 6
坂口洋之君	1 2 7
丸山選挙管理委員会事務局長	1 2 7
坂口洋之君	1 2 7

	宮路市長	1 2 7
休	憩	1 2 7
	西菌典子さん	1 2 7
	宮路市長	1 2 9
	奥教育長	1 2 9
	西菌典子さん	1 2 9
	宮路市長	1 3 0
	西菌典子さん	1 3 0
	丸山総務課長	1 3 0
	西菌典子さん	1 3 0
	丸山総務課長	1 3 0
	西菌典子さん	1 3 0
	宮路市長	1 3 1
	西菌典子さん	1 3 1
	宮路市長	1 3 1
	西菌典子さん	1 3 1
	宮路市長	1 3 1
	西菌典子さん	1 3 1
	宮路市長	1 3 2
	西菌典子さん	1 3 2
	宮路市長	1 3 2
	西菌典子さん	1 3 2
	丸山総務課長	1 3 3
	西菌典子さん	1 3 3
	丸山総務課長	1 3 3
	西菌典子さん	1 3 3
	丸山総務課長	1 3 3
	西菌典子さん	1 3 3
	丸山総務課長	1 3 4
	西菌典子さん	1 3 4
	丸山総務課長	1 3 4
	西菌典子さん	1 3 4

丸山総務課長	1 3 4
西園典子さん	1 3 4
丸山総務課長	1 3 4
西園典子さん	1 3 4
豊永学校教育課長	1 3 5
西園典子さん	1 3 5
宮路市長	1 3 5
西園典子さん	1 3 6
奥教育長	1 3 6
散 会	1 3 6

第4号（9月20日）（水曜日）

開 議	1 4 0
日程第1 一般質問	1 4 0
富迫克彦君	1 4 0
宮路市長	1 4 1
富迫克彦君	1 4 2
宮路市長	1 4 3
富迫克彦君	1 4 3
宮路市長	1 4 5
富迫克彦君	1 4 5
宮路市長	1 4 6
富迫克彦君	1 4 6
宮路市長	1 4 7
富迫克彦君	1 4 7
宮路市長	1 4 8
富迫克彦君	1 4 8
宮路市長	1 4 9
佐多申至君	1 4 9
宮路市長	1 5 0
佐多申至君	1 5 0
篠原健康保険課長	1 5 0

	佐多申至君	1 5 0
	篠原健康保険課長	1 5 0
	佐多申至君	1 5 1
	篠原健康保険課長	1 5 1
	佐多申至君	1 5 1
	篠原健康保険課長	1 5 1
	佐多申至君	1 5 1
	篠原健康保険課長	1 5 2
休	憩	1 5 2
	佐多申至君	1 5 2
	篠原健康保険課長	1 5 2
	佐多申至君	1 5 2
	宮路市長	1 5 3
	佐多申至君	1 5 3
	堂下企画課長	1 5 3
	佐多申至君	1 5 3
	堂下企画課長	1 5 3
	佐多申至君	1 5 4
	堂下企画課長	1 5 4
	佐多申至君	1 5 4
	堂下企画課長	1 5 4
	佐多申至君	1 5 4
	堂下企画課長	1 5 5
	佐多申至君	1 5 5
	上税務課長兼特別滞納整理課長	1 5 5
	佐多申至君	1 5 5
	上税務課長兼特別滞納整理課長	1 5 6
	佐多申至君	1 5 6
	上税務課長兼特別滞納整理課長	1 5 6
	佐多申至君	1 5 6
	上税務課長兼特別滞納整理課長	1 5 6
	佐多申至君	1 5 6

宮路市長	1 5 7
重留健朗君	1 5 7
宮路市長	1 5 7
重留健朗君	1 5 9
銚之原財政管財課長	1 5 9
重留健朗君	1 5 9
銚之原財政管財課長	1 5 9
重留健朗君	1 5 9
丸山総務課長	1 6 0
重留健朗君	1 6 0
丸山総務課長	1 6 0
重留健朗君	1 6 0
丸山総務課長	1 6 0
重留健朗君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
重留健朗君	1 6 0
丸山総務課長	1 6 0
重留健朗君	1 6 1
丸山総務課長	1 6 1
重留健朗君	1 6 1
丸山総務課長	1 6 1
重留健朗君	1 6 1
丸山総務課長	1 6 1
休 憩	1 6 2
丸山総務課長	1 6 2
重留健朗君	1 6 2
丸山総務課長	1 6 2
重留健朗君	1 6 2
脇商工観光課長	1 6 2
重留健朗君	1 6 2
脇商工観光課長	1 6 2
重留健朗君	1 6 3

宮路市長	1 6 3
重留健朗君	1 6 3
宮路市長	1 6 3
重留健朗君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
重留健朗君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
重留健朗君	1 6 5
宮路市長	1 6 5
山口初美さん	1 6 5
宮路市長	1 6 6
奥教育長	1 6 8
山口初美さん	1 6 8
宮路市長	1 6 8
山口初美さん	1 6 9
宮路市長	1 6 9
山口初美さん	1 6 9
宮路市長	1 6 9
山口初美さん	1 6 9
宮路市長	1 6 9
山口初美さん	1 6 9
宮路市長	1 7 0
山口初美さん	1 7 0
宮路市長	1 7 0
山口初美さん	1 7 0
宮路市長	1 7 0
山口初美さん	1 7 0
脇商工観光課長	1 7 0
山口初美さん	1 7 0
脇商工観光課長	1 7 0
山口初美さん	1 7 1
脇商工観光課長	1 7 1

山口初美さん	1 7 1
宮路市長	1 7 1
山口初美さん	1 7 1
宮路市長	1 7 2
山口初美さん	1 7 2
丸山総務課長	1 7 2
山口初美さん	1 7 2
丸山総務課長	1 7 2
山口初美さん	1 7 2
丸山総務課長	1 7 3
山口初美さん	1 7 3
丸山総務課長	1 7 3
山口初美さん	1 7 3
丸山総務課長	1 7 3
山口初美さん	1 7 3
丸山総務課長	1 7 3
山口初美さん	1 7 3
宮路市長	1 7 3
休 憩	1 7 4
山口初美さん	1 7 4
丸山総務課長	1 7 4
山口初美さん	1 7 4
丸山総務課長	1 7 4
山口初美さん	1 7 4
宮路市長	1 7 4
山口初美さん	1 7 5
宮路市長	1 7 5
山口初美さん	1 7 5
城ヶ崎農林水産課長	1 7 5
山口初美さん	1 7 5
宮路市長	1 7 5
山口初美さん	1 7 6
松田教育総務課長	1 7 6
山口初美さん	1 7 6

松田教育総務課長	176
山口初美さん	176
松田教育総務課長	176
山口初美さん	176
松田教育総務課長	176
山口初美さん	176
松田教育総務課長	176
山口初美さん	176
松田教育総務課長	176
山口初美さん	176
松田教育総務課長	176
山口初美さん	177
豊永学校教育課長	177
山口初美さん	177
奥教育長	177
散 会	178

第5号（9月28日）（木曜日）

開 議	183
日程第1 議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）	183
下御領総務企画常任委員長報告	183
下御領総務企画常任委員長	185
黒田文教厚生常任委員長報告	185
留盛産業建設常任委員長報告	189
日程第2 議案第50号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）	191
日程第3 議案第55号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	191
日程第4 議案第56号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）	191
日程第5 議案第57号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（文教	

厚生常任委員長報告)	191
黒田文教厚生常任委員長報告	191
休 憩	195
日程第6 議案第51号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)(産業建設常任委員長報告)	195
日程第7 議案第52号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	195
日程第8 議案第58号平成29年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	195
留盛産業建設常任委員長報告	195
日程第9 議案第53号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)(総務企画常任委員長報告)	197
日程第10 議案第54号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)(総務企画常任委員長報告)	197
下御領総務企画常任委員長報告	197
日程第11 認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	198
日程第12 認定第2号平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	198
日程第13 認定第3号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	198
日程第14 認定第4号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	198
日程第15 認定第5号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	198
日程第16 認定第6号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	198
日程第17 認定第7号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	198
日程第18 認定第8号平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	198
日程第19 認定第9号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	199
日程第20 認定第10号平成28年度日置市水道事業会計決算認定について	199

田畑純二君	199
宮路市長	199
田畑純二君	200
宮路市長	200
休 憩	200
日程第21 議案第59号吹上支所庁舎建築工事請負契約の締結について	201
宮路市長提案理由説明	201
今村総務企画部長	201
日程第22 閉会中の継続審査申し出について	202
日程第23 閉会中の継続調査申し出について	202
日程第24 議員派遣の件について	202
日程第25 所管事務調査結果報告について	203
閉 会	203
宮路市長	203

平成29年第5回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 7日	木	本 会 議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
9月 8日	金	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月 9日	土	休 会	
9月10日	日	休 会	
9月11日	月	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月12日	火	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月13日	水	委 員 会	予備日
9月14日	木		
9月15日	金	本 会 議	一般質問
9月16日	土	休 会	
9月17日	日	休 会	
9月18日	月	休 会	敬老の日
9月19日	火	本 会 議	一般質問
9月20日	水	本 会 議	一般質問
9月21日	木	休 会	
9月22日	金	委 員 会	議会運営委員会
9月23日	土	休 会	秋分の日
9月24日	日	休 会	
9月25日	月		
9月26日	火		
9月27日	水		
9月28日	木	本 会 議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決 追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 5号	平成28年度日置市土地開発公社決算の報告について
報告第 6号	公益社団法人日置市農業公社平成28年度決算及び平成29年度事業計画の報告について

- 報告第 7号 平成28年度日置市継続費精算報告書の報告について
- 報告第 8号 平成28年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
- 報告第 9号 平成28年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
- 報告第10号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議案第46号 伊集院北小学校校舎建築工事（1工区）請負契約の締結について
- 議案第47号 伊集院北小学校校舎建築工事（2工区）請負契約の締結について
- 議案第48号 日置市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第49号 平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第50号 平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第57号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 吹上支所庁舎建築工事請負契約の締結について
- 認定第 1号 平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成28年度日置市水道事業会計決算認定について
- 陳情第 9号 日置市市議会議員定数削減への陳情書
- 陳情第10号 悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書

第 1 号 (9 月 7 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 5号 平成28年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 6号 公益社団法人日置市農業公社平成28年度決算及び平成29年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 7号 平成28年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 8号 平成28年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第 9号 平成28年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	報告第10号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第11	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第12	議案第46号 伊集院北小学校校舎建築工事（1工区）請負契約の締結について
日程第13	議案第47号 伊集院北小学校校舎建築工事（2工区）請負契約の締結について
日程第14	議案第48号 日置市個人情報保護条例の一部改正について
日程第15	議案第49号 平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第50号 平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第51号 平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第52号 平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第53号 平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第54号 平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第55号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第56号 平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第57号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第58号 平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第25	認定第 1号 平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第 2号 平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	認定第 3号 平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28	認定第 4号 平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 29 認定第 5 号 平成 28 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 6 号 平成 28 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 7 号 平成 28 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 8 号 平成 28 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 33 認定第 9 号 平成 28 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 34 認定第 10 号 平成 28 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 35 陳情第 9 号 日置市市議会議員定数削減への陳情書
- 日程第 36 陳情第 10 号 悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書

本会議（9月7日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	横手裕治郎君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長 東 広 幸 君
上下水道課長 宇 都 健 一 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 長 倉 浩 二 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 宮 下 章 一 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから平成29年第5回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、山口政夫君、樹治美君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間にしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの22日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。次に、監査結果の報告であります。平成29年5月分から平成29年7月分までの例月現金出納検査結果について報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告します。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

6月1日から主な行政執行についてご報告申し上げます。

6月2日に、梅雨や台風、集中豪雨など大きな災害に備えるため、日置市防災会議を開催し、防災計画の推進や防災関係機関相互の連携など、災害応急対策が迅速かつ適切に行われるよう、防災体制の確立に努めました。

次に、6月19日に、第1回日置市まち・ひと・しごと創生本部会議を開催し、総合戦略に掲げる事業の検証、評価を行うとともに、地方創生に向けて今後の主な取り組みや事業内容等を検討しました。

次に、6月26日から7月18日にかけて、地域づくりに係る市長との意見交換会を4地域で開催し、現状と課題など活発な意見交換を行いました。

次に、7月12日から7月15日にかけて、友好都市提携協定を締結しているマレーシア、スパンジャヤ市を表敬訪問し、今後も相互に理解と友好関係の推進に協力していくことを確認しました。

次に、8月20日に、災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づく日置市総合防災訓練を実施しました。19の参加機関と8自治体、約500名の参加のもと、地震や津波、崖崩れなどの災害発生に対し、防災関係機関が相互の連携を保ち、情報連絡、伝達、救出救護、避難誘導などの災害応急対策を迅速かつ適切に行われるよう、防災体制の確立を図

ることと、あわせて、市民の防災意識の高揚を図りました。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載してありますので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第5号平成28年度日置市土地開発公社の決算の報告について

△日程第6 報告第6号広域社団法人日置市農業公社平成28年度決算及び平成29年度事業計画の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第5号平成28年度日置市土地開発公社の決算の報告について及び日程第6、報告第6号広域社団法人日置市農業公社平成28年度決算及び平成29年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第5号は、平成28年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る4月28日に理事会が開催され、日置市土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成28年度の事業報告概況の総括事項といたしまして、住宅団地については新聞、住宅情報誌等で販売促進を図り、1区画の売却を行いました。

工業団地に関しましては、事業用地として5区画を賃貸し、うち1区画は年度末に売却に至ったほか、住宅用地として2区画の売却を行いました。

収支につきましては、収益総額6,890万

3,741円、損失総額3,749万5,911円となり、差し引き3,140万7,830円の当期純利益となりました。

次に、報告第6号広域社団法人日置市農業公社平成28年度決算及び平成29年度事業計画の報告についてであります。

去る6月1日に決算総会が開催され、日置市農業公社から平成28年度決算報告書及び平成29年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

28年度の実績につきましては、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を柱に、計画的に事業を推進しました。

平成28年度の日置市農業公社の収支状況につきましては、平成28年度正味財産増減計算書の表により、全体収入合計で7,300万4,959円、全体収支合計額が7,372万2,827円で、次期繰り越し収支差額はマイナス71万7,868円となりました。

また、平成29年度事業計画につきましては、これまでと同様に、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を3本の柱として充実強化を図ります。

なお、引き続き、生活困窮者支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援も行ってまいります。

以上、2件報告いたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第5号及び報告第6号の2件についての報告を終わります。

△日程第7 報告第7号平成28年度日置市継続費精算報告書の報

告について

△日程第8 報告第8号平成28年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第9 報告第9号平成28年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

△日程第10 報告第10号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

○議長（並松安文君）

日程第7、報告第7号平成28年度日置市継続費精算報告書の報告についてから、日程第10、報告第10号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についてまでの4件を一括議題とします。

4件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第7号は、平成28年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

平成28年度日置市継続費精算報告書の総務費の庁舎整備事業費が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号は、平成28年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結赤字比率につ

いては、赤字額はありませんでした。

実質公債比率については、早期健全化基準が25.0%に対して6.4%、対前年度比1.5%改善、将来負担比率については、早期健全化基準が350.0%に対して22.2%、対前年度比3.9%悪化と、基準値を大きく下回っている状況でございます。

次に、報告第9号は、平成28年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計及び水道事業会計について、資金不足はなく、経営の健全性も保たれているところであります。

次に、報告第10号は、専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についてであります。

市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告申し上げます。

以上、4件ご報告いたします。

○議長（並松安文君）

これから4件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第7号から報告第10号までの4件についての報告を終わります。

△日程第11 諮問第1号人権擁護委員
の候補者の推薦につき議
会の意見を求めること
について

○議長（並松安文君）

日程第11、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成29年8月31日をもって退職した前委員の後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

西展孝氏の経歴につきましては、資料を添付してあります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議と認めます。したがって、諮問第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。お諮りします。本件について、西展孝氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、西展孝氏を適任者として認めることに決定しました。

△日程第12 議案第46号伊集院北小学校校舎建築工事（第1工区）請負契約の締結について

△日程第13 議案第47号伊集院北小学校校舎建築工事（第2工区）請負契約の締結について

○議長（並松安文君）

日程第12、議案第46号伊集院北小学校校舎建築工事（第1工区）請負契約の締結について及び日程第13、議案第47号伊集院北小学校校舎建築工事（第2工区）請負契約の締結についての2件を一括議題とします。

2件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第46号は、伊集院北小学校校舎建築工事（第1工区）請負契約の締結についてであります。

伊集院北小学校校舎建築工事（第1工区）を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

次に、議案第47号は、伊集院北小学校校舎建築工事（第2工区）請負契約の締結につ

いてであります。

伊集院北小学校校舎建築工事（第2工区）を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

以上、2件の内容につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（満留雅彦君）

それでは、議案第46号及び議案第47号伊集院北小学校校舎建築工事1工区及び同工事2工区の請負契約やの締結について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第46号伊集院北小学校校舎建築工事（第1工区）請負契約を次のとおり締結するものでございます。

1、目的は、伊集院北小学校校舎建築工事1工区。2、工法は、公募型指名競争入札。3、金額は、3億9,420万円。4、相手方は、前屋敷・東福特定建設工事共同企業体です。代表者は、鹿児島市新栄町1番15号、株式会社前屋敷組、代表取締役前原幸八でございます。

構成員は、日置市東市来町養母9356番地1、有限会社東福産業、代表取締役東福健でございます。

次のページに建設工事請負契約書を添付してございますので、お開きください。

1、工事名、伊集院北小学校校舎建築工事（1工区）2、工事場所、日置市伊集院町下神殿、3、工期は議決後の日から平成30年1月31日までを予定しております。4、請負代金、3億9,420万円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は2,920万円です。5、契約保証金、3,942万円。6、解体工事に要する費用等は別紙のとおりと記載してあります。

内容としましては、解体工事に要する費用はなく、廃材等の再資源化等を行うための施設の名称及び所在地の3カ所が記載され、その費用は運搬費等120万円となっております。

その工事について、契約担当者と請負者はおのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、別紙の共同企業体協定書により、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。この契約のあかしとして、本契約書を3通作成し、当事者が記名押印の上、各1通を保持する。

なお、契約書第54条で、この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとするとなっております。

仮契約締結の日は、平成29年8月16日でございます。

次のページに、入札結果を添付しておりますので、ごらんください。

入札執行日は平成29年8月10日です。予定価格は、消費税を抜いた金額で3億7,051万4,000円です。落札金額は3億9,420万円でございます。入札の参加者につきましては、日置市内の会社4社と日置市内の会社が共同企業体を結成した特定建設工事共同企業体3社、合わせて7社から応募がございました。

前屋敷・東福特定建設共同企業体の予定価格に対する落札率は98.51%でございます。

次のページに、落札者の主な工事経歴を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、次のページは図面になります

けれども、後ほど説明させていただきますので、図面を5枚めくっていただきたいと思っております。

次に、議案第47号伊集院北小学校校舎建築工事（第2工区）請負契約を次のとおり締結するものでございます。

1、目的は、伊集院北小学校校舎建築工事（2工区）。2、工法は、公募型指名競争入札。3、金額は、2億4,300万円。4、相手方は、坂本・東特定建設工事共同企業体です。代表者は、鹿児島市西千石町3番10号、坂本建設株式会社、代表取締役久木田純隆でございます。構成員は、日置市伊集院町徳重3丁目13番地8、株式会社東建設、代表取締役東勇二でございます。

次のページに建設工事請負契約書を添付しておりますので、お開きください。

1、工事名、伊集院北小学校校舎建築工事（2工区）。2、工事場所、日置市伊集院町下神殿。3、工期は議決後の日から平成30年1月31日までを予定しております。4、請負代金額、2億4,300万円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,800万円です。5、契約保証金、2,430万円。6、解体工事に要する費用等は別紙のとおりと記載してあります。

内容としましては、分別、解体等の工法としまして、外構工事の工程において、手作業、機械作業の併用で行い、その費用は34万7,500円となっております。

この工事について、契約担当者と請負者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、別紙の共同企業体協定書により、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約のあかしとして、本契約書を3通作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

なお、契約書第54条で、この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとするとなっております。

仮契約締結の日は、平成29年8月16日です。

次のページに、入札結果を添付しておりますので、ごらんください。

入札執行日は平成29年8月10日です。予定価格は、消費税を抜いた金額で2億3,330万9,000円です。落札金額は2億4,300万円です。入札の参加者としましては1工区に同じく、日置市内の会社4社と日置市内の会社が共同企業体を結成した特定建設工事共同企業体3社、合わせて7社から応募がございました。

この中で、1工区受注しました前屋敷・東福特定建設工事共同企業体は辞退となっております。

坂本・東特定建設工事共同企業体の予定価格に対する落札率は96.44%でございます。

次のページに落札業者の主な工事経歴を添付しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

次に、図面についてご説明を申し上げます。ページを戻っていただきまして、A3版の図面をお開き願いたい、お願いいたします。

1枚目が、配置図でありまして、中心部に工事箇所を新校舎と記載して表示してございます。斜線部分が1工区で、その上の北側に当たります黒く塗ってある部分と右側の東側に当たります同じく黒く塗ってある渡り廊下部分が2工区となります。

建物は、鉄筋コンクリートづくり、2階建てで、延べ床面積2,993.11m²でございます。

す。斜線部分の1工区が1,933.57m²、黒く塗りました部分が2工区が1,059.54m²となっております。

次のページの図面が1階の平面図でございます。普通教室、特別支援教室、職員室、多目的室、家庭科室等を配置しております。

次のページの図面が2階の平面図でございます。普通教室、図書室、図工室、音楽室、多目的室、理科室等を配置しております。

次のページの図面が塔屋階、屋根、伏せ図でございます。

次のページが最後の図面になりますが、それぞれの方角から見た立面図でございます。

今後、当該建築工事のほか、電気設備工事、機械設備工事等を予定しておりますが、屋内・屋外の区分を行った上で、6つの工区に分割して発注することとしております。

以上で、補足説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○15番（西園典子さん）

お尋ねしたいと思いますが、1工区、2工区とも鹿児島市の事業所と地元日置市の事業所の共同体ということでございます。代表者には鹿児島市のがなっております、構成員として日置市の事業所がなっておりますが、この共同体で取り組まれる場合に、両方で共同していらっしゃるということでございますけれども、請け負ったり、またその雇用の状況とか割合などがどのような2つのそれぞれが分担してしていらっしゃるのかが、もしわかれば教えていただけたらと思います。

これをお尋ねするのは、地域雇用とか地域の事業所が参加して、どのくらい参加していただけるのかと、税金を使ったこの事業にどれだけ共同体でしていただく中でどれだけ地域の事業所にしていただけるのかなど、そ

こをお尋ねしたい旨でお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

この構成員、2社の構成となっております。いわゆる親子という関係で、構成員のほうの子の市内業者につきましては、出資比率が30%以上となっておりますので、構成員のそれぞれが。ですから、少なくとも30%以上の比率で子のほうの市内業者も出資比率になっているということでございます。

そういったことから、それなりの比率に応じて請負をされるということで考えております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

30%出して、構成比率であるということは、実際の工事におきますそれぞれの請負金額という割合はわかってはいないのでしょうか。もしわかっておりましたらお願いいたします。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

市のほうの応募要件に関しましては、今申し上げました出資の比率が30%以上ということでございますので、35%であるか48%であるか、それはもう個々の会社の相関の関係数でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ございませんか。

○12番（黒田澄子さん）

済みません。この工事車両の入る入り口はどこら辺になるのかということと、家庭科室というのは新たにきれいなものが準備室までできますけれども、その現在の図面から見ますと、家庭科室は渡り廊下を通して1個だけ別になっております。ここも耐震に引っかかって、でき上がった後は取り壊されることになるのか、2点についてお尋ねいたします。

○教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

工事車両につきましては、現在の学校の校門になっております部分からの車両進入になります。プールの横を通りまして、裏の校庭側に入っていくということでございます。児童につきましては、新たに国道側に校門を建設中でございますので、そちらを通行して、安全対策を図っているところであります。

あと、家庭科室等の取り壊しにつきましては、全ての校舎が完成をしましてから取り壊しということになっております。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号及び議案第47号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号及び議案第47号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。議案第46号は決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号伊集院北小学校校舎建築工事（第1工区）請負契約の締結については可決されました。

これから議案第47号について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。議案第47号は決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号伊集院北小学校校舎建築工事（第2工区）請負契約の締結については可決されました。

△日程第14 議案第48号日置市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第14、議案第48号日置市個人情報保護条例の一部改正について議題とします。

本案について提案の理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第48号は、日置市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正の内容を参酌し、個人情報の定義及び要配慮個人情報の取り扱いに関する規定を配備するため、所要の改正をし、あわせて、条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（今村義文君）

それでは、議案第48号日置市個人情報保護条例の一部改正について、別紙により補足

説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年5月30日に、改正行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されたことに伴い、同法の改正内容を参酌して条例の一部を改正するものでございます。

別紙をお開きください。第2条第1項及び第2項の改正についてでございますが、第1項に規定していた個人情報の定義を第2項に、第2項に規定していた実施機関の定義を第1項に規定し、規定の順序を整理するものでございます。

また、実施機関の定義の規定ぶりはそのままでありますが、個人情報の定義につきましては、氏名、生年月日、その他の記述等に文書、図画、もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作、その他の方法を用いてあらわされた一切の事故と括弧書きによる規定を加えたこと及び個人情報に個人識別符号が含まれるものを明記したことにより、個人情報の定義を明確化するものでございます。

第2条中、第3項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に第3項及び第4項を加える改正でございますが、第3項は第2項で、個人識別符号が含まれるものと明記したことにより、個人識別符号を定義する規定でございます。

個人識別符号とは、具体的には規則で定めることとなりますが、DNA、顔、目の光彩、声紋、静脈、指紋など、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号等や旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、被保険者証など、個人の割り当てられた文字、番号、記号等のことで、これらも個人情報に含まれることを明確化することになります。

次のページになります。第4項は、要配慮個人情報を定義する規定でございます。要配

慮個人情報とは、本人に対する不利益が生じないように、取り扱いに特に配慮を要する本人の人種、信条、社会的韻文などの個人情報をいいます。

第4条の改正は、電磁的記録の定義を第2条に規定したことにより、第4条の規定から定義を削る改正となります。

第6条の改正は、棄損の文字を漢字に改めるものでございます。

第10条の改正は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報が記録された公文書を使用するものを開始するときの個人情報取扱事務登録簿への登録項目として、記録情報に、要配慮個人情報が含まれるときはその旨を追加する改正でございます。

13条の改正は、開示請求があった場合に、開示できない情報として、開示請求以外の個人識別符号を加えるもので、第2条で個人識別符号を規定したために第13条及び第14条において個人識別符号を加える改正でございます。

附則第1項では、この条例は平成29年10月1日から施行することとしております。

附則第2項は、この条例の施行の際に、個人情報を取り扱う事務であって、記録情報に要配慮個人情報を含むものについては、この条例の施行後、遅滞なく個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供するものとする経過措置を規定するものでございます。

附則第3項は、日置市情報公開条例の一部を改正する規定であります。

次のページになります。日置市個人情報保護条例の第2条第2項の個人情報の定義、規定において、氏名、生年月日、その他の記述の次に、文書、図画、もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作、その他の方法を用いてあらわされた一斉の事項を言うという規定を加えたことから、日置市情報公開条例第7条における個人に関

する情報においても、日置市個人情報保護条例にあわせて改正を行うものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

ただいま上程をされましたこの個人情報保護条例の一部改正、この中で、要配慮個人情報の取り扱いについて、特に質疑をしたいと思っております。

向こう3軒両隣という言葉がございました。今日みたいに、突然に雨模様になってくると、誰とはなしに隣組で洗濯物を取り込んで、背戸屋からそろいとその隣の家に入れ込んだものであります。しかし、今では、隣は何をする人ぞというふうに、何か世相が随分と変わったような気がしております。

そこで、今回の国の法改正に伴う行政上の法令の部分だろうと思っておりますけれども、一般的な個人情報保護法の改正についても、いわゆる大企業、あるいは大きな団体などに倣って、5,000人以下の、言ってみれば二、三人の従業員がいる会社でも団体でも、この個人情報の保護に関してはしっかりと守りなさいというふうに規定をされた、むしろ厳しくなってきたというふうに解釈をしております。もちろん、そのことを正しく使って、これからしっかりと利用していこうという面もあるだろうと思っておりますが、この要配慮個人情報をご承知のように、あらかじめ本人の同意を得ないと取得できない。そして、本人の同意を得ないと第三者にも伝えることができないというふうに規定をしてあります。

少子高齢化が日置市も進んでおりますし、ますます過疎化が進んでおります。そのために、住民同士がこれまで以上に助け合っていかなければならないというのが、この地域づ

くり、社会づくりだというふうに思います。行政の力だけではとても及ぶものではありません。マンパワーをみんなで駆使して頑張らなければいけない中で、本市の中でも多くの民生委員の方々、あるいは児童委員、そして母子保健推進委員とかいろんな方々が、もうほとんどボランティアに近い状態で市民の日常の安全を、あるいは生活の安定をしっかりとフォローをする活動をされております。そういった方々が、そのとうとい活動をされるときに、必要な情報を行政に求める場合、仕事をする上で必要な情報を求める場合に、これが、今回の改正がネックにならないだろうかというような気がするんですが、いかがでしょうか。

もちろん、地方公共団体の委託を受けて、法令の定める事務を遂行する場合は除外をするという規定はありますけれども、果たしてそのとおりにいくのでしょうか。どうでしょうか。

そしてもう一つ、この住民の個人情報にかかわる部署というのは、実施機関、この行政の中でいろんな部がございます。課がございます。そういったところに関する条例、例えば日置市税条例とかあるいは介護保険とかいろんなところもそうでしょう。住民の方々に直接関係する条例を持つそういった課の部署の扱う条例等については改正などの必要はないのかということをお伺いします。

あわせて、条例改正の必要がなければ、条例の運用の仕方、運用面について今後どのような、この改正をしたことを徹底をされていくのか、そこら辺の関係についてお示しをいただきたいと思います。

○総務企画部長（今村義文君）

要配慮個人情報の取り扱いについては、民間部門には個人情報の保護に関する法律があり、その中で、議員のおっしゃる、本人の同意や、地方公共団体の委託を受けたものが法

令の定める事務を遂行する場合は除かれる等の規定がございます。

本市においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を参酌して、個人情報保護条例を一部改正するものであります。

新たに定義づけしました要個人情報は、個人情報の一つの類型でありまして、改正にはかかわらず、個人情報に包括されるものでございます。このことから、民生委員等の職務に係る個人情報については、条例第8条第1項の規定により、従来から提供が可能であり、本改正によって民生委員等の活動に影響はないものと考えております。

また、2点目の、他の条例改正は必要ないかということですが、現段階では、本改正による他の条例への影響が認められないため、他の条例の改正は必要ないと考えております。

以上です。

○21番（池満 渉君）

了解をいたしました。もちろん、全体的にはこれらの条例だけにかかわらず、全体の網として個人情報保護法が適用されるということは理解をいたします。

私は、たしか合併前だったと思いますけれども、ある民生委員の方から、私は受け持ち地域の方を、孤独死をさせてしまったというふうに、非常に悔やまれる話を聞いたことがあります。どういうことですかとお尋ねをしましたら、役所の担当者に、その受け持ちのところの高齢者の方の病状やはどうなんですか、今どんなふうですか、病院はどうなんですかというふうにちょっと参考までに聞きにいったら、個人の病歴と、あるいは入院をしている病院とかなんとかということについてはなかなか、個人情報だから出せないというような話だったということで、ちょっとつかめなかった。その結果といいますか、それが原因ではないけれども、ちょうど3日目に、その高齢者の方のお宅に行ったときに、

亡くなっておられたということで、非常に残念がっておられた。

今回の改正と直接かかわることではないのかもしれませんが、私は必要な方には必要な仕事というような部署については、やっぱり行政が保有する情報をしっかりと、もちろん判断をして、いいのか悪いのか判断をして、広く提供すべきだろうというふうに思います。

この条例の中に、公文書に限るというようなことを書いてございますので、幾らか安心をしたところでありませうけれども、本市も個人情報保護条例とあわせて情報公開条例がございまして、まさに表裏一体の条例と言えらると思います。

この公文書ということについては、その内容をどのようなものかということ、例示してありますので大体おわかりだろうと思いますが、私は、いわゆる公文書とか何とかというものは、行政機関・実施機関の職員が仕事をするために、これまで知り得たあるいは集めた情報データ全てがいわゆる公文書だろうと思います。ですから、ここ辺の定義をしっかりと何もかもにがっちりかけるんじゃないで、やっぱり運用の面で柔軟な対応をしていくべきだと、していただきたいというふうに思うわけでありませう。

個人情報取り扱い事務登録簿などに登録をして、これが公文書ですよというような言い方をしたりしてはいますけれども、やっぱり職員が持ついろんな情報、さまざまな情報は公文書というような解釈を私はしております。

個人の情報公開をすることは非常に大切なことであり、さらに、これからもっともっと保護されるべきものだろうと思います。もちろん議会の中で法や条例などをしっかりと議論をして、それについて行政の方々は、それをもって仕事をされているわけでありませうので、私がきょう質疑をすることが、少しどうなのかという気もしないでもないんです。

しかしながら、これから市民が本当に助け合って日置市をつっていくためには、マンパワー、住民の方々の力を借りないといけない。そのためには必要な情報も共有できるような体制をぜひとっていただきたいと、必要な情報は、必要な方々にしっかりと提供できるようなそんな思いを、ぜひ今回の改正でガチガチにやるということではなくて、そのような運用をやっていただきたいと、そう願います。

そんな思いを酌んでいただいた改正になっているのかということを確認をして質疑を終わりたいと思います。いかがでしょうか、今回の改正が、まさにガチガチではなくて、しっかりと運用面では市民のためになるような運用をしていきたいということになるのか、いかがでしょうか。

○総務企画部長（今村義文君）

今回の場合も国の行政機関の法律、これを参酌しておりますので、今、議員がおっしゃいましたように、そのような状況で運用をしていきたいと考えております。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第48号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号日置市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第16 議案第50号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第17 議案第51号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第18 議案第52号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第19 議案第53号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第20 議案第54号平成29年度日置市健康交流館事業特別補正予算（第1号）

△日程第21 議案第55号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第22 議案第56号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第23 議案第57号平成29年

度日置市後期高齢者医療
特別会計補正予算（第
4号）

△日程第24 議案第58号平成29年
度日置市水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第15、議案第49号平成29年度日
置市一般会計補正予算（第4号）から、日程
第24、議案第58号平成29年度日置市水
道事業会計補正予算（第1号）までの10件
を一括議題とします。

10件について、提案理由の説明を求めま
す。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第49号は、平成29年度日置市一般
会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ
8億4,603万8,000円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259億
5,243万7,000円にするものでありま
す。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決
定、前年度繰越金の確定、臨時財政対策債の
確定に伴う予算措置と、放課後健全育成事業
費、農地耕作条件改善事業費、地方道路整備
事業費、過年補助公共土木施設災害復旧費な
どの予算措置のほか、所要の予算を編成いた
しました。

まず、歳入の主なものでは、地方交付税で、
普通交付税の額の決定により3億7,844万
1,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、過年補助公共土木施設災
害復旧費国庫負担金、地方創生推進交付金の
増額など3,940万4,000円を増額計上
いたしました。

県支出金では、子ども・子育て支援交付金、
農地耕作条件改善事業費県補助金、地域振興

推進事業費県補助金の増額など6,632万
1,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附金と指定寄附金を合
わせて3億4,937万6,000円を計上い
たしました。

繰入金では、税制調整基金繰入金の減額な
ど1億5,261万7,000円を減額計上い
たしました。

繰越金では前年度繰越金の確定により1億
7,703万9,000円を増額計上いたしま
した。

市債では、臨時財政対策債の確定による減
額など2,320万円を減額計上いたしまし
た。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、防
災服購入など40万7,000円を増額計上
いたしました。

総務費では、ふるさと納税返礼品の報償費
の増額、まちづくり応援基金積立金の増額、
防犯カメラ導入設計費業務委託料の増額など
5億9,652万円を増額計上いたしました。

民生費では、日吉デイサービスセンター屋
根防水改修工事の増額、放課後児童健全育成
事業費の増額など2,249万2,000円を
増額計上いたしました。

衛生費では、体験型健康医学教室開催に伴
う委託料の増額、生ごみモニター事業の参加
自治会増に伴う事業費の増額など991万円
を増額計上いたしました。

農林水産業費では、新規需要茶園推進整備
事業費の増額、鳥獣被害対策実践事業費の増
額、農地耕作条件改善事業費の増額、県単林
道事業費の増額など757万5,000円を
計上いたしました。

商工費では、旅する新虎マーケット出展に
伴う参加負担金の増額など609万3,000円
を増額計上いたしました。

土木費では、河川等災害関連事業費の増額
など5,730万円を増額計上いたしました。

消防費では、全国消防救助技術大会不参加に伴う旅費の減額など162万4,000円を減額計上いたしました。

教育費では、吹上浜公園人工芝サッカー場基本設計委託料の増額など3,345万9,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、現年補助農地農業用施設災害復旧費など5,090万円を増額計上いたしました。

次に、議案第50号は、平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,035万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,009万7,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第51号は、平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ224万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,809万9,000円とするものであります。

歳入では一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では、公債費で、起債償還の利子の確定に伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第52号は、平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりです。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,638万8,000円とする

ものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰入金と繰越金の調整額を計上いたしました。

次に、議案第53号は、平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,937万2,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では、予備費の増額計上をいたしました。

次に、議案第57号は、平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は規定の歳入歳出予算のとおりです。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,459万3,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、繰入金と繰越金との調整額を計上いたしました。

次に、議案第55号は、平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,335万5,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰入金と繰越金との調整額と、基金利子の増額を計上いたしました。

歳出では、基金積立金の増額を計上いたしました。

次に、議案第56号は、平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1億7,884万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58億568万円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、前年度精算に伴う償還金などの増額を計上いたしました。

次に、議案第57号は、平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ57万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ6億7,606万3,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金などの増額を計上いたしました。

次に、議案第58号は、平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出の予算では、支出額から63万3,000円を減額し、水道事業費を8億4,948万4,000円とするものであります。

歳出では、水道事業費用の営業費用で、人事異動等に伴う職員手当等の減額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出の予算では、支出額から576万4,000円を減額し、資本的支出を5億2,006万円とするものであります。

支出では、資本的支出の建設改良費で、人事異動等に伴う給料等の減額などを計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。（発言する者あり）

済みません。2つほどちょっと訂正をさせていただきます。

16ページの、「54」号を「57」と言いましたので訂正をお願いいたします。

それと、18ページ、「支出」ではというところを「歳出」といいましたので、この2点の訂正をお願いします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第49号から議案第58号までの10件について質疑を行います。

まず、議案第49号について、発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

○20番（田畑純二君）

私は議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）について質疑をさせていただきます。

私の所属する総務企画常任委員会に属する以外の案件について、3点ほど質疑をさせていただきます。答弁する担当課長は、できるだけ細かく、具体的にわかりやすく、誠意を持って答弁してください。

まず、1番目、説明資料の20ページ、6款1項3目15節工事請負費補助事業、新規需要茶園推進整備事業補正についてでございます。2つの整備費が計上されておりますが、この2つの整備費は、いつ、どんな内容で実行するのかなどの、おのおの具体的な内容と、この2つの金額の算出根拠を含めて、具体的にわかりやすく説明願います。

2番目、21ページ、6款1項3目19節補助金及び交付金、新規就農後継者育成事業費補正、吹上地域1人就農10万円掛ける6月、10月から60万円、これについてで

ございます。補正前の2人と3組の予算額は吹上地域1人就農に補正された具体的理由と、今後の4地域ごとの予定就農者数と予定補助金額を予想できる範囲で説明願います。

3点目、34ページ、10款6項2目13節委託料、投資的委託料、吹上浜公園施設管理運営費補正、人工芝サッカー場基本設計業務に伴う補正でございます。この設備設計の完成時期と、この金額の算出根拠を具体的にわかりやすく説明願います。そして、このサッカー場は、いつ、吹上浜公園のどこに、どんな内容で建設予定で、いつごろから使用可能で、利用者はどこの誰を、年間何人ぐらい見込み、年間使用料金額と全体の建設予定金額、このことにつきましては今まで一般質問とか、当初予算の中でも説明があったんですけども、その後、変わった点とか、あるいは改めてこうするとかいうことも予想されますので、私は改めて具体的に以上のことを説明を求めます。

以上3点。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時23分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

県の地域推進事業の2次募集に伴います今回のこの茶園棚の整備事業でございますが、近年、需要が伸びております抹茶の原料となる碾茶や玉露の栽培技術実証圃を設置し、玉露茶の新たな商品開発と、美山を訪れる観光客へのおもてなしの拠点として整備をするものです。

場所は東市来町美山池駐車場近くの荒廃した茶園で、約3,700m²でございます。事業期間は、10月から翌年3月までを計画

しております。荒廃茶園整備の200万円のうち抜本工事に172万円、その後の整地工事に28万円を予定しております。

また、碾茶や玉露栽培では、摘採前に約20日間の遮光が必要となりますので、その遮光ネットを設置する棚を整備いたします。棚整備費の612万円のうち、本体工事に309万円、遮光施設工事に303万円を予定しております。なお、植栽費として50万円、苗木6,000本分を予定いたしております。

次に、新規就農後継者育成事業費でございます。

今回、新たに農業後継者に認定されました吹上の1名の方につきましては、本年10月から3月までの半年間と来年度に継続しまして半年分の支援金交付として予定いたしております。

また、当初予算の2人と3組につきましては、既に支援金の交付中でありまして、地域別には、東市来が1人、伊集院が1人と2組、吹上が1組と、合計2人と3組となっております。なお、後継者が単身の場合、月額10万円、夫婦の場合15万円の支援金となっております。

今後につきましては、来年度新たに新規就農、または後継者として認定される候補者を3件ほど想定いたしております。地域別には東市来で後継者2人、吹上で新規就農が1組の予定でございます。

補助金としましては、今回補正に計上しました吹上の方の残り半年分を含め、現段階では合計516万円を想定いたしております。

以上です。

○社会教育課長（梅北浩一君）

ただいま質問にありました設計の完成時期とこの金額の算出根拠ということですが、まず、設計につきましては、おおむね4カ月程度を見込んでおります。

また、金額の算出根拠ですが、設計業者による見積もりによるものであります。内容につきましては、サッカー場の基本計画、保安林の解除、林地開発行為、用地測量等が含まれております。

また、サッカー場の使用、いつ、どこでというようなご質問ですが、時期につきましては平成30年度中に建設開始を予定しております。場所につきましては、旧吹上キャンプ村の北側の市有地3万6,550m²でございます。

内容につきましては、人工芝サッカー場2面、それとこれは照明施設を含みます。それとレストハウス、防球フェンス、駐車場等の施設でございます。また、使用可能日につきましては、基本設計が終わりまして実施設計がおおよそ3カ月、工期につきましては類似施設を見ますと8カ月から10カ月かかっておりますので、使用可能日につきましては平成31年度中になると思われま

す。利用者につきましては、市内、市外、県外のサッカー競技者及び多目的に市民の利用者を考えております。グランドゴルフ等の利用も考えておりますので、そういうサッカーだけではないという利用者になります。

年間の利用人数、利用料金等の見込みでございますが、利用人数につきましては団体競技のため、人数等については把握が難しいんですが、年間の稼働率で言いますと、近隣市の人工芝2面のサッカー場がございますが、稼働率が80%を超えておりますので、本市においても、それに近い稼働率を見込んでおります。

使用料の額につきましては、まだ使用料の額の確定はしておりませんが、近隣市の料金で積算した場合、年間95万円程度を見込んでおります。

それと建設予定計画でございますが、吹上浜公園サッカー場（仮称）ですが、建設あり

方検討委員会から提言を受け、平成30年度予算にて実施設計を経て工事着工を考えております。全体事業費は6億5,000万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、西園典子さんの発言を許可します。

○15番（西園典子さん）

私は、平成29年度一般会計9月補正予算案説明資料の10ページにおきまして02款01項11目13節の諸費、投資的委託料290万円についてお尋ねをいたします。

防犯対策費として防犯灯LED化導入支援50万円に防犯カメラ導入事業設計業務委託290万円をプラスするというふうに解釈いたします。防犯灯が明るいLEDに変わったりしまして、夕暮れ時に部活帰りの子どもたちや、女性たちも明るく安心して、まちが通れるというふうに私たちは喜んでいたりしている現状でございました。

市長は、さきの選挙のマニフェストにおきまして、防犯カメラ設置を公約に挙げていらっしゃったようでございます。新しい設備や施設や既存の公共施設とか、また道路などの建物の内外、かなり設置があるようにも感じております。防犯に関しましては、防犯灯設置の町なか防犯灯に関しましては、防犯灯の設置の要望などもあっちこちで、まだ不十分であり、もっと充実がほしいという声も聞いたりもしております。防犯カメラ設置に至る動機とかきっかけ、目的などをまず伺います。

2番、データ保存とか、データの開示、利用のあり方などを含めまして個人情報とかプライバシー保護、そういうものとの兼ね合いをどのように考えて対処なさるかということを伺いたいと思います。

3番目、インターネット上で世界中に映像が流されたりするという事例もあったりして、

私もスマホで見たりしたこともありますけれども、セキュリティー関係をどのようになさるのかということ伺います。

4番目、設計業務委託が290万円でございますので、総事業費は幾らなのか。また、設置にかかる期間とか、台数とか、場所とか、財源などをどのように考えておいでなのかを伺います。

以上です。

○総務課長（丸山太美雄君）

ご質問につきましてお答えしたいと思います。

まず、防犯カメラの導入の経緯ということでございますが、市民の安心・安全を守るためにはさまざまな防犯対策の実施が不可欠と考えております。これまで防犯灯の設置や防犯パトロールなどの防犯対策を実施してまいりましたが、今回、犯罪の防止を目的に防犯カメラの設置を検討しているところでございます。

次に、個人情報やプライバシーとの保護の兼ね合いはどうかということでございますが、防犯カメラにつきましては、伊集院駅に6台が設置済みでございます。管理体制や画像の管理等の規定等は、日置市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱と、日置市個人情報保護条例により運用しているところでございます。新たに防犯カメラを設置する場合も同様の取り扱いであり、個人情報やプライバシーは保護されるものと考えております。

次に、セキュリティーの関係のご質問でございますが、防犯カメラの画像は設置目的以外の利用や提供はできないものでありまして、またネットワークとは切り離して運用ということになります。セキュリティーの関係については問題は生じないと考えているところでございます。

設計業務委託の290万円の関係で総事業費、設置にかかる期間、台数、場所、財源な

どのご質問でございますが、今回の補正予算で設計業務委託290万円を計上しておりますが、防犯カメラの効果的な設置のための市場や設置個所の検討を今回行うものでございます。総事業費、設置にかかる期間、台数、場所、財源を含めまして、今後、設計業務委託により詳細について検討を行うこととなります。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

多くのことは今から細かくは進めていかれるということでございます。私がちょっと懸念していることは、防犯灯は防犯灯とまたこのカメラというのは目的がちょっと違う。防犯灯は明るくして、まちを安心して行ける、暮らせる、通れるというような目的があって犯罪防止につながると。このカメラはやはり今お話にありましたように、犯罪防止、また監視、そして、それが抑止力につながっていくという両方とも必要なことであるということはお話にありますが、両方とも充実というか、あったほうが良いということは私も異存はありません。

それで、このことによってもっと防犯灯の設置などがやはり望まれているところを、今後もまた広げていかれるということも続けていかれるということを希望いたしますが、そのところをお答えいただけましたら、後は委員会のほうで充分検討していただけたらと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

現在の防犯灯につきましては、従来の防犯灯をLED化を進めておりまして、実際の明るさ、あとは耐用年数等の関係で防犯灯についてLED化を年次的に進めているところでございます。

今後、防犯灯につきましても今あるところをLED化を進めておりますので、その事業が終了後、また必要な箇所につきましては、

要望等を踏まえて検討するということは必要かと考えます。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、佐多伸至君の発言を許可します。

○2番（佐多申至君）

議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）の中の予算資料の34ページ、10款6項2目13節の体育施設委託料について、先ほど同僚議員のほうからも同意見の質問が出ておりましたが、私は別な観点での質問をさせていただきたいと思えます。

投資的委託料として、人口芝サッカー場基本設計業務に伴う補正予算2,010万円が計上されております。前回の6月議案で、サッカー場の建設検討委員会出会謝金19万4,000円ほど出たと思うんですが、それが前回に議決されたばかりで、その検討委員会の協議内容もまだ報告もございません。

また、現在、いろいろ地域でこの件について話を聞くと賛否両論ある。このサッカー場をさまざまな視点から議論しないうちに、また、体育施設、宿泊施設、観光・商業などの全体的かつ将来的グラウンドデザインが我々市民も含め、市民に伝えられないままに、先ほどさまざまな同僚議員の質問に当局が答えておりましたが、そういった内容も全く我々は知りません。

その中で基本設計の予算が2,020万円、この金額がいきなり出てくるということは、これはもう当局サイドの一方的な進め方ではないかと私は思います。その中で、まずは私の最初の質問に対して、当局のお考えをお聞かせ願いたいです。よろしくをお願いします。

○社会教育課長（梅北浩一君）

ただいまの質問に伴います回答ですが、6月議会におきまして建設検討委員会の謝金を予算計上し、議決をいただきました。第

1回日置市吹上浜公園サッカー場（仮称）であります。建設あり方検討委員会を8月16日に開催しております。

建設あり方検討委員会は、建設等における事項について教育委員会に提言することとしております。今後も引き続き詳細に検討をしていただくこととしております。最終的に提言をいただきました時点で、議会への報告も行いたいと考えているところでございます。

また、今議会での基本設計の予算化についてであります。建設あり方検討委員会での協議内容について、初期の段階から基本設計に反映させ、基本設計から実施設計への事業実施を円滑かつ計画的に進めていくとともに、平成30年度の鹿児島県地域振興推進事業補助金特別枠での交付金事業を活用し、進めていきたいということから、今年度中に基本設計を終え、平成30年度事業としての実施するためでございます。

以上です。

○2番（佐多申至君）

それは、あくまでも当局がもう建設していくよ、という意向のもとで進めているんじゃないかと思うんですが。また、その検討委員会のメンバーたるものがどういったメンバーなのか、実際、我々は全く確実的な文書もいただいております。また、そういった今当局が考えていらっしゃる意向が全く見えていないわけです。だから、そういった当局だけの考えだけではなくて、それを市民に知らしめた上で、設計に入るのが当たり前じゃないかと、私はそう思うんです。

ですので、2回目の質問といたしましては、その検討委員会のメンバーを明らかにしてほしい。また、そういった検討委員会のメンバーの中に反対論、いろんなそういうのも含めて検討していただいているのか。そういったのを、お答えをお願いします。

○社会教育課長（梅北浩一君）

まず最初に、人工芝サッカー場の建設検討委員会の委員の方々ですが、学識経験者として3名、これは九州サッカー協会の代表の方、それと鹿児島県サッカー協会の代表の方、それと九州経済研究所の方、それと他委員としまして日置地区の高体連のサッカーの専門部の代表、それと地区の中体連のサッカー専門部の代表の方、それと地区の少年団のサッカー連盟の代表の方、それと市の体育協会の代表、それと市のスポーツ推進委員の女性代表、それと日置市運動普及推進協議会の女性代表の方、それと日置市施設利用促進協議会の代表の方10名をお願いしているところでございます。

以上です。

○2番（佐多申至君）

質問が限られておりますので、ここでなかなか議論するのは難しいような気がしますが、今話の内容がいわゆる市民に伝わっていないことを私は言っておるわけです。当局だけでそういったメンバーはわかっていらっしゃるのであれば、私なりのこういった例えば議員の今回の会議にそういった資料を添付するか、そういった当局が考えているそういったグラウンドデザインを、あらかじめ文章化して我々のほうにも示すとか、そういった態度が全く見受けられないままに、予算だけいただきたいということに、私は反論しているわけでございます。

また、私もこのサッカー場については反対とか賛成とかいうことで、ここで結論をしているわけでもございません。反対も賛成もしておりません。ただ、材料をくださいということに対して、当局のやり方が余りにも一方的過ぎますので、その辺は今後、まだまだこの問題については私の中では解決しておりませんので、今言われた内容を資料として、また今後のその検討委員会のメンバーも、サッカー関係者だけで議論するのではなくて、そ

ういった反対論者の会議も含めて、どういったことで反対しているのか、そういったのを含めてやっていかないと、できた後の、例えばすばらしいサッカー場をつくるのであれば、ほんとに市民が認めるだけのサッカー場をつくっていただきたい。ですので、そういったものをあらかじめ市民にわかりやすい説明、文書広報をして、進めていただきたいということで、最後の質問にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○社会教育課長（梅北浩一君）

ただ今ありましたとおり、サッカー場建設検討委員会ということで名称はなっておりますが、この施設につきましては、多目的利用も考えておりますので、サッカー専門員の方々だけではなくて、運動普及員とか市の体協の、いわゆるサッカーに限らない方々の代表者も委員としておりますので、こういう方々から、なるべく市が利用しやすい施設としての意見を聞きながら、またよりよい施設としていくために今後また検討を行っていきたいと思います。

また、資料等につきましてはまた議会のほうへも提出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第50号から議案第58号までについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第49号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第50号、議案第55号、議案

第56号、議案第57号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第51号、議案第52号、議案第58号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第53号、議案第54号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第25 認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第26 認定第2号平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第27 認定第3号平成28年度日置市公共下水道事業特別一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第28 認定第4号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第29 認定第5号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第30 認定第6号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第31 認定第7号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第32 認定第8号平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第33 認定第9号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第34 認定第10号平成28年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第25、認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定から日程第34、認定第10号平成28年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方にお諮りします。

市長から本日提案理由の説明を受け、各認定議案に対する質疑は9月28日に行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。それでは、10件について一括して市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第10号まで、平成28年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定についてであります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了しましたので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の説明書及び地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類をつけまして議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、平成27年度決算と比較いたしまして、歳入で0.3%の減、歳出で0.9%の減となりました。

歳入では、地方消費税交付金、地方交付税、繰入金、地方債などが減、歳出では公債費、普通建設事業費、補助費等などが減となったことによるものでございます。

一般会計の決算収支は、歳入総額は276億9,182万2,000円、歳出総額は265億6,088万円、実質収支は6億5,503万9,000円の黒字となりました。

実質単年度収支については、財政調整基金の取り崩し額が多かったため、3億8,371万2,000円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税については、法人市民税で法人税割の税率改正等による減、個人市民税で給与取得者の税額等の増、家屋の新築や増築による固定資産税などの増により1億3,966万1,000円の増となりました。

地方譲与税については、自動車重量譲与税の増、地方揮発油譲与税の減により253万1,000円の減となりました。

各種交付金については、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金の減などにより1億362万5,000円の減となりました。

地方交付税については、普通交付税、特別交付税の減により3億7,541万円の減となりました。

国庫支出金については、社会資本整備総合交付金や地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金などの減、年金生活者等支援臨時福祉給付金や小学校施設環境改善交付金などの増により、3億5,108万7,000円の増となりました。

県支出金については、過年補助農地農業要施設災害復旧事業費県補助金や保育所運営費県負担金などの増、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や湯之元第一地区土地区画整理事業に係る公共施設管理者県負担金などの減により6,874万9,000円の減となりました。

寄附金については、ふるさと納税に係る申し込み方法や返礼品の拡充を図ったことから、2億3,902万4,000円の増となりました。

地方債については、伊作小学校に係る学校教育施設整備事業債や日吉支所庁舎に係る庁舎整備事業債などの増、南薩地区衛生管理組合に係る汚泥再生処理施設整備事業債や防災行政無線整備事業債などの減により2億8,770万円の減となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の27.8%を占める民生費が73億8,001万3,000円、次に総務費が14.3%を占め、37億9,567万円、衛生費が12.4%を占め、32億8,109万8,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が1億8,054万1,000円の増、投資的経費が2億6,415万円の減、そのほかの経費が1億5,518万8,000円の減となりました。

義務的経費の内訳といたしまして、人件費については参議院議員選挙費及び県知事選挙費に伴う報酬などの増、国勢調査費に伴う報酬等の減などにより1億298万7,000円の減となりました。

扶助費については、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費や臨時福祉給付金給付事業などの減、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費や保育所運営などの増により4億5,275万2,000円の増となりました。

公債費については、合併特例債や臨時財政対策債などの増、過疎対策事業債や地方道路等整備事業債などの減により元利償還金が1億6,922万4,000円の減となりました。

投資的経費の内訳といたしまして、普通建設事業費については、1億8,130万5,000円の減、災害復旧事業費について

は、8,284万5,000円の減となりました。

普通建設事業費の補助事業では、公営住宅建設事業費や土地区画整理事業費などの減、小学校建設事業費や道整備交付金事業費などの増により2億9,600万8,000円の増となりました。

単独事業費では、庁舎整備事業費や小学校建設事業費などの増、防災行政無線費や消防本部費などの減により、4億7,731万3,000円の減となりました。

そのほかの経費の内訳といたしまして、物件費については、ふるさと納税に伴う委託料などの増により2億5,352万2,000円の増となりました。

補助費等については、衛生処理組合負担金や商工業振興費などの減により2億3,745万5,000円の減となりました。

積立金については、施設整備基金や財政調整基金への積立金などの減により、4,937万4,000円の減となりました。

繰出金については、介護保険事業費や土地開発基金などへの繰出金の減により、1億3,206万円の減となりました。

市の財政状況を示す主要指標で実質収支比率は前年度比より0.6ポイント増加し、4.5%となりました。

経常収支比率については、前年度よりも2.4%増加し、90.2%となり、依然として高い水準にあり、弾力性の低い財政構造となっております。

市債残高については、平成28年度末で300億1,626万6,000円で、人口1人当たりの額に換算すると60万2,000円となっているところであり、平成27年度末と比較いたしまして2億8,293万5,000円増加しております。

実質公債費比率については、公債費負担を示す指標で、3カ年平均で算出され、元利償

還金の減少等により前年度と比べて1.5%減少し、6.4%となりました。

今後も引き続き、財政健全化計画や行政改革大綱行動計画に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額78億2,846万1,000円、歳出総額74億8,815万6,000円、歳入歳出差し引き額は3億4,030万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税9億8,431万3,000円、国庫支出金18億6,797万3,000円、前期高齢者交付金16億8,506万円、共同事業交付金19億2,148万1,000円、繰入金6億3,067万8,000円などとなります。

歳出の主なものでは、保険給付費46億6,777万6,000円、後期高齢者支援金等6億4,530万6,000円、共同事業拠出金17億5,721万1,000円などとなりました。

1人当たりの医療費は年々増加傾向にあります。市広報紙に加え、国保だよりを発行し、被保険者の健康づくりの意識啓発、医療費の通知、ジェネリック医薬品の差額通知の送付、嘱託看護師の訪問指導などにより医療費の適正化に努めました。また、特定健診等の受診率向上に努めるとともに、脳卒中对策や糖尿病教室など、疾病の予防や重症化防止に重点的に取り組みました。

次に、認定第3号は、平成28年度日置市公共下水道事業特別般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は5億4,165万円、歳出総額は5億2,316万1,000円で、歳入歳出差し引き額は1,848万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料2億6,180万9,000円、国庫支出金で2,160万円、繰入金で8,147万3,000円、事業債で8,820万円などとなりました。

歳出では、総務費の維持管理費で1億5,465万4,000円、事業費の下水道整備費で工事請負費など1億1,608万1,000円、公債費で2億5,242万5,000円となりました。

次に、認定第4号は、平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入総額は3,922万9,000円、歳出総額は3,645万9,000円、歳入歳出差し引き額は277万円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料1,182万7,000円、繰入金2,033万1,000円、繰越金397万4,000円などとなりました。

歳出では、農協集落排水事業費の一般管理費で975万9,000円、公債費で2,670万円となりました。

次に、認定第5号は、平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成28年度の利用状況は、宿泊人員は1万2,663人、休憩人員は2万4,379人の合わせて3万7,042人の利用となり、前年度比宿泊で1,106人の減、休憩で5,492人減の合計6,598人の利用者減となりました。

決算額は、歳入総額2億701万1,000円、歳出総額2億665万9,000円で、歳入歳出差し引き額は35万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入1億8,942万4,000円、繰入金で1,750万円などとなりました。

歳出の主なものでは、経営費2億665万8,000円などとなりました。

次に、認定第6号は、平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成28年度の利用状況は、宿泊人員2,536人、入浴人員4万1,130人、プール会員3,424人、プール非会員及び温泉共通人員5,307人、飲食等利用人員3万5,592人、売店利用等人員1万6,059人の、合わせて10万4,048人の利用となり、前年度宿泊で160人増、入浴で35人減、プール会員利用人員443人減、プール非会員及び温泉共通利用人員118人減、飲食等利用206人増、売店利用等166人減の合計396人の利用者減となりました。

決算額は、歳入総額は1億5,712万4,000円、歳出総額は1億3,972万4,000円で、歳入歳出差し引き額は1,740万円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入9,455万8,000円、繰入金5,055万1,000円などとなりました。歳出では、経営費1億2,030万6,000円、施設整備費1,941万8,000円となりました。

次に、認定第7号は、平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は4,166万3,000円、歳出総額は4,061万3,000円で、歳入歳出差し引き額は105万円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料270万5,000円、繰入金で3,681万7,000円、前年度繰越金214万円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で4,061万3,000円となりました。

次に、認定第8号は、平成28年度日置市

介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は56億6,475万4,000円、歳出総額は54億8,965万4,000円で、歳入歳出差し引き額は1億7,510万円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料10億2,584万4,000円、国庫支出金14億4,077万2,000円、支払基金交付金14億5,587万3,000円、県支出金7億7,952万円、繰入金7億3,635万4,000円、繰越金2億1,909万8,000円などとなりました。

歳出では、総務費6,298万9,000円、保険給付費50億8,823万3,000円、基金積立金4,531万3,000円、地域支援事業費9,614万3,000円、公債費1,900万円、諸支出金1億7,797万6,000円となりました。

次に、認定第9号は、平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は6億5,854万9,000円、歳出総額は6億5,721万6,000円、歳入歳出差し引き額は133万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料4億1,264万7,000円、一般会計繰入金2億2,954万8,000円、諸収入1,505万6,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金6億3,320万1,000円、保健事業費1,817万9,000円などとなりました。

次に、認定第10号は、平成28年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査意見

書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて議会の認定に付するものであります。

収益的収支については、給水箇所数の増加等により、使用水量の増加の受けて、水道料金は1,052万5,000円の増となりました。全体では、水道事業収益8億1,372万9,000円、水道事業費用7億2,704万4,000円で、8,668万5,000円の当該年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額が1億3,920万5,000円、支出額が3億8,400万4,000円で、差し引き不足額は2億4,479万9,000円で、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から479万9,000円、過年度分損益勘定留保資金から2億4,000万円補填いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を午後1時からとします。

午後0時06分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第35 陳情第9号日置市市議会議員定数削減への陳情書

○議長（並松安文君）

日程第35、陳情第9号日置市市議会議員定数削減への陳情書を議題とします。

お諮りします。この陳情については、議長を除く21人の委員で構成する議員定数調査特別委員会を設置し、これに付託して調査を行い、設置期間は調査が終了するまでとし、調査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、この陳情は、議長を除く21人の委員で構成する議員定数調査特別委員会を設置し、これに付託して調査を行い、設置期間は調査が終了するまでとし、調査することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは議員控室にお集まりください。

執行部の皆さんは、しばらく本会議場でお待ちください。

午後1時01分休憩

午後1時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数調査特別委員会は、委員長に池満渉君、副委員長に中村尉司君が互選された旨を報告がありましたので、お知らせします。

△日程第36 陳情第10号悪臭改善に向けて実効性のある規制導入を求める陳情書

○議長（並松安文君）

日程第36、陳情第10号悪臭改善に向けて実効性のある規制導入を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9月15日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時11分散会

第 2 号 (9 月 1 5 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（3番、18番、6番、20番、7番）
-------	------------------------

本会議（9月15日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	横手裕治郎君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長 東 広 幸 君
上下水道課長 宇 都 健 一 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 長 倉 浩 二 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 宮 下 章 一 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

○3番（是枝みゆきさん）

おはようございます。今回も一般質問を一番目にさせていただくことになりました。さきに通告しておりましたとおり、大きく1番目に、消防行政の消防活動、主に消火活動につきましてお尋ねいたします。続きまして、2番目には、不登校児童生徒の支援についてお尋ねいたします。

先月20日には、日置市防災訓練が行われ、関係部署並びに地域の方々が早朝より集まり、真剣に訓練に取り組んでくださいました。

9月に入りますと、9月1日、防災の日を含む1週間を防災週間としてさまざまな国民運動が行われるのは周知のとおりでございます。

さて、日置市消防年報によりますと、昭和57年から平成27年の30年余りの間に、死者が発生または損害額2,000万円以上の火災がほぼ毎年発生し、累計39人の死者が出ていることがわかります。そのことから、消防員の方々の任務の重さを知るところでございます。改めまして、敬意を表したいと思えます。

先月、8月には猪鹿倉で火災が発生いたしました。家屋が全焼、また隣接する家屋の一部も被害が出ました。夜10時を回った火災にもかかわらず心配する地域の方々が駆けつけ、みずから初期消火を初め、近隣の家の荷

物の持ち出し等に携わった後、鎮火するまで消防活動を見守っておりました。火の粉も飛び危険な状態になりましたので、消防隊員の指示で避難も行われました。

そこで、今回の消火活動の状況の経緯と、それに伴う課題がありましたお示してください。

また、私ども地域住人は火災を目の当たりにし、改めてその恐ろしさを知るとともに心配の声も上がってまいりました。その声を今回の質問事項といたします。

1番目に、消防力の整備指針と現況比較において、26人の人員不足が見られます。人員を補う方針はどのようにお考えですか。今後、職員の採用を考えていますか。

2番、消防水利の点検と訓練はどのように行われていますか。

3番、中高層建物火災の際での人命救助や放水活動を行うはしご車が日置市には1台もありませんが、どのように考えていますか。

4番、消防団への出動要請はどのような手順で行われていますか。出動の際の連絡網はどうなっていますか。

5番、消防団員の命を守る防護服等の配付状況、貸与状況はどのようになっていますか。

6番、団員の充足率はどうなっていますか。

7番、火災警報器設置率が100%に届かない原因は何だとお考えですか。対策として、現在どのような努力をしていますか。

以上、消防関係の質問といたします。

続きまして、不登校児童生徒の支援についてお尋ねいたします。

先般は、日置市内の中学校で行われた体育大会に来賓としてお招きいただき、開会式での堂々とした入場、自分の持つ力を最大限に発揮しようと頑張る姿、友達を応援する姿など、保護者席で見守る皆さんとともに声援を送るとともに、健やかな成長ぶりに大変感動いたしました。

しかし、2学期が始まり夏休み明けの最も

気持ちの揺らぐ時期でもあります。不安と今ここで学校に行けばやり直せるのではないかという気持ちの交錯で焦ってしまうという子どもの言葉も聞きました。

前回、6月の一般質問で、日置市内の不登校児童生徒の実情をお聞きいたしました。その中で、最も多かった家から出られない児童生徒に対しての指導や支援等はその後どのように行われているのか、お尋ねいたします。指導の成果や人数の変化がありましたらお聞かせください。

続いて、先生方の研修について伺います。子どもたちにとって先生との出会いは一生心に残るほど大切なものです。全ての子どもたちが先生から多大な影響を受けて育っていくと考えたとき、その仕事の重責と重さを思います。先生方も昼夜、研修に励まれていることと思います。その中で、各学校において不登校へとつながる諸問題の研修は年間を通じどのように行われているのか、お聞かせください。

最後の質問です。発達障がいイコール不登校では決してございません。しかし、彼らは学校生活や集団生活の中において何らかの苦悩を抱えております。先月30日、厚生労働省は、来年度から自閉症やアスペルガー症候群など発達障がいがある人の支援を強化することを決め、家族支援については国と自治体が事業費を2分の1ずつ負担することなどが盛り込まれました。親や子どもの抱える苦悩や将来の不安を思うとき、このような事業に対し理解が示されたことを本当にうれしく思います。

今現在、日置市で取り組んでいることも含め、今後進めていく事業やお考えがありましたらお聞かせください。

以上、2点につきまして1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市消防の消火活動について、その1でございます。この建物火災は、8月7日22時34分覚知、消防署は、猪鹿倉交差点にある消火栓に部署し、22時42分に隣接する住宅への延焼を防ぐため、北側からの放水を行っています。もう一隊は、北東側の消火栓を部署に、隣接する車庫への延焼を防ぐため放水を行っています。救助隊は、建物西側から照明作業を実施しております。

消防団は、消防署の放水している猪鹿倉交差点に車両からさらにホースを延長し、出火建物の南西側から22時51分に放水を行うとともに、出火建物南側約300mの位置にある消火栓からホースを延長し、消防ポンプ車1台を中継し、放水を行っています。

課題は、人の命を救う人命救助活動と建物隣接地域の延焼防止になっております。

2番目でございます。現在、81人の消防職員に対して、消防力の整備指針では107人の基準で、充足率は76%になります。全国平均が77.4%、鹿児島県の平均が69%で、全国平均に近いものであると認識しております。

日置市内の1,750基の消防水利については、消防署では年2回ずつ点検を行い、消防団については、春と秋の火災予防運動中に管轄する消防水利の点検を行っています。

訓練については、消防署は毎月の訓練計画に基づき行い、消防団は水出し操法及び各方面団ごとの中継訓練を毎年行っております。

4番目でございます。現在まで、中高層建物の火災は発生しておりませんが、発生した場合の消火活動については、建物に設置してある屋内消火栓、スプリンクラー設置、連結送水管を活用した消火作業を行い、避難については、建物に設置されております避難器具等も活用し、日置市で対応できない場合は、消防相互応援協定に基づく応援要請で対応し

たいと考えております。

5番目でございます。消防団の出動は、消防本部からの防災行政無線からの放送により、団員が判断して出動しています。あわせて、方面副分団長以上には、消防本部からのメールを送信しております。

6番目でございます。各方面団、合計89着の防火衣を配備しております。なお、平成27年度には全団員に対して活動服を、28年度には、法被を全団員に配備しております。

7番目でございます。条例定数は613人に対し平成29年9月現在の団員数は548人で、充足率は89.4%になります。

8番目でございます。火災による死傷防止のため、住宅用火災警報器の設置の重要性を訴えてきましたが、まだ全市民に対しての設置の有効性や重要性が浸透していないのが原因ではないかと考えております。

日置市としての設置率は88.7%であり、毎年設置率は上がっています。現在、未設置の世帯について、消防職員の訪問を行うとともに、自主防災組織の訓練時や広報誌による設置のお願いも続けている状況でございます。

2番目の不登校児童生徒の支援についてということでございました。

1、2については、教育長のほうに答弁をさせます。

3番目でございます。発達障がい児につきましては、在宅、保育所等の施設、学校においては、重層的な支援が講じられ、早期からの発見、対応により、社会への適応力を高める準備がされています。

一方、発達障がい者に対する社会的支援は手薄なため、事業所や地域でその特性を發揮し得る場につながり機会が得られないケースが多いと認識しております。

厚生省が示しました発達障害者雇用トータルサポーターは、当事者への就労支援のみな

らず、企業への啓発にも取り組むものでございます。市といたしましても、発達障害者支援法に基づき、本人の自立や就労及び保護者への相談支援を初め、地域として理解し、受容しようという共生社会を目指したいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長 奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、不登校児童生徒の支援についてお答えをいたします。

まず、家から出られない子どもへの支援ということでございますけれども、学校においては、不登校等の理由で主に家庭で過ごす児童生徒に対しては、家庭訪問にて本人と面会をしたり、保護者に来校を依頼して、配布物とともに家庭の状況を把握したりするなど、家庭とのパイプを詰まらせないようにしております。また、主任児童委員や民生委員、スクールソーシャルワーカー、家庭相談員など、関係機関に協力を依頼したり、ケース会議を開いて個別の対応を協議したりするなど、児童生徒一人一人の状況に合わせた多様な支援を行っております。

なお、先ほどお尋ねの改善の状況について申し上げますと、9月13日現在、1日でも登校できた児童生徒は2人、それから新たにふれあい教室に通級を始めた児童生徒が1人という状況でございます。

それから、学校の教職員の不登校関連の研修といたしましては、学校教育課指導主事等による児童生徒理解に関する研修や、不登校の状況をもとに職員が協議し、子ども支援センター職員等の専門家が助言するといった事例研修を定期的に行っております。

以上でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

猪鹿倉の火災について、再度お尋ねいたします。

聞くところによりますと、1台目消防車到着から2台目消防車の到着時間の間があいたということでお聞きしております。2台目がおくれた原因に、隊員がほかの急務に携わっていた、同時刻に救急車が出動していたということでした。例えば、救急車が同時刻に出動しているあるいはほかの場所の消火作業も行っているなど、災害や事故が重なった場合、消防ポンプ車はあるが動かす隊員がいないということになります。被災者は、素早い消火活動を望んでいます。想定外のことが起こるのが災害だと認識しています。

今回のように、おくれて現場に駆けつける、隊員がそろわないなどのトラブルを避けるために、今後どのような対策を考えていらっしゃいますか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

火災当日は、8月7日の覚知が22時34分ということでありました。その前の22時29分覚知ということで、伊集院町内で救急の入電ということで救急隊が22時50分まで救急活動を行っているところがあります。

火災につきましては、職員についてはメールでの送信で火災を覚知するようになっているところであります。救急隊は、近くの病院に収容ということでありましたので、消防本部のほうに帰署後、もう一台ある消防車の方に乗り込んで北東側の消火栓に部署して東側のほうから消火を行ったということでございます。

今、話のありますとおり、分遣所の場合であっても救急で出て火災ということもこの前もありました。そういった場合については、非番で駆けつけた隊員で行うという体制を今後もとっていきたいというふうに考えているところがあります。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、今、非番で駆けつける体制を整

えるということで、今、実際、今回の火災についてはその体制がまだ整っていなかったということになりますか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

メールでの配信というものにつきましては、以前から体制はとっているところであります。今回、火災によって非番、週休の職員が駆けつけて現場のほうにも来ているというふうな状況でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

非番の隊員が駆けつけたということで、実際には多分救急車に乗っていらっしゃった隊員の方がその仕事を終えてから消防車に乗って駆けつけてくださったと。その間が二十数分あいていると思います。非番で駆けつけられた方々というのは、どのような作業をいただいたんでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

非番で駆けつけた隊員につきましては、西側のほうで指揮隊の設置を行っております。ほとんどの隊員が情報収集それと消火活動の補助ということになります。

○3番（是枝みゆきさん）

ほとんどの隊員が消火活動の補助ということで、後方支援としてまた分団のお力とかそういったのもあると思いますけれども、補助ということで、すぐに出られない隊員がいるということは、それだけすぐに駆けつけられないと、被災者にとってはすぐにでも消火していただきたいというのがもう一番の気持ちでございますので、やはりそのロスの時間というのはできるだけ短くしていただいて、いろいろなことを検討して、講じていただきたいと考えているところです。

26人ということが先ほどの市長の答弁の中で、充足率、鹿児島県が69%だと、それに比べたら充足されているという答弁がございましたが、その数字、この69%という数字が本当に正しい、それは本当に実際に動け

てよい状態なのかといったら、そこはどうなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

消防署の設立については、昭和57年、旧日置郡の7町で設立をしました。その当時は60人の体制でございまして、今、4市、約5万人ぐらいでございますけど、当時は7町で8万人を超えた中におきまして1支所、2分遣と、これで設立をした経緯がございませう。その後、基本的に、昭和62年に69名、平成12年に87名の体制でこの7町を管理をしておりました。この町村合併おきまして、基本的に郡山と松元が鹿児島市のほうに、また市来のほうが串木野のほうに編入されまして、それぞれの中にございましたけど、基本的に平成26年度に75人の体制でございまして81人の体制にいたしました。そのような経緯がございまして、充足率という部分もございまして、今、私どもはやはりそれぞれの機材に対します人数の対応という部分をしておりますので、今ご指摘ございましたとおり、まだ26人ぐらい足りないというのは十分認識しております。

それでも、今、消防長の話ございましたとおりに、いざというときは非番もおります。非番の方々も常にこういう緊急な場合は出勤する態勢をいつもとっておりますので、24時間体制というのが消防の本来の業務でございまして、それぞれ今のものを充足が足りないという部分がございますけど、このことについては今後やはり行革の中におきまして本署も一般事務もですけど、行政の職員定数という部分が考えなきゃならない、そういう部分の中でこの分については今後のまた消防委員会とかいろんなものについて検討していかなきゃならないというふうに考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

経緯をお聞かせいただきました。

今後、話し合いの中で、職員の採用というものは考えていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

その辺のところは、基本的には定年したときの補充、こういう部分の中で定数的には当分の間はいかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

是枝さん、議席番号を言ってください。

○3番（是枝みゆきさん）

3番。

では、その人員基準では26人の不足といえますか、基準に対する不足を補うために、後方支援の分団もまた大切な役目を果たすことになることと思います。

昨日、広報ひおきを読んでおりましたら、団員の募集がありました。現在、88.1%の充足率ですが、実際、皆さん仕事を持っていらっしゃるということで、出動できる団員というのは過去のデータからどのくらいなのでしょう。また、火災の状況によっては火災現場の該当分団、それ以外の後方支援、ほかの分団への後方支援だとか連携だとかそういったことはとれるのでしょうか、お尋ねします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

火災における1件ごとの団員数の状況ということについては、平均的なものについてはおおむね20名から30名の間ではなかろうかというふうに考えているところであります。先般の火災におきましては、42名の団員の方に協力をいただいているところであります。

○3番（是枝みゆきさん）

今お尋ねいたしました、ということは、ほかの分団からも協力を得られたというふうに理解してよろしいですか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

建物火災の場合については、各方面団、取

り決めをしてあるところであります。東市来については建物火災4分団全て出動ということで、伊集院につきましては6分団のうち出火した分団を含めて4分団と、周りの分団を含めて4分団というふうになっているところであります。そして、また日吉については3分団しかありませんので建物火災については3分団と、吹上方面団につきましては出火した分団を含めて、周りを含めて4分団という、あらかじめ取り決めをしているところであります。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

例えば、想定外、火災というのも、災害というのは想定外がほとんどですが、緊急な場合、例えば市職員の分団員など、その辺は連携がとれるのでしょうか。

伊佐市では、地域の活動への参加をすることで、強制ではないけれども特別な事情を除き新採用の職員がほとんど団員になっていることなどを伺いました。地域の職場である日置市職員の分団員の現状や取り組み方をお聞かせください。お願いします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この団員不足、今、定数は618程度あります。実質550人ぐらいしか団員のほうは今現在いないというのが事実でございます。そのうち、私ども職員約500人ぐらいおりますけど、今それぞれ消防団に入っているのが七、八十名いらっしゃるというふうに思っております。

その中で、特に、私、新規採用の職員には、基本的には地域の消防団に入る、そういう気力を持った職員が市の職員になってほしいということで、面談をするときも、いつも、消防団に入る気があるのか、そこあたりもお尋ねしております。そのようにして、やはり市独自の消防を持っておりませんが、各地域に散らばってそれぞれの活動をしていくとい

うふうに考えております。

特に、火災等については消防署が基本的に第一次やりまして、消防団もいます。さきもちよっと定数の問題も出ましたが、消防署自体は、私は、救急、こういう救急が基本的に大きなものである。火災等については、消防署と消防団がうまく連携をしていく。そういう中において、さっき言いましたように定数的なものも最小限の中において定数も管理していく。そういう基本的な考え方を持っております。

○3番（是枝みゆきさん）

例えば、全国的には機能別団員という取り組みなども見られます。市内の職場には市外から通勤される各地の消防団員、中にはおられるのではないかと推測いたします。また、各会社、職場等をお願いするなどの取り組みというのは日置市としてはどのようになさっていらっしゃいますでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

機能別消防団については、現在、日置市の消防団においては導入を図っていないところであります。県内においても幾つかは導入が図られているという情報は聞いてはおりますけれども、やはり機能別消防団となりますと、例えば水難救助に卓越した方あるいは登山の救助に卓越した方、そういった一部分だけを生かせるということで、全ての災害には出ない。例えば水上バイクの免許を持っていたらその水上バイクの水難救助に対応するため対応ということで出て報酬を支払うというような状況になるかと思っておりますけれども、そこら辺の報酬のあり方とかいうことも検討しなければいけないということで、現在のところは機能別消防団については導入が図られていない状況であります。

また、消防団の入団につきましては、勤務されるか日置市内に居住される方というふうになっておりますので、今後においても勤務

または居住される18歳以上の方を入団の促進を図っていくというようなことで考えているところであります。

○3番（是枝みゆきさん）

日置市を見てもみますと、職場によっては非常に防災活動ということでまとまって日ごろより活動されているところもあるとお聞きしております。そういったところへの働きかけというのは、今後、それでは、いろんな災害がありますが、一応火災ということに限定したときに、そういったことは考えられませんかでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、市内の企業の皆様方にはこの消防団員の確保ということでお願いしております。特に、建設業界の皆様方には、やはり消防団員を自分のとこで持っておれば加点といえますか、優遇措置というのもやっております。そのような形をしながら、どうしても日置市内におきまず職場の方々にご理解いただき、消防団員の加入ということに今後とも啓発をしていきたいというふうに思っております。

○3番（是枝みゆきさん）

次の質問に移ります。

河川水利訓練についてお伺いいたします。

日置市街地におきましては、新しい団地もどんどんふえているところです。家が密集する団地等におきましては、延焼火災が最も心配されます。新しい団地近くの河川水利の訓練は行われていますでしょうか、お尋ねいたします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

河川、河ということでよろしいですか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

地域における訓練ということにつきましては、各地域の自主防災組織を中心に行っておられる状況でありますけれども、河川を使つての訓練というようなのはそうそう余り行わ

れていないのではないかとというふうに認識しております。

○3番（是枝みゆきさん）

もう一回、猪鹿倉火災に帰りますが、一旦、長松川を水利として使用されたということで、結局それができないと、ポンプで引き上げられないということで、結果として使えずに朝日ヶ丘の消火栓の水利を使用することになったわけですが、その時間のロス、それから到着するロス、それからまたそこでロスとか考えると、相当時間のロスがやっぱりあったのではないかなと思います。

今、あんまりそんなにたくさんはされていないというご答弁をいただきましたので、ぜひ、特に密集した団地等、ここでの水利、河川の水利、そういったところをやはりちょっと日ごろより訓練をしていただいて、火災に生かされる訓練をしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

有効水利という一つの基準がありまして、140m以内にある水利をとるというような方針で消防隊動いているところであります。今回の火災につきましては、140m以内に猪鹿倉交差点のところに1カ所、それと朝日ヶ丘団地内の北東側のところに1カ所ということで、140m以内については2カ所の消火栓があるというふうに認識して、その水利についているところであります。

河川については、文化橋のところに河川があるわけでありましてけれども、消防水利の基準からしますと、地盤面から水面までの高さが4m以下、そして水深の深さが常に50cm以上、そして消防車両が容易に接近できる場所というふうに消防水利の基準は定められていて、文化橋のところについては消防隊としては指定水利に定めていないところであります。

規定にはないわけでありましてけれども、文

化橋のところにつきましては、歩道の幅それと段差、それと欄干からの給口までの高さということ踏まえますと、給水ができない可能性があるということで、河川には消防隊はついていないということになるかと考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

猪鹿倉に限らず、日置市は大変水利の豊かなところであると思っております。市街地、水網がよく発達していると思うんですが、その中でやはりそこを使えるところ使えないところ、そういった確認をされ、できるところは訓練をされるというようなことはお考えでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

交通量との兼ね合いで訓練ができるかできないか、その道路使用許可願とかいろんな問題等にも出てくるかと思えますけれども、水を出す訓練であれば防火水槽を利用して、その水をまた防火水槽に戻すという訓練ができますので、そのほうが有効ではないかというふうに考えているところであります。

ただし、安全性が確保できるのであれば、河川を使つての訓練というものも考えられるというふうに考えているところであります。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

今回の火災についても、通行止めが、実際に火災が起こると通行止めをするわけです。また、そうしないと緊急車も入れないのではないかなと思っております。通行量の少ない時間等を使つて、そういった実際にとめて訓練をなさると、そういったことはお考えはないでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

消防団と消防署の訓練ということにつきましては、春と秋の火災予防運動を通じて、道路使用許可をとつてそのような訓練を行つて

おりますので、引き続きその訓練については継続をしながら、いち早く水が出るような訓練と、そしてまた河川を使つての訓練ということも進めていきたいというふうに考えているところであります。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、消火栓の現状についてお尋ねいたします。

今回の火災で、消火栓の位置が離れていることで、先ほど説明がありましたが、ホースの中継ぎをされて消火されました。中継ぎをすることによって消火能力が落ちると考えられるのですが、消火栓の数というのは実際足りているのか、また不足とお考えでしたら今後ふやす予定などがあるのか、お聞かせください。

○消防本部消防長（川畑優次君）

日置市内の消火栓水利の数というふうなのは、全国平均よりも上というふうに認識をしているところであります。

今回、地区の方々の捉える猪鹿倉地区と消防本部が捉えている猪鹿倉地区の若干の違いはあるかと思えますけれども、今回の火災に限っては防火水槽が地区内に2基、それと消火栓が18基あります。どちらかといいますと、日置市内の他の地域よりも水利は豊かであるというふうに考えているところであります。

猪鹿倉南交差点から約300mあって、まず消火栓のところに1隊ついて、おおむね10本伸ばして中ほどにまた別の分団が入っております。ですので、その分団がまたさらに低下した水圧を押し上げてポンプで火点側のほうに送っておりますので、水圧の低下ということはないというふうに認識しているところであります。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

市街地については今ご説明いただきました。

山手のほうに行くと消火栓がないとか、あるいは足りないとか、そういったお話も伺うんですが、そのような場合はどのような消火方法をお考えでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

防火水槽並びに消防団の春と秋の火災予防運動で中継訓練を行っておりますので、水利のあるところから火点までホースを伸ばしてポンプをホース10本当たり1台ずつ含めての消火方法を行うということになります。

以上です。

○議長（並松安文君）

是枝みゆきさん、ちょっとお待ちください。ちょっと、しゃべり方が早いので、聞き取れない点がありますので、ゆっくり話していただきたいと思います。

○3番（是枝みゆきさん）

はしご車についてお尋ねいたします。

近年、建物も木造建築から高層化へと変わってまいりました。日置市においては、187戸の中高層建物があり、そのうち6階から13階の建物が18戸あると消防年報に記載されてあります。はしご車は、高層での火災の人命救助や消火活動には欠かせないものだとも誰かが思っているところですが。ベランダで助けを求める人がいる、火の回りが早く非常階段を使えない、ちょっとスプリンクラーのことも書いてありましたが、どうすればいいのでしょうか。非常口から飛び降りるのでしょうか。よく、報道等では、もうどうしようと飛び降りようとする姿を目にすることはあります。また、足腰が弱く階段を使えない人はどうしたらよろしいのでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

市長の答弁にもありましたとおり、まず消火につきましては建物内には屋内消火栓とか連結送水管、スプリンクラーが、11階以上についてはスプリンクラーを義務設置ということで、全ての建物についているところであ

ります。施設の中でその水が切れた場合については、送水口というのが建物の外壁についておりますので、スプリンクラーのヘッドまでは配管がつながっているということで、外側のほうから消防隊が水を送れば消火は可能というふうになっております。スプリンクラーがついていないところについては、建物内に連結送水管という鋼管が埋め込んであります。それに隊員がホースをその階まで持って行ってつないで消火活動を行うということになります。

それと、避難につきましては、例えば出火階が5階でありますと、5階以上の方については4階まで避難をさせたらそれ以上、下のほうにはほとんど火は回らないというようなことになっておりますので、また、建物内に設置してある避難器具あるいはベランダに設置してある避難はしご、そしてまた救助隊が持っていく緩降機という逃げおくれた方をベランダのフックにかけて避難させる器具、そういったものを活用し、対策をとっていくということになるかと思えます。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

今、お話しいただきました、確かに先ほど市長から答弁がございましたので確認させていただいております。今、私が申し上げておりますのは、さまざまないろんな防災のための、消火のためのいろんな機器は確かに存在すると思えますが、それでもなおかつ大きな火災になったときにどうするのでしょうかと、お尋ねしたところでございました。

隣接する市、南さつま市、鹿児島市、いちき串木野市、それから薩摩川内市、ここにははしご車がございりますが、日置市だけないということでございます。ほかの市と連携をとり、駆けつけていただくということになりましたら、時間はかかるとは思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

このはしご車の導入の件につきましては、従来からいろんな総務企画委員会等々の会議で指摘を受けているところでもあります。どうしても、距離的に隣接する消防本部のほうとしては、距離があって、今言われますとおり駆けつける時間というのは出てくるかとは思いますが、その駆けつけるまでの間において消防署、消防団でやはり避難、消火を行うと。そして、また3階までは三連ばしごというものも届きますので、そういったものも活用しながら防御、消火を行うということになるというふうに考えているところでもあります。

○3番（是枝みゆきさん）

これからいろいろ企業も誘致して若い方々をたくさん日置市にということに動いておりますが、日置市にたくさん若い方に来ていただくためには、住む家も提供しなくてはならず、これから先、ますます高いマンションだとかそういうものがふえるのではないかと考えております。やはりそういったことの対応というのは、きちっと、これから先考えていただきたいというふうに考えております。

続きの次の質問に移ります。

団員の出勤要請についてですが、団員の出勤要請は防災無線で行われていると、副団長以上はメールでということでしたが、ほかの団員についての連絡等は、聞こえない場合も考えられますのでほかの方法も取り入れたほうがいいのではないかと考えますが、ほかの連絡手段とかそういうことはお考えでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

県内の19市あるところで、メールの送信をしているのは17の市がメールで行っております。日置みたいにある一定以上の階級の方にメールを送るというところにつきましては、日置市を含め5つの市が行っております。

残りの12市につきましては、希望する方にはメールを送るというような対応をとっているところでもあります。

現在の方面団、方面副団長以上の幹部の方にメールを送るということにつきましては、市の幹部会、方面団の幹部会の協議の中で進められておりますので、そういった希望があるのかどうかということも、市の幹部会、方面団の幹部会の意向を踏まえて検討したいというふうに考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

自治体によってはQRコードを使って配信の登録をするようなところもあるようです。確実な配信というのは、もう出勤してくださる団員の人員確保に必ずつながっていくと思っておりますので、そういったこともまた含めましてご検討をさせていただけますでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

あくまでも個人の携帯に対しての送信というようなことになりますので、各方面団あるいは市の幹部会の意見等を踏まえて対応をとっていきたいというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

続きまして、防護服の貸与、配付のことについてお尋ねいたします。

消防団員の皆様におかれましては、自分たちの地域は自分で守るという強い使命を持ち、普段はそれぞれの職場で仕事をされながら、いざというときは活動に当たっていただいております。そのような団員の皆様が防災服についてこのような劣化ぐらいは大丈夫かなと思っていましたが、実は大丈夫じゃなかったということで、事故が起こるともう大変なことになると思います。

昨年配付された状況が今答弁の中に出ておりましたけれども、こういったことは団員の安心安全のために、これから先、個人の判断に任せずに、消防本部が使用期限等をしっかり

り把握されて定期的に点検や対応を随時すべきと考えますが、これから先はどのようにお考えでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

火災の場合に火点側のほうで活動をされま
す、いわゆる筒先隊というふうに呼んでおり
ますけれども、その方々の身の安全を守ると
いうことで、現在、1分団当たり5着程度が
支給になっているところであります。これを
さらに充実する方向で総合計画の中にも盛り
込んでおりますので、現在の劣化状況等も確
認しながら予算要求していきたいというふう
に考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

各個人に渡っています長靴だとかヘルメッ
ト等、ヘルメットは多分使用期限が、有効期
限とかそういうのが決まっているのではない
かと思いますが、そのような個人への対応に
ついての衣服についてはどのようになさって
いらっしゃいますか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

消防団員の被服等については、被服等貸与
規程というのが定められているところであり
ます。例えば帽子、ヘルメットについては、
活動服を含めて8年とか防寒着は10年、編
み上げ8年、ゴム長靴8年、かっぱ、雨衣に
ついては8年というような貸与期限を設けて
いるところであります。

この備品貸与につきましては、やはり消耗
度と予算というのが連動してきておりますの
で、予算を見ながら更新を図っていくとい
うことで対応していきたいというふうにと
ころであります。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

予算も大切ですが、団員の命ももっと大切
だと思いますので、ご検討をどうぞよろしく
お願いいたします。

続きまして、団員の充足率や組織率につ
いては、先ほど職員数の答弁と重なりますの
で省かせていただきます。その次の火災警報
器です。何と言いましても、災害を未然に防
ぐこと、その行為こそが一人一人の安心安全
につながるわけですが、火災警報器の設置な
ど、先ほど答弁にありましたように広報等を通
じてぜひこれからも努力をお約束していただ
きたいと思っております。

あわせて、消化器ですが、消化器につ
いてはよく広報無線で消防署では消化器は販
売しておりません。悪質な訪問販売がありま
すので気をつけてください。この2つの言葉
をよくお聞きするわけですが、実際の購入方
法だとか期限が切れたときの対処方法、それ
から例えばもう親元に残されている古い消化
器をどうしようだとか、その処分方法につ
いて大変困っていらっしゃる方も多くいら
っしゃいます。そういう、あわせて、消化器
の皆様への使い方の一連の流れ、購入する
それから処分する、どこで処分したらいいの
かとか、その辺までの広報等もぜひあわせ
て検討してもらいたいと思っておりますが、
いかがでしょうか。また、現在どのようにさ
れておりますでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

消化器については、個人住宅につきまし
ては、これは任意の設置ということで、防
衛的な手段で購入をしていただいていると
ころであります。購入について、またある
一定の経過年数を過ぎた場合については
処分ということになるわけでありませ
ども、購入業者のほうに相談されるとい
うのが最も身近な対処法ではないかとい
うふうにと考えているところでありま
す。

○3番（是枝みゆきさん）

購入業者の引き取り法に、ほかにはない
のでしょうか、それ以外には。購入業者
が引き取るという以外には何か手だて、
日置市の処分場だとかそういったところ
の手だてはないん

でしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

消防のほうでは、処分場のリサイクルセンターのことについてはちょっとわからない部分もあるわけでありましてけれども、日本消化器工業会というところが全国規模のところがあります。そこがリサイクルするというような情報も入っておりますので、地域の防災訓練あるいは企業における防災訓練等を行っておりますので、そういった機会を捉えて広報活動を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

続きまして、不登校児童生徒の支援につきまして2回目の質問とさせていただきます。

まず、家庭への支援でございますが、実は、私は8月に京都の京都府教育委員会フリースクール認定校、それから京都市教育委員会フリースクール連携事業校になっておりますフリースクールを視察してまいりました。そこで経営者がおっしゃるには、何よりも家庭への指導や支援が大変重要であるということをおっしゃってまいりました。いずれにせよ、長期間の指導・支援が必要とされる場合が多いと思われまます。

そこで、日置市各4町において対象児童生徒のより近い場所で指導・支援が受けられるような受け皿づくりはできないでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

ご質問の内容からいきますと、ふれあい教室の設置というところに考えられるところですが、伊集院地域以外でもふれあい教室を開設して自立に向けた支援活動を行うことができるといふ声は聞いております。

平成29年7月現在、ふれあい教室に通級している7人のうち5人は伊集院地域です。しかしながら、伊集院地域で保健室や相談室に登校できずに自宅にいる児童生徒が7人ほ

どいます。伊集院地域以外では、家にひきこもりの児童生徒は平成29年7月現在、2人です。

学校では、各事案ごとに校内で不登校対策委員会を設置し、担任や養護教諭、管理職を初め、学校全体で児童生徒に対する支援のあり方を協議したり、子ども支援センターの担当者が学校もしくは各支所のほうに出向いてケース会議や個別検討会を開いて児童生徒、保護者への相談、支援活動を行うなど、児童生徒の一人一人の心に届くよう寄り添いながら支援を続けている状況です。

○3番（是枝みゆきさん）

まだまだ自宅で思い悩む児童生徒が多いということですが、できるだけ身近な場所で相談に行きやすい、そういった環境をつくっていただくようにご検討をお願いしたいと思います。

それから、先生方の研修等についてですが、先生方は大変いつもお忙しいということで新聞等でもよく話題になっておりますが、この夏休みは、校内研修はもとより個人研修ができる大切な時期だったと思います。8月に、いちき串木野市で教育関係者や保護者等を対象に不登校児童生徒について学ぶ講演会がございました。テレビニュースのお知らせで情報を得て、私も行ってまいりました。日置市での夏休みなどを利用した先生方を対象とした講演会や研修会の実施状況をお聞かせください。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

学校教育課主管で夏季休業中に教職員を対象とした研修の機会としては、毎年7月末に日置市教育講演会を開催しております。本年度は、来年度から小学校で始まる道徳の教科化について、県の総合教育センターの研究主事に講師として来ていただき研修を行いました。昨年度は本年度から始めております小中一貫教育について、一昨年は人権同和教育に

ついでに講演会を行いました。

また、子ども支援センター主管で、8月24日に子育て支援講演会を開催いたしました。「子どもが幸せを感じる子育て」を演題に、社会福祉法人麦の芽福祉会、ユーススコラ鹿児島学園長を講師としてお招き、研修を行っているところです。

○3番（是枝みゆきさん）

子どもたちのために、ぜひ、先生方もお忙しい中ですが、研修を重ねていただいて、子どもたちが楽しく、1回目の定例議会で教育長がおっしゃいました、楽しい学校、できるようになったなど、うれしいな、そういう学校になるために、ぜひ先生方の研修、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのカリキュラムの中に、今後、不登校や発達障がい等の講演会や研修会なども予定されていますでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

先ほど回答いたしました日置市教育講演会については、最近の教育動向や今日的な教育的課題などを考慮して、市内の教職員に研修をする機会として毎年開催しております。ご指摘の不登校に関する講演会についても、心に届く児童生徒理解や望ましい人間関係の育成など、今後必要な研修内容としては認識しております。市の教育行政の課題等を見据えながら、演題や講師の選定等を進めてまいりたいと考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

最後の質問について、もう一度質問いたします。

先ほど答弁をいただきました中に、まだまだ社会的支援は手薄なためにその特性を發揮し得る場につなぐ機会が得られないケースが多いというような答弁がございました。私としましては、しかしながら、10年前からすると随分と学校や社会での発達障がいに対する、まず気づき、それから理解、こういうの

は行政の中でも少しずつですが進んできたというふうに評価をしております。

今後、またこの機会に、一生涯、今は、児童生徒は学校という小さな集団の中に囲まれています、やがて社会に出ていく、そういったこれから先の一生涯を通しての本人やそれからご家族の指導・支援、そういった向上の推進を期待しておりますので、よろしくお願ひします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時15分とします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、大園貴文君の質問を許可します。

〔18番大園貴文君登壇〕

○18番（大園貴文君）

皆さん、改めておはようございます。台風18号の進路が非常に危惧されております。地域においては、敬老会等各種行事が催しを計画されておりますけれども、何よりも安全が第一かと考えております。また、けさのニュースでは、6時57分ごろ、北朝鮮から日本に向けてのミサイルが発射された報道がありました。市民の中には防衛手段の難しい現実を考えると、その不安を払拭するためにも、日置市また議会として政府に対して市民の安全確保の観点から緊急に陳情すべきではないかと考えます。

それでは、一般質問、通告に従って市長に質問いたします。

私は、市が運営する公共交通の改善について市長に質問いたします。

日置市が誕生して13年目を迎えました。

過疎地域を中心に、これまで市の対策として定住促進対策事業や公営住宅の建設を初めさまざまな事業を進めてきましたが、過疎の進行に歯どめがかからない状況ではないでしょうか。今では住民の中に将来に向けての生活に不安や負担、不満の声が聞こえてきます。

中でも、過疎地域に住む市民の声は、地域内の商店が次々に閉店し、食材や生活用品を求める交通弱者と言われる高齢者にとって日常生活が大変である。また、日置市内で買い物をしたいが伊集院の大型店への買い物は便数も限られ、交通料金も高い。病院等への通院や看病に通うために乗り継ぎの円滑化が図られていないことで交通アクセスが不便である。高齢化で安全のために免許証を返納したいが移動手段が難しく厳しく制限されることから、無理をしてでも運転をしなければならない。乗り合いタクシーはありがたいが、行くときにはいいが帰りの時間が合わないことから、買い物を控え、高くてもタクシーで諦めて帰らざるを得ない。また、子育て中の若い人たちからは、今後進んでいく少子化による学校の統廃合について、自転車道や歩道の整備が十分安全確保ができていないことから過疎地域で暮らすことへのさまざまな不安を募らせ、定住化を悩んでいる。Uターン、Iターン、移住者を含め、現住者が将来にわたり生活の場として選択に悩んでいるとの声を、選挙期間中、地域の皆様方からたくさんいただきました。

私は、これらの問題を解決する方策として、公共交通の問題について、平成26年9月の公共交通バスについてバスの小型化や吹上地域で実施していたタクシー助成金制度また市内循環バスなど提案し、市長答弁は現行維持とするとされましたが、先般の市の広報誌のアンケート結果を見ると、8割近い存続を願う市民の声は、高齢になってから利用を考えているので続けてほしい、便利になれば活用

したい、運転できない方のためにも移動手段が必要、買い物難民をつくるべきではない、そのための予算措置は必要との貴重な意見は、公共交通政策事業に反映し、生活環境の充実に第一に改善すべきと考え、市長に通告いたしました質問事項に沿って質問いたします。

質問事項1では、時代を見据え、魅力ある公共交通の見直し改善に一体的な福祉交通政策として進めるべきであるとして、市長に質問いたします。

そのうちの1つ、市報に掲載された公共交通存続の危機をどのように現状分析しているのか。コミュニティバス、乗り合いタクシーの課題は何か。利用者の声はどのようなものがあるのか。

2、日吉・東市来から空港に走る空港バスの利用状況、収支状況はどうか。

3、時代の変革を見据え、今後、公共交通のあり方をどのように進める考えか。

4、過疎高齢化が急速に進む中、市内どこに住んでいても安心して住める公共交通のあり方を改善すべきではないか。

5、学校の統廃合が進む中、スクールバス利用についても統合し、一体的に検討すべきではないか。

質問事項2では、市内を周遊する循環バスを創設すべきとして、市長に質問いたします。

本市は、環境自治体として宣言されている中で、環境に配慮した公共交通の利用促進を進めるとともに、地域間交流を図るために市内4地域を循環する交通体系を整備し、誰でも利用できることで福祉の向上と地域間交流、さらには観光につなげられる新しい公共交通体系で地域内を走るコミュニティバスや乗り合いタクシーと組み合わせることで乗り継ぎの円滑化を図ることで、利便性が向上し、地域の活性化につながる政策を提言し、市長に質問し、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の時代を見据え、魅力ある公共交通の改善に一体的な福祉交通政策をという質問でございます。

その1でございます。コミュニティバスや乗り合いタクシーの利用者は、ほかに移動手段を持たない高齢者等であり、買い物や通院といった日常生活に必要な交通手段としての役割を担ってきています。

地域や路線によって利用者が減少しているため、一部見直しが必要なものもありますが、全体的な課題といたしまして、利用者が伸びない中で、増大する財政負担等も考えなきゃなりません。

運行回数やダイヤ等に関する要望も一部ありますが、利用されている方々からこのまま継続してほしいという声が多く聞かれています。

2 番目でございます。昨年度報告の1年間の利用者は1万3,127人と前年度を5%程度下回りましたが、ここ数年間は増減があるものの一定の利用者は維持しております。

収支状況は、ここ数年で5,000万円前後の赤字という報告がありますが、市の補助金の上限額は1,200万円で、2分の1が県補助対象になっていますので、市の負担額は実質600万円となっております。

3 番目でございます。公共交通に大切なことは、地域のニーズに合った交通サービスを提供し、それを維持させることであり、財政負担も大きな問題となります。持続できる地域公共交通の方向性を考えると、市民や企業も公共交通の当事者として、地域と行政、交通事業者が協働して、持続に向けて責任を分担し、交通体系をつくっていくことが必要になっていると考えております。

4 番目でございます。今後、高齢者の急増から想定される運転免許の返納者の増加を考えれば、公共交通がさらに必要とされるとき

が来ると思われます。本市の交通空白地域の解消に努めていくことが求められてきますが、公共交通不便地域では、地域と協働で新たな地域内交通の導入に取り組み、高齢者等が安心して暮らせる環境をつくっていくことも考えていきたいと考えております。

5 番目でございます。公共交通については、スクールバスは小中学生の通学を担う路線として位置づけられると考えますが、学校の再編に伴い通学区域が変更になった児童生徒の通学の安全を第一に運行をしております。スクールバスへの一般住民の混乗は、一部自治体で行われているものの、利用する児童生徒に合わせてコース、運行時間の変更が予測されることや学校行事等で使用されることが見込まれるので、現時点で地域住民の移動手段としての活用は難しいと考えております。

2 番目の市内を周遊する循環バスを創設すべきというご質問でございます。

公共交通網形成計画を策定する上で実施した市民アンケートや実証実験で市内の移動ニーズや各施設等での消費活動があることは把握したところでございます。しかし、各施設が点在している状況や現在の需要環境では、市内周遊の定期路線を決定することは、運行経費が莫大になり効率的ではないと判断しております。

そのため、市内のイベント開催等に合わせた周遊ツアーや目的を持った観光バスツアーが効果的と考えるため、それらの検討をすることが必要と考えております。

以上でございます。

○18番（大園貴文君）

市長に、今、1問目の答弁をいただきました。現状維持すると、前回から変わらない答弁でございました。それでは、その答弁に沿って私は私の考え方で質疑をしていきたいと思っております。

先般、災害のあった朝倉市のことでござい

ます。朝倉市地域公共交通体系構築と課題ということで、本市と同じぐらいの面積を誇り、山々が連なったところがございます。同じように公共交通の維持存続に行政負担の拡大が続いている、その解消を図っていかないといけないと。同時に、関連法令の改正を見据えた地域の実情に即した交通のあり方を企画・決定することができる転機を迎えております。そして、計画の中で、目標を定め、目標の中には市全体で一定の公共交通サービスレベルを確保する、将来的に持続可能な公共交通体系を提案、構築する。市民の大都市圏への交流を支援する公共交通を整備するとなっております。

そして、施策のポイントとして、路線のバスのルート、ダイヤの見直し、福祉バスのコミュニティバス化、スクールバスの利活用、デマンド型乗り合いタクシーの導入等をし、2010年度からは相乗りタクシーとして相乗りスクールバスを混乗化事業ということで進めております。一般のコミュニティバスに学生も乗れるという混乗化事業を進めております。スクールバスの混乗化事業は、地域でも非常に喜ばれていると記載されております。そして、また朝倉地域のコミュニティバス事業の中で、福祉バスを見直し、利用者制限をなくし、受益者負担を取り入れたコミュニティバスを導入したとなっております。

日置市も、このような同じような条件のもとに、地理的にも似通ったところと考えますが、市長はこのような先進的な事業に対してどのように感じられているのでしょうか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、もう過疎化する地域、大変、公共交通のことについてはどこも頭を悩ませているのも事実でございます。

今、ご指摘ございましたとおり、本市におきましてもコミュニティバスまたデマンドタ

クシー等を活用しながら、今実施してきているところでもございます。

特に、このスクールバスの件につきましても、来年から基本的に日吉地域のほうをスクールバスも走らせていかなきゃならないというふうに考えております。

特に、今全体的に、この日置市の公共交通の財政負担というのが約7,500万円程度、そのうちコミュニティバスに2,700万円、今の現状で支出しているのも事実でございます。いろいろと安心安全という中におきましては必要なことだと思っておりますが、その反面、空バスが走っているという非難もいただいているのも事実でございます。もうこの安心安全と空バスが走る、ここあたりを市民の皆様方がどう捉えているのか、また行政としてどれだけの財政負担でこのことを運行していくのか、ここあたりがいろんなご意見が分かれるところだというふうに私考えております。

そういう中におきまして、できることから一つずつ、今の現状を踏まえて、路線の見直しとか、また回数とか、そういうものに、交通会議がございますので、そういうご意見等入れながら、最終的には交通会議の中でいろいろと論議をしていきたいというふうに考えております。

○18番（大園貴文君）

今、市長のほうで空バスの話が出ました。そして、またこの市報に出ましたご意見の中に、便利になれば活用したいと思うという記事も載っております。声が載っております。ということは、今運行している状況が便利なのかという調査をされたんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

便利というよりも、この状況の中で、さっきもお話ございましたとおり、活用している人もいらっしゃるんですけど、まだ本数がものすごくふえたら利便になるとかあるわけなん

ですけど、一概に利便であるというこういう調査はしておりませんけど。

今後におきまして、この課題については一つの方向性でどうこうというのは大変難しい状況であるというふうに思っております。やはり市民ニーズというのもそれぞれ違っていて、目的が全然違う部分がございます。特に、今、病院等の問題もございまして、今、病院等におきましてもそれぞれ病院等で車も出させていただいておりますし、また、特に今後この高齢化していく過疎地域におきます車をどう走らせていくのか、これは毎年いろんな形の中で見直しをしていく必要があるのかなというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

市長のほうで、毎年見直しをしていく必要があるかということでございます。これまで、その見直しをされた結果はどのように改善されたんでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

毎年、公共交通会議で前年度の実績あるいは来年度の計画を協議するわけでございますけれども、実績の中で、このまま継続していくかどうかというのも公共交通会議の中で判断しております。今年度の見直しの方針としましては、ここ数年、減少が続いております東市来のコミュニティバスを乗り合いタクシーと一緒に構築するような体系を来年度以降、来年度の途中からになる予定でございまして、見直す方向にしております。

あと、地域の要望に基づきまして、その利用動向、果たして見直すことによって利用がふえるのかどうかというのを視点に置きながら、一部、伊集院地域と吹上地域のルートの見直しも今検討に入っているところでございます。

以上です。

○18番（大園貴文君）

先ほど市長のほうは、財政負担が大きくなるという答弁していただきました。

きのうの新聞に、循環バス市場促進策探るということで、霧島市が市民30人の意見交換会をいたしております。この記事、市長のほうも見られたと思いますが、公共交通の市の財政負担額は2016年度が1億7,058万円、地域政策課の課長さんは、利用者が減り財政負担がふえている。市民も交えて利用促進策や将来像を考えたいとしております。また、まちづくりトークは11月に2回目を開催し、改善策は、市地域公共交通会議で作成する事業改善方策案に取り組むとなっております。

市長のほうもこの記事を読まれて、本市としてはどのように考えて進めて、その市民の声を生かしていく考えかをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、交通会議の中におきまして、交通計画書を作成しました。そのときに市民アンケートをもさせていただきました。その中で、交通会議の中におきましても、市民代表という中におきまして、高齢者の方々また障がい者の方々、そういう方々もこの交通会議に入っております。そういう中におきまして、今出てきましたとおり、来年度を含めた中におきます改善計画というの、先般交通会議があったわけでございますけど、その意見交換もさせていただきます。

今後におきましても、それぞれの各地域も大変財政負担というのをしていかなきゃならない。国の方策の中におきまして、今、行政だけでなく事業者のほうもそれぞれの義務といいますか、改善する、改善していかなきゃならない、収集していく、努力義務というのが義務づけられてきたということでございまして、今後、どうしても、私ども行政もですけど交通事業者とも十分話をしていかなきゃ、ただ市民だけの声を聞いた中でやっ

くことも、これだけでも難しい。交通事業者とも十分今後話をしていく必要があるというふうに認識しております。

○18番（大園貴文君）

現状維持ということで市長のほうは答弁はあるわけなんですけれど、現状維持ということとなれば、日置市の自然減の人口減は今後利用がさらに激減して、なお一層財政負担だけが大きくなり、福祉サービスの後退を招き、利便性の向上は図られないと考えますが、その点についてどのように考えるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

交通弱者の皆様方といいますか、高齢者、そういう部分の中で財政負担というのは多くなるというのは十分認識しております。そこで、どういう形の中で手段的にさきもありましたとおり、コミュニティバスをデマンドに変えていく、その中で利用者がどう増減していくのか、それぞれの路線につきまして毎年それぞれの結果を出しておりますので、特にこの利用者が減った部分につきましてどう今後対応していくのか、これが一番大きな課題であるというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

今の現状維持とした場合に、財政負担を軽くするためにはどのように進めていこうと考えていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

現状維持の財政負担を軽くする、さっき言ったように、今の現状でもこれだけ、7,500万円ぐらいの財政支出をしているのも事実でございます。これを軽くするというのは大変難しいというふうに考えております。ですけど、やはりその部分につきましてある程度の、利用者がどうしたら増加していくのか、そういうことが一番大きな着眼点の中で路線等を見直しながらやっていかなければならないというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

今、利用の増を進めるためにどのようにしていくのかという着眼点ということでございました。

コミュニティバス、乗り合いタクシー、コミュニティバスの場合、一般の方々は乗れないんですか、その辺についてはどのような形式であるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

一般の方は、コミュニティバスのほうには乗れます。乗れないということはありませんので、そこあたりはご理解してほしいと思います。

○18番（大園貴文君）

それから、日吉から東市来、空港バスの利用について、先般では、26年度の質問の中では、パナソニック等もあり利便性があるということだったんですけども、私は、そのほかにもこの伊集院から、東市来からは電車が、鹿児島市に行くのと空港へのバスが短い時間の本数で走っております。

この空港バスについては、どのように考えているのでしょうか。また、廃止をしたいちき串木野市は、廃止したことによってどのような状況なのかを調査されているのでしょうか、お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、空港バス、このことにつきましては、さっきも答弁いたしましたとおり、市としてはこれが幾ら赤字になろうが600万円の限度しかしないと。こういう中で事業者のほうに努力をして維持をしていくということになっておりますので、今のところ事業者としては廃止の方向ではないという方向で交通会議の中で報告をいただいておりますので、これは今のところ現状維持の中において、市としては限度の、幾ら利用者が少なくなろうが600万円というもう限度を決めておりますので、これで多くなる、赤字が出たからそれをふやすということはもう一切しないとい

うことで今までの打ち合わせもやってきておりますので、そういう方向性の中でこの空港バスの中では、路線については進んでいくというふうに思っています。

○18番（大園貴文君）

答弁が漏れております。いちき串木野市は、この廃止することによってどのようなことが起こっているのか、その辺の調査をされましたかということです。

○企画課長（堂下 豪君）

特に調査というものはしておりませんが、今でも湯之元発の空港バスに串木野のほうからJRを利用して東市来まで来られて、湯之元の空港バスを利用している方が何人かいらっしゃるという話は聞いておるところでございますし、またいちき串木野の市役所と情報交換する中で、市民の中に、また再開といいますか、また復活を望む声が多数あるということも聞いておるところではございます。

○18番（大園貴文君）

先ほどの市長の答弁の中で、利用者がなくても進めていくという答弁でした。それは、企業の、交通会社の責務によってしていただきたいということでしたけれども、どうしてもそのものがないと本当に困るのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろいろ動向の中で、空港の直接便、今おっしゃったとおりJRを使って鹿児島中央駅から出るのも事実でございます。ここあたりの中で、どういうふうにしてそういう利用される方が判断するのか、これはもういろいろと千差万別だと私は思っております。

基本的に、市としての対応については、その交通業者のほうももうどうしても赤字だから廃止していく、そういう方向になったとき、市としてそれを財政負担して維持する、こういうことは考えておりません。今の存続していく中において維持ができていけば、600万円という限度の中で市としては出し

ていくというふうに考えております。

○18番（大園貴文君）

600万円という財源は、非常に私にとっては大きいと考え、そういった代替機関があるのであれば、そういったふうにしてその部分よりも日置市内に住む方々に手厚く福祉サービスを向上させていくことが大事かと思いますが、市長はどう考えるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

これは、さっき言った、県とのドッキングなんです。単独でそういうふうにしておりませんので、ただ、こういうものなんかで県もこういう市町村をまたがった路線については補助しておりますので、単独でどうこうという部分じゃありませんので、そこあたりはこの事業の中におきますご理解をしてほしいと思っております。

○18番（大園貴文君）

それから、先ほど日吉町の学校の統廃合の件で、私は混乗化の事業を進めたらどうでしょうかという話をしました。市長のほうは、その4月から始まる日置地域の合併について、これからどのような交通政策を進めていこうと考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にスクールバスですので、今回の場合も単独で車のほうは購入いたします。ですけど、基本的には子どもたちのそういう朝夕の設定に合わせて時間をしますので、それにご利用する方は100円要るのかわかりませんが、そこあたりはまだ決めておりませんが、コミュニティバスの場合は100円という部分がございますので、そういう部分の中で利用していくことは何もやぶさかじゃない。それを、子どもたちのそれまで変えてでもこの一般のという部分は、基本的には子どもたちの通学するそういう部分に合わせた中でご利用される方の混乗というのは何も私は構わないというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

先ほど提案しました朝倉市のほうでは、子どもたちの通学に合わせて複合的な混乗化事業ということを取り組んでおります。そういったことも検討していかないと、スクールバスという一つの基準に立って補助金をもらった運行になりますと、スクールの子どもたちしか乗れなかったりとか規制がかかってくるかと思えます。ほかの他市との比較や、そしてまた事業を十分見て、そのいいところをこのまちにとっていいところは進めながら安心安全で通学できる体制を構築すべきだと考えますが、市長はどう思いますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁したとおり、そういう子どもたちを主体的に考えてして、いつとき、ちょっと半年ぐらい状況を見なければならぬと思っ、ただ一緒に混乗化という部分をできないし、子どもたちがどれぐらいいたらどれぐらい人数が乗ってどういう形でまだ余裕があるとかいろいろそういう状況を見なければ、今の中で、この時点で混乗化しますということは大変ちょっと難しいと。半年ぐらいの利用状況等も判断しながら、そういうことは、混乗化して乗せていくことは私はやぶさかじゃないというふうに思っておりますので、そこあたりもご理解してほしいと思っております。

○18番（大園貴文君）

スクールバスにこれまで混乗化した経緯はないんですけども、それはできると考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、このスクールバスを購入するときに補助金をいただかなければできます。単独だったときはできますので、吹上の場合につきましても、この車が補助事業の対象でなかった分で、単独で購入した分についてはいろんなものはできるというふうに認識してお

りますので、ここあたりはまた要綱等の整備もしながら、今後検討していく必要があるというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

ということは、今、スクールバスを出している吹上、今後進められる日吉については、スクールバスについて混乗化をできる可能性を秘めた運行体制に持っていくという認識でよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そういう認識で、今、特に吹上の場合は大体実態はわかっておりますけど、日吉の場合はまだそういう状況はわかりませんので、そういう部分についてはまた規則等も変えながら、みんなが、市民の人がこのスクールバスと兼用しながらその時間帯は普通にどっからでも乗れる。もう時間もきちっとわかっておりますので、そこあたりの部分についてはまた市民のほうにも広報をきちっと、実施することになったら周知をしていきたいというふうには思っております。

○18番（大園貴文君）

それでは、スクールバスが今後新しく一般の方々も有料、無料は別として利活用ができるという確認をいたしました。

それと、学校の統廃合によって距離が3km以上ですか、バスに乗れるのは、バスに乗れる区間があるかと思えます。それ以内のところ、合併によって歩道等が整備されていないところの子どもたちは乗ることは可能なんでしょうか、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その歩道の整備という部分じゃなく、いろいろ距離的な部分が一番言われております。特に、基本的には統合したところは距離が短かろうが、それは、特に日新地域が今回あるんですけど、それは恐らくスクールバスを使っていこうというふうには思っております。今、旧吹上の場合についてどういう形の中の

要綱でなっているか、ちょっと私のほうも、教育委員会ではわかりませんが、基本的にはさっき言ったように、今後活用できる、時間もいつといつの時間に、何時で出るというのも大体わかっておりますので、その時間帯を基本的には相乗りもできるし、またひょっとしたらあいている時間にスクールバスを走らせて、それもできるのかどうか、そこあたりはまたちょっといろいろと実証していかなくちゃならないことですので、ここあたりも含めて、特に教育委員会のほうで今後検討させていきたいと思っております。

○18番（大園貴文君）

今後、吹上、日吉だけじゃなくて、東市来のほうもこのような状況が生まれてくるかと考えております。そういった中で、公共交通のあり方、スクールバス、そういったものを一体的に福祉バスとしての位置づけで誰もが利用可能なやり方に進めていくべきだと考えながら提案しているところです。やはり、安心して地域内を移動できるような交通手段を進めていくということの中で、市長の答弁のほうも、スクールバスという一つの限定的な答弁かもしれませんが、その中に複合的なものが入り交えた答弁をされたと考えます。

そういった中で、利便性が向上していくことや、また交通の通路等の歩道等が整備がされていない地域等もあります。そういったところも十分教育委員会と連携しながら今後の公共交通のあり方を検討していくべきだと考えます。

それでは、1問目の質問を終わり、2問目に入りたいと思います。

市内を周遊する循環バスを創設すべきであるということで、私はこれまでも市長に質問してまいりました。

富山県の市民バスと長野県の松本市のコミュニティバスの事例を一つ紹介したいと思います。

A市の循環バスは歩いて移動することが困難な高齢者が町なかでの買い物移動ができるようにすることで中心市街地への活性化を図るために商工団体が中心となって運行計画を立案しています。ルート上には、観光目的地も集積していることから、観光客の移動ニーズにも応えており、一定の利用者が確保されております。B市の場合、循環バスも同様に市街地内を移動する交通手段を確保することで、住民と観光客の足として機能しています。このように、買い物や観光客の移動円滑化することで、中心市街地のにぎわい創出を図り、消費活動を促すことで経済的な効果も期待できますとあります。

前回の質問の中で、市長のほうでは、観光は観光だけの目的でということでありましたけれども、私は、ここも融合的に市民も活用できる日置市内を循環できるバスを計画すべきではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、議員のほうは今までもご質問されて、循環バスをしたいということでもございました。私どもも試算してみますと、やはりこの旧4町の支所をずっと巡回するそういうものをいたしますと、今の試算だけでも年間2,000万円から3,000万円ぐらいかかる、何回するかわかりませんが、これでどれだけそういう方がいらっしゃるのかどうか、実態もようわからない。この公共交通バスの中で周遊バスをつくっていただきたいというアンケートで意見というものもそんなに多くは寄せられていないのも事実でございます。その中で、私どももやはり試算的にしてみたいんですけど、2、3千万円かかって、それを毎年やっていくべきなのか。ここあたりが大変大きな疑問でございますので、早期にこの循環バスを走らせるということは大変難しいことであるのかなというふうには思っ

ております。

○18番（大園貴文君）

日置市の予算250億円ぐらい使っているんですが、その中で2,000万円ぐらいが高いのかどうなのかというのは、福祉に対するサービスの部分だと考えるんですが、市長のほうが高くなるということであれば、非常に難しい話かなと考えております。もっとほかにも削るところがあるんじゃないかなというふうに考えております。ただ、私の試算でも2,000万円ぐらいの経費でできると試算をいたしております。

例えば、そういったことの実証試験運行もやってみようかというような行政の中で話し合いはされないのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この福祉バスという部分の中で、それに旧町ごとにもバスがありまして、特に高齢者のクラブ等に団体のときはもうこの福祉バスも出して活用しております。そういう部分の中におきまして、ルートの、どこを回っていくのか、病院を経由していくのか、距離的にも相当な時間がかかります。もう全部一周する中にみんな一周して乗っておるのか、そこで降りてまた次の時間まで来るのかどうか、やはりこの距離的な部分も大変周遊バスをしていくには、1時間半以上はもうただ走っているだけでもかかってくるというような状況でございます。

今は試運転という部分もございますけど、今後、やはりこういう部分については十分検討もしていかなきゃならないというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

いろいろな検討の課題はあるかと思えます。しかしながら、市民の中にも、日置市の本庁に行くのにも非常に利便性が悪いと、地域内を走るコミュニティバスをドッキングして時間のタイムラグをなくして、日置市内にぐる

っと回れるようなバスがあることによって、自分たちも移動がスムーズにできるという意見もあります。そういった観点もひっくるめて、やはり実証実験をしたりだとか、そういった声に、皆さんが乗っていただいてどういう反応をするのか、市民の声を霧島市みたいに十分に発揮していくべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

限定して実験実証というのは可能であるというふうには思っております。そういう周知しながらどれだけの期間にこれを回してすることは可能でありますけど、今の現実的に実験実証ぐらいはできないことはない。その中で判断をしていけばいいというふうには思っておりますので、ここあたりはまた十分検討もさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

市長のほうに、私は今回の質問の中で公共交通のあり方を一体的に検討すべきである、そして市民の利便性が向上するように、未来を見据えた公共交通のあり方を検討すべきであると提言しました。行政側が提案する公共交通会議の中で、しっかりとそのことについては市民の声を反映させていくべきではと考えております。

また、鹿児島連携中枢都市ビジョンが、本年、29年3月に策定されました。策定の趣旨の中に、人口減少、少子高齢化にあっても地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう進めるとあります。本市の資源は何と言っても県都鹿児島市に近い地の利であると私は考えます。しかし、近くて遠いイメージは今のところ払拭はされていない現状ではないでしょうか。近くて便利な日置市にすることこそが、市民の生活環境が充実し、安心して暮らせる地域になることで、不便さも解

消され、移住者も増加に転じると考えます。また、圏域での通勤通学は、本市が最も高く27.7%を占めていることから、本市の地の魅力は十分にあると考えます。私は、時代を見据え魅力ある公共交通の改善は待たなしの政策と捉え、今回提案し、市政の発展につなげていきたいと考えて提案しました。

最後に、市長の考えをお聞きし、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘いただきました。今、私どものほうにおきましても、コミュニティバスまた路線バスまた福祉バス、スクールバス、いろいろな交通機関の中で捉えられている部分でございます。市民の方々がよりよい形の中でどうこれを構築していくのが交通政策の課題でございますので、ご提言もいただいたことも拝聴しながら、今後とも市民にとって利便な交通体系をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を13時からとします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、福元悟君の質問を許可します。

〔6番福元 悟君登壇〕

○6番（福元 悟君）

本日3番目の一般質問の機会をいただきましたが、台風18号の本県への上陸という危機的な状況の中、災害の発生が大変迫っております。何より順調だった早期普通期水稻を初め農作物の被害が心配されます。職員の方々には緊張が続くところでありますが、ご答弁をお願いいたします。

最初に通告しておきました農産物直売所の

経営状況であります。本市農業の特徴として、温暖な気候の中で多彩な生産活動が行われております。しかしながら、一方で高齢化や後継者不足により農家戸数、作付面積の減少に加え、集落の農業施設の老朽化、耕作放棄地の増加などにより集落の多面的な機能が低下してくることが予想されます。また、生産される個々の品目のブランド化を目指したいところでありますが、なかなか現実には厳しいものがございます。このような中、各地域の直売所におきまして堅調な経営がなされていることは大きな励みであり、これからもさらなる経営の安定を期待するところであります。

反面、生産農家の高齢化がどの直売所でも心配されております。組合員の推移と来館者数、販売高の推移はどのような状況か、まずお尋ねをいたします。また、出荷者の新規開拓はどのような状況でしょうか。

次に、直売所における直接生産体制の検討についてであります。 Chest 館では、直売所の裏手にハウス施設があり、毎年イチゴの栽培がなされ、観光農園としての取り組みがなされております。もっとこれを拡大して露地野菜も直接栽培をし、売れ筋の野菜や新しい品目の開拓を行うことで、さらに直売所の人気を高めていく取り組みはできないでしょうか。元気な高齢者の方や会社を退職し、特に農業に関心を持つ方に、作付、植え付けの適期、肥料や農薬使用などの指導を行いながら、新規の生産農家を育成していく必要はないでしょうか。直売所みずから高齢者を直接パート雇用して生産技術を伝え、次の段階ではみずから出荷者につながることを期待できます。高齢化に対する一つのアイデアとして考えてはいかがでしょうか。

次に、現在の直売所における営農相談の体制について現状をお伺いいたします。どのような内容で相談会が開催され、実施回数ほど

のようなサイクルでしょうか。

次に、直売所に求められる課題であります。直売所の設置目的には、都市農村の交流拠点としての役割がうたわれています。新鮮で安心安全な野菜などを消費者に届けることはもちろんとして、農業所得の向上と地域情報の発信拠点としての役割を担っております。公設民営化の形として指定管理者を選定し、その結果、地域を担う経営体が引き受け、賢明な運営がなされております。感謝祭やイベントを盛り込み、地域の魅力を発信していることは、本市にとりましても大変ありがたく、また最近では店内に大型モニターが設置され、生産者の顔や生産過程が紹介されています。特に、蓬莱館などでは、漁業者の操業の方法、魚の種類や漁業者のコメントも紹介され、他の直売所では見られない内容で魅力的なコーナーになっております。

さて、来年からいよいよNHK大河ドラマ「西郷どん」の放映が始まり、日置市の魅力発信に大きな期待があります。この収録には、妙円寺詣りの場面や吹上での米づくりの場面が撮影され、市の若手職員もエキストラとして登場していくようです。また、水田の稲刈りなども協力をしてきたと、先日の南日本新聞に掲載されておりました。

本市には、島津日新公から三州平定までの戦国史や関ヶ原合戦で名をはせた義弘公にまつわる歴史、また明治維新で活躍した小松帯刀などの偉人を輩出しています。「西郷どん」を語るときに同時に並び称されるのが大政奉還を成し遂げ、明治維新の立役者として活躍した小松帯刀であります。地域の成り立ちや人物像が表現され、改めて全国の歴史家や愛好家の訪問がふえてくるだろうと思えます。

そういったことから、県内外からの旅行者にとりまして、直売所はその地域の雰囲気を感じる取る入り口であります。さらに準備を

進め、来年はそれぞれの直売所が地域の魅力発信に利用していくことが効果的だと感じております。市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

1 問目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の農産物直売所の経営状況について、その1でございます。出荷組合の推移については、本市で把握している8物産館の出荷組合員の合計は、平成26年度2,212名、平成27年度2,194名、平成28年度2,079名となっており、2年間で133名が減少しております。

次に、来館者数の推移につきましては、レジ通過者人数の年度ごとの合計は、平成26年度123万人、平成27年度124万人、平成28年度120万人と年間平均123万人で推移しており、来館者数はその約2倍の240万人程度予想されております。

販売額につきましては、26年度が19億1,500万円、平成27年度が19億2,000万円、平成28年度が19億1,500万円と年間平均19億1,700万円で推移しております。

2 番目の生産者の高齢化に伴う今後の対策、その1でございます。出荷組合員は先ほど回答いたしましたように減少傾向にありますが、その中で平成28年度新規出荷者は82人となっております。推進方策として、4地域ごとに初心者向け野菜講習会を毎年実施し、動機づけを図っております。

2 番目でございます。直接生産体制についてですが、直売所の中には野菜生産を検討しているところもありますので、関係機関と連携してサポートしていきたいと考えております。

3 番目でございます。栽培技術の相談体制についてでございますが、季節ごとの栽培講

習会や週に2回程度、直売所へ出向き、農作物持ち込み時に営農相談や技術指導を行っております。

なお、生産者、出荷者減少の要因は、生産者の高齢化に伴うものが大きいと考えられますが、出荷者の中には農作物の持ち込みができなくなりやめられる人もいますので、高山地区の優良事例を参考に出荷体制整備についても直売所や地域と協議をしてみたいと思っております。

3番目、直売所に求められる課題について、その1でございます。地域の交流拠点や情報の発信拠点についてでございますが、月に20万人程度の来館者数が見込まれることから、交流人口の増加や大型モニターによる市内特産品、観光地などの情報の発信により一定の役割を果たされていると認識しております。

2番目でございます。また、大河ドラマ「西郷どん」とのかかわりについては、個々の直売所による取り組みでは効果が少ないと思われるので、集客能力の高い Chest 館、蓬萊館を中心に、妙円寺詣り等大きなイベントと連携した取り組みを関係部署や団体と協議をしてみたいと考えております。

以上で終わります。

○6番（福元 悟君）

販売額等の状況、推移につきましてはご報告があり了承いたしました。ここで問題なのは、高齢者対策の問題でございます。出荷者の会員数が減少していることが報告されております。高齢化によるものということで仕方ないところがございますが、販売高にこの会員数の減少は影響し、生産額、販売額を落とすということにつながるものと思います。この対策は急がないといけないと思います。

しかしながら、先ほどの報告の中で、28年度が2,079名と報告をされましたけれども、実を言いますと、この数字も言葉、

表現は悪いわけですが、会員登録だけで出荷実績のない方、いわゆる幽霊会員につながっている方、もちろん高齢化によるものでありますけれども、そういうことも含まれているのではないかと考えるところです。

この辺につきましての会員数という認識はいかがお考えでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

ただいま出荷組合員数の人数のことでございますが、ここ近年、今、議員のおっしゃる、ちょっと言葉は悪いんですが、幽霊会員と申しますか、登録はしているんですけども出荷が年間一度もないという方の整理と申しますか、につきまして、各直売所、ここ数年取り組んできております。ですので、この27年、28年あたりの組合数の人数につきましては、ほぼ、少なくとも年に一回は出荷がある方の会員数だというふうに捉えております。

以上です。

○6番（福元 悟君）

年に一回程度出してもカウントしているということで、会員の扱いということは理解いたしました。

新規の出荷者の数も82名ということで報告がただいまあったところでございますが、各直売所のその出荷者への出荷していいよという適格審査というんでしょうか、そのようなところの質問につながるわけですが、これは、経営体側が、直売所の経営者のほうが進めていることで行政のほうではなかなか捉えづらいのかもしれないけれども、要は、出荷者新規開拓をやっぴり急がないといけないということから質問するところでございます。

ご存じであれば、担当のほうからでも、どのような資格審査をされて、どのような野菜の品目やいろんな商品を求めているのか、その辺のことやその審査会のスケジュール等がわかれば教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

ただいまのご質問ですけれども、各直売所により若干の違いはあるんですけれども、まず新規出荷者からの申請があった場合、出荷者協議会なり出荷者組合のほうで規約をつくっております。また、出荷規程なるものもそろえてございますが、その規約や規定に基づきまして役員会もしくは理事会等で審議しまして、新規会員の可否を決定しているというようなことでございます。

その中で、地域外からの新規希望者の場合、出荷予定品目が当地域の既存の会員と競合しない品目や、もしくはその地域での生産が不足している品目について認めている場合が多いという状況でございます。

なお、理事会や役員会につきましては、開催日程が月1回もしくは隔月というような状況でございますので、申請から決定までは1カ月から最長で3カ月を要しているようでございます。

以上です。

○6番（福元 悟君）

さきのように隔月の開催だということで、やはりいろんなスケジュールの中で新規開拓、また適格はどうか、安全性を求めて安全な物を出荷される適格者かどうかちゅう厳しい審査になるわけですので、時間がかかるということは理解をするところでございます。

そういったことで、行政のほうからになるんでしょうか、例えばこういう直売所への出荷希望者について、いつどのようなところで受け付けますよというような周知、例えばお知らせ版を通じてでも、そのような発信というのはどのような状況で進められていらっしゃるのか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現在、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、日置市直売所ネットワーク協議会におきまして、各地域ごとに、定年機能組の方

等を含めまして、初心者向けの野菜の栽培講習会を開催しております。その中で、もちろんうまくできた品物につきましては近隣の直売所へのお荷も声かけをいたしているところがございます。

今後につきましては、各直売所から強い要請があれば、市の広報誌、お知らせ版等を通じた呼びかけも検討していきたいと思っております。

以上です。

○6番（福元 悟君）

ぜひ、協力しながら、いろんな方が、後のほうでも述べたいと思っておりますが、関心を持ち、また老後というんじゃないくて、まだまだ働ける高齢者、年齢として、意欲はございますので、募るということで、行政のほうも直売所のほうからの要請にも対応していただければなというふうに考えているところがございます。

先ほど、市長の答弁の中にも、野菜等の直接生産体制について、直売所の中には検討している施設もある、直売所があるというふうな答弁でございました。公表できる範囲で、どのような直売所なのか、お知らせいただきたいと思っております。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議員のほうからのご指摘もありましたように、 Chest 館につきましては、開園当初から店舗の後ろのほうにハウスを設けまして観光農園を直営でやっておりますけれども、 Chest 館は、このほかに近隣の農地を借りて幼稚園児の芋掘り体験用のサツマイモの生産、それからブルーベリーの植栽を始めて、既に Chest 館直産のブルーベリーとして販売もいたしているところでございます。そのほかの店舗につきましては、今のところ把握はしておりませんが、今後は直接生産を前向きに検討する直売所が出てきましたら、我々としましても相談を受けて支援をしたいと思っております。

○6番（福元 悟君）

実を言いますと、この問題を取り上げましたのはいきさつがございまして、先般、土橋地域の夏祭りの際にチェスト館の建設にかかわられた方、当初もうかなり前の時代のことですけれども、いろんな希望を私に一生懸命おっしゃることでした。そういった中で、お年寄りをパート化していく、そして直接働いていくことで、品薄の現状をすぐカバーしたり、特に直売所が売れ筋だと思えるような野菜をいち早くキャッチして生産させていくことで魅力ある直売所になるというような熱意で話されたことがきっかけで、このような質問をさせていただいているところでございます。なるほどだと思っております。

直売所の臨時の方、パートでもいいんですが、また店員の方でも、生産に直接かかわることで生産段階の苦労話や商品の安全性についてアピールができ、自信を持って来館者に、消費者にセールスができるのではないかとという利点がございます。

また、できるだけ地域の高齢者に協力をしていただいて、作業も早朝か夕方の勤務にしてのぎやすい時間帯での作業を無理のない体制で契約することで、高齢者の生きがい対策につなげられるのではないかとということでございます。

その話題の一つで、病院で顔が見えないことを話題にするよりも、地域の畑で語り、顔が見える環境をつくったほうが、福祉の点から考えても喜ばれていくんじゃないかというような考え方はございました。

市長、毎年、チェスト館また蓬莱館もそうでしょうし、ほかの直売所も総会や創業祭に出かけておられます。このような直接生産方式、チェスト館は一部イチゴでは先導してされているわけですが、このような高齢者を直接雇用して、またその次にはその方がみずから販売する方に、生産者にかわり盛り上

げていける、このような仕組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘にございましたとおり、今後の直売所のあり方ということで、8つあるわけなんですけど、それぞれ特色を持っております。その特色のあり方の中で、今ご指摘ございましたこの直接生産対策と申しますか、それぞれの直売所にそれぞれの展示法と申しますか、そういう持って、やはり見せると申しますか、そういう特産館であってほしいという部分もいっぱいございます。

それにはいろいろと条件がございまして、チェスト館等においては、周りにいろんな農地がございまして、例えば蓬莱館等におきましては、周りにはそういう直接見せるものがない。それぞれ場所で違いますけど、なるべくそういうロケーションの中でできるところについては、直接そういう見せて、地域の新鮮な野菜のあり方というのも消費者のほうに見せていけるよう、そういうこともまたチェスト館の対策会議等も、それぞれ物産館の対策会議等がございまして、市としてもご提案申し上げながら今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○6番（福元 悟君）

そうですね。いろんな直売所のある位置の関係で、どうもチェスト館を中心にした見方ではございましたので、地域の店舗の、また周辺の圃場条件ということは大きな課題があるようでございます。ぜひ、しかし、高齢者の方と言うと非常に、まだ生産者と言えいいんでしょうね、生産者の方がもっともっと生き生きとできる形はどういうものなのかということも、そういう観点からも検討いただければありがたいと思います。

次の項目に入りますが、栽培技術の相談体制についてでございます。

現在、農林水産課の本庁のほうでは1名の

嘱託職員の方が配置されて直売所の相談を受け付けているという回答をいただいております。講習会はそれぞれ実施されておりますが、その、やっぱり回数、頻繁になるとまたなかなか体制も組めないわけですが、現在の相談回数、それからどのような状況で実施されているのか、また現場のほうではどのような指導に対する意見が上がってきているのか、問題点があるのか、行政へ伝わってきていることがあればご報告いただきたいと思っております。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今、議員のほうからありましたように、現在、本庁のほうに在籍する専門指導官によって、毎週火曜日にこけけ特産品販売所、水曜日に江口蓬莱館のほうに、生産者が出荷をする時間帯に、早朝早く出向いて、栽培技術のみならず商品づくり、場合によっては商品の表示の仕方等についても指導なり対応しているところでございます。

また、吹上支所のほうも1名在籍しておりますので、そちらでは、ひまわり館、かめまる館のほうに随意出向いているというような状況でございますが。

そのほかの内容としましては、一つの課題であります、どうしても同じ時期に同じ野菜類が集中してしまうという一方、片方では端境期になると野菜が不足してしまうというような状況はどの直売所にも見られることでございまして、やはりそのために市の単独で実施しています小規模ビニールハウスを導入した早進化、それから品種を変えたりもしくは目新しい、みんなが余りつくらないような野菜といったものの紹介と、そういうものを含めて対応はしているところでございますが、なかなかうまく、素早く解決できないものでございまして、やはり高齢な農家の方々につきましては、どうしてもつくりやすい時期につくりたい物をつくってしまうという状況が

今ございまして、そこをいかに解消するかということも含めまして、専門職員のほうで対応しているところでございます。

以上です。

○6番（福元 悟君）

早朝から出かけて相談に乗っているということ、なかなか十分じゃないかということのような含みで答弁があったかと思えます。ぜひ、市長このことがやっぱり農家所得につながると思いますか、出荷者の所得につながる大事な課題、テーマでありますので、ここ辺を充実していただければ、まだまだもっと、冒頭もおっしゃいました会員数についても、少しずつではあります改善していくのではないかと思っております。

また、市のほうでは、農林水産課が所管します直売所ネットワーク推進協議会という組織があって、従来はもっとこの辺活発だったのかなと思っておりますが、こういったところに全体のネットワークで日置市の直売所を、大きいところから小さいところまで、ここにひとつ講師派遣の予算を充当していただいて、そしていろんなところにも相談で出かけられる、もちろんスケジュールの調整というのは大変難しいところがありますけれども、この講習会の充実を図れないものかどうかというふうに考えているところです。直売所、先ほどの報告で平均19億円を超える販売高を誇っているという報告です。なおさらに、栽培講習会、相談会の体制を整えていくことが求められるところではないでしょうかと思っておりますが、いかがでしょうか。そういうその専門員の配置に対する支援ということは、どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、本当にこういう直売所、いろんな事業等で整備してもう十数年がたった経緯でございます。その中で、今直面しているのが、どうしてもこういう高

齢化の中におきましてリタイヤしていく方が多くなっている。その中で、特に8つありますネットワーク、これを最初から構築をさせていただいて、基本的にはこの8つのネットワークで結びながら、消費者の方々にもいろんな恩恵をしながらやってきた部分がございますけど、基本的にこういう生産する方々がもう減少してきている状況でございます。

その中で、ネットワークの中でも、県とのタイアップも図りながら、ご指摘のとおり専門員は1人おりますけど、今後、やはり特に多品目の生産をするには、まだいろんな技術指導が必要であるというふうに思っておりますので、今後ネットワーク等におきます予算の中において、また新しい、特に普及所とも十分連絡をしておりますけど、また新しいこういう専門員の利用のあり方ということも十分考えていきたいというふうに思っております。

○6番（福元 悟君）

何か、少し積極的に理解していただいたというふうに受けとめたところでございます。

先ほどの最初の答弁で、市長のほうから、集荷体制が大事であるということと、高山地区の優良事例があるということで報告をいただきました。集荷体制についても今後協議してまいりますという答弁のようですが、集荷体制につきまして一番うまくいっているのが、ご報告のとおり高山地区のケースではなからうかと思えます。

先日、私も、非常に具体的な取り組みで学びたいということで、立和名館長のほうに説明を受けたところです。高山地区も平成26年度にこういったことから優良事例として農林水産大臣賞を受賞されて、またこの10月にはさらには総務大臣表彰を受けられるということで、今現在、24戸の生産農家であるわけですが、大変喜んでいらっしゃるということでありました。そのお喜びの姿が

目に浮かびますが。

金額言うと大変、甚だなんですが、当初からすると、現在、6倍ぐらいの集荷、販売額になってきたということで、蓬莱館への集荷を図って届けるということは、実を言いますと、このことは、当時、市長はこの高山地区の高齢化の現状を見て、いち早くNPO法人による集荷体制と言えいいんでしょうか、車両の確保を整えてられました。経営体側の取り組みになりますので、このことは、集荷は経費もかかります。また、行政側からは強制ができないことは十分に理解いたしますけれども、農家は非常に程度のよい野菜を、近所づき合いで無償で差し上げているのが実情でございます。高齢農家は、生産できても集荷能力、販売力はありませんので、なるたけ販売につなげていく方策として直売所にそういう体制も同じようにつくらせていくべきだろうと思います。

このような直売所の取り組みになりますが、集荷体制について、どのように、ほかの地域に対する思いといいますか、体制ができるかどうか、市長のご答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、高山地区は今までそれぞれ生産はしておったけど、それぞれ高齢者で足がないといいますか、運べないという実態がありました。あそこの場合は、まとまって、今までそのような出荷していなかった方々がしたという、本当に先進的な事例で、蓬莱館のほうも大変受け入れ体制がよかったということであったと思っております。

ほかのところも、それぞれ今後のこの対策の中でこういう出荷体制をやりたいという希望はみんな持っておるのも事実でございます。ですけど、やはりこの中において、どの地区をするのか、全面回るのか、やはりそこあたりがこの収集、出荷体制というもの、大変、ほかのところについては難しい部分もござい

ます。まだ時間もかかる。今後、やはり農林水産課とそれぞれの組合との十分協議をしていかなければならないというふうに考えておりました、どの方のをやる、どの方のをしない、そして、どの方のしたときはどれだけの、まだ、手数料というのはおかしいんですけど経費がかかります。この経費のあり方というもの、やはり十分していかなければメリットが出てこない。こういうメリットといいますか、生産額を伸ばしていくにも、やはりこの集荷体制というのは人も要りますし、そういう車も要ります、ガソリンも要ります。こういう経費をどこがどう見ていけるのかどうか、それを全部生産者のほうに負担をお願いするのかどうか、ここあたりを、今、特に蓬萊館のほかの地域も、こけけも、チェスト館も、ほかの地域もこのことはみんな共通な悩みでございますので、ここあたりについてはまた行政として今後トータルでどう対応していくのか、十分それぞれの組合との打ち合わせもさせていただきたいというふうに思っております。

○6番（福元 悟君）

J A さつま日置のほうでも、鹿児島のおいどん市場、また、たわわタウンなどに集荷してあげて農産物を届けていると、非常に売り上げが伸びているというふうに聞いているところです。

先ほど申し上げました、高齢の方々はいい野菜をつくってもなかなか金にかえられない、地域にそういう所得が埋もれている状況でございます。何とか集荷体制で乗り切るんなら、会員数にしても販売額にしても伸びていくものだろうというふうに思います。

次に、直売所に求められる課題についてでございます。地域情報の発信拠点については、十分にその役割は果たされているとの最初のご答弁でございます。引き続き、充実させていただきたいとお願い申し上げます、この件は終

わりますが。

最後のNHK大河ドラマ「西郷どん」の放映に対する観光拠点の一つとしての直売所のかかわりでございますが、この240万人ですか、累計で、延べ数で、月20万人という報告ですが、このような集客力のある大きな直売所や妙円寺詣りなどのイベントの際に連携していくことを考えておられるようですが、冒頭ご提案申し上げましたけれども、西郷隆盛を語るときは、大政奉還に尽力し、明治維新で活躍した小松帯刀につながってまいります。

今回の9月補正予算に、観光費に大河ドラマの関連予算として赤山鞆負墓参道舗装や駐車場の整備費が計上されておりましたけれども、またあわせて日吉中央公民館の歴史資料室の展示ケースを購入される計画が今回の補正の中身でございました。このことは、日吉地域の観光振興につながり大いに期待するところでございます。

私から申し上げたいのは、同時に、このような歴史的な人物を輩出されている日吉地域の城の下物産館や、何よりも小松帯刀の吉利物産館に、この歴史を紹介する掲示板なり、観光振興に役立つようなモニュメントの設置はできないのか、そこをお尋ねしたいと思います。市長、お願いします。

○市長（宮路高光君）

今回、補正で若干の補正はさせていただきました。特に、城の下物産館の近くに、赤山という方々の墓の道等を含めて整備をするということにやっております。

おっしゃいましたとおり、この観光板の設置とか今回の「西郷どん」に関します、またトータルのなものについて、また来年度予算にもなるべく早く県の、今、地域事業がございまして、そのメニューに早く入れて、来年度予算にも今回できなかったものについても総括して観光とこの物産館との結びつきを

含め、またそのことが、さっき言ったようにモニュメント等を含めてPRができればいいというふうに思っておりますので、来年の予算に早くトータルで物産館、8つのシステムをつくっておりますので、そこからいろいろな知恵もいただきながら、担当課のほうでまた予算計上のあり方もつくっていきたいといふふうに前向きに進めていきたいと思っております。

○6番（福元 悟君）

県のほうの振興事業なども協議していくということで、大変前向きなご答弁をいただいたところでございますが、もう繰り返す必要もないわけですが、ぜひともたくさんの愛好家の方が大河ドラマを見てからまたその土地に触れたいと、その地域に触れたいという動きが出てまいります。そういったときに、親切で気持ちのいいこの日置市を紹介できれば大変素晴らしいことだというふうに、千載一遇のチャンスとして、この大河ドラマは捉えて全庁的に取り組んでいただければというふうに思います。

最後になりますけれども、直売所は申すまでもなく地域にとりまして所得を得る身近な存在です。全国に1万7,000カ所あると言われております。高齢化による売上額の変動はどこでも生じてくる課題であります。いち早く対策を練って、消費者が求める直売所を模索していく必要がございます。また、内外の優良事例に学ぶことも必要です。ネットワーク推進協議会のさらなる充実を図り、推進母体として検討会を充実していただきたいと思っております。経営の側や市に対する意見、要望も生産者からも数多くあると思っておりますが、目玉商品や安値競争の品目としての差別化を図る必要がありますので、そのためにも新鮮な野菜、安心安全な食材を地域の思いを乗せて消費者に届ける活動も必要でございます。孫に小遣いを上げるぐらいの収入があればいい

とか、兼業だからそこそこの収入があればいいということではなくて、消費者に自分たちの商品を見せるステージであり、安全な食材を消費者につなぐ場として、自分たちの地域の直売所を育てていく気持ちがより大切なことだろうと思っております。

折しも、ふるさと納税の返礼品として直売所の品物が活用されております。大変活況を呈しております。このネットワーク推進協議会などを利用して、地産地消の形や食育推進運動、また地域の歴史紹介や風土を盛り込んだ直売所経営と一緒に取り組んでいただきたいという願いを込めまして、質問を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして3項目一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、本市の危機管理体制についてであります。

地球温暖化が進むと、猛暑や豪雨や雷等の自然災害の頻度は増すとの見方が有力で、近年は日本全国あちこちで地震や台風、集中豪雨などの自然災害が発生しています。自然災害多発で日置市民が危険にさらされる度合いが大きくなっている中で、日置市行政は今後とも市民の安全を最優先に万全の態勢で不測の事態に備えてほしいものであります。このような状況の中で、私は、昨年、12月議会一般質問1問目で、本市の危機管理体制について5項目質問しました。今回は、これらの5項目についての質問応答も含めて、その後の取り組み状況と進捗状況と課題、対応策について質問いたします。

1番目、先ほどからも話がありましたよう

に、あすにでも台風18号が九州に接近しそうで、強風、大雨に我々も警戒が必要な状況にあります。本市の災害に対する危機管理のレベルについて、市長はどう判断し、今後どう強化していくつもりか、市長の見解と今後の方針方策を具体的にお示してください。

けさほどの報道でもありましたですが、総務省消防庁は、去る8月29日、北朝鮮によるミサイル発射情報を全国瞬時警報システム、J-ALERTで、関係自治体に配信しましたが、各地で防災行政無線からの放送が流れなかったり、メール等が作動しないなどトラブルが相次ぎました。住民に情報が届かなければ、万が一の事態が起きた際、避難行動に支障が生じかねず、課題となっております。

この件につきましては、総務省もいろいろと自治体に対してJ-ALERTを月1回調査するというのをけさの新聞報道にも載っておりますが、こういう中で、日本列島を襲う異常気象の中で、本市の災害に対する市民への情報発信の中で、J-ALERT発信に本市でトラブルは起きず、正常に動く市長は確信を持てるか、お聞きいたします。

3番目、本市では一般市民の災害に対する認識の徹底化をどう図り、その成果効果はどう出ているか、また今後どう強化していくおつもりかと質問しました。これに対しては、防災意識が高まっていると感じているが、今後も災害に適切な行動ができるよう自主防災組織化や活動の充実、防災訓練の継続的な実施による地域防災力の強化に努めてまいりたいとの答弁でした。その後の対処の仕方と効果、今後の強化策を改めてお示してください。

4番目、本市の自主防災組織は昨年10月1日現在、組織率84.7%、42組織で、1自治会での結成が困難な場合は、複数の自治会での検討など組織化できる環境づ

くりが必要であると考えている。若干、今、小規模の自治会等がまだ組織されていないので、他の自治会と訓練できないか、今後とも自治会長と相談しながら県の平均化並みの89%には早いうちに持っていきたいとの答弁でした。その後の現在の組織の組織率はどう改善され、組織化できる環境づくりをどう進めていますか、今後の課題と対応策を改めてお示してください。

5番目、昨年12月議会時点では、本市では全部で46カ所の市指定避難所があるが、いろいろと協議の中において、この避難所の見直しというのは随時やっていきたいという答弁でした。現時点では、何カ所になっているでしょうか。また、去年は防災拠点としても日吉支所庁舎、日吉中央公民館の建設を行いました。ほかの避難所の災害対応型のトイレや自家発電設備等の災害対応機能はどうなっているでしょうか。現状と対応策をお知らせください。

第2点、昨年12月議会後の本市の空き家対策についてであります。

1番目、昨年12月議会時点で、本市では空き家率が約20%、鹿児島県は17%でしたが、本市では二、三%程度はまだ今後ふえていくと思うとのことでした。そして、その時点で報告いただいている件数は、空き家総数は2,667件で、住める2,325件、住めない342件で、居住可能な住宅のうち、貸せるが154件、貸せないが2,171件となっております。26地区館に依頼していた本市の空き家調査は、ことしの3月31日まででしたが、その実態の集計結果はどうだったのでしょうか。

また、空き家対策条例につきましては、各地区公民館の調査を踏まえて対応していくとの答弁でしたが、本市の空き家対策条例の制定はどうするつもりですか、市長の見解と今後の方針方策をお尋ねいたします。

2番目、昨年12月議会時点では、特定空き家にかかわる市市税条例は改正できませんので、どういう形でこの倒壊している部分も含めて助成していくのか、そこあたりが一番大きなポイントになっていきますので、今後、まだ具体的な詰めをしておりませんので、今後そういうことも詰めをしながら全体的な構造が出た後において支援を示していきたいとの答弁でした。その結果はどうなっているのでしょうか、お答え願います。

3番目、同じように、昨年12月議会時点では、調査の中で明らかになったように、貸したくないという人が約80%以上おります。それは、恐らく、家具等いろいろとあるから、そういう理由であろうかと。貸したいという方も1割程度おるわけなんですけど、その内容がどれぐらいのものなのか、実態が全然つかめておりませんので、今後の対策としては、そういう貸し方について、どういう空き家なのか、そういう調査なども十分やっていく必要があるというふうに思っておりますとの答弁でしたが、その調査の結果はどう出ているのでしょうか。その対策も含めて、お示してください。

4番目、空き家の中におけます固定資産税におきます未納といいますか、そこまで若干調査もしておりません。特に、相続の問題もあったり、管理人の問題もあろうかというふうに思っておりますけど、ここらあたりも今後精査しながら進めていきたいというふうに思っておりますとの答弁でしたが、空き家の固定資産税未納に対するその後の精査の状況はどうなっているのか、その改善策も含めて教えてください。

第3点、最後です。市市道の整備・管理についてであります。

1番目、市道の脇の土手に生えている竹、小木、カズラ、草等の伐採や草払いは、従来その集落民が行ってききましたが、若手の減

少や高齢化のためできなくなっているの、市で定期的にできないものでしょうか。具体的に申しますと、日吉町日置寺下の明信寺から榎園集落の学習センターに行く途中の坂道の両脇であります。この両脇の崖下の部分は、昭和63年度に予防治山事業としてコンクリート土どめ工が鹿児島県において施工されました。その後、毎年その榎園集落の集落民が毎年2回、草払い、清掃等を行ってききましたが、ここ数年、若手減少と高齢化による危険な作業ができなくなり、両側とも竹、小木、カズラ、草などが生い茂り、見苦しく、環境も悪化しております。日置市内にも最近あちこちでこのような箇所が見られるようになっておりますが、集落や自治会で整備、清掃、管理できない市道脇につきましても、今後、市のほうで責任を持って定期的に清掃、整備できるような体制をつくるべきだと思います。これに対する市長の考え方、見解と、今後の改良策をお伺いいたします。

以上申し上げ、おのおのに明確な内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の危機管理体制について、その1でございます。地域防災計画に基づいた災害対応や防災行政無線等の活用による正確な情報伝達などにより広く市民へ周知を行うなど、危機管理体制の強化を行ってまいりました。今後も、災害に備え、あらゆる機会を通して防災意識を高め、災害に適切な行動ができるように、自主防災組織の活動の充実、防災訓練の継続的な実施により地域防災力の強化に努めたいと考えております。

その2でございます。J—A—L—E—R—Tにつきましても、定期的な点検や関係機関との訓練により有事の際にトラブルが起きないように努めてまいりました。今後も、引き続き市民へ

正確な情報伝達ができる体制を整えていきたいと考えております。

3番目でございます。地域防災力の強化ということで、自主防災組織の結成に努め、組織率の向上に取り組んでまいりました。組織率のさらなる向上と災害時に備え適切な行動ができるような活動の支援を行っていききたいと考えております。

4番目でございます。自主防災組織の組織率は、平成29年4月1日現在、組織率が85.5%、145組織となっております。組織化までに至っていない地域につきましては継続して呼びかけて、今後も組織率の向上に取り組んでまいります。

5番目でございますが、本市の指定避難所については46カ所、いずれも避難所にも災害対応型や避難所用の発電設備は設置しておりませんが、多目的トイレがある箇所が20カ所となっております。災害時を想定したトイレや発電設備等については、災害時の備蓄品の整備を年次的に行っており、今後も災害時に備えていききたいと考えております。

2番目の昨年12月議会後の本市の空き家対策について、その1でございます。空き家調査の項目の概要といたしましては、住める、住めない、貸せる、貸せないの4点でございます。3月末現在でご報告いたしました件数は、空き家総数が2,956件で、住めるが2,571件、住めないが385件で、居住可能な住宅のうち、貸せるが178件、貸せないが2,393件となっております。調査結果をもとに特定空き家としての対応していくための条例の制定を含めて、解決方法を検討して対応したいと考えております。

2番目でございます。空き家等を解体して更地にした場合の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例を延長している県内の市町村はありません。本市の空き家の特性を踏まえ、支援のあり方を検討してまいります。

3番目でございます。空き家を所有している方に具体的に調査を行っていくということではありません。空き家バンク制度の運用を開始してから空き家に関する問い合わせも多く、実態を調査しているところでございますが、貸したい、売りたいという空き家は、所有者が今後活用する見込みもなく、傷みも少ないものでないと登録ができません。長年放置された空き家は難しくなりますので、空き家バンク制度の周知に努め、運用していく中で、今後も実態把握をしていききたいと考えております。

4番目、固定資産税は、土地、家屋、償却資産といった固定資産税の所有者を納税義務者として課税しており一筆ごとに課税していないため、空き家の固定資産税の未払いを特定することが難しい状況でございます。また、相続登記等の未了が、適切な管理がなされていない空き家の増加の要因の一つかと思っておりますので、戸籍等の調査により代表相続人を選定するなど適切な申告指導を行ってまいりたいと考えております。

3番目の市道脇の整備、管理についてということで、地域から人口減少や高齢化により作業が困難になってきているとの意見を伺っているところでもあります。この状況は今後ますますふえていくものと認識しております。市といたしましても、本年度、市道作業員の増員や伐採委託料を充実させ、適切な道路環境の維持に努めているところでもあり、作業が困難な場所については市で対応していききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を14時15分とします。

午後2時01分休憩

午後2時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきました。それらの答弁と重なる部分もあるかもしれませんが、さらに深く突っ込んで、別な角度、視点からも含めていろんな重点項目に絞って質問していきます。

1番目、本市の危機管理について、その1、A、今年度、日置市施政方針及び予算説明の中で、次のように述べておられます。すなわち、今年度は昨年度に引き続き防犯灯の維持管理の軽減や防犯に関する環境整備を図るため、防犯灯のLED化を年次的に進めてまいります。このように述べておられますが、市長にお尋ねいたします。この防犯灯のLED化を年次的に進めてまいりますというのは、具体的にどんなことで、あと何年間で日置市内の防犯灯全部LED化できるのか、また全部LED化するつもりなのか、具体的に教えてください。

○市長（宮路高光君）

防犯灯のLED化につきましては、28年度は東市来、日吉地域をしております。29年度に吹上地域、30年度に伊集院地域で完了する予定でございます。LEDに交換することによって耐久性もございますし、また電気代の削減にもなるということで、全域的にやっていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

同じ中で、さらに次のようにも述べておられます。すなわち、防犯対策につきましては、住民の安全を最優先に地域防災計画に基づき総合防災訓練や国、県、関係市町と協働した原子力防災訓練の継続的な実施、自主防災組織の活動の充実、強化、施設、設備の整備、物資、資機材の備蓄など災害予防に取り組み、災害応急対策、災害復旧など各段階に応じて

関係機関と連携を図りながら対応してまいりますと、このように述べておりますけれども、市長にあえてお尋ねいたします。本市の防災対策に対する市長の意気込み、やる気、決意、本気度と日置市民の安心安全に向けた防災対策に具体的にどう取り組んでいくのか、もっとわかりやすく、さらに深く説明していただきたい。

○市長（宮路高光君）

年1回は防災訓練ということで、先般させていただきました。特に、基本的には自治会におきます自主防災組織の拡充だと私は思っております。それぞれ市民の皆様方が防災意識というものにやはり危機感を持って対応していく、あした、あさって、こういう台風も一緒でございます。もう行政からこういういろんな説明とか防災無線とかとではなくて、今は瞬時にいろんな情報が入っておりますので、やはり市民一人一人が台風にしても大雨にしてもそのときどういう備えをすべきなのか、やはりここあたりの意識高揚というのが一番大事なことであるというふうに認識しております。

○20番（田畑純二君）

同じ中で、さらに次のようにも述べておられます。すなわち、防災行政無線の整備につきましては、平成24年度から更新整備を進め、最終年度となります。行政情報や災害情報の伝達など迅速かつ的確な情報をお伝えするとともに、地域コミュニティ無線による自治会放送の適切な運用を図ってまいります。このように述べておられますけれども、市長にお尋ねいたします。

現在、日置市では地域コミュニティ無線による自治会放送の適切な運用がされており何ら問題はないと市長は思っておられるのでしょうか。もしそうでないとすれば、それはどんな問題点で、今後どう改善、改良されていくつもりなのか、市長の具体的で明快なる答弁

を求めます。

以上。

○市長（宮路高光君）

ことしで、この防災行政無線の整備もデジタル化になります。デジタル化になるに至って、いろいろな調査もしましたが、まだある地域におきましては、これが全部聞き取れないというところもございますので、そういうものについてまた個別に対応もしていきたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

具体的にさらに申しますと、今年度の6月補正予算64ページに災害対策費、自主防災組織育成事業費としてコミュニティ助成事業の採択に伴う補正、地域防災行政育成助成事業、坂之上下自主防災会、ホースカー等防災備品整備180万円が計上されています。これは、既に実行されたのでしょうか。そして、なぜ坂之上下自主防災会宛てなのか、その理由と整備することによる具体的な効果をお知らせください。また、この種の助成事業はほかの自主防災組織にも出てくる可能性はあるのか、あるとすればその自主防災組織はどうすればいいのかも、あわせてお示しください。

○総務課長（丸山太美雄君）

坂之上下自主防災会の備品整備につきましては、現在、購入の手続を進めていると聞いています。これまで地域で防災に取り組んでいる地域で今後の自主防災力の向上のために活動に必要な備品ということで採択がされたと伺っております。また、ほかの自主防災会につきましても宝くじ助成でございますので、本事業の案内につきましては各組織へ市から案内をしているところでございます。

以上です。

○20番（田畑純二君）

そういうことですが、ほかの自主防災組織でもそういう制度を利用できるよう

に市の行政のほうとも自主防災組織を指導していただきたい。

それから、3番目に、今度、日置市総合防災訓練がことしも例年どおり8月20日、吹上浜公園で予定どおり開催されました。その具体的な目的は、災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づき、地震、津波、洪水、崖崩れ等の災害発生に際し、防災関係機関が相互に連携を保ちながら情報連絡・伝達、救出・救護、避難誘導等、水防広報及び災害復旧等の災害応急対策は迅速適切に行われるよう防災体制の確立を図るとともに、あわせて市民の防災意識の高揚を図るというものです。これについて、次のように市長に質問いたします。

まず、1番目、この目的は達成されたかも含めた市長のここの今回のこの訓練に対する総合評価。2番目、今までと比較して、ことし市長が気づきたい点とよくない点。3番目、訓練参加予定機関及び団体は大体予定どおり参加されたのか。4番目、見物人も含めた今回の総参加人員数は何人ぐらいで、目的どおりの市民の防災意識の高揚は図られたと思っているのかどうか。5番目、ここのことを反省して来年以降改善すべき点があれば、どんな点だと思っているか。以上5点、市長、答弁願います。

○市長（宮路高光君）

今回、8月20日、大変暑い日でございます。今回は吹上地域ということで訓練をさせていただき、総勢500名程度の皆様が参加していただきました。時間的に2時間程度という部分でございましたけど、それぞれの関係機関のそれぞれの訓練内容、議員の皆様方もごらんのとおりであったというふうに思っております。

特に、防災訓練につきましては、今、津波等、地震、こういう併用した形の中で、毎年4つの地域を回るようにいたしております。

特に、地域の市民の皆様の参加というのが一番大きなことであるというふうに感じておりまして、若干苦情が来たのが、4年前と同じ地域を指定した。これで、やはりまだほかの地域もその地域で自治会に参加を呼びかけてほしいと、こういう改善点も来ましたので、来年以降もやはり防災する場所の周辺部の自治会に呼びかけておりましたけど、もう少しそうでないところも呼びかけをして、総括的に今後とも訓練をしていかなきゃならない、そういう今回の中でも反省点も得られましたので、そういうことを教訓に来年の防災訓練には活用していきたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

それで、今5点ほど聞いた中で、今ちょっと答弁あったんですけど、これによって市民への防災意識の高揚というのはどの程度図られているのか、そこら辺のことをもちょうと答弁していただきたい。

○市長（宮路高光君）

どの程度という、大変難しい。参加した人はわかるんですけど、参加していない方は、広報紙等でしかわからないということでございまして、さっきも言いましたように市民合わせて500人程度しか参加しておりません。まずは、数多くの方がやはり参加しなければ、どれだけ効果があったかというのは十分私わからないというふうに思っておりますので、今後、時間も要しますけど、どれだけのそれぞれの自主防災組織の方々が参加できるのかどうか、ここあたりはまた今後精査していかなきゃならないというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

そういうことでございますので、今回で全ての課題が解決するというわけでございませぬ。だから、今回のそういう教訓含めて、より意義のある防災訓練をしていただきたい。

続けていただきたい。

それから、4番目ですけども、自然災害の多い我が国においては、大規模災害時における救急体制を強化していくことも重要な課題であり、我が日置市でも今後の救急救命体制のあり方を真剣に検討していくべきだと私は思います。日置市消防本部には、18人の救急救命士有資格者がいますが、3人が救急業務から離れていて実質15人であり、年代別でも隔たりがあります。平成30年度に1人救急救命士養成学校へ入校予定であります。今後は有資格者の採用や計画的な救急救命士養成学校への派遣で救急救命士の計画的な確保を図る必要があるというふうに思われます。

そこで、市長はこのことと救急体制のあり方をどう思われ、今後、本市ではどのように対処していくつもりか、市長の考え方、見解等、今後の方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今、消防職員の中で救急救命士の資格を持っているのは18名程度でございます。今、採用する前の時点で、昔はなかったんですけど、今は救急専門学校というのがありまして、それを高校を卒業して3年間そこに行って消防士を受講します。今、消防士を受講を受ける方も、その中でやはり五、六人はそういう受けた方が受講しているのも事実でございます。そういう中において、今後この救急救命士を含めた中におきまして、やはり81それぞれの消防職員全部はできませんけど、年次的にそういう資格は取れるような体制を今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、高齢者が地域の中でふえていく、高齢者標準社会と言われているんですけども、この高齢者標準社会の防災対策は直接死を防ぐとともに、関連死を防ぐことが最重要であります。今後の市町村の応急対策の中核は、

災害関連死の防止であるとも考えられます。

そこで、そのためには平常時以上に災害時の住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が不可欠だと思われます。市長は、このことと地域の魅力増進と防災力向上の両立を目指す自治体の防災マネジメントをどう認識評価され、今後の日置市政運営の中でどう対処されていかれるつもりなのでしょうか。市長の考え方、見解と今後の方策、方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございました災害関連死、災害によっても違うというふうには認識しております。やはり、今ご指摘のとおり、高齢者のこの災害要支援者といいますか、そういう方、包括センターともいろいろと打ち合わせをしております。また、いろんな情報というものも、要支援者の方々のリスト、こういうものも、プライバシーがございますけど、民生委員さん、私は、消防団、こういう方々にはきちっと情報伝達をしていくことが一番大事なことであるというふうに認識しております。そのようなことを踏まえながら、今後のこのような高齢化するときの災害に対応するということも基本的に考えながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、平成29年度日置地区防犯協会総会が、みんなでつくろう安全安心のまちを目標に去る6月20日、日置警察署で開催され、私も理事の一人として出席しました。平成28年度は、当協会では、安全で安心して生活できる地域づくりを目指して、日置警察署や日置市関係機関と連携のもと、地域安全モニターや防犯ボランティア団体等の協力を得て、次に掲げる事業を推進しました。

1番目、全国地域安全運動及び季節地域安全運動の実施。2番目、住民生活に身近な防

犯等の未然活動の実施。3番目、青少年の非行防止と健全育成。4番目、広報啓発活動。

平成29年度事業も計画もほぼ同じですが、この日置地区防犯協会の事業計画に本市としてはどう協働協力してうまく連携をとっていくつもりか、市長、具体的に答弁してください。

○市長（宮路高光君）

日置地区の防犯協会、それぞれ私ども行政も入っております。また、地域の議会の代表も入っております。それぞれ青パトとかそういう団体も入っております。特に、毎年10月に実施されます全国地域安全運動、こういう中におきまして、私ども行政と一緒に出発式をしながら、また12月の暮れに対します活動を含めて、警察と十分連絡をとりながら、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

今度は、空き家バンク制度についてちょっと質問いたします。

ことし3月発行の市広報紙ひおきナンバー123、3ページに次のように掲載されています。平成28年度からは、市内にある空き家を有効活用し、定住促進と地域活性化を推進することを目的とした空き家等改修事業を開始しています。定住促進の流れをさらに加速させるために、今回スタートするのが日置市空き家バンク制度です。昨年12月16日に市と公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会とで空き家バンク制度を利用した空き家等の売買に関する協定が結ばれました。これにより、市が空き家バンクの管理や情報発信を行い、県宅建協会が売買や賃貸の媒体を行う協力体制を構築しました。

さらに、この制度を推進するため、市内企業や団体と空き家バンクの制度推進にかかわる連携協定も同時に締結、空き家利用の問題となる相続や家財道具処分などの問題に対し

て、家財道具など遺品整理を寿産業、廃棄物の処理を丸山喜之助商店、相続などの相談をNPO法人結の夢来人・絆プロジェクトの協力を得て解決を図っていき、このように記載されておりますけれども、そこで市長に下記質問いたします。

まず1番目、空き家等改修事業を利用した市民の現在数と今後の見込み、2番目、この制度を市民にさらに深く利用してもらうための手段をどう考えているか。3番目、空き家バンク制度の現在の利用状況と今後の活用策、市民へのPR方法。4番目、市民からの相続などの相談の具体的内容をどのようにNPO法人と解決を図っているか。5番目、空き家バンク制度をより広く市民に活用していただくための問題点と解決策をどのように考えているか。

以上、はっきりとわかりやすく明確明快に答弁してください。

○企画課長（堂下 豪君）

まず、空き家改修事業の実績でございますけれども、昨年度から始まっておりますけれども、平成28年度が5人、今年度も既に5人おりました、実績は今後ふえてくるものと思っております。

この制度を広く利用してもらうための手段でございますけれども、制度の利用者というのは市民のみではございません。市外に居住する出身者や移住希望者もおります。市のホームページや広報紙、あるいは移住定住関連の情報提供など幅広くPRを行っているところでございます。

3番目の空き家バンク制度の利用状況と今後の活用策ですけれども、空き家バンク制度につきましては、非常に問い合わせも多いのが現状でございます。これまで33件を登録しております、11件が売却や賃貸の成約に至っている状況でございます。

移住定住を進める上で、空き家バンクの活

用は非常に効果的であると考えているところでございます。今年度は、固定資産税の納付通知にチラシを同封しまして、大きな反響があったところでございます。ほかにも多様な広報媒体を計画して活用していきたいと考えているところでございます。

4番目の、市民からの相続などの相談の内容とNPO法人との連携、解決策ですけれども、相続などで悩んでいる方は、空き家バンクの登録まで考えが進まない状況もございますので、PRチラシに、連携協定を結んでおりますNPO法人の案内をしているところでございます。相談内容は、相続で名義変更するための方法や費用、あるいは共有名義になっているものの取り扱い方など多岐にわたっている状況でございます。

NPO法人の構成員には、司法書士や行政書士、設計士、不動産業など多様な人材がおりますので、さまざまな問題の解決が図られるものと思っております。

空き家バンク制度の制度を広く市民に活用していただくための問題点でございますけれども、空き家バンク制度を効果的に活用していくには多くの物件を登録していくということが必要になってきますが、現在のところ、順調に進んでいる状況でございます。特に問題はないと考えているところでございます。

以上です。

○20番（田畑純二君）

そういうことでございますけれども、せっかくつくったこの空き家バンク制度ですから、できるだけ市民の皆さんによく利用してもらって、空き家が少なくなるように、今後とも企画課を中心に努めていただきたい。

以上、要望しておきます。

それから、8月15日付の日本経済新聞に次のような記事が掲載されています。「空き家解消市町村指導、税も優遇、転用なら国交省検討」すなわち、国土交通省は人口減少を

背景に、全国でふえる空き家問題への対応で市町村の役割を強化した新たな制度を導入する。市町村が空き家の情報を積極的に集め、土地や建物の売買のほか公園への転用などの仲介役まで担うようにする。所有者がわからない空き家が多い実状をふまえ、市町村は個人や世帯の情報をつかみやすいと見て、行政指導で解決、解消につなげる。解体の税優遇部分も検討する。

来年の通常国会で都市再生特別措置法の改正も提出し、新制度を設け、各市町村に使われていない空き家の活用を促す対策をつくるように求める。空き家は、直近で約820万戸あり、日本の住居の14%に上る。賃貸料が429戸と最多だが、最後の問題は使用者不明や破損などで活用が難しい空き家に270万戸以上に上ることだ。

野村総合研究所は、世帯数の減少に伴い、空き家の割合は2030年度には今の2.6倍の30%を超えると予測する。所有者がわからない空き家を特定する作業が急務となっているため。これまで市町村には空き家の情報を集める機能があったが、所有者が不明な空き家は放置されたままだった。空き家が社会問題化している現状を踏まえ、新制度には各市町村に組織を設けた人を配置し、行政の関与を強める。

このような記事の内容ですけれども、市長はこの内容をどのように評価され、今後の市政運営の中でこのような新制度へどう対処していくつもりでしょうか。市長の対応とご方針をわかりやすく、具体的、明確に教えてください。

○市長（宮路高光君）

先ほど企画課長のほうも答弁いたしましたとおり、今空き家バンク制度におきまして、市民の問い合わせもたくさんございます。今ご指摘がございました国交省の制度の中におきまして、また、私どもも十分今後精査しな

がら、この事業をどう取り組んでいくか、検討していきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、6月28日付の南日本新聞の記事に、次のようなものがありました。すなわち、「空き家対策2割策定、国交省調査、倒壊おそれ6,000戸指導。国土交通省は6月27日、空き家対策特別措置法に基づく対策計画を策定済みの市町村は3月末時点で全体の21%だった」とする調査結果を公表した。「市区町村が倒壊などのおそれのあるとして改善助言指導した特定空き家は、全国で約6,400戸に上った。来年3月末までに策定予定の市区町村を加えると51%に達する見通し。国交省は、2025年度までに80%の計画を目指し、空き家対策計画は特措法に基づき市区町村が撤去作業や活用促進などに取り組む地区や期間などを定める。策定は義務ではないが、計画をつくった自治体には撤去や改修をして公園や観光施設に有効活用する事業費の一部を国が補助する制度もある」こういうふうになっておりますけれども、次の2点を質問いたします。

本市には、空き家対策基本法を策定する計画はないのか。あるとすればいつごろの予定を予定しているのか。

2番目、本市で空き家助言指導した特定空き家は今までに何戸あったのか。また、今後の傾向は具体的にどう見ているか。

以上2点、市長、答弁願います。

○総務課長（丸山太美雄君）

本市の空き家につきましては、地区館の協力によりまして取りまとめをすることができました。その結果をもとに、今後、空き家対策計画を含めての解決方法を検討したいと考えているところでございます。

2点目の、特定空き家のことですが、現在のところ、特定法に基づく特定空き家はございませんが、市民から相談があった

空き家等については、適正管理についての文書を送付しているところでございます。

28年度につきましては13件の文書の通知をしております、一応相談があった場合は、そのような文書通知で対応しているところでございます。

○議長（並松安文君）

田畑議員、あと2分です。

○20番（田畑純二君）

全国でふえている空き家は、空き家や空き地が十分に利用されていない空間が地域内で広く点在する状態を都市のスポンジ化と呼ぶそうであります。空き店舗もふえています。全国の商店街の4割は空き店舗ですが、10%を超えています。都市のスポンジ化が進むと、にぎわいを失うだけではありません。景観や住環境が悪化し、生活に必要なサービスを維持しづらくなります。本市の旧4地域でもスポンジ化が進んでおりますが、市長はこの現状をどう認識されていますか。

そして、このスポンジ化が行政だけでは防げずに、官民が情報を共有し、地域住民も巻き込んで取り組む課題だと思われませんが、市長はこれについてどう思われ、今後どう対処されていくつもりか、明確、具体的に教えてください。

以上、もう時間が来ました。これで最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

空き家もですけど、空き店舗、このことも大きな課題であるというふうに認識しております。特に、空き店舗については、商工会等の関連が一番強うございます。今後、空き店舗の活用というふうな中で、商工観光課のほうが商工会とも今後十分詰めをしながら、詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

次に、7番、山口政夫君の質問を許可します。

〔7番山口政夫君登壇〕

○7番（山口政夫君）

私は、さきに通告いたしました2項目について、本日最後の質問をいたします。

まず、1項目め、最近は各地で地震、風水害が発生しており、日置市の大規模災害に備えた体制について質問いたします。

1番、平成23年3月11日、まだ寒い中発生した東北大震災では、消防団員254名、うち198名が公務中、消防職員27名が殉職され、多くの市民も岩手、宮城、福島3県で1万8,404名の死亡、行方不明者となっております。

平成28年4月14日には、熊本震災が発生、また、7月には追い打ちをかけるように九州北部豪雨災害が発生しました。このようなとき、一番心強いのが消防団員及び消防職員です。危険を省みず先頭に立ち、救助、避難活動を行います。しかし、本市では、少子高齢化が進む中、消防団員の不足が懸念されます。

そこで、日置市消防職員の増員を図り、体制充実を図るべきと思うが、どのように考えるか伺います。

2番目、このような大災害の救助、避難、支援物資輸送にリヤカーを使用した映像を目にしました。日置市でも、災害時における要配慮者の避難計画に自主防災の役割として避難行動要支援者への避難支援とある。自主防災組織率85.5%（4月現在）と高い中、避難支援時に活用できる折り畳み式リヤカーを自治会へ配備すべきと思うが、どのように考えるか伺います。

3番目、平成27年10月26日、生活協同組合コープ鹿児島、平成29年3月30日、NPO法人コメリ災害対策センターと災害時に物資支援を行う協定書を民間団体と交わしてあるが、無人航空機ドローンを活用した災害救助捜索活動を支援する協定を結ぶ考えは

ないか伺います。

4番目、平成27年12月10日、航空法施行規則で、無人航空機ドローンの飛行に関する基本的なルールが定められ、鹿児島県内でも曾於市では農薬、肥料の空中散布にドローンの導入を計画しドローン特区の申請を検討中。薩摩川内市でも検討中。伊佐市消防組合では、産業用ドローンを導入しています。

そこで、本市でも、ドローンによる災害時の捜索活動、進入不可能な場所や上空からの捜索活動、道路崩壊確認作業、商工観光事業、地域づくり事業で空撮を活用したPR動画に活用など、日置市で機体を購入し、操縦技能者、安全運行管理者の育成を行い、防災航空隊、仮称ですが、発足させ、行政活動推進を図らないか伺います。

2項目め、公衆無線LAN、Wi-Fiの設置について質問いたします。

本市では、サッカーやソフトボール大会の県大会や全国大会の開催、プロ野球球団キャンプ、実業団野球チームのキャンプ等、年間を通じ競技場施設が活用されています。また、2020年開催される鹿児島国体では、レスリング、軟式野球の2競技が日置市で行われます。しかし、今現在、吹上支所1カ所、中央公民館3カ所、地区公民館26カ所、伊集院駅、東市来駅、湯之元駅等にWi-Fiが設置されていると思います。

そこで、伊集院体育館、伊集院総合運動公園、東市来総合運動公園、湯之元球場、その他スポーツ施設に公衆無線LAN、Wi-Fiの設置が必要と思うが、どのように考えるか伺いまして、以上2項目5件について、市長の誠意ある答弁を期待し、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、日置市の大規模災害に備える体制について。その1でございます。3番議員

の回答と重複いたしますが、現在、81人の消防職員に対して、消防力の整備指針では107人の基準で、充足率が76%になっております。平均、全国が77.4、県が69%と、全国の平均以上は来ているのが事実でございます。

現在、行政改革大綱及び第3次行動計画に基づきまして、32年度までの定員管理について、組織と人員の見直しを行っている状況でございます。日置市全体の中でこの消防職員の人員的にも検討していきたいというふうに思っております。

2番目でございます。自主防災組織の活動につきましては、結成時、年間の活動費、防災資機材の整備等に育成事業として取り組んでいます。自主防災組織のさまざまな活動の中で、組織に応じた課題が出てくると思われますので、それらの課題の解決に向けて、市として支援していきたいと考えております。

3番目でございます。災害時の協定につきまして、多様な団体との締結が必要と考えております。無人航空機については、その機能の有効性を見きわめながら、協定締結を含めて検討をしてみたいというふうに思っております。

4番でございます。ドローンの有効性については、各業界においても実用段階であり、今後各分野においてさらに活用が期待されるものであると認識しております。各部署との連携も必要になりますので、ドローンの活用が見込まれる部署の意見等も踏まえながら、今後検討をしてみたいと思っております。

2問目につきましては教育長のほうに答弁をさせますので、よろしく。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

それでは、2番目の公衆無線LANの設置についてお答えをいたします。

本市でも、先ほど議員が述べられた施設に

公衆無線LANを設置していますが、これらの施設におきましては、常に利用者がある施設でございます。ご指摘がありました体育施設等におきましては、土曜日、日曜日に利用者が集中している現状でございます。また、全国大会等で多くの来園者があり、集中して公衆無線LANを利用できる機器整備だとかかなりの設備投資が必要と考えられます。近年のスマートフォン等の普及及び費用対効果を考慮し、今のところ、設置は考えておりません。

国民体育大会につきましても同様でございますけれども、競技団体の要望によりまして、記録、結果報告等によるデータ通信が必要な場合には、臨時的な設置を検討してきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を15時10分とします。

午後2時57分休憩

午後3時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（山口政夫君）

市長の答弁をいただきました。順に従って質問させていただきます。

まず1項目1番目の消防団員の増減ということでございますが、答弁で、行政改革大綱及び3次計画に基づいて32年まで定員管理については協議をしているということでございます。確かに全国率の平均の充足率からすれば日置市は満たしているとは思いますが、ただ、充足率が満たしている、全国平均というよりも日置市の消防団員数、それと日置市の面積、そういう地理的事も考慮していけば、見直しも検討に値するのかなという思いがあります。

なぜかといいますと、先日、所管事務調査で日吉、吹上消防の体制の改革で、ちょっと全消防署を回らせてもらいました。その中で、出動回数も2,165回、火災出場が30回、救急講習会が104回、ドクターヘリ出動で131回、それと、びっくりしたのが、消防車が3台、予備車を入れて4台、で、3台はあり得るのかなと思っていましたところ、4台、予備車まで出動した回数が年間50回あると。こううことで、やはり消防団員の労働環境といいますか、ちょっとオーバーワークになっている部分があるのではないかと。

それと、先ほど同僚議員からのもありましたとおり、猪鹿倉の火災のときに、たまたま救急出動をしていた。そういう関係で、多少おくれが発生したと、そういうようなことも加味していけば、やはり消防体制というのは支所の消防職員は、即入れましようといっただけで戦力ということには厳しいと思います。やはり1年、2年、しっかり訓練を積んで育てるということを考えれば、定期的な退職者の増員、補充というのも重要ですが、定数をもう少し余裕を見た人員配置ということも十分検討していったほうがいいと思います。そこらを含めまして、もう一遍答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

先ほど3番議員の中で、消防職員の経緯についてはお話をさせていただきました。昨今のいろんな出動が、今までの経緯と違う部分もあるのも事実でございます。特に、この消防職員の体制の中でも、年齢構成ということも大事なことでございまして、今までもその年齢構成がいない年代があったりしたところもございましたので、今はこういう、もう30数年、40年近くなりますと、やめていきますので、巡回はできておるわけでございますけれども、さっきも言いましたように、全体的な日置市の職員、全体的には削減をし

ていく方向は間違いございません。そういう中でしていかなければ、今からの人件比率を考えたときは大変、ただ市民のサービスとただその1点だけではできない。特にこういう人件費的なものについては、恒久的なものでございますので、十分検討をしていかなければならないという部分がございます。

その中で、この消防体制に職員を充実していくということは、私も十分そのことについては認識しております。その中で、今後消防委員会等もございますし、今後の32年までの職員の全体的な定数、こういうものも検討しなきゃなりませんので、その場でいろいろと話題に上げながら、消防職員の定数も考えていかなきゃならんというふうに思っております。

○7番（山口政夫君）

市長も、増員はしようかという認識をしていただいているという認識を再度いたしました。そういう意味で、今後、開かれる消防委員会等でぜひ前向きな検討をしていただきたいとお願いをしておきます。その中で、32年まで決まっておりますが、それまでに必要と判断されたときは、随時増員をしていただきたいと思っております。

続きまして、2問目に移らさせていただきます。自主防災でリヤカーの配備についてお願いしましたところ、市としても支援していきたいと考えているという答弁でございますが、これは自治会が購入するときに補助、あるいはそういうふうにお考えなのか、それとも、市のほうで配備をしますよということなのか、もう一遍、確認をお願いします。答弁。

○市長（宮路高光君）

このリヤカーがどのときにどういう形の中で利用していくのか。それぞれ自主防災組織の考え方だと思っております。リヤカーでなく、まだほかのものが欲しいとか、リヤカーだけという共通、私それぞれの自治会で違

というふうに認識はしております。その中で、必要とする中においては、自主防災組織をつくったときにおいて、それなりにおきます必要性という分検討の中においては、備品の提供もやっていきたいというふうに思っております。均一的に、日置市が全部1台ずつ買って、備品として与えると、そういうことはしないというふうに認識してほしいと思っております。

今後、自主防災組織の方々と十分配慮しながら、ほんとにこういう目的でこういう形でリヤカーが必要なんだという部分をご理解していただけるような説明、そういうものも必要であればやっていきたいというふうには考えております。

○7番（山口政夫君）

私が非常にリヤカーにこだわり過ぎじゃないかと思われるかもしれませんが、実は、平成26年、その当時、原子力避難、田之湯自治会で自治会長をしているときに、原子力対策避難計画、避難通路が危ないよねということで訓練を自治会で実施しました。そのときに、地域の皆さんから、ほんならどうするんですか。お年寄りが歩けない人がいますね。何をしますか。何で運ぶんですか。バスの避難は湯田小学校で危ないです。それと、近くの介護施設、病院等、それぞれで準備はあるでしょう。ですけど、全員を避難させるには非常に厳しいところがあるというようなことも当時の施設の関係者からもいただきまして、皆さんで協議した結果、自治会に避難のときだけではなくて、こういうふうに通常、自治会運営上も非常に有効だというのが実証したわけです。

それと、私も支援員を2年するときに、昔でしたらリヤカーが近所隣なんかあったから、あそこのを借りてきましょうと、それがありません。ですけど、今ほとんど所有されておられません。そういう点で、道路が寸断あるい

は細い道、車が行かない。それと、支援物資等を運ぶときに人材がないというときに非常に有効だねと。たしかこのときも、各自治会で購入しなさいというようなお話があったと思います。

それで、行政として今まで市民の安心・安全なまちづくりを行政としては、日置市としては進めますと言いながら、本当にそういう状況でいいのかなという思いがあってお願いしているわけでございます。

その当時、26年、あえてもう、今の備蓄数が幾らかというような質問はいたしません。そのとき相談しましたら、備蓄数はありませんと。水もないんですかと言ったら、東北震災で、ちょっとこういうのがありますので、これをお使いくださいと。その後、今、水あるいは保存食品、そういうのが備蓄されていると思います。なぜ日置市だけで言うのじゃなくて、全国の自治体を私も調査しました。そうしますと、行政で200台、300台購入して、各庁舎に保管していると。災害時に取りにきてくださいというような体制のところがあります。

災害というのはいつ起こるか分かりません。それと通常の自治会活動、地域活動、そういうのでも活用できる。そういうのであれば、行政のほうで整備したほうがいいんじゃないかという思いをお願いをしているところでございます。

そういうのを含めて、再度、もういたしませんではなくて、もうちょっと検討するとか、改善の方向の考えがないかお伺いします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの災害におきますいろんな調達、いろんなものがあるというのは認識しております。さっき言ったように、このことについては今、山口議員のご意見という分で拝聴しておりますけど、ほかの自治会も含めまして、ほんとにリヤカーが必要なかどうか、まだ

相対的にいろんなことで、もうそれよりほかのものが欲しいとか、さまざまなんです、実際言うて。私配付しないというわけじゃないけど、今回、そういう分を1つに決めてしまえば、もう何で狭くてやっこいもなくて、いろんな文句を言われることもしかりでございます。大変このことは難しゅうございますので、いろいろとまた自治会長とかいろんなご意見を拝聴しながら、このリヤカーについては検討させていただきたいということでございます。

○7番（山口政夫君）

自治会長さんなんかのご意見を伺いながらといてございました。1つには、そういうふうに、希望自治会へ配備するとか、そういうのも検討の中に1つの方策として視野に入れていただきたいと思います。2番目は、一応そういう要望をいたしまして、3番目に移らせていただきます。

3番目は、ドローン関係の災害時における支援協定、これを結ぶ考えはないかということで、団体があれば検討していくということでございます。この4番目と関連がありますので、4番と一緒に質問させていただきます。

ドローンについては、皆さんご存じだと思います。首相官邸に落下事件があってから、非常にドローンというのが、ある意味悪いイメージがついてしまったということの認識がでございます。

先ほど、説明で申しましたとおり、伊佐市も消防でドローンを購入して、もう現在運用しております。それと、曾於市、ここでも曾於市のほうも職員のパイロット養成委託料、これも予算化して承認されて、もう現在、ドローンも購入されているみたいです。それと、最近ですが、9月9日、霧島市が山岳救助の目的として消防と第一工大の田中教授が講演いただいて、実際に検証しまして、導入に向けた検討をしているという。ほかの自治体も

あります。消防が購入しましたとか導入しました。それから一番新しいところでは、10日に東京電力の、これが原子炉内の放射線量を測定するのに大型ドローンを導入を決定したと、そういういろんな記事が出ております。

実際、まだ皆さん体験されていないと思います。実は、私も、何でドローンを勧めるかといいますと、平鹿倉地区公民館で、鹿児島のだローンスクールを運営しておりますエアリアルワークス、もう市長もご存じのようですが、ここと体験飛行に私もお伺いして、体験させていただいて、そのときは屋内用のホビードローンでした。後日、ちょうどスクールを開催しているからということで私も行きましたら、昼から屋外で飛ばすから、山口さん体験してみてくださいと。私も体験しました。非常に機能的にびっくりする部分がたくさんございました。

実は、そのときに、同僚議員の大園議員さんのお父様、吹上町の前議員さんだということで、私面識なかったんですが、そのときもまたお見えになっていまして、九十何歳ですか、ドローンをコントロールされるんですよ。ですから、ああ、こんな安全に今飛ばせるんだと、そういうのを実感しました。

もし、前向きに検討をしていただくというような、それと部署の意見を踏まえ今後検討いただくという答弁です。できれば、実は2、3日前、12日にドローンのデモンストレーション飛行をする予定でした。実はこれは消防署のほうで準備をしてございまして、後から情報が入ったんですが、すると。ところが、雨で流れまして、今度の21日、再度デモンストレーション飛行をする。そのときにも、第一工大の田中教授もお見えになっていただけるようでございます。もし、このエアリアルワークスの代表者にちょっとゆうべ、行政の皆さんも体験したいということであれば参加

していかと確認をとったところ、大丈夫だと。消防のほうをお願いしてありましたので、消防長のほうにもそういう形でよろしいでしょうかということであれば、行政として検討するための体験であればいいんじゃないでしょうかということでございます。

市長初め所管の地域づくり課あるいは商工観光課、農林水産、そのほかの所管の皆さんも体験していただいて、実際自分で触って、ああ、こういうものなのかということも体験いただければと思います。

それと、土橋地区公民館がALTの職員が1年間勤務をする間に、その方も個人でドローンを購入されて、土橋のいいところを空撮されて、それで終わってから商業プロモーションビデオといいますか、そういうのをつくって送っていただいたと。夏祭りに行ったときに館長が地域の皆さんに説明されておりました。

そのような意味で、ぜひドローンというのは趣味の範囲ではない。行政に役立つ1つのツールだと思っております。そういうのを含めて、再度検討いただければと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今ドローンというのは、大変それぞれの各分野が興味深い部分を十分持っているのも認識しております。さっきございましたとおり平鹿倉のほうではもう1、2年前からそういう講習会をしているというのも、私、自分自身も認識しております。今のところ、購入してどこでどうというのはまだちょっと時間がかかるというふうには思っております。基本的には操作とか、ドローンがどういうものであるのか、いろいろと購入しても維持管理を含めまして大変コストもかかるということ十分認識しておりますので、ドローンが特に災害等におきまして、特に測量とかいろんな分野については、ドローンを

使っている協会とかあります。そういうものを存じ上げております。ですので、今後、消防の職員を含め、また農林水産だとか、特に技術の関係の人、こういうものもそのつかえをどうしていくのか、ここあたりも今後、導入という分じゃなく、今ドローンというのがどういうものであって、今どこまでどういうふうにしてやっているのか。そういう勉強会というのは十分職員のほうにも行かしてやりたいというふうに思っております。

○7番（山口政夫君）

前向きな答弁をいただきました。実は、まだ行っておりませんが、豊橋市ではもう既に職員を20名配置して、先ほど言いました免許、安全運行管理士、そのようなのを取得させて、航空隊ブルーシーバルスというのを発足させて、通常は一般業務を行う。そのようなスケジュールが入ったときにその20名の隊員を振り分けて活動をするというような運用をしております。このようなところも先駆けたところもありますので、そのようなことも参考にし、また、私も職員さんの中で、趣味の範囲でございますが、されているということも認識しております。承知しております。そういう方々も個人的に話をお伺いすると、ですよと、前向きなお話もいただいております。

そういうことで、ぜひ今度の21日、もし21日が雨の場合でも22日をpushしてあるということでございます。ぜひ職員さんが参加して、新たにまた設置するという、そういう機会を設けるというのも大事でしょうけど、せっかくこういう体験をする機会があります。管理職員さんだけでなく、私は同僚議員の皆さんにも、できれば参加いただきたい。ただ、朝ビッグウェーブ200に立哨というのが朝8時からでしたか、始まりますが、ドローンの飛行体験は9時からと。午前中予定しておりますので、そういうふうに検討いた

できればと思います。

前向きな回答をいただきましたので、次の公衆無線LANについて再度お伺いします。

教育委員会のほうでは、設置は今のところ考えていないと。必要があるときに臨時的に措置を講じるということは、大会を開催するときに申請があればリースでも教育委員会のほうで借りて準備するというふうな理解でよろしいのでしょうか。答弁をお願いします。

○社会教育課長（梅北浩一君）

ただいまご質問がありました臨時的なWi-Fi設置ということですが、Wi-Fiの必要性については、大会運営者が、教育長が答弁しましたとおり、その結果を本部に報告したりするとかいうことについては必要な面もあると思います。ただし、通常のWi-Fi情報を取得する場合ですと、現在、スマートフォンが右肩上がりに普及しております。それぞれスマートフォンは移動通信ということで、自分で通信が行える状況でございます。このWi-Fiの利点というのは、通信制限を気にしなくて利用できる、あるいは利用料金がかからないということでもありますので、その辺は不特定多数の方々に来たときには、それぞれがそれぞれのスマートフォンの移動通信で対応できるのかなというふうに考えております。

特に、臨時的なWi-Fiの設置となりますと、これも不特定多数の方が利用できることとなりますので、設置費用に多額の費用がかかることとなりますので、国体とかそういうときに実施主体のほうで、競技部が必要とあればそのようなことについては検討しながら、設置については考えていきたいと思っております。

以上です。

○7番（山口政夫君）

これも私も感じておりました。全国大会あるいはプロ野球球団のキャンプ時に関係者が

らもいろいろ問い合わせ、質問もございました。教育長もご存じのように、さきの中学全国大会、そのときも大会の部長あるいは会長、副会長、そういう方とお会いして、そういう要望もいただきました。

そういう中で、設置が必要かなど。確かに、スマートフォンは普及しております。ただし、スマートフォンはもう個人のできる範囲内だと思います。ホームページの編集まではできません。そういう意味で、やはりそういう大きな大会関係であればどうしても無線LAN、要するにWi-Fiの環境が必要ではないかと思っております。

教育委員会が所管でございますが、もし教育委員会で不可能とした場合、企画課のほうでどうなのでしょう。ほかのほうの予算で設置ということは不可能なのか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

教育委員会であろうがどこであろうが、必要とするものについては、これは設置していかなければならないというふうに思っております。今、課長がちょっと答弁いたしましたとおり、今それぞれ常時そういうものを活用しておるという分はございません。そのときだけという分がございますので、そこあたりは今後推移を見ながら、この設置については検討していかなくやならんというふうに思っております。

○7番（山口政夫君）

市長から、大変前向きなお言葉をいただきました。常時設置できなくても、先ほど教育長の答弁にございましたように、臨時的に対応していくということを前向きに検討していただき、設置をできるように、そこの利用者が不便を感じる、大会運営者が安心してできるように、また、臨時的なものであってもそういう利用申し込みのときに対応するとか、そういう柔軟な対応がとれるような体制をお

願いたします。

前向きな答弁をいただきましたので、以上で一般質問を終わりたいと思います。

ただ、最後に、皆さんからお話がございますとおり、台風18号接近しております。しかもあすからあさつての朝ということで、もちろん行政のほうはとそういう態勢はしっかり準備できていると思っております。我々議員のほうもしっかり被害対策あるいは調査等できますように希望しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、19日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後3時37分散会

第 3 号 (9 月 1 9 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（1番、12番、17番、15番）
-------	----------------------

本会議（9月19日）（火曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	横手裕治郎君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長 東 広 幸 君
上下水道課長 宇 都 健 一 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 長 倉 浩 二 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 宮 下 章 一 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、台風18号についての報告がありますので、発言を許可します。

○総務課長（丸山太美雄君）

それでは、台風18号、9月16日、17日についての災害警戒体制についてご報告をいたします。

9月16日、9時に災害警戒本部を設置いたしました。また、同じく9月16日の午後3時に避難準備、高齢者等避難開始発令、あわせて避難所を開設をいたしております。市内全域の4万9,428人、2万2,737世帯に発令をいたしました。と、17日、日曜日には、14時30分に避難準備情報の解除と避難所の閉鎖をいたしております。避難者の最大のピークにつきましては、9月16日土曜日で、22時の段階で87世帯109名の方が避難をされております。

最大瞬間風速につきましては、9月16日土曜日9時に、東南東の風19.7mを観測いたしているところです。今回の台風での、特に災害等の報告は受けていないところでございます。

以上でございます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

○1番（桃北勇一君）

おはようございます。開催日によっては敬老会を中止にされた自治会において、せっかくの楽しみを奪ってしまい、お祝い申し上げ

るべき人生の先輩方も、祝う方々もともに心寂しかったことと思います。

ただ、我々日置市民が、今なお平和に元気に過ごしているのも先輩方のご指導のおかげと思い、今ここに、心から感謝とお祝いの言葉を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

1番目に、災害に対する対策と対応について伺います。

たび重なる災害によって、想定外という言葉は、もはや被災時使用できない言葉となってきました。先日も喜界町において、1時間雨量100mmを超える豪雨がありました。7月の北部九州豪雨災害の際は、朝倉市において、1時間雨量129.5mm雨が降ったわけです。その中間にある日置市において、100mm超えの雨は降らないという確証はないわけです。

地震や台風、火山噴火、集中豪雨、竜巻、土砂災害等、今まで多くの被害を我々人類は受けてきたわけですが、市長は、この日置市においてどのような災害が起こると想定し、どのような対策をとっておられるか、また、近隣地域との協力体制はどうなっているのかを伺います。

甚大な災害が発生した場合、災害対策本部は設けますが、被災箇所によっては場所も変わります。市は、どこに本部を設け、その準備として、何を準備しているのか伺います。

2009年に発生した中国・九州北部豪雨においては、土砂災害警戒区域に指定されていた特別養護老人ホームが被害に遭い、7名の犠牲者を出しています。土砂災害防止法7条2項において、市町村防災会議は、警戒区域内に、市として、高齢者や障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、前項

の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとするがあります。市は、同法72項に当たる土砂災害警戒区域の場所と現在の状況を把握しているのでしょうか。利用者に対し、情報伝達方法はどのようにするのかを伺います。同時に、日置市に土砂災害警戒区域が何カ所あるかをお尋ねします。

2番目に、避難所運営について伺います。

甚大な災害が発生した場合、多くの市民は体育館、学校、公民館等の耐震性のある二次災害の起こらない場所へ避難してきます。そして、避難場所として、その後の被災者の生活の場となっていくようです。

日置市においては、避難所をどこに設置する予定か、収容可能人数と収容面積を伺います。また、準備されているトイレの数は何人分で、何日利用可能か伺います。

災害備蓄品物資について伺います。現在、日置市が備蓄している物資の種類と数、それが必要数に達しているのか、また、先ほどの避難所への設置予定場所までの輸送路として、どのルートを想定しているのか伺います。

3番目に、ボランティアセンターの運営について伺います。

阪神・淡路大震災の起こった1995年は、ボランティア元年と呼ばれています。甚大な災害が発生した場合、全国から多くのボランティアが来てくれます。しかし、受け入れ側の準備が整っていなければ、支援を受け入れることもうまくいきません。朝は、数百人のボランティアに対し、マッチングやその準備等、センターはまさに戦争状態になります。また、災害ボランティアセンターは、発災から即日、翌日と迅速に設置されることが多く、地域防災計画で地方自治体の責務として設置を明記するところが多くなってきています。

そこで質問します。ここ最近の災害ボランティアセンターの多くは、社会福祉協議会がその運営を担います。先日の防災訓練を見て、

日置市においてもそうだと感じました。他地域から応援が来ても、その運営は日置市の社会福祉協議会が中心になると考えます。市がお考えの行政間の連携や他組織との連携について計画があるのならお示ししていただき、市職員の中に、災害ボランティアではなく災害ボランティアセンターの運営に携わった方がいたのかを伺います。

4番目に、自主防災組織の取り組み状況について伺います。

災害発生時には、地域住民自身が自分の命は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守ることに徹しなければなりません。阪神・淡路大震災においては3万5,000人の生き埋めになった方のうち、近隣住民が全体の6割強、2万7,000人を助け出し、消防、警察、自衛隊は8,000人でした。地域防災を担う主体は、住民自身であり、最も効果的な形態が自主防災組織です。

先日、同僚議員への答弁の中で、日置市の自主防災組織率は85.5%で145組織あると伺いましたが、防災組織は、緊急の場合、機能しなければなりません。市は、自主防災組織の訓練内容を把握していますか。各自治会が取り組んでいる防災訓練で十分で、レベルも年々向上していると、機能性ある自主防災組織であるとお考えでしょうか。訓練内容を含めて、市の見解を伺います。

災害対策基本法は、2013年の改正により、各市町村に対し、避難行動要支援者の把握に努めること、及び避難行動要支援者の避難指示等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成を義務づけています。さらに、同法に基づいて内閣府が出した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針では、災害時の避難支援等を実効性あるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、平常時から避難計画の策定を進めることが適切である

と述べ、その際には地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら個別計画を策定することが望まれるとされ、市町村に対し、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、福祉事業者に対し、要支援者と支援する関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を担ってもらい、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況を把握し、実効性ある避難支援等がなされるよう個別計画の策定を進めていくことと求めているが、日置市の現在の取り組み状況を伺います。

以上、簡潔な答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の災害対策について、その1でございます。1の1ということで。

市では、風水害、地震・津波、火山災害、ダム施設災害を想定し、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興支援を地域防災計画に定め、それに基づく対策を講じています。

2番目でございます。本部は本庁舎になりますが、必要に応じて、支部、また、現地対策本部を設置することとしております。

3番目でございます。日置市内の土砂災害警戒区域は480カ所となっております。

2番目のことでございます。2番目の1でございます。

市の設置する指定避難所は、東市来が12カ所、伊集院地域が16カ所、日吉地域が7カ所、吹上地域が11カ所の計46カ所あります。

2番目でございます。備蓄物資といたしましては、飲料水、非常食、非常用発電機等の機材、非常用トイレなどを年次的に備蓄を進めています。

3番目の1です。日置市地域防災計画では、

災害時の応急対策として、ボランティア参加者の円滑かつ効果的な活動が実施できるよう、受け入れや調整を行うために、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請することとしております。

日置市社会福祉協議会は、九州北部豪雨や熊本地震など、県内外の災害ボランティアセンターに職員を派遣し、本部運営や窓口対応、ボランティアの受付やオリエンテーション、日赤救援物資の配布等、多様なセンター運営業務を経験しているところでございます。

2番目でございます。日置市社会福祉協議会では、日置市内外で発生した大規模災害について、市防災計画との整合性や鹿児島県社会福祉協議会との連携を図り、関係機関と協働するために、災害時の福祉救援ボランティア活動マニュアルを作成し、関係者との連絡調整や、ボランティア活動支援のための業務を進める仕組みを構築して、大規模災害に備えております。

次、4番目でございます。その1でございます。

自主防災組織の組織率は、平成29年4月1日現在、組織率85.5%、145組織となっております。

2番目でございます。防災組織の活動や訓練内容については、補助金の申請や実績報告等にあわせて、資料等により内容の報告を受けております。訓練内容や活動内容については、必要により、防災担当に相談いただいております。今後も、組織の活動を強化する支援に取り組んでまいりたいと考えております。

3番目でございます。災害時要配慮者名簿については、確認を行った上で、関係機関に配付いたしますので、災害時に要配慮者の方が避難できるように、関係機関と協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

災害対策基本法では、一時的に責任を市に求める、防災における市町村中心の原則があります。その考えに基づいて質問してまいります。

先ほどの答弁の中に大規模火災が含まれていないようですが、2016年、糸魚川において大規模火災がありました。本市においても木造密集地域があります。阪神・淡路の場合、火災の焼けどまりの原因は、道路、鉄道が4割、耐震建築物が3割、空き地が2割、消火活動は1割だったようです。糸魚川においても、空き地、道路等による焼けどまりがあったと聞いています。このことから、地域防災計画に書かれていますが、木造住宅密集地等では、住宅地の防火区画化を検討していくべきと考えます。

日置市地域防災計画の中で、さまざまなことが書かれています。一つ一つがしっかり機能するように、運営できるように、今後ともに検証したいと考えています。

質問に入ります。2014年の広島土砂災害においては、指定されていない多くの区域において、土砂災害が発生しています。土砂災害防止法による指定高にとらわれず、防災計画に危険区域の調査指定することが書かれているとおり、独自の基準を設けて調査し、早急に市民に情報を伝えていくお考えがあるかどうか伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

危険箇所の関係のご質問でございまして、独自の基準ということでございますが、危険箇所にかかわらず、災害に備え、広く広報紙等で注意を呼びかけておりますので、お住まいの地域の状況については、市民の皆さんによる早目の判断というのが重要だと考えております。

市民の方への情報伝達等につきましては、

今後もさまざまな方法を検討して伝えるようにしていきたいと考えているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

そのことはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次、土砂災害警戒情報が発表された場合、市長の避難勧告、避難指示の発令は確実に伝達されるように情報伝達体制を定めておくかとされています。どのような手段で情報伝達するのでしょうか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

現在、防災行政無線等を主に、ホームページ、フェイスブック、データ放送等により、広く伝達に努めています。また、希望する聴覚障がい者の方へは、ファクス、メール等により伝達も行っているところでございます。避難勧告、避難指示につきましても、同様の方法で伝達をしているところでございます。

ご指摘のとおり、一つの方法による情報伝達では、状況に応じては伝わりにくい部分もございまして、複数の方法によりましての伝達、さまざま手段の活用を検討して伝えるようにしていきたいと考えているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

今、答弁がありましたけど、九州北部豪雨の際は、雨の降り方は激しくて、行政無線が何を言っているのかわからなかったという事例もあります。また、以前には、ファクスを流したけど、そのファクスを見る時間がなかったという事例もあります。伝わったかどうかの確認はどうされますか。それ以上の手だてはないのでしょうか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

防災無線等につきましては機械のほうで直接確認できるんですが、メール等につきましては送信結果が返ってまいりますので、そういうふうな方法で確認をしているところでござ

ございます。

○1番（桃北勇一君）

メールを持たない方はどうされるんですか。

○総務課長（丸山太美雄君）

一応、先ほども申し上げましたとおり、ホームページ、フェイスブック、データ放送、あとファクス等がございますので、ファクス等については送信結果表示というのが出てまいります。そういうふうなもので確認をしているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

これ以上進まないようですので、次に移りたいんですけど、十分検討した計画を立てておくべきだと思います。

次に移ります。土砂災害警戒区域480カ所及び急傾斜地崩壊危険箇所253カ所を防災計画のハザードマップ等において、私も確認しました。お聞きしますが、現場指定箇所の状態はおおむね良好でしょうか。急傾斜地崩壊危険箇所においては、切り土、盛り土はもちろん、立っている木や竹の伐採も制限しています。危険箇所の下には、人が住んでおられる区域も多くあります。適切に管理されており異常はないのでしょうか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

急傾斜地の危険区域につきましては、維持管理は、基本的には所有者の方ということで、適切に管理することが必要とされております。市の責任については及ばないと考えてはおりますが、危険区域の災害を未然に防止するための対策事業等の実施について、今後も関係機関に要望していく責務はあると考えているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

急傾斜地法の違反があった場合、市が違反と知った場合、ぜひ、そういう対応をとっていただきたいと思います。

日置市地域防災計画にあるとおり、危険箇所等の防災点検を計画的に実施していただき、

せめて急傾斜地崩壊危険箇所の下に住む住民に対し、上のほうで土を盛るとか、伐採しているとか、異常な現象等が起こった場合は通報していただくような、そういう啓発等考えられないでしょうか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

ご指摘のとおり、危険箇所というのは、災害時、特に危険な箇所ということが指定をされておりますので、市のほうでも状況によってパトロール等はしているわけなんですけど、各関係者の方、住民の方等の情報によりまして、今後も危険箇所については、実際の状況を今後も確認していきたいと考えております。

○1番（桃北勇一君）

先般、九州北部豪雨の被災地に出向き、現地を見てきました。山合いで崩れた土砂や流木が川をせきとめ、自然のダム湖、稼働閉塞状態になっていました。テレビ等でごらんになった方も多いと思います。

この伊集院には、神之川が流れています。気になったのは終末処理場のあたりです。川幅が20mと狭く、急傾斜地崩壊危険箇所に指定され、被害想定区域でもあります。傾斜度も60度近くあり、幅100m、高さ30mから40m、何より崩れた土砂が逃げ場がなく、重機も簡単には入れないところです。せきとめられたら、水の通り道はないと思います。現地の川底の標高は64mです。市役所ロビーの標高は72.8mです。高さ10mの土砂が積もった場合、市役所周辺では、腰から胸にかけて水がたまることとなります。伊集院市街地の多くは浸水します。市は危険と認識しているのでしょうか、大丈夫と認識しているのでしょうか。

一昨日の台風18号では、大分県津久見市市役所の災害対策本部が浸水被害を受けました。日置市においても、市役所、消防署が浸水し、交通も麻痺し、経済的損失は甚大です。災害対策本部の場所も防災計画全てを再考し

なければなりません。対応策を含め、検討しておくことが必要と考えます。市のお考えを伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

ご指摘のとおり、災害時につきましては、いろいろな状況が考えられます。さまざまな災害が想定されますので、防災計画でも対応策等を想定しているわけですが、想定外の事態が起こった場合にも対応ができるようにしていくことが重要だと考えます。

災害対策本部につきましては、通常の場合は本庁に行くわけなんですけど、状況に応じて、ご指摘のように浸水被害等が出てまいりましたら、別な場所に本部自体の機能を移すと、消防署も同じですが、そういった形で対応していく予定でございます。

○1番（桃北勇一君）

ぜひ、移動した場合は、機能性ある災害対策本部になるよう、前から準備お願いいたします。

避難所について伺います。避難してきた人が一番喜ぶものが、一番が水だと聞きました。2番目が食料、落ち着ける場所と続きますが、市のインフラについては、上下水道課の耐震化はスーパー銭湯であると伺いました。この事実を踏まえ考えた場合、給水については、1人、1日3ℓ、3日から4日間準備することになっています。市民も準備されていることと思いますが、市へはその準備状況も把握しておいていただきたいところです。

トイレ問題、どうでしょうか。災害時、避難所指定の公立学校では、断水時のトイレは13%にとどまっています。トイレ問題が解決しない限り、飲み水を控える人が出てきます。これは、さきの多くの震災で報告されています。我慢した結果、何が起こるか。脱水症状、慢性疾患の悪化、エコノミー症候群、脳こうそくなどの災害関連死を引き起こします。水とトイレは、同時に準備が必要である

と考えますが、災害用トイレの充実をどのように考えているか伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

トイレにつきましては、避難生活において重要なものと考えます。水道が、もし使用できないケースも想定されますので、そのような場合には、簡易のトイレというのがございまして、水を必要としない部分でございまして、今、年次的に、実際、配備を進めておりますが、現在は4組、2,400回分ということでございますが、これを36組で、今の計画でいきますと、進めておりまして、今後また、トイレ、あと飲料水等につきましては、必要に応じて、備蓄の数をふやしていきたいと考えているところです。

○1番（桃北勇一君）

上下水道が被災した場合のことにはなるのですが、トイレの必要数の問題もどのくらい市で用意すべきか大いに議論の対象にはなると思います。災害時、応援していただける他の自治体と検討し合い、日置市が準備すべき数を早い段階で準備達成することを求めます。

また、下水管を使用できない場合、可能であるならば、直接処理場へ持ち込んで処理する、処理場の運用方法等を考えてみてはどうでしょうか、提案しておきます。

避難所運用マニュアルでは、第1章から第3章、ページ数で35ページあります。マニュアルを理解するためには、訓練は欠かせないと考えます。市職員は、熊本地震の際、避難所の運営に携わった職員が多くいます。運営にかかわる地域防災対策関係者や学校関係者等に対し、運営経験を積まれた方による避難所運営の体験型訓練、HUG（避難所運営ゲーム）を用いた訓練を行うべきと考えますが、市は取り組みませんか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

避難所運営につきましては、熊本地震等で

も職員を避難所のほうに派遣をしまして、そういった経験を積んでいるところがございます。実際、そこに派遣された職員以外にも情報提供、情報共有をしまして、非常時に備えることが重要と考えます。

体験型の訓練ということでございますが、総務課にもその実際のHUGの関係の部分を持っておりますので、それを活用するのを今後はもう必要かと考えます。

○1番（桃北勇一君）

市の地域防災計画にも書かれているとおり、避難所の運営には多くのマンパワーが必要です。机上訓練とはいえ、災害時の煩雑さを十分に感じ取れる訓練です。机上訓練ぐらいはスムーズに運営できるようになっておきたいものです。

市は、福島県相馬市、宮城県岩沼市、熊本県宇土市へ災害派遣しています。今後のことを考えると、人的交流は職員も貴重な体験をしますし、派遣目的はなかったにしろ、いざ被災した場合、経験者がすぐに駆けつけてくれる心強い関係を育てていると思います。

そこで伺います。経験を積んだ職員から貴重な話があったとすれば、どのようなことでしょうか、お聞きします。

○総務課長（丸山太美雄君）

先般も、先週末も台風等が来たわけなんです、台風の上陸、大雨、地震などの場合には、鹿児島県での災害情報というのが全国的に流れます。そういうような場合には、福島県の相馬市、宮城県の岩沼市、熊本県の宇土市に職員を派遣しておりますので、そういったことで、派遣先で知り合った職員同士で電話やメール等で状況を話をしている中で、災害に対する経験とか認識において対処策等を情報交換しているということを知っています。

○1番（桃北勇一君）

ちょっと満足いかない答弁ですけど、私も、

相馬市へ行かれた方々、貴重な経験を聞かせていただき、その活動内容と経験を踏まえた防災への考えに驚きを覚えました。やはり被災地を見て感じ、一時期でもそこに暮らした方は言葉に説得力があります。

以前、相馬市の関係者が訪れた際にも、築かれた信頼関係は何い知ることができました。今後も、派遣された方々にはすばらしい活動をしていただき、結果を市民に報告していただきたいと思います。

ボランティアセンターの運営について伺います。地域防災計画に自主防災組織と防災ボランティアの育成強化を図る旨が書かれています。防災ボランティアの育成についてどう取り組まれていますか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

ボランティアセンターにつきましては、基本的には社会福祉協議会のほうに運営を委託するものでございますが、ボランティアの関係では、関係団体との協力体制というのが必要というふうに認識をしているところでございます。

熊本地震への対応でございますが、市の社会福祉協議会の職員が2名、ボランティアセンターに派遣をされておりますので、その早い段階で、経験による体験型の訓練等も今後必要になってくると思うんですが、そういった協力体制を取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

今後、ぜひ早い段階での体験型模擬訓練を実施すべきと考えます。ボランティアセンターへ派遣された方々から、何か貴重な意見等、お話等なかったでしょうか。

○総務課長（丸山太美雄君）

社会福祉協議会の職員がボランティアセンターに派遣されているわけなんです、通常の災害時には、実際、避難所等の運営と総合防災訓練の中で、このボランティアセンター

の開設訓練はするわけなんです、実際の訓練とは違って、災害時の場合は、かなり逼迫した、あと、時間の制限をされるというところがございまして、今後は、そのような貴重な経験を市の訓練等にも生かして、災害時に備えたいということで話は伺っているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

4番目に移ります。自主防災組織について伺います。

自主防災組織の組織率は85.5%と伺いました。自主防災組織もさることながら、6月議会の同僚議員の一般質問で、市長は、今後も専門知識を有する職員を育成していくとおっしゃいました。どのような育成をされているのか伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

自主防災組織につきましても、一応、全自治会には現在ない状態でございますので、できるだけ100%に近づけたいというのが、まず市の考え方でございますが、自主防災組織の強化を目標に取り組みを進めまして、今後も、関係のボランティア団体、そういったところがございまして、そういったところと協力体制を進めながら自主防災組織の育成を進めていきたいと考えているところで。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

以前、市長は、自主防災組織リーダー養成研修会の受講を促していくお考えをお持ちのように伺いました。毎年、防災の日近くに開催されているようですが、直近で行われた研修会へも受講された方がいらっしゃると思います。市民は、何人ほど受講されたでしょうか。市の職員は、何人が受講されましたか。そして、現在まで、市の職員の延べ人数をお聞きいたします。

○総務課長（丸山太美雄君）

自主防災組織の研修会の関係ですが、平成

19年度から29年度まで45人、うち29年度は7人の方が受講されているところでございます。単年度で、県内で40人程度という募集の枠等がございまして、応募が多い年は、申し込みをしても受講できないというケースも想定されます。これまでは、職員以外の方を推薦して、地域の方に受講いただいているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

市は、防災活動の担い手として地域防災推進員、地域の防災リーダーを育成していくと述べられています。自治体の中には、女性防災クラブ、少年防災クラブが編成され、活動をし、防災に対する啓発活動の一翼を担っていたり、小学校、幼稚園に防災士を配置するところも出てきています。

日置市においても、消防署を除く市職員に防災士が若干名いるようですが、今後ふやし、小中学校、幼稚園、自治会へと広げていくべきと提案しておきます。

さきの一般質問で、日置市の自主防災組織の組織率は満足いくものではないと述べられました。また、今、先ほど聞いた話では、炊き出し訓練、消火訓練等を行っているようですが、そのような訓練を実施した自治体は幾つあるのでしょうか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

自主防災組織の訓練につきましても、炊き出し訓練とか避難訓練とかいろいろあるわけなんです、避難訓練を実施した自主防災組織は26組織あるようでございます。

あと、28年度の実績でいきますと、避難訓練が、先ほど申し上げました26組織、あと消火訓練が54組織、延べの回数でいきますと、避難訓練が26、消火訓練が54、炊き出し訓練が16、危険箇所の点検が26、あと、講話とか研修が34、防災マップの関係の作成というのが6、各種訓練等が15、あと、指揮台の設備、点検等が12というこ

とで、年2回程訓練されるところもございませんので、延べで189回の訓練を実施したというふうになっているところです。

○1番（桃北勇一君）

多くの自治会がそういうことに取り組まれているようですが、私が見た認識と市の認識と少々隔たりを感じます。市は、自主防災組織設立や防災訓練に向けて、直接どのような指導をされているのでしょうか。防災訓練への助言等は行っているのでしょうか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

自主防災組織の訓練等につきましては、事前に報告を受けまして、どのような訓練を実施されるのかというのは把握をしているところでございます。また、あわせて、訓練実施後につきましては、実績報告をいただきまして、どのような訓練の内容を実施したか、あと、何名の方が参加したかというところを確認をしているところでございます。

また、あわせて、訓練内容等につきましては、必要に応じて自主防災組織のほうに助言という形をとっておりまして、また、いろいろな要請に基づきまして、出前講座等でもあわせて助言等を行っているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

とりあえず、次の質問に移ります。避難行動要支援者名簿をつくった際、情報提供の同意を得られなかった方はどのくらいいらっしゃったのでしょうか。

○総務課長（丸山太美雄君）

調査時点で申し上げますと、11名の方が同意を得られなかったというふうになっております。

○1番（桃北勇一君）

避難行動要支援者への確実な情報伝達は、どのような方法で行われるのでしょうか。

○総務課長（丸山太美雄君）

まず、情報伝達のほうなんです、防災行

政無線の戸別受信機をつけまして情報伝達をするわけなんです、まず、避難行動の支援者ということで、自分がなかなか避難ができない方もいらっしゃいますので、そういうような方につきましては、状況に応じて、消防団員の方、あと、かねての状況を知っていらっしゃるのには民生委員の方とかです、関係者の方の協力をいただきながら情報伝達をするということも考えているところです。

○1番（桃北勇一君）

今、答弁のあったとおり、消防団とか民生委員の方の名前が出ますが、そのような方は、災害時、大変正義感にあふれており、大きな災害において犠牲になられるケースも多くあります。この場で話してどうなるものではないと思いますが、日置市において、そのような二次災害を避けるためには、何より住民が1人でも多く避難し、そういった場面をつくらないことではないでしょうか。そのために、できる準備はしておくべきと申し上げておきます。

市の依頼による自主防災組織や自治会への避難行動要支援者の個別支援計画の作成状況はどうなっているのでしょうか、いかがでしょうか。

○総務課長（丸山太美雄君）

個別の支援計画でございますが、現在、災害時の要配慮者の名簿につきまして作成をしておりますので、今後、配布を計画しております。災害時に避難がしやすいように、関係機関と、今後協力をして進めていきたいと考えているところです。

○1番（桃北勇一君）

やはり、市職員が各自自治会へ出向き、地域の実情を取り入れた防災計画を指導・助言し、実効性ある自主防災組織の早期の100%達成が必要と考えます。

鹿児島県の河川課では、「予算や人材には限りある。変化する雨の降り方にハード面だ

けで対応するのは難しい。逃げおくれゼロを目標に、新たな対策を検討する」と言っています。まさに、実効性ある自主防災組織の充実、時代の求めるソフト対策ではないでしょうか。今のままだと、実効性ある自主防災組織はなかなか困難かと思えます。市が早期に取り組むべき問題であると考えます。

一般質問などを通して、過度に危険をあおってはいけないことは肝に銘じておかなければなりません。市職員と我々は、市民の声に素直に耳を傾け、できる限りの知恵を出し、いかにして救うことのできる命を救うか。近い将来起こる可能性ある災害へ、できる限りの準備をしておくことは大切だと考えます。

情報は、下から上へ上がりますが、意思決定はトップダウンが原則です。市長におかれましても、住民の生命、生活を預かる者として、今以上、市民に対し、目配り、気配り、防災への意識づけをしていただきたいと思えます。

市民への情報提供、啓発活動、防災問題への指導や助言、災害危険箇所の監督と調査、多くの仕事が市職員にはありますが、防災の仕事量に対する担当職員の数が十分ではないのではないかと感じています。

市民の命は何より大切です。災害が発生した場合、少しでも市民の受ける被害が少なく済むように、機能性ある自主防災組織の構築は喫緊の課題です。私は、自主防災組織とか災害ボランティアへの取り組みは活性化策の一つになるのではないかと考えています。

提案します。防災関係者、消防署職員、防災士、自主防災組織リーダー、災害ボランティア等による日置市自主防災協会を立ち上げ、市の指導で、会合を年に数回程度開催し、協会が出向いて自治会への助言、活動指導等を行ってはどうか。市長のお考えをお聞きして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

今、自主防災組織について、いろいろご提案いただきましてありがとうございました。

基本的に、私どもは、自治会長研修の中におきましても、この防災の専門家をお願いしまして、年1回、2回、こういう研修もやってまいりました。今後も、やはり、いろんなあらゆる皆様方をお願いしながら、この自主防災組織を含め、いざというときにどう対応するのか、やはり、みんなと一緒に十分論議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子です。ここ数日、北朝鮮のミサイル発射、大型台風18号の全国縦断、また、広島カープの連覇の優勝、そして、国会開会冒頭での解散総選挙がありそうかななど、多くのニュースが飛び込みました。この秋、さらに忙しくなる気配を感じつつ、さきに通告しました4項目について一般質問をさせていただきます。

国は、地方公会計の整備促進について、平成29年度までに、全ての地方自治体において、新公会計制度の導入を要請しています。市民にとっては、よりオープンなデータが提供されることになるとともに、我々議会にとっても大きな転機になると考えます。

そこで、新公会計基準による新たな取り組みについてお尋ねします。

初めに、新公会計制度の統一的な基準の概略と、それにより変わることは何か、お示してください。

次に、固定資産台帳や財務諸表等の整備状況・見込み及び予算編成への活用方策についてお尋ねします。

3点目に、平成27年度策定の公共施設等

総合管理計画の推進状況と成果、財政マネジメントの具体方策についてお示ください。

最後に、職員に対する意識改革、会計教育等の研修強化はどうやっていかれるのか、お尋ねします。

2番目に、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みをお尋ねします。

まず、本市の男女共同参画基本計画の実施、10年間の成果と課題、また、評価をどう考えられておられるのか、お尋ねします。

次に、第2次計画策定に当たりアンケートをとっておられますが、10年前のアンケート結果との対比をどう捉え、計画に反映されますか。

3点目、国は、平成13年に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をつくり、市町村にも基本計画を定めるよう努めなければならないとあります。本市は、本年度、配偶者暴力相談支援センターの設置をされておりますのでぜひとも計画が必要ですが、策定予定とどのような位置づけになるのか、お尋ねします。

4点目、本市におけるLGBT支援の現状、対策と課題、また、学校においては、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施について、2015年4月30日に文部科学省より通知が出されましたが、どのように対応をされていますか。

最後に、性犯罪厳罰化等の法改正の概要と性犯罪・性暴力被害者支援の現状と課題をお尋ねします。

3番目に、生活困窮者自立支援法にのっとり、現在実施されております学習支援の拡充について提案をさせていただきます。

初めに、学習支援の現状と成果と課題についてお示ください。

次に、今後は、法に基づき対象者の拡充と支援の拡充をぜひとも検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、教職員による学習支援への紹介などの協力体制についてお尋ねします。

4点目に、食品ロスの対策についてお尋ねします。

今や日本の輸入量と同じくらいの食品が廃棄されている現実があります。そこで、食品ロスについて、本市において、また、学校教育の現場ではどのような対応をされていますか。

次に、市民や事業所に対しての対処はどうでしょうか。

3番目に、宴会などの初めの30分は自席で料理を食べて終わり前の10分も自席に戻って食事をする3010運動の啓発について、飲食店への協力依頼の現状をお聞かせください。

最後に、本市のごみ出しカレンダーへの毎月1日は冷蔵庫チェックデーや3010運動などの啓発を掲載できないかお尋ねして、当局の丁寧な答弁を期待しつつ、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の新公会計基準に新たな取り組みを問うと、その1でございます。

公会計制度の統一的基準につきましては、発生主義・複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提として、全ての地方公共団体を対象とした統一的な基準であることが特色でございます。

本制度の導入については、複式簿記、現金主義会計では見えにくい減価償却費などのコスト情報のほか、資産・負債のストック情報と損益のフロー情報の両面の把握が可能となり、見える化します。

また、固定資産台帳は、地方公会計の基礎資料となるだけでなく、公共施設の修繕や更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することが可能となっております。

さらに、全ての地方公共団体が、統一的な基準に基づいた財務書類を作成することで、財務状況の団体間の比較が可能となります。

2番目でございます。固定資産台帳の整備については、平成27年度分までのデータが整理してありますので、各課の担当職員が、現在、平成28年度中の異動情報の入力を行っているところでございます。

今回の統一的な基準による本市の財務書類等の整備状況につきましては、平成28年度決算における貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務諸表4表を、年度末までに作成を完了するように作業を進めているところでございます。

また、予算編成への活用見込みにつきましても、本市は、一般財源配分方式で予算編成を行っていますが、今後、他自治体の先進事例を参考にして、活用方法を検討してまいりたいと考えております。

3番目でございます。公共施設等総合管理計画につきましては、少子高齢化や人口減少を踏まえて、施設の老朽化、維持管理経費、将来の更新費用の見通しと全体の状況を把握し、長寿命化の推進や施設管理の効率化など、施設の総合的な管理推進の基本的方針を取りまとめました。

本計画の統合や廃止の推進方針に沿った成果としましては、吹上老人福祉センターと市営公衆浴場の廃止、扇尾小学校を廃校しました。

今後におきましても、本計画に基づいて、インフラや学校、庁舎等の施設ごとの個別施設計画を平成32年度を目途に策定するよう、国から要請されていますので、本市も策定作業を進め、施設の点検、診断や集約化、複合化など、行動計画の策定実施による公共施設マネジメントの推進を図るとともに、これらを財政マネジメントに活かしていく必要がございます。

4番目でございます。新公会計制度の職員に対する研修につきましては、今月5日に、職員を対象とした地方公会計の説明会を開催し、地方公会計の意義、財務書類、固定資産税台帳など制度の概要のほか、固定資産台帳の異動更新の手續などを研修し、本制度に関する意識づけを行っております。

今後につきましても、定期的に本制度の研修会を開催するほか、毎年度開催しております予算編成方針説明会や財務会計研修など、機会を通して意識の向上を図ってまいります。

2番目の男女共同参画の実現に向けての取り組みに問う、その1でございます。

市におきまして、男女共同参画基本計画に基づいた実施計画を作成し、毎年度事業の実施と評価による調整をしながら、男女共同参画行政を推進してまいりました。

配偶者暴力等に関する相談や支援につきましては、関係課が連携し、成果が図られており、学校等における出前講座の実施では、男女共同参画の理解が人権の深まりにつながっていると考えております。

全体的な実施計画の評価は、それぞれの担当課の事業そのものが実施できたか否かという視点による評価が多く、実績を数量化できない事業につきましては、推進の程度がわかりにくい状況があります。また、事業を実施するときに、男女共同参画を形成していくための基本理念を正しく理解し、事業が実施できたかどうか等の検討も必要であると考えております。

2番目でございます。今回の市民意識調査では、家庭や職場、地域や慣習などの分野について、男性のほうが優遇されていると、男女とも5割から7割が回答しており、男女間の認識の差もあるようでございます。

10年前よりも、それぞれの分野で1割程度ふえている状況もありますが、前回比較で、「わからない」や無回答の方が減少しており、

調査質問内容についての市民の意識と関心が高まっているのではないかと推測します。

性別による固定的役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行は、依然、根強く残っている現状が示されており、男性・女性の両方にとって、暮らしやすい男女共同参画社会の実現のために、男女双方が理解を深めて、行動できるための具体的な、積極的な取り組みが必要であると考えております。

3番目でございます。女性に対する暴力は、女性の人権侵害に起因するものであり、女性に対するあらゆる暴力を根絶することは、男女共同参画社会を形成する上で、克服すべき重要な課題でございます。

そのため、市及び市民の関係機関や団体が連携・協力を図り、一体となって配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に、総合的かつ計画的に取り組む必要があり、今年度設置しました配偶者暴力相談支援センターの有効な機能を図るためにも、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画は、今年度個別に策定したいと考えております。

4番目でございます。LGBT支援につきましては、担当者がセミナー等に参加して、これらの支援について情報収集に努めている状況でございます。

市民のための相談室に相談があった場合は、その内容を傾聴し、必要な場合には、LGBTに関する支援者団体の連絡先を案内している状況にあります。

4番目は、教育長のほうに答弁させます。

5番目でございます。近年の性犯罪の実情を背景に改正された刑法では、男性もその被害者対象に含まれるようになり、また、監護者における18歳未満に対する性的虐待への処罰の新設、親告罪規定の削除と性犯罪規定に踏み込んで厳罰化がなされたと認識しております。

本市におきましても、この4月に、配偶者

暴力相談支援センターを設置したところでございますが、直接的に性暴力に対する相談はない状況でございます。DVなど、潜在化している被害者の早期発見と迅速な支援ができるよう、県のワンストップ支援センターや警察、関係機関と連携を図る必要があると考えています。

3番目の1でございます。本市では、自立支援法に基づき、平成27年度から学習支援事業に取り組んでおります。事業は、現在、生活保護世帯の中学3年生を対象としており、7月から、月2回、土曜日の午前中に、日置市中央公民館で開講しております。今年度は、受講生3人を学習支援登録者19人が交代で支援しております。

受講生は、初年度は2人、28年度が4人で、いずれも希望の高校に進学しております。対象世帯に属する生徒の3割しか受講していないのが現状でございます。対象生徒の拡大や啓発など、事業の充実に向けて、先進事例の研究や現状把握が必要だと考えております。

2番目でございます。生活困窮世帯への支援と困窮の連鎖を防ぐという観点から、対象者と支援対策の拡充を検討する必要があると考えております。

対象者につきましては、受験生に限らず1、2年生も対象に加えて受講を促し、開講箇所の対応や移動手段支援なども含めて、受講を希望する対象者の意向に、できるだけ沿える体制を関係者と協議してまいります。

3番目については、教育長のほうに答弁させます。

4番目の食品ロスの対策のその1、2の関連でございますので、一緒に答弁させていただきます。

食品ロスにつきましては、市民から要請があります、生ごみなど環境に関する出前講座など、生ごみリサイクルとあわせて説明を行っており、事業所においても、廃棄物量が昨

年減少したことから、食品ロスも考慮した経営をされていると考えております。

3番目でございます。飲食店の協力につきましては、特に、直接的に依頼を行っておりませんが、昨年度のおむつシンポジウムなどでも、3010運動を会場で紹介したところでございます。

4番目でございます。ごみ出しカレンダーでの啓発につきましては、次回の政策時に掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、ご質問の2番目の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みについて、学校の取り組みについてお答えをいたします。

学校におきましては、子どもみずからが自他の人権について考え、差別や偏見をなくしていこうとする意欲と実践力を育てるという視点で、人権教育に取り組んでおります。性同一性障害につきましては、文部科学省の通知を受けて、県教育委員会が平成27年、平成28年度に発行した人権教育研修資料「なくそう差別築こう明るい社会」を活用した研修を市内全学校で実施をしております。また、このことについても、児童生徒や保護者からの相談体制を全学校で整えております。

続きまして、質問3の生活困窮者自立支援法における学習支援についてでございます。

学校におきましては、子ども学習支援事業に参加している生徒の状況や、その子に必要な学習内容等について、市の担当者と連携をとっております。今後の学習支援のあり方についても、福祉課の事業方針に基づいて、学校として引き続き協力をしていくよう、教育委員会として働きかけていきたいと思っております。

それから、4番目の食品ロスの対策についてでございます。

学校での対応ですけれども、学校では、家

庭科の調理実習や学級活動における食に関する指導、給食時間の指導等を通して、食べ物を大切に作る気持ちを育てる指導を行っております。また、米や野菜づくりなど、生産者を招いた農業体験活動を通して、食料生産に携わる人への感謝の気持ちを指導しております。さらに、給食センターが発行しております給食だよりや献立表などを通して、家庭への啓発を図っております。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（丸山太美雄君）

2番目の4の質問でございます。選挙関連につきましては、LGBTへの配慮から、投票所入場券に男女を表記しない自治体があるようでございます。

本市におきましても、現在、投票所入場券の見直しを進めていますので、投票事務の効率性を担保した上で、男女の表記を撤廃する方向で検討を進めてまいります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（黒田澄子さん）

市長のほうから、1回目の答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、新公会計制度について、これまでの現金主義、単式簿記という公会計制度に加えて、新たに発生主義、複式簿記といった企業的会計の要素を取り組む新公会計制度を取り入れることによって、本市のメリットはどのようになるのか、どうお考えでしょうか。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

地方公共団体の現行の予算決算の制度につきましては、予算の適正確実な執行を図ると

いう観点から、確定性、客観性、透明性にすぐれた現在の単式簿記の現金主義を採用しております。しかしながら、新たなこの地方公会計制度につきましては、この現金主義会計を補完するものとして整備するものでございます。

先ほど、市長の答弁にありまして、新たな制度では複式簿記を導入することで、単式簿記による現金主義会計では把握できない資産、負債のストック情報や、見えにくい減価償却費などのコスト情報を把握することが可能となりますので、これらの情報が見える化します。

さらに、固定資産台帳の整備が前提となっておりますので、資産価値の情報を備えていない、現行の公有財産台帳と比較しますと、資産の状況を正しく把握することや、将来の施設の更新に必要な額の推計、こういったものができることによって、公共施設のマネジメントが可能となるのがメリットというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

ある意味、やはり、この見える化というのが進んでいく、今、見える化というのがすぐくはやっておりますけれども、なかなか、この入るお金と出るお金、そういう現金主義ではなくて、何かを購入したら、ここはちゃんと資産台帳に載っていく、これは何年間で償却するのか、毎年どれくらいメンテナンスが要するのか、何年度にはそういった回収がダブってあるものが見えて、今後会計を行っていかないと、予算編成を行っていかないと危ういぞ、そういう状況だと思っております。

市長の答弁の中で、この活用方法を先進の自治体等を参考にして検討していきたいとあります。私は、習志野市、非常にいい先進地で、また一生懸命頑張っておられるところだと思います。市長、こういうところを職員に調査させていただく気はないか、お尋ねをい

たします。

○市長（宮路高光君）

今、始まったばかりでございますので、今後、職員には、さっきにも答弁したとおり、先進地の視察というのは十分、今後やっていきたいと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

計画によると、例えば、本市においては379施設、1,127棟、326.434m²の、違ったかな、これは、3,000ですかね、建築、建物系公共施設を保有しています。市民1人当たりの延べ床面積では、全国平均3.22m²の2倍を超える6.52m²、また、建築年度が昭和50年から平成12年までに集中している。これを考えると、施設のあり方、建てかえ等の集中する時期を見込んだ基金の積み立て、また、総量の圧縮、長寿命化等も必要であり、計画もつくられています。既に、これはございます。

計画の基本方針に、減らす、ふやさない、長く使う、無駄を省くとなっております。目標値設定について、詳細に、毎年18億円、今後10年間で180億円の不足見込みとなっておりますが、個別方策の実施方針では、市区町村域を超えた広域的な検討について、近隣市のある施設との利活用連携について検討というふうに、この計画に書いてあります。

例えば、先般の一般質問でも、本市は、はしご車は持たないが、既に近隣と協定をしていると。持っていないが、近隣のものを使わせていただく利活用の連携でしようし、また、今回の中枢連携都市圏でも、図書館を鹿児島市のものも使えるようにした。うちの町に大きなものをつくらなくても、近隣市のものを活用していく、非常にいいことだと思います。

現在、4市での連携中枢都市圏のほうも政

策が進められていますが、これらを含め、本市は、今後どのような方向でこういったことを進めていかれるのか、お尋ねします。

○財政管財課長（銚之原政実君）

連携中枢都市圏の取り組みにつきましては、私どもの管財部門の取り組みとしまして、具体的な事業というのが公共施設マネジメントの研修会、これを開催というので事業としております。

この研修会につきましては、先月、第1回目の研修会を開催したところでございます。この研修会のテーマには、施設等の具体的な利活用あるいは連携というのは取り上げておりませんが、連携事業に対する構成市の意向これは、連携中枢都市圏のスタート前に各市の意向を集めたものですが、その中で、市を越えた施設利用を検討するきっかけとなると、あるいは、圏域全体としての施設運営を考えることができるといったような意見が出されておりますので、こういったことから、今後、連携事業の取り組みとして検討される可能性があるのではないかと考えております。

なお、図書館については、既に先行されて、この圏域で利用ができるというのもございますので、こういったところも、また参考にしていきたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

今後、頑張っていたきたい。鹿児島市を中心に、なかなか、これが行われているのかなというふうに思いますが、同じ都市圏ということで、会議の土台にのりますので、日置市からもいろいろ提案されていかれることを期待をしたいと思えます。

公会計を行政実務や経営判断にどう生かすのか、この使う視点から、本市ではどのような取り組みを行い、今後は、どのような展開を考えておられるのか、お伺いします。

○財政管財課長（銚之原政実君）

この新公会計制度の中で、やはり重要なのが

固定資産台帳の整備というのが重要と考えております。施設の更新あるいは修繕等の推計額をこのデータとして把握できるといったようなことから、公共施設マネジメントの面から、この公会計の活用が重要になってくるというふうに考えております。

総務省が、昨年10月に、地方公会計の活用のあり方に関する研究会の報告書というのをを出してございまして、活用事例が紹介されておりますけれども、まだ全国的にこの整備が完了していない中で、先進事例というのもし少ないわけでございますけれども、こういったところも参考にしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

いよいよ始まりますので、ぜひとも頑張っていたきたい、そういうふうに思っております。また、しっかりと見える化が進むように、市民が見て、「あっ、わかる」というような、やっぱり公会計制度頑張っていたきたいと申し添えておきます。

次に、男女共同参画社会の実現に向けて、しっかり、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

先ほどの答弁の中で、毎年度、事業の実施と評価による調整をしながら推進してまいっているとあります。以前、私は、この質問をさせていただいた、その前の事業実績や評価は、もうガタガタというかがラガラでした。ある意味、怠慢ではないかというくらいに空白がいっぱいありました。これは、そのときは何でかなと思いましたが、庁舎内の職員の皆様の、やっぱり理解、そういったものが得られるような研修もなかなか行われていないのではないかと。また、各課に、男女共同参画の係の設置が必要ではないか、そういうふうに感じましたが、いかがお考えでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

男女共同参画につきましては、現在、地域づくり課のほうで担当、男女共同参画推進係というものを設置しております。

今度の第2次の計画策定につきましても、庁内全課職員を対象としたワーキンググループを設置をさせていただきまして、その中で計画策定の骨子案を作成するという方向づけで動いているところです。

○12番（黒田澄子さん）

答えが違う。今からの話……。

○議長（並松安文君）

じゃ、もう一回。

○12番（黒田澄子さん）

私は、これまで10年間、一生懸命やってきて評価による調整もしていると書いてあるけど、そうではなかったのではないかということを知っているわけで、今後の話ではないと思いますが、その点、もう一度お答えください。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

確かに、お示しありましたように、10年間の計画の中で、具体的な方向性というものがなかなか見えない状況でございます。

これは、もう反省に立った上で、今度、第2次の計画策定につきましては、先ほどからありますように、見える化の方策を模索しながら検討していきたいというふうにも考えております。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、今回、2次計画は何年のものになりますか。今回、1次は10年間で行いましたが、どのようにお考えですか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

1次計画期間につきましては、平成20年度から平成29年度までの10年間ということで計画を策定をさせていただきました。

2次計画につきましては、近年の社会状況の変化が早いことや、市の取り組みを短期間

に示すことなども検討しながら、計画期間の設定を懇話会などでも十分ご協議いただきながら検討していきたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

まだ決まってないということですね。それでは、しっかり決めていただきたい。

現計画について、中間評価はありませんでした。2次計画では、これをどう考えておられるのか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

計画期間の設定や推進体制の整備も、計画の中でさらに検討しながら、計画が10年間と長期的なものになった場合には、中間評価も視野に入れながら検討していきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

ぜひ、この中間評価入れていただかないと、一体どこまで何が進んでいるのか、どういったところが本市では弱いのか、そういったことも見えてこないと思いますので、頑張っていたきたいと思います。

また、先ほど、ワーキンググループをつくっていると言われましたが、これは、各課のこの推進の係を置くということとは別なんでしょうか、その点、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

男女共同参画行政の推進では、全ての職員が男女共同参画社会形成の理念を理解した上で、基本計画に基づく各課が実施するあらゆる事業の実施が大切であると考えております。そのために、2次計画のワーキンググループにつきましては、本庁、支所、全ての各課からの職員を対象として構成をさせていただきたいと思っております。各課計画策定検討の段階から研修会等による理解を深めながら、今後の推進体制を検討していきたいと考えております。

こちらのワーキンググループの対象職員と

しては、各課の係ということではなくて、代表者という形でワーキンググループ組織を形成しているという状況です。

○12番（黒田澄子さん）

係ではないけれども、誰か1人入ってくると。その方が、先ほど最初に申しました毎年度の事業の実績や評価、そういったものを担当されることになるのでしょうか。そういった人がいなかったから、この10年間、余りいい評価ができていないと、そのように見てとるわけですので、再度お尋ねをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

確かに、ご指摘ございましたように、第1次の計画につきましての進捗状況というのは、先ほど市長もご答弁申し上げましたように、なかなか見えないもの等の評価もありまして、難しい点もございました。できるだけ評価がわかりやすいように、できるものについては見える化していきたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

私は、今回のこの質問の提案に関しまして、始良市や南九州市のほうに勉強に行っていました。評価のやり方も南九州市では3回もやりかえておられました。その大きな原因は、係がたくさんの事業を抱え込んでしまっていて、この評価するのをとても大変ということなんです。

そこで、庁内全職員をつなぐアウェイというインターネット上のツールを使って入力できるようにされ、それを最終的にまとめる担当課の職員の仕事の量の軽減が図られたとおっしゃっておられます。県内のすばらしい先進地事例ですので、ぜひ調査に行かれてはと思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、担当のほうも説明ございましたように、この10年間を振り返りながら反省すべきことを反省し、また、今後におきますこの男女

共同参画の懇話会のメンバーも、今やっておりますので、その状況等も判断しながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

計画も大事ですが、評価していくこと、事業がどのように進んでいくかを見ていくこと、そちらのほうはずっと大事だと私は思っています。そう変わった計画は出てこないと思っておりますので、ぜひ、ここは頑張ってください。

また、今回の勉強に行った担当課より、もう、すぐ言われたのには、「黒田さん、何よりも条例が先ですよ」そう言われました。この2市は、うちと同様に、町が合併した直後に条例制定をされています。

本市では、この条例制定というものが目標になっておりますが、策定に向けた調査研究を当時の企画課が行うような計画になっていました。この調査研究はどのようなものだったのか、お尋ねをします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

鹿児島縣市町村男女共同参画推進条例あるいは基本条例につきましては、平成29年4月1日現在で、県内12市町で制定されているようでございます。

これまで条例制定に向けた取り組みといたしまして、男女共同参画に関する研修会や自治体研究会、条例制定をしている自治体の調査等を行ってまいりました。これにより条例を制定することで、男女共同参画基本法に基づく基本理念を確認、市町村の首長の権限に基づく自治事務であることを明確にし、男女共同参画行政に係る事務を総合行政として推進していくべきであるという理解はできましたけれども、まだ、条例制定に向けての動きとしては具体化していない状況でもございますので、引き続き、第6期の懇話会メンバーの方々のご意見もお伺いしながら、意見集約に

努めていきたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

1次計画では、目標にもあったのにやっていない、これは、多分評価としてはバツなんだと思います。ぜひ、2次計画ではやっていくべきであります。取り残されている10年間の分を今回やるのは当然だと思っておりますが、条例策定はどのような位置づけで行っていくか、この2次計画の中でどのような位置づけなのかをお尋ねいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

本市における男女共同参画を推進する条例制定につきまして調査研究を継続するために、男女共同参画の推進体制という項目の中で、条例制定に向けた取り組みについての位置づけを図る計画でございます。

○12番（黒田澄子さん）

10年間手つかずでした。もう遅きにせかりと思います。今回、ぜひ条例制定を実施すべきと考えます。市長、お考えいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきもありましたように、細かいことの見解も十分精査しながら、条例という分にはやっていきたいというふうに思っています。

○12番（黒田澄子さん）

前向きな答弁をいただきましたので、頑張ってやっていただきたいと思います。

県の調査結果で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」、そういった設問で、平成28年度に、これを否定する割合が肯定する割合を上回ったというデータが出ました。それも女性のほうが否定する部分の肯定が10.6ポイント上がっておりまして、男性は、肯定が否定を7.8ポイント上回っていて、この男尊女卑が代名詞になっているような鹿児島県で、いよいよこの感覚が変わった、そういったことを担当の方が、本当に一生懸命語っておられました。これも画期的なデー

タであり、データに基づいてでしか意識がわからない、そういったものであります。

今回、10年前のこの日置市のデータでは、このような同じ設問、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という設問がありました。今回なかったのはなぜでしょうか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

本市における今回の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という設問に対して、夫婦はこうあるべきという漠然とした内容を現代的な夫婦の価値観、役割分担のあり方や意識を明確にするために、「妻や子どもを養うのは男性の責任である」、「女性は、結婚したら自分のことより家族を中心に考えるべきである」、「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児もきちんとすべきである」という具体的な設問に置きかえて調査をいたしております。

設問内容につきましては、アンケート調査を行う前に、専門のアドバイザーのご助言もいただいたところでございます。最終的に、アンケート内容を懇話会の中でご審議、ご検討をいただき、設問設定等を行い、調査票を取りまとめ、アンケートを実施いたしましたところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

設問が違えば、データは、全く10年前のデータは使えません。そのことを、私は前回、懇話会の副会長として、データはしっかりとるようにと指摘をしていましたが、名前が違う、言い方が違うと10年前のデータは、一切、今回使われないことになるんですね。その点、いかがお考えですか。データに関する考え方をお尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

確かに、ご指摘いただきましたように、10年前と同じ内容の設問はございませんでしたけども、今、ご説明申し上げましたよう

に、設問をより具体化した方向で分解した形での設問設定になっております。

担当課といたしましても、同様の設問があった上で細分化した内容の聞き取りでもよかったのかなという反省は行っておりますので、今後また設問の設定のあり方についても検討していきたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

県は頑張ってとっています。このデータをとるときに、調査をとるときに、県へ指導を受けられたとか、相談されたことはありますでしょうか。あれば、必ずこのことは、私たちにとって大切な肝であります。男女共同参画社会を進める、そういった人たちにとっての、すごくデータとして見やすい、そういったところでもありますので、絶対に、これ、入れるべきと言われるはずなんですけれども、県への指導を受けられたのか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

日置市の男女共同参画推進懇話会の中で、設問の設定については十分ご審議をいただいておりますし、先ほどご説明申しましたように、アドバイザーの皆様方からのご助言等もあり、より具体的な設問の設定でもよいのではないかというご助言をいただいておりますので、設定設問になっております。

○12番（黒田澄子さん）

県、県。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

県からの指導につきましては、特別こちらのほうからの伺いというのではなくて、やはりアドバイザーの方々が県との連携という部分もございますので、その方々のご助言もいただいた上での設問設定でのご協議という結果でございます。

○12番（黒田澄子さん）

県との連携をとってないんですね。よくわかりました。ぜひ、こういうことは、データをとる、お金をかけて税金でするわけです

わけですから、しっかりとれるようなやり方をやっていただきたいと申し添えておきたいと思います。

この配偶者の計画ですね、被害者支援計画、これは、今後頑張ってつくっていくということでございます、今年度に。よその先進地では、男女共同参画の計画と一緒に本になって計画が載っております。そういう形でつくっていかれるのか、単体で持っていかれるのか、その辺お尋ねをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

先ほども市長のご答弁にもございましたように、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に総合的かつ計画的に取り組む必要もございます。また、配偶者暴力相談支援センターの有効な機能を図るとともに、関係各課とも連携をしながら、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画は第2次日置市男女共同参画基本計画とは別に、今年度策定をしたいということで考えております。

○12番（黒田澄子さん）

言い方が悪かったですね。これ、始良市のものですが、この計画の、あけると最後のほうに、この被害者支援計画も一緒に冊子になってついているんです。こういうふうにつくられるんですかとの質問だったんですけど、もう一度お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

基本計画とは別物という冊子の位置づけで考えております。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、LGBTの話に行きたいと思えます。LGBTの中でも、Lはレズビアンですね、Gはゲイですね、Bはバイセクシャル、そしてTがトランスジェンダー。Tのトランスジェンダーは、GID（性同一性障害）の支援ということで、これまでも質問をさせていただきました。

まず、現状について、性的マイノリティー

(性的少数者)と言われる人たちの社会の現状はどうあると市は認識されているのか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

性的少数者、いわゆるLGBTについては、本人が秘密の告白、要するにカミングアウトでしか知り得ない情報であり、現状といたしましては、カミングアウトしていない方が多いと言われております。

現在、どれだけのLGBTがいるのか算出するのは難しいと言われておりますが、2015年4月に、電通ダイバーシティ・ラボが調査した結果によりますと、日本の人口の約7.6%に占める951万人ほどのLGBTがいると結論づけられております。要するに、左ききや血液型のAB型とほぼ同じ人数と言われております。

認知度につきましても、一部の情報では、海外における認知度は比較的高いけども、日本での認知度はまだまだ低いと言われておりまして、近年、日本でも行われるようになったイベントなどにより、少しずつではございますが、認知度が上がってきていると言われております。

本市におきましても、対象者がどれほどいるのか把握できておりませんが、先ほどの7.6%を単純に本市の人口比較に換算しますと、潜在者も含め3,000人程度のLGBTがいるものと推測されますが、これは、あくまでも人口集中地や地方、環境の違い等でもばらつきがあるので、一概には言えない部分もあると思っております。

○12番（黒田澄子さん）

100人のうち7人というのは、やはり、もっともっと啓発をして、理解をしていただかないといけないなと思います。

先ほどの回答の中で、LGBT支援について、担当者がセミナーに参加するとあります。担当者とは一体どういう人なのか、お尋ねし

ます。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

現在のところ、その担当者という意味では、本課、地域づくり課の男女共同参画推進係ということになってまいります。

○12番（黒田澄子さん）

その担当者の方がセミナーに行った後の対応というのはどういうふうになりますか。1人の人がわかっているけども、これは、なかなかだと思っています。多くの理解がないと、各課にそういう方たちが来られて対応するときに、非常に失礼な対応をしている、そういうこともあります。どう考えておられますか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

一義的な担当といたしましては、先ほど申しましたように、地域づくり課男女共同参画推進係ということになりますが、直接的な相談窓口につきましても、現在福祉課のほうに設置をしております市民の相談窓口ということになってまいります。そのような相談があった場合には、相談窓口のほうの担当職員のほうで対応するというようになっております。当然ながら、その相談窓口の担当になっている職員につきましても、LGBTについての予備知識的な研究、それから研修会にも参加をしている状況でございます。

○12番（黒田澄子さん）

選挙で、本人確認への配慮はどうなっていますか。選挙に行くと、例えば、私は黒田澄子ですけど、例えば、本当は違って黒田トシオだったときに、「えっ、あんた、これ不正じゃないの」とか、そういうことが横行するために、LGBTの人は選挙に全く行けないという現実があるんです。そういったところへの配慮はどのように考えておられるか、お尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（丸山太美雄君）

性的少数者の方への配慮ということでござ

いますが、期日前投票所におきましては、システム導入をしている投票所において、男女の窓口を分けずに受付をしているところがございます。

今後の取り組みとしましては、受付の一本化、入場券の男女表記を撤廃して、個人の心情に配慮した対応をしていきたいと考えているところがございます。

○12番（黒田澄子さん）

多分、ちょっと意味がわからなかったと思いますが、例えば、今、私が女性の姿をしていて、心も女性なんですけど、LGBTのこのトランスジェンダー（GID）の人は、女性の格好をしているけど、まだ戸籍が男性のままなんです。行くと、今回、それも撤廃しようということなんですけども、例えば、私が黒田トシオとかいう名前のこれを出したときに、「いや、あんた、違うでしょ」とか、そういうことになるんですよという話なんです。だから、男女を今回撤廃される方向というのはすごくいいことだと思っています。そこら辺の対応、いかがでしょうか。

病院などでも大事になるそうです。保険証を持っていくと、「あんた、市役所が間違えて名前を書いているよ」とか、「あんた、これ、誰の持ってきたの」って言って、病院にも行ってない、選挙はもちろん行かない、そういった話を聞いておりますのでお尋ねしているんです。その点、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（丸山太美雄君）

現状におきましては、入場券を持ってこられてお名前を確認するという対応をとっておりますが、ごく少数の方に、そのような実際の生年月日、本人確認方法は生年月日、住所等でもできますので、状況に応じて、そういった配慮が必要な方というのがいらっしゃる場合には、そういった生年月日、住所等で確認した上で、一応、外見上では判断できない部分につきましては、今後そういった対応

もしてまいりたいと考えますが、入場券、その他名簿等につきまして、今後そういったことで回収等を進めますと、全く入場券だけで対応ができますので、そういった配慮というのは十分対応できると考えているところがございます。

○12番（黒田澄子さん）

その選挙のときに、大きな声で「えー、あなたは」って、そういったことをやめていただきたいという話でございますので、ぜひ、その辺は配慮していただきたい、持ってきた投票券を信じていただきたい、そのように思いますので、ぜひ、その辺もまた学んでいただきたいと思います。

また、このLGBTの市民への啓発、どのように行われているか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

市民に対するLGBTの啓発につきましては、現時点では、特に実施していない状況でございます。レインボーカラーについての認識の状況につきましても、まだ、特に市民への周知等もやっていない状況でございます。

○12番（黒田澄子さん）

オリンピックを前に、今、もう世界中も、日本も東京あたりは特にこのレインボーカラー、どんどん出てくると思います。議長の許可を得て、これを見せておりますけれども、こういったレインボーのシールだったり、今度、福岡では、このレインボーのパレードみたいなものがあるということで、こういう人たちが、こういうシールをノートとかに私たちがつけていると、「この方は、私たち少数者に対して理解のある人なんだな」とほっとするらしいです。海外では、こういうホテルにレインボーカラーをつけたり、また、トイレにも、どなたでも使えますよみたいな感じでレインボーカラーが張ってあると、ほかの人にはなかなか理解できなくても、このまちはとても私たちを受け入れてくれている、理

解をしてくれている、そういうふうに使われるのがレインボーカラーということですので、今後、こういったものもどんどん啓発していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

今、お話がありましたように、レインボーカラーにつきましては、海外での認知度というものは、このようなレインボーカラーのアクセサリをつけているとLGBT者だというふうに使われるというぐらい認知度は高いと言われております。

しかしながら、現在の日本におきましては、まだまだレインボーカラーの認知度というものは低いというふうなことで、今後、国や県の動向を配慮しつつ、また、LGBTに関する研修会等でLGBTに対する認識や理解を深め、必要な時期に、市民に対するLGBTの啓発及びレインボーカラーの認知、それから普及に努めていきたいというふうを考えております。

○12番（黒田澄子さん）

人権の視点です。一回一回上位の人に聞かなくてもできるんじゃないんですかと思えます。ぜひ、6色の虹を描いた、どなたでも利用できますよという多目的トイレへのシールなどできないでしょうか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

特に、公共的な多目的のトイレの活用につきましては、ユニバーサルデザインでございまして、ハンディキャップの有無、性別、年齢、国籍等に関係なく、誰もがお使いいただけるトイレだというふうに認識をしております。

先ほどからお話に出ているレインボーカラーが、現在多目的のトイレ等で使われている障がい者用の優先表示のように、広く一般の方々にも認知され、性同一性障害、GIDの方々のための表示が必要と社会的な動きに

なれば、本市の多目的トイレ、関係施設等への表示も検討していきたいというふうに考えます。

○12番（黒田澄子さん）

頑張ってくださいと思います。

それで、学校の体制をお伺いしますが、2015年4月30日のこの文科省通知を受けて、実際に何を行われたのか、ぜひ、その点をお示しいただきたいと思います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

1問目で、教育長が回答いたしましたように、文部科学省の性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についての通知を受けて、県教委が、こちらにありますように、平成27年、28年に発行しました人権教育研修資料「なくそう差別築こう明るい社会」をもとに、全ての学校で校内研修を実施しております。

平成27年の資料では、性別に違和感を持つ児童生徒に対する学校としての具体的な配慮について、平成28年度の資料では、文科省の通知を受け、まずは教職員が性同一性障害を初めとする性的マイノリティーについて正しく理解すること、性的マイノリティーに係る児童生徒は本人の努力だけでは乗り越えられないこと、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ見守る、いわゆるゲートキーパーになって寄り添いながらきめ細かな対応をすることなどを研修してきております。

○12番（黒田澄子さん）

教育長の答弁で、相談体制も全学校で整えておりますとあります。また、この通知の中では、サポートチームを校内、校外でつくれるようになっていきます。それぞれどのような人たちがチームをつくっておられるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

小中学校の相談体制についてですが、文部

科学省の通知にも、日ごろより児童生徒が相談しやすい環境を整えておくことが望まれると明記されております。

各学校では、学級担任や養護教諭など、各事案に応じて、児童生徒が相談しやすい人を選定し、相談しやすい場所や時間帯にも配慮するとともに、スクールカウンセラーや教育相談員、LGBT支援の専門職員など、時間をかけて徐々に個別相談からチームとしての相談へと輪を広げて支援していくことなど、先ほど提示いたしました「なくそう差別築こう明るい社会」の資料をもとに、各学校が研修を積んでおり、全ての学校で相談体制ができていく旨、回答を得ております。

○12番（黒田澄子さん）

しっかりとサポート体制つくっていただきたい。この人たち、子どもたちの場合、ひどい場合は、自分は頭がおかしいんじゃないか、こんなじゃ生きていけない、自殺する人たちがたくさんおります。また、違和感のある制服や髪型、トイレの環境が本人の意思を受け入れられずに不登校になったり、調子が悪くてトイレに行けないために、もう、そういう人たちもたくさんいますので、この辺の理解をどう進めていくのか。

そこで提案なんですけれども、これは、市のほうも、教育委員会のほうもそうですが、机上の研修、いろんな書物の研修ではなくて、もうそれは十分されていると思いますので、ぜひ当事者をお呼びしての、実際にお話を伺う。その人たちは子どものとき、こんなことで困っていたんだよ、私は、それを何十回もレクチャーしてまいっておりますが、やっぱり、そこを聞かないと、そして、その姿を見ないと実感できないところがあるんです。その辺いかががお考えなのか、お尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

各学校において、LGBTに関する研修状況を調査しましたところ、NPO法人の方を

講師にお招きして研修を実施した学校が2校ございました。講師のお子さんが成長の過程で性同一性障害を自認するようになり、苦しい胸の内に気づき、寄り添いながら一緒に悩み、かかわることで、親として、また一人の人間として成長していくとともに、多様性のある社会を気づいていくことの大切さを話されたということです。

県教育委員会人権同和教育課でも講演した実績もあり、県内の各学校でも講演をされているそうです。研修については、関係のところが十分連携をとりながら検討していきたいと考えます。

○12番（黒田澄子さん）

すみません、後がありますが、市のほうも当事者呼んでの研修会、どうお考えでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

しかるべきタイミング、時期を見て、必要があれば、そのような当事者からのお話を聞くタイミングもつくってみたいというふうに考えます。

○12番（黒田澄子さん）

必要があるので、ぜひやっていただきたいと思います。これも議長から許可をいただいておりますが、LGBTQ、Qはどっちかわかんないという子どもいるんですね、大人もですね。子どもの専用電話、フレンズラインというのを一生懸命福岡でやっている人がいるんですね。子どもたちは、こっそりお電話ができたりするわけなんです。お母さんも、「いや、ちょっとこの子はどうか、苦しんでいるかもしれないな」というときに、すぐ電話できる、こういう女の子を好きになる女の子もいるよと、そういった言葉が優しく書いてあります。こういったものをどんどん啓発していただきたいと思いますが、まず学校のほうはいかがでしょう。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

ご指摘いただきました件については、また、今後、教育委員会のほうとしましても、また、県の人権同和教育課とも連携をとりながら検討をしてみたいと思います。

○12番（黒田澄子さん）

じゃ、次のに入りますが、性暴力被害者のこれに、県は、鹿児島県だけが、県とか産婦人科とか警察、支援センター、ばらばらに分かれています、このフラワーというのも1つじゃないんですね。幾つかになっています。九州でも、鹿児島だけがこういった感じになっております。

ここの相談ダイヤルが#8103（ハートさん）こういったものもぜひ啓発していただきたい。みんな警察には行きませんので、ぜひ、こういったことを目に見えるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

さきの9月14日に開催されました日置警察署所管の日置被害者支援ネットワーク会議におきましても、ただいまご指摘をいただきましたフラワーやハートさんについて、関係資料の配布と紹介のお願いがあったところでございます。

今般の刑法改正に鑑みましても、性犯罪、性暴力の被害に遭われた方や、そのご家族等が相談や医療面のケアと必要な支援が切れ目なく迅速に受けられるように、関係機関の窓口チラシ等の配置や市広報紙やホームページにおける広報等を通じて周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

そして、警察に届け出ると支援制度があって、全部賄っていただけますが、今、法律も変わりまして、国のほうから県のほうに、そういう申請を出せば補助金がおきるようになっております。性的被害者の警察への相談ですけども、24年が258件、また、25年

が171件、26年が182件、そのようにして出ておりますが、警察に行かなかったということを含めると、すごい数になると思います。九州でも鹿児島だけがこの活用がないんですね。この点、ぜひ市長も県知事に対して、ぜひ要望していただけないか、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

県がなぜ対応しないのか、私どもも十分説明をお聞きしながら、また、そのときにおきまして、県の要望といたしますか、なぜしていないか、そこをよく、まだこっちも認知しておりませんので、そこあたりも十分把握しながら、今後要請もやっていきたいというふうに思っています。

○12番（黒田澄子さん）

なぜというよりか、多分おくられているんだと思っておりますので、ぜひ聞いていただきたいと思っております。

それでは、生活困窮者の学習支援に移りますが、私、足立区のほうを勉強に行っていました。もう、すばらしい居場所を兼ねた学習支援施設を区内4カ所に設置されています。

もちろん中学生なんですけど、下の弟や妹が夜間1人になるとかわいそうだということ、そういう子もここを利用していいよ、また、ここを使った子どもが高校生になったときに、ここを使ってもいいよと、随分幅を持たせた体制です。マン・ツー・マン指導であったり、長期の時間、日数にしてもほぼ週6回、そして、20時とか21時まで、長期休暇のときも取り組んでいます。

本市もいろんなところに委託をされているようです。やはり、この中ですばらしかったのが、勉強を教えるだけじゃなくて、今後の人生を教えるって大学生を見たことがないというこの生活困窮者の子どもたちです。そういった人たちが周りにいない。なので、スペ

シャルゲストの枠があって、世界を相手に仕事をされている人がボランティアで話をしてくださるとか、外国人の方が英語で話をしてくださるとか、外国の方が英語で話をしてくださるとか、ちょっとだけ質問をされて回答をもらうとか、とてもすばらしい授業をされておられます。

足立区は、対象者を就学援助、児童扶養手当、児童育成手当、受給者世帯にまで広げています。これは、生活保護法ではなく、生活困窮者支援法の中でつくられていますので、まず、始められたことはすばらしいんですけども、拡充をしていかれないのか、はっきり、ぜひ、来年度ぐらいからやっていただきたい。中学校3年生だけではなく、日数の拡充、人の拡充、やっていかれたいとお願いをしたいと思っております。いかがでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

単なる学習支援にとどまらず、居場所づくりという視点や授業啓発の手法、多彩な講座など、ご紹介いただきました足立区の最先端の取り組みは、今後の事業展開に多くの示唆を与えていただいたと考えております。

学習支援事業は、ご指摘のとおり、生活困窮者自立支援法に基づくものですが、先ほど市長が答弁いたしましたように、現在、生活保護世帯の中学校3年生を対象にしています。

事業効果を高め、貧困の連鎖を断つという観点から、拡充の必要性はあると認識しています。対象世帯における1、2年生への参加を呼びかけながら、規模の拡充に必要な支援員や実施場所の確保、さらには対象生徒の拡大に向けて、教育委員会や学校との調整、地域ボランティア等との連携などの体制を整えていく必要があると考えています。

○12番（黒田澄子さん）

前向きな答弁をいただきました。ぜひ、この拡充に一生懸命取り組んでいただきたい。勉強したいと思ってもできない環境、おうちに子どもたちがたくさんいて、机すら自分の

ものがない子どもたちもいたりしますので、その辺、優しく取り組んでいただきたい。

まずは、今、1カ所なんですけど、4地域に設置すべきと考えます。子どもたちがしやすい環境は大事じゃないでしょうか。将来的には、中学校区に1つとか、そういうふうな目標を私は思っております。いかがお考えでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

ご指摘をいただきましたことにつきましても含めまして、対象者からの要望等を踏まえて対応をしていきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

最後の食品ロスの対策についてお伺いをいたします。

私は、始良のほうで頑張っておられる、元県的生活学校の会長をされておられた西迫雅子先生のもとで、先日勉強をしてまいりました。これも議長のほうに許可をもらっています。この食品ロス削減家計簿手帳、これは、日置市的生活学校の方も一生懸命協力をしていただいております。おうちの中のものも1カ月に1回書いていく手帳です。

また、始良市は、くすみんというようなマスコットなんですね、「捨てず、残さず、使い切る。忘れないで、お出かけ前に在庫のチェック」、「食べものに、もったいないを、もういちど」こういった啓発のものも使っておられます。また、冷蔵庫に張れるものもつくっておられました。

まずは、この国においても関係省庁、文科省、農水省、経産省、消費者庁が連携して取り組んでいます。本市では、どのような取り組みを連携しておられるのか、お尋ねをします。

○市民生活課長（内山良弘君）

本市では、学校教育課とも連携いたしまして、小さいころから環境について興味を持たせ、将来にわたって関心を持ち、それを継続

していけるよう、環境に関する出前講座で食品ロスに関して、児童にも説明をしているところでございます。

また、そのほか婦人学級やいきいきサロンなど、こちらにおきましても、食品ロスに関して、生ごみのリサイクルの説明とあわせて紹介をしているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

私も今回勉強して、この食品ロス削減家計簿手帳というのを初めて見まして、勉強不足でした。我が市の生活学校の皆さん、一生懸命取り組んでおられます。

そこで、こういった方々を先生に招いたりして、どんどん広げていくべきかなと思っておりますが、こういった方たちをお呼びしての講座等はお考えにならないか、お尋ねします。

○市民生活課長（内山良弘君）

出前講座につきましては社会教育課のほうを担当をしているわけですが、市民生活課におきましての環境についての出前講座等では、また必要に応じて検討をしていきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

先んじて頑張っておられる市民です。本当に頑張っておられます。評価していきながら、また活用していただきたいと思っております。

また、九州7県で、食品ロスの推進のために、九州食べきり協力店の募集をしております。この事業の概要と本市の取り組みをお尋ねします。

○市民生活課長（内山良弘君）

この取り組みにつきましては、平成18年10月、九州地方知事会におきまして合意された政策連合、ごみ減量化に向けた啓発活動の連携の一環といたしまして、平成28年度から実施されているものでございます。九州食べきり協力店といたしまして、日置市内では、チェーン店4店舗が登録している状況で

ございます。

本市の取り組みといたしましては、引き続き出前講座などを活用しながら、食品ロスに取り組んでいきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

ごみ出しカレンダーに、こういったものを載せていくという答弁がございましたので、そこをしっかりと載せていただきたいと思いません。

また、環境省では、3010運動推進のための無料チラシをネット上でどんどん出しております。こういったものを活用されておられるのか。また、今後ぜひ、活用されていくべきだと思います。その点、いかがでしょうか。

○市民生活課長（内山良弘君）

3010運動につきましての環境省での無料のチラシ等でございますが、現時点での活用はございませんが、今後、市のホームページ等で3010運動について啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（並松安文君）

黒田議員、あと2分です。

○12番（黒田澄子さん）

子どもたちにも、そういう出前講座でやっているということでした。子どもたちは非常によく学び、素直です。おうちに帰って、冷蔵庫チェック、ぜひ、冷蔵庫チェックを週に1回ぐらい、子どもたちにやってみようよというような取り組みもあったほうがいいのか。そして、私も、これ、すごく効果があったようなんですけれども、それは、やっぱりチェックをするから、何とかしなきゃという気持ちですが、やはり働くんだというふうに思いますので、その辺、教育委員会のほうでも、今後、子どもたちの取り組みで、学校の現場というのものなかなかなんですけど、子ども会だとか、いろんな青少年教育の部分で、世界で問題になっている、国連でも削減していこ

うと言われているものですので、ぜひ、お取り組み、考えられないかをお尋ねいたしまして、私の一般質問を終わります。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

食品ロスの視点で、児童生徒は教科書を中心に学習しております。例えば、小学校2年生活科、大きくなれ、わたしのやさいの学習では、身近な野菜を育てることによって、収穫の喜びとともに、育てた野菜を食することを学んでおります。

先ほどご指摘がありました冷蔵庫のチェックカードにつきましても、中学校の家庭科、食生活と自立の学習の中で、持続可能な食生活を送るために、日本の食品ロスが年間500から800万トン、これは、平成22年の推計ですが、世界の食糧援助量の約2倍あることや、食品ロスの半分が家庭から廃棄された食品であることなど取り上げられております。

関連する教科の学習や給食指導を初め、食に関する指導、食料生産に係る体験活動等を通して、食べ物を大切にす気持ちや生産者への方々への感謝の思いなど、総合的、系統的に学ぶことが食品ロスに対する意識の高揚につながるものと考えます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時10分とします。

午後0時09分休憩

午後1時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

9月定例議会一般質問2日目、3番目の質問に立たせていただきます。私は、社民党の

自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、50回目となります節目の一般質問をいたします。

まず、1点目でございます。市民が安心できる本市の医療制度について質問いたします。

国民健康保険（国保）が来年4月より、運営主体が市町村から都道府県に移管されます。国は財政支援を拡充し、加入者への影響を抑える方針であります。自治体によっては、保険料上昇は避けられない見通しであると、南日本新聞等で指摘されています。

そこで、今回、本市の国保の現状と今後について、4項目について質問いたします。

1つ目、国民健康保険の財政状況と30年度から県への広域化についての市の考え方を伺います。

2つ目、国民健康保険の滞納状況と29年度の保険証の発行状況について伺います。

3つ目、経済的な困窮で十分に医療機関で受診できない状況があると推測されますが、本市の状況はどうであるのか。

4つ目、社会福祉法に基づく生活困窮者、低所得者を対象とする医療機関での県内11カ所の無料低額診療所の啓発をすべきと考えるが、本市の考えを伺います。

次に、日吉地域の活性化について、3項目について質問いたします。

1つ目、人口減少、高齢化が進む日吉地域の現状と課題は何か。また、住民からどのような意見、要望が出されているのか伺います。

2つ目、来年4月に閉校の日吉3小学校の跡地活用と地元からどのような意見、要望が出されているのか伺います。

3つ目、住吉小学校は、県道沿いであり立地がよい。地元産品の販売やご当地レストラン、芸術家の多い地域の実情を考慮し、工房の作品販売や工芸教室ができるような食と芸術の拠点として調査・検討できないのか。

3問目を質問いたします。若い世代の政治

意識の向上について質問いたします。

若者の政治離れや各種選挙の投票率の低下が指摘されていますが、現状についてどのように認識をされているのか伺います。

2つ目、始良市の若者議会、鹿屋市の高校生議会等、若い世代の政治意識を高める取り組みがなされておりますが、本市においても、若者・高校生・市民議会等を実施できないか、本市の考えをお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市民が安心できる本市の医療制度について、その1でございます。

平成28年度決算につきましては、3億4,030万4,903円の黒字収支となりましたが、前年度繰越金や基金の出し入れ、一般会計からの法定外繰入金を除きますと、実質収支は1,730万3,004円の黒字となり、厳しい財政状況になっております。

県への広域化につきましては、公費の拡充はされますが、県が市町村ごとに標準保険料を示し、納付金を納めることとなりますので、それに応じた保険税を市町村で検討しなければならないと考えております。

2番目でございます。国保税の滞納状況につきましては、8月31日現在で、調定額が2億7,509万4,740円に対しまして、収入済額が3,234万4,410円で11.76%となっております。

保険証発行状況は、7月18日時点で、通常保険証1万526人、資格者証78人、短期保険証809人となっております。

3番目です。経済的な理由で保険税を納められない方がいらっしゃいますので、医療機関への受診控えがあるとも考えられております。人数等は把握しておりません。

4番目でございます。無料低額診療所につきましては、利用に当たって、所得や利用期

間等の制約があり、福祉事務所を通じて利用することになっております。

日吉市には無料診療所はなく、鹿児島市内の診療所利用に当たっては、交通費等も発生しています。生活困窮者相談や生活保護までのつなぎとして、必要に応じて受診を進めていくことは可能と考えますが、市として啓発することは考えておりません。

2番目の日吉地域の活性化について、その1でございます。

日吉地域におきましては、合併当初、人口5,920人、高齢化率34.07%でしたが、平成29年9月1日現在では、人口が1,036人減の4,884人に、高齢化率が6.94%増の41.01%と人口減少、高齢化が進んでいる状況でございます。

課題といたしましては、少子高齢化の進行により将来的な自治会運営、伝統芸能の継承などが危惧されております。

また、要望のありました老朽化した市営松山住宅は、国道270号線沿いの吉利物産館隣に建てかえを行っており、若者夫婦、子育て世代の入居が期待されているところでございます。

2番目については、教育長のほうに答弁させます。

3番目でございます。住吉小学校の跡地利用につきましては、住吉地区館が中心になり検討されているところでございます。ご指摘のとおり、住吉小学校は県道沿いで立地条件がよく、地域活性化の拠点となり得るので、住吉地区館及び地元の意見を十分尊重しながら、跡地利用については調査・検討を進めてまいります。

3番目の若い世代の政治意識の向上については、選管の事務局長に答弁をさせます。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

先ほどお尋ねでありました、来年4月閉校

の日吉3小学校の跡地利用についてお答えをいたします。

現在、日吉地域小学校再編準備委員会の学校施設跡地利用部会では、今後閉校となる校舎の利用について、現在検討中であります。

これまでも市内外の先進事例の視察を行いました。現在のところ、施設跡地活用は協議中であり、地域からの要望や意見は出されていない状況でございます。

今後も引き続き部会を継続して、地域が望む活用方法を検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（丸山太美雄君）

若い世代の政治意識向上について、1番目でございます。

選挙は民主政治の基盤をなすものでありますが、投票率は、国政選挙、地方選挙ともに長期低落傾向が続いております。特に若い有権者の投票率は低く、学校における政治教育を一段と充実させ、将来の有権者たちの政治や社会に対する意識を高めることが求められています。

このようなことから、選挙管理委員会では選挙制度の講義や模擬投票による出前講座を実施し、選挙を身近に感じることで政治意識の向上に取り組んでいるところでございます。

2番目でございます。若い世代、多くの市民の方々に政治への意識を持ってもらうことは重要であります。選挙権年齢が引き下げられ、18歳から投票が実施されたことから、今後、若年層の政治参加を促す取り組みが必要であると考えています。

若者議会、高校生議会などについては、議会及び政治への関心を高めるよい機会であり、今後、議会事務局と連携を図りながら、総合的に検討していくものだと考えております。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長、選挙管理事務局長よりご答

弁をいただいたところでございます。

まず最初に、国民健康保険の現状と課題について質問をいたします。

この国保につきましては、8月から9月にかけて、南日本新聞におきまして継続的に記事が掲載されてきたところでございます。この内容を見ますと、国民健康保険料、広域化によって19の市町村がふえると、平均しますと505円減という、そういった掲載記事がございます。

日置市におきましては、鹿児島県による移管時の国保保険税の必要額が11万812円、15年と比べて15.68%の国保保険税の必要額の伸び率が示されたところでございます。市民の方もこの記事を読みまして、非常に関心が高まったところでございます。

そこで、再度市長にお尋ねをいたします。昨日の朝日新聞を読みましても、高齢者に迫る大負担増時代ということで、これから高齢化が進むことによって、ますます医療・介護の負担を見直さなければ、制度そのものが維持できないという、そういった課題がございます。膨らみ続ける医療や介護の費用を高齢者に迫る大負担増時代、まさに、現状こういった大きな課題があります。今後の大負担増時代について、市長はどのような認識を持たれているのか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えいたします。

少子高齢化におきまして、社会保障費は増大しておりまして、その財源確保として消費税の引き上げがなされていく予定にありますが、今後も高齢化、それに高額な新薬や医療技術の進歩によりまして、介護給付費や医療給付費は伸びていくものと考えます。

市としましても、給付費の抑制の努力はいたしますが、ある程度の市民の皆様への負担は避けられないところであると認識しております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど、本市の国保の現状についてご答弁をいただいたところでございます。

新聞等の社説を見ますと、負担増そのものを決して否定するわけではありませんけれども、やはり負担については、市民に納得ある説明が、今、求められていると私は理解しておりますけれども、市はどのような認識を持っていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

保険料と比例するのが医療費の増大でございます。日置市におきましても、1人当たりの医療費というのは、県下の各市町村と比べて高い状況にあるのも否めません。そういう中におきまして、保険料としても高くならざるを得ないという認識を持っております。

○17番（坂口洋之君）

政府は、2013年に、社会保障費が今後ふえるという予測のもとに、年齢に関わらない能力に応じた負担というのを国は求めておりますけれども、この国の2013年に示されました能力に応じた負担についての市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○健康保険課長（篠原和子さん）

能力に応じた負担ということでございますが、国のほうでも、今回、公費の拡充によりまして、負担減ということは考えているわけなんですけれども、やはり所得の割合でありますとか、そういったことに応じて、所得のかなり高い方には負担分増を求めているところもございまして、そういった考えというのは、沿っていくというような考えになります。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁を見ましても、国民健康保険の資格証明書が78人、短期保険証が809人ということで、国保滞納者のうち900人弱が滞納しているというそういった状況で、市民の方にも、この国保税について非常に負担感を感じるわけでございます。

では、次の質問にいたします。今後の国保の状況について、再度質問いたします。

来年4月から、国保事業の広域化に向けては、県との今後のスケジュールは、現在どのように進んでいるのか。保険料算定の基準はどのように進めていくのか、運営は県徴収、健康づくりはこれまでどおり市町村が運営すると理解しておりますけれども、県と日置市で、この国保の広域について、どのような合意形成ができているのか、移管に向けての懸案事項はどういったものがあるのか、お尋ねいたします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えいたします。

国が、10月から11月にかけて、市町村ごとの標準保険料の算定のための仮係数を算出する作業に入っております。年明けには、その本係数が示されまして、それをもとに、平成30年度の納付金を確定することになります。その金額をもとに、市町村では保険料率を設定していくことになります。

県との合意形成でございますけれども、現在3つの部会で進めております。財政部会、事務効率化部会、医療費適正化部会というところで、市町村担当と検討を重ねております。

部会での報告とか検討事項、そして、県の国保運営方針案を市町村担当課長が主催する新制度移行準備連絡会議において報告、協議がなされます。また、県に新たに設置されました国保運営協議会におきまして、運営方針について協議をされております。9月1日には、市町村長への説明会が開催されたところでございます。

移管に向けての懸案事項でございますけれども、標準保険料につきまして、どの程度激変緩和がなされるかということと、それに伴う納付金が、現在の保険料で賄えるかといったようなことが大きいというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

国保の公有化に向けては、課題については激変緩和措置と納付金の状況についてが課題があったということでございますけれども、先般の新聞等見ますと、30年度から、日置市の保険税必要額が11万812円、15年比伸び率15.68%、19の自治体の中で、特に15年比の伸び率が15.68%ということで、県内の19市のある中で一番高い伸び率となってきております。

この伸び率については、低所得者の軽減や激変緩和措置も今後検討されると思われましても、市民から、この数字だけ見ると、日置市の国保は将来的には大きな負担をしなければ維持できないのかという、そういった心配の声があるわけでございます。この保険税必要額の11万812円、15年比伸び率15.68%の積算根拠をお示し願いたいと思います。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えします。

新聞で公表されました保険税の必要額は29年度に算定した場合の1人当たりの保険税必要額の試算となっております。積算根拠でございますけれども、27年度の医療費等をもとに、医療費水準や所得水準を勘案しまして、必要額から補助金、交付金を差し引いた額を被保険者数で割り出したものでございます。

全市町村の伸び率を比較するために、この必要額には法定外繰入金や繰上剰余金のほうは除いてあります。それに、これには保険料の軽減分というのは入っておりません。

実際は、28年度の医療費をもとに算定することになりますし、30年度の公費の追加、国レベルで500億円というふうに言われておりますが、それが含まれていないこと、また、今後、県の安定化基金を活用しました激

変緩和対策がなされますので、その結果を待たないと必要額はわからないところでございます。

市の財源の見通しにつきましては、28年度繰越金が3億4,000万円ほどございましたことと、今年度の給付費の動向が昨年度よりも伸びていないことなど、よい状況とは言えますけれども、納付金の金額次第では何とも言えないというところでございます。

○17番（坂口洋之君）

この数字につきましては、今後、低所得者の軽減策とか激変緩和措置とか、そういった動向の中で、金額についてはまだ不確定な要素があるという、そういった答弁があったところでございます。

そういった中で、現在、保険料は各自治体で独自に決めておられます。これに対して、来年度から都道府県が市町村ごとに医療費や所得水準などをもとに、標準保険税率の目安を示し、市町村でそれぞれ参考にして決めるとのことでございます。

現在の保険料の設定について分析しますと、例えば、低所得者世帯の軽減措置につきましては、世帯所得33万円以下の7割軽減が2,711世帯、87万円以下の5割軽減世帯が1,242世帯、3割軽減世帯が131万円以下の949世帯で、実に64.7%、国保世帯の4,902世帯が低所得という本市の状況でございます。

今後、本市の保険料設定のあり方については、市長はどのような認識を持たれているのか。28年度も2億3,000万円の国保基金の繰り入れを実施されておりますが、広域化に当たり、国からの財源の見通しにつきましては、先ほど500億円程度という答弁があったわけでございますけれども、これまでの被保険者の重税感をなくすために、本市も、これまで一般会計を繰り入れておりますけれども、今後のこの各自治体の一般会計の

繰り入れの状況はどうか、市民負担の緩和に、今後、どう、市として努めていく考えなのか、そこら辺の状況について、本市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回の県へ移管した大きなポイントが、市町村の法定外の繰越金を入れないということが一番大きな狙いでした。そのかわり、国の交付金を入れるんだと。この交付金がどれだけ入ってくるのか、まだ、いろいろと、今500億円程度と言われておりますけど、1,700億円入ってくるのか、これも年度別でちょっとわかりませんが、そういうデータがなければ、今、幾ら論議してもどうしようもない。そういうデータがきちっとした中において、私ども日置市の保険料がどうなっていくか、そこあたりは検討していかなければ、今の中で、推測の中ではちょっと言えないというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

もともと国保の広域につきましては、各自治体の一般財源の繰り入れ相当分の3,400億円分を国が各県に補助するという名称でスタートしたんですけれども、じゃ、現状のこの国からの財源の500億円の見通しについては先ほど述べたと思いますけれども、3,400億円の補助がなければ、国保の一般会計そのもの分の相当額が確保できないと思いますけれども、国からの財源の見通しはどうか、当然、市長も市長会などで、国からの財源の見通し等議論されてきていると思いますけれども、国からの国保における財源の見通しについてどのように理解しているのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今までの広域化に関しましては3,400億円程度交付金を入れるんだと、国のほうも財源が少ない、年次的に、どの時点でどれだけ入れるのか、これは、ちょっと

見通しも立っておりません。

基本的に、私どもはそういう国の交付金をきちっと入れていただいて、やはり、市民の皆様方の国保税を軽くしていただきたい、これが一番大きな狙いであるというふうに思っております。

今の現時点で、さっきも述べましたとおり、まだ、そこあたりはきちっとしておりません。やはり、私どもは、国のほうには交付金の確保、このことは市長会としても国のほうに、いつもご要望して申し上げております。

○17番（坂口洋之君）

高齢者がふえる中で、社会保障そのものの見直しというのは、当然ながら、今後検討されると思いますけれども、特に国保につきましては、本市は自営業の方や農林水産業の方が多いということで、国民健康保険の加入率の割合も高いと思われますし、また、国民年金の加入者の方も非常に多いということで、本市におきましては、国保の、特に低所得者の負担については非常に厳しい現状があるのではないかと思っております。

現在、本市におきましては、国民健康保険税は4方式ということで、資産割、所得割、世帯割、均等割というそういった形で保険税が算定されてきております。しかし、この資産割につきましては、土地、建物は資産割に算定されますけれども、金融資産などは所得割に緩和されていないと私は理解しております。

高齢者におきましても、極めて低年金で生活をされる方から、一定の所得があり、一定の金融資産を持っていらっしゃる高齢者もいらっしゃいます。また、当然、自営業の方もいらっしゃるわけがございます。

今回、私は提案したいのは、現行の4方式ではなく、鹿児島市などの3方式資産割、世帯割、均等割などの課税方法に変えることによって、特に低所得者の負担の方々への軽減

と一定の所得のある方々への負担を、やっぱり少しは見直しすることによって、応能負担に応じた方式3方式に、本市においても今後検討をするべきではないかということを私は提案したいと思っておりますけれども、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今まで国保におきまして4方式をとっておりました。特に日置市の場合、年金者、自営業者、大変所得の低い方がいっぱいおりました。そういう中で、資産割というのも入れておりました。それでかどうにか、ここ全体の国保も保ってきたわけでございます。

今、議員のほう指摘ございましたとおり、国のほうにいても、やはり今、3方式という部分がございます。市といたしましても、5年間の中におきまして、この3方式に変更するというのでございますので、5年間で徐々に、この3方式になるように、年度別にやっていかなければ、急激に、これを一旦、資産割を除いてしまいますと大変暴騰な形の中の保険料が高くなる方もいらっしゃいますので、5年間の中で激変資産を取り除いて3方式、この方式に持っていきたいというふうに思っています。

○17番（坂口洋之君）

先ほど市長が、今後5年間で激変緩和を進めながら、現行の4方式から3方式にしたいという答弁をいただいたところでございます。

次に、国保税の滞納状況について、再度質問をいたします。

28年度の短期保険証の発行が809人、資格証明書の発行が78人、900人弱の方が通常の保険証が発行されていないという状況でございます。その要因については、やはり経済的な困窮が理由と感じておりますけれども、滞納世帯の、やはり資産、収入状況の把握に努め、生活保護や医療助成等必要な場合、福祉、健康保険課との連携、生活困窮者

自立支援制度などにつなげるような、そういった本市の事案はなかったのか、お尋ねをいたします。

○税務課長兼特別滞納整理課長（上 秀人君）

ただいまご指摘いただきました滞納の要因についてでございますけれども、失業により税金が支払えなくなったりとか、ほかに借金があるためとか、売上げが低下したためとか、さまざまな原因がございます。

滞納世帯につきましては、納付制約の実施、預金・資産調査、それから給与照会等も行っております。また、納付相談の中で、就労支援や多重債務者と生活支援に関する相談も受けておまして、平成27年度で8件、平成28年度で3件ということで、生活困窮者の自立支援につながるような相談案件につきましては、早い段階で福祉課と連携して支援をしているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

先ほど、各課との連携によって、それなりの成果ができてきていると思います。特に、国民健康保険税につきましては、市民の方が医療機関へのペナルティーというのがありますので、国民年金を払われていない市民の方もかなりいらっしゃいますけれども、やはり国民健康保険税、水道代、払われてない方については、よっぽど経済的な困窮の理由があるかもしれませんので、今後とも、市としてセーフティーネットの窓口という役割も果たしますので、ぜひ、この問題についてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。お聞きします。

無料低額検診について、再度お尋ねをします。

社会福祉法に基づく生活困窮者、低所得者を対象とする医療機関での窓口であります。今、特に、経済的な理由で医療機関を受けられない、そういった市民の方もいらっしゃると思います。まず、この無料低額診療、厚生

労働省は低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者などの生計困難者が無料低額と対象となっております。

では、本市におきまして、具体的にはどういった方々が対象になっているのか。先ほどの答弁につきましては、啓発については、今のところ、する考えはないということだと思っておりますけれども、対象者の状況というのをもう少し詳しくご説明願いたいと思います。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えいたします。

対象者につきましては、今、議員がおっしゃられた低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者となっておりますので、この方々が対象となると考えております。実態としましては、そういった相談のほうで具体的に進めている事案は把握しておりません。

○17番（坂口洋之君）

次の日吉地域の現状と課題について、再度質問をいたします。

先ほどの答弁の中におきましては、日吉地域におきましては、合併当初人口が5,920人、高齢化率が34.07%でありましたが、平成29年9月1日現在で、人口が1,036人減の4,884人、高齢化率が6.94%増の41.01%ということで、人口減少、高齢化が進んでいるという状況でございます。

課題といたしましては、少子高齢化の進行により、将来的な自治会運営、伝統行事の継承などが危惧されるという、そういった答弁でございました。

そこで、再度質問をいたします。日吉地域の地区公民館の人口と高齢化の現状を見ますと、日置校区が2,132人で38%、日新校区が740人、37.7%、住吉校区が728人、39.6%、扇尾校区が180人、44%、吉利校区が1,060人、44.1%であり、各地区公民館ごとに人口が1割以上

減少しているという、そういった実態でございます。

特に、やはり危惧するのは、人口が182人弱の扇尾地区です。21年と比べて、人口だけでも52人減少しております。扇尾地区の、特に、どのような課題が寄せられているのか。先ほど、将来的な自治会運営が課題と言われておりますけれども、現実的に、この扇尾地区では、そのような課題が数多くあるのではないかと考えられますけれども、扇尾地区の課題についてどういった意見が出されているのか、お尋ねいたします。

○日吉支所長（田代信行君）

扇尾地区の現状ですけれども、先ほど日吉地域の状況が出ましたけれども、特に扇尾地区におきましては、従来より、日吉地域の中では一番人口の少ない地域となっております。さらに、日吉地域の人口が17%程度、合併後減少しておりますけれども、扇尾地区につきましては20%以上の人口減少と、日吉地域の中でも人口減少の一番多いところでございます。

自治会の課題としましては、やはり、先ほどありましたように、自治会運営、特に役員等のなり手がなかなかいないと。まだ若い方は現職で仕事をしておりますし、それ以外の方は非常にご高齢になって、なかなか役員になり手が少ないというところがございます。

さらに、伝統芸能としましては、扇尾がせっぺとべのときに虚無僧踊りをしておりますけれども、踊り手の子どもたちが少ないということで、一般の方も踊りに参加しておりますけれども、その一般の踊り手も非常にご高齢化をしてきているというところで、伝統芸能もなかなか参加する方が少なくなっているという現状がございます。

それに、やはり道路愛護作業でありましたり、扇尾では11月に深固院祭りで大きなイベントをしておりますけれども、こういった

イベントの担い手がなかなか少なくなってきたという状況でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この扇尾地区の課題につきましては、本市においても、東市来の高山、吹上の平鹿倉、坊野など同様の小規模な地区公民館では、やはり共通の課題ではないかと私も認識しております。

先ほど、将来的な自治会運営が課題ということでございますけれども、先般、一般質問の中で、同僚議員の質問に対して、まず、今後こういった地域については、スクールバスを活用した移動手段も検討するということも述べられました。また、河川愛護作業についても、作業員をふやして委託をふやすという、そういった答弁がございます。

日吉地域を含めてこういった地域には、過疎高齢化、自治会運営、大きな課題があります。平成30年から、地区振興計画が、第4期がスタートするわけでございますけれども、今後、市長は、最後の市長の任期に集大成という位置づけでございますけれども、こういった地域に、特に、どのような施策に力を入れていく考えなのか。また、述べられた以外に新たな取り組みなど考えていないのか、現時点での市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、扇尾地区という、今、一例を挙げさせていただきましたけど、さっきございました、日置市におきましては、高山、平鹿倉、また野首、坊野、こういう大変、今までも廃校になった、もう以前になったところがございます。その中で、今回、日吉町におきまして4つの学校が閉校するというわけでございます。その中で、一番大きな課題として、そういう地域の運営等があるということでございましたので、私、合併当初から、

そういう地域をどうしても自治会任せはできない。やはり地区館制度というのをきちっとして、この地区館がそれぞれの自治会をいろいろとご支援していく、そういう制度をつくったわけでございます。

この中におきまして、今、地域づくり計画のほうもなされておりますけど、今、特に扇尾の場合につきましても、役等のそれぞれの選別等もやっておりますし、また、いろんなNPO法人が参りまして、いろいろと活動もしております。

今後、やはり、そういう活動を、地元へ愛される形が何であるのか、やはり、ここをいつも私どもも意見交換しておりますので、今後、一つでも多くの方々がこの施設、また運動場、こういったものを使ってほしいという分を思っておりますので、今後とも、やはり一挙にはいきませんが、地域と十分話をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

今回、日吉地域、特に扇尾のことを述べたわけでございますけれども、当然ながら、同規模の地区公民館では、共通の課題がございます。

私は、扇尾の諸正という地域もたまに行く機会がありますけれども、やはり人口が減ってきていると、高齢化が進んでいると、少ない人数で、この広い田んぼ、河川、そして空き家もふえてきておりますので、こういった地域の環境整備を地元住民だけでやるのは非常に厳しくなってきているというのをお聞きしておりますので、今回は、河川清掃につきましても、今後、市としても道路維持河川清掃についても、今後支援していくという答弁がございましたので、そういった実情を少しでも解決するように、市として努力をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、日吉3小学校の跡地活用について、

再度お尋ねいたします。

まず、教育長に質問をいたします。今回、私、教育長に、6月に就任されまして初めて質問をするわけでございます。少子化で、平成14年度から平成27年度までに文部科学省の調査によりますと、全国で6,811校の小学校、中学校、高校などが閉校されております。特に、跡地活用につきましては、5,943校のうち、活用されているのが4,198校、約7割が活用されております。活用されていない学校が1,745校で約3割、そのうち、今後活用予定が314校でございます。

少子化は、全国的な課題であり、今後とも、こういった傾向は、実際するわけでございます。日吉地域は、少子化が進みまして、来年3月からは、日吉小学校1校に集約されております。かつて、日吉町誕生前に旧吉利村という村がございました。旧吉利村から学校がなくなるということで、住民の方も非常に寂しい思いをしてきているところでございます。

まず、市長にお尋ねをいたします。小学校、中学校、学校は地域における教育の場、もちろん地域コミュニティの役割と、私も考えております。教育長も大規模な学校や小規模校などを経験されてきていると思われましても、学校が果たす地域コミュニティの役割をどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（奥 善一君）

学校が地域において果たす役割というのは非常に大きいというふうに考えております。まさに、地域コミュニティの一部分を担っているものだというふうに考えております。

子どもたちは、その地域の中で、郷土芸能や、それからスクールガードを初めとした地域の方々に見守られながら育っているというわけでございます。それを、これまでも実感をしてきております。

学校は、学校評議員とか地域の方々のご意見を伺いながら、地域の一員であるという役割を果たしながら、地域に根差した学校経営を進めていくことが大切だというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

あわせまして、来年4月から、日吉小学校に集約されるわけでございますけれども、3つの閉校する小学校におきましては、来年3月で長い歴史を閉じます。児童や保護者、地域住民は本当に重い決断をしたと思います。小規模校の存続から集団的な教育、日吉1中、1小学校への統廃合を地域の方々が選んだわけでございます。そのことについて、私も十分認識してきておりますけれども、これまで、平成22年から、日置市学校あり方検討委員会が設けられまして、適正化計画に基づきまして、各地域で説明がされまして、日吉地域は再編されてきたわけでございますけれども、まず、これまでの学校再編の経緯について、教育長はどのような認識を持たれているのか、お尋ねをいたします。

○教育長（奥 善一君）

ただいま、ご指摘により、私も6月からという任期でございましたけれども、これまでの再編に至るまでの経緯というのは十分引き継ぎもいたしましたし、資料も読まさせていただきました。そのような中で、日吉地域におかれましては、少人数のよさ、それから、先ほども申し上げましたけれども、地域の中での学校の存在価値というようなものも十分に尊重する中で、今回、学校の再編についてご協議を進めていただきまして、そして、再編することによって、子どもたちが大人数の中で互いに切磋琢磨しながら心豊かでたくましく成長していくということを願いながら、再編を決断をされたというふうに理解しております。まさに苦渋の決断であられたらうということは十分に理解しております。

来年4月に開校いたします日吉小学校が、そのような地域の皆様の思いや願いに十分応えていける学校としてスタートできますように、私どもといたしましても努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほど、教育長から、今後の再編についての思いとか考え方を述べていただいたところでございます。

今回、跡地活用については、現時点では、地域の意見を集約をされているということをご答弁があったところでございますけれども、日吉の3つの小学校につきましても築40年を経過をしております。

校舎につきましては、耐用年数が65年ということと、あわせて耐震化については問題がないという、そういったこともお聞きしておりますけれども、現時点で、跡地活用については、地域の意見を当然集約化されると思っておりますけれども、教育委員会として、この跡地活用についての果たす役割、考え方などを再度教育長にお尋ねしたいと思っております。

○教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

私どもとしましては、これまで国・県内の動向を初めとしまして、活用事例につきましては、文科省が定めたみんなの廃校プロジェクトを学校施設跡地活用部会の委員全員に配付いたしまして研究を進めております。

県内の廃校では、平成28年度時点で7校を把握しておりますが、そのうち大崎町小野小学校跡の介護施設、曾於市の財部北中学校の職業訓練施設、この2つの事例を跡地部会で視察をいたしました。市内では、校舎が残っている高山地区公民館、皆田地区公民館等を視察をさせていただきまして、部会の参考としていただいております。

○17番（坂口洋之君）

各学校の跡地活用についても、具体的に検討されている地区もあります。吉利地区の状況にしても、先進的なところに調査に行っているというのも、私もお聞きしているわけでございますけれども、今回、3つの小学校が閉校することによって、財政的には、具体的にはどの程度の削減効果があったと考えるのか。最初はマイクロバスの購入とか制服の購入代等で経費がかかってきておりますけれども、この将来的な学校閉校による削減効果をどの程度と理解していいのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

これから使います費用は別としまして、これまで4つの小学校にかけていた経費を申し上げますと、学校主事や学校司書などの人件費、それから需要費、備品購入費、こういったものを含めて、年間1,700万円程度がかかっているというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁で、年間1,700万円程度の経費削減があったということなんですけれども、やはり、3つの地域については学校がなくなったわけでございますので、経費削減分、1,700万円を予算化しろとは申しませんが、やっぱり最低限度のこの経費削減分は地元の活性化に活用するべきではないかと思っておりますけれども、市長の考え方をお聞かせ願います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この跡地には地区館が入る予定でおります。その中において、恐らく改修していかなきゃならない。1地区館、約2,000万円程度をやるということでございますので、それぞれ4つございますので、恐らく8,000万円程度はもう支出もしなきゃならない。これが、まだ地区館整備という部分でございます。

今後、やはり活性化対策の中では、まだ相当な経費というのは、この1,700万円というお金以上に経費を入れていかなきゃならないと、私は認識しております。

○17番（坂口洋之君）

次に、住吉小学校の跡地活用について、先ほど答弁がありまして、まだ地域で意見を集約している段階という答弁があったわけでございます。

私は、住吉小学校の道路をよく通りまして、非常に場所がいいと。何とか日吉地域で人が集まる、交流人口がふえるような、そういった拠点にならないだろうかということで、私自身が考えて、今回提案をしていたことでございます。

例えば、日置市には城西高校があります。調理科があります。今、高校生が運営する高校生食堂が全国で2つあります。高校生が運営するような食堂は、できれば非常に活性化につながるのではないかと、そういった考えもありますし、また、地元の方々が、いろんな食材の宝庫でありますので、何とか高齢者の方々が活用できるようなレストランができないのかという、そういったいろんな夢を私は持って、今回提案をさせていただきました。芸術家の方も、日吉地域も数多いわけでございますので、市長、何かこの地域に、日吉地域の活性化になるような、そういったものが、現時点で市長はそういった考えはないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、基本的には地区館を中心とした考え方は変わりません。特に、地理的にいい場所、また地理的に悪い場所、それぞれございます。今は、それぞれの跡地の中で考えておるんですけど、やはり基本的には、その地域のよさをどう引き出していくのか。

例えば、申し上げますと、吉利のほうでは、

今、大豆を12町歩おこなしております。こういうものの加工センターとか、こういう保育園もございまして、また、基本的に、今、住吉のほうには、いろいろと話し合いをする中、消防団の車庫もあの校庭の一角につくる予定にしております。

そのようにして、今、一つずつ、その用途を各小学校跡地には、一挙にはいきませんが、できるものから計画をしておりますので、それを早い時期の中に実施もしていきたいというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

最後に、若い世代の政治意識の向上についてお尋ねをいたします。

先般、選挙がございまして、特に、20代の投票率が40.3%でございます。10代に比べて20代の投票率が低い傾向でございます。選挙管理委員会事務局長としてどのような認識を持たれているのか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（丸山太美雄君）

若い世代の投票率の関係でございますが、選挙管理委員会の啓発が必要と考えるわけではございますが、若い世代の低投票率は、政治への関心の低さや社会とのかかわりが確立されていないことが大きな要因だと考えております。

○17番（坂口洋之君）

特に高校生、大学生については、学校等で啓発は努めておりますけれども、20代の社会人の啓発の必要性を感じますけれども、例えば、日置市内の職場に啓発への取り組みをすとか具体的な考えはないのか、お尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（丸山太美雄君）

選挙管理委員会では、明るい選挙推進協議会の委員の方にご協力をいただきまして、選挙前に選挙啓発ポスターを市内40企業に持参し、選挙広報に努めているところでござい

ます。また、成人式においては、選挙啓発のウェットティッシュを新成人に配っているところでは、

今後は、伊集院駅前にオーロラビジョンがございますので、それを活用した選挙のDVDがございますので、そういったものを流して選挙への関心を持っていただきたいという取り組みを進めてまいりたいと考えます。

○議長（並松安文君）

坂口議員、あと2分です。

○17番（坂口洋之君）

低投票率は全国的な傾向でございますので、今後とも取り組んでいただきたいと思っております。

県内の、先ほどの若者、子ども議会について再度質問をいたします。

霧島市、西之表市、阿久根市では、市長との、市政との交歓会が実施をされております。例えば、日置市のまちづくりについて、高校生、大学生の意見が反映されたような事業はないのか、お尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（丸山太美雄君）

若い人の意見を聞く機会というのが、現在、特に設けていないわけなんです、あわせて、現在、その意見に基づいて予算反映をしている事業というのは特にありません。

○17番（坂口洋之君）

最後の質問となります。毎年1月2日の日ですか、新成人の祝いが本市でも行われておりますけれども、現在、新成人の成人式に向けて実行委員会が実施されておりますけれども、やはり、市長も、特にこの新成人の若い実行委員会の方々と市政やまちづくりについて意見交換会をするような場を設定できないのかと私は提案をいたしまして、一般質問を終わりたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

さっき局長の説明をしまして、特に、こういう、来年ごろ、恐らく高校生か中学生のこの議会のあり方と、そういうものは来年

やっていきたいというふうに思っておりますし、また、特に、成人式の前に若い方々がいらっしゃいますので、市長との対話もやっていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時20分とします。

午後2時08分休憩

午後2時20分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、西園典子さんの質問を許可します。

〔15番西園典子さん登壇〕

○15番（西園典子さん）

本日、最後の質問となりました。私は、2つのことにつきまして質問をいたします。

まず最初に、川内原発についてでございます。福島第一原発事故から6年半がたちました。あのとき、世界中が恐怖に陥り、170km圏の範囲3,000万人が避難せねばならない危機もありました。当時の菅元総理大臣から、たまたまたまっていた水のおかげで、次へと続く爆発が免れた、運がよかったとしか言えないと直接聞いたことがあります。

今、こうして私たちが平穏に暮らせるのは、ただ運がよかっただけとってよいのかもしれませんが、このような未曾有の事故が起こった背景に、原発は安全という安全神話を初めとした数々のひずみの集積が事故の根底にあったとの反省があります。

ドイツは、いち早く脱原発へと政策転換、韓国、台湾なども脱原発へと動いております。でも、我が国はあのように世界的な事故を起こしながら、再稼働を次々と許すという非常に特異な現状の中にあります。

事故の現場では、今も毎日数百tという汚

染水と戦い、ようやくかいま見れた溶け落ちた核燃料、デブリの対処のめどもつかない中で、毎日6,000人の作業員が事故処理を続けております。

ふるさとを失って、まだ帰れない人、5万5,000人とも言われ、生活保障の期限切れを前に、原発事故さえなければ普通に暮らせた生活を失った苦しみを味わい続けております。

その間、熊本地震や火山の爆発、南海トラフ地震の予測など、日本列島がいかに脆弱で不安定な国土であるかも実感しました。その上、繰り返される北朝鮮のミサイル発射や核実験、テロの脅威は差し迫った喫緊の課題でもあります。

そうした背景の中でも、川内原発1、2号基とも動き続けており、何十万年と消すことのできない強い毒素と恐怖を放ち続ける使用済み放射性廃棄物をふやし続けております。

今、多くの課題を、多くの犠牲をもって知らしめてくれた福島原発事故の教訓とどう向き合い、どう生かすか、全ての国民に問われているのではないかと思います。そうした趣旨で、30km圏UPZに属する自治体、日置市の長として、住民の命、財産、未来への責任を負う立場としての見解を伺います。

2番、原発再稼働を決める際の地元同意に関して、朝日新聞8月21日に、全国UPZ自治体155人、首長へのアンケート調査結果が載っておりました。30km圏の21都道府県と134市町村全員から返事があったとのことでした。再稼働には30km圏自治体の同意が必要であると答えたのは43%、67人でありましたが、その中で、立地自治体は必要と答えたのは、32人中2人に対して、123の周辺自治体に絞ると53%の65人が、必要であり、周辺自治体も同意に関して意見したいと半数以上が答えております。今後も重要課題が続出する中で、市長の

姿勢が問われることも多いかと思えます。どのような気持ちで臨んでおられるかを伺いたいと思えます。

6月議会におきまして、日置市内の安定ヨウ素剤の希望者への事前配布の意見書を全会一致で採択して、県へ送りました。三反園知事は、日置市を含む6市町議会が可決したのに対して、安定ヨウ素剤のUPZ圏要支援者の希望者への事前配布を検討しております。日置市でも速やかな実施の検討と30km圏外市民のヨウ素剤の備蓄などを確認させていただきます。

4番、今年度の避難訓練を、県は2月3日、9市町と協議して行うと報道がありました。今までの訓練の反省をどのように生かしていくおつもりか伺います。

5番、放射性物質に敏感な子どもたちを守ることは非常に大切であり、家族が分散している時間帯の避難は特別な注意も必要です。学校現場での避難訓練の実施における実績と課題を伺います。

6番、高レベル放射性廃棄物（核のごみ）最終処分場につきましてでございます。経済産業省などが科学的特性マップを示しました。本市の一部が、輸送面でも好ましい地域に含まれております。どのような見解をお持ちか伺います。

2番でございます。選挙の投票率が下がる中で、選挙年齢が18歳に引き下げられました。若い方々は、人口割合も低い上、政治への関心や投票率が低く、これからを担う方々の意見を反映し、未来を築くのに大きな問題であります。主権者としての意識や社会への関心を育て、自己を確立していくことが大切と思えます。日ごろから、さまざまな社会事象が掲載される新聞になれ親しむことは、情報を得るだけでなく、読書の推進、分析能力や自己改革、自分の考えを高めていくのに有効と言われ、新聞を使った教育、NIEが推

奨されております。本市の状況をお尋ねし、より推進を図らないか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の川内原発でその1でございます。

これまでと同じように、原子力発電所については、安全対策の充実による安全確保が重要と考えております。今後も市民の理解が得られるように、安全確保を最優先にお願いしたいと考えております。

2番目でございます。原子力発電所については、安全対策の充実による安全確保が重要と考えます。再稼働については、立地する県と薩摩川内市で十分な安全対策を確認した上での同意を前提とし、今後も市民の理解が得られるように安全確保を最優先にお願いしたいと考えております。

3番目でございます。UPZ以遠の市民のヨウ素剤の備蓄につきましては、現在のところ考えておりません。実際の災害により、必要となった場合には、市や県の備蓄品により対応していくことになると考えております。

4番目でございます。今年度の県の訓練は、平成30年2月3日に開催予定でございます。訓練内容の詳細については、現在調整中となっておりますが、前回の反省点についても、実施までに県や関係市町村との連携をとりながら改善できるような取り組みでいきたいと考えております。

5については、教育長のほうに答弁させます。

6でございます。一部最終処分地の候補として、科学的特性マップの公表を受けましたが、戸惑いを感じているところでございます。突然の公表で、市民が不安を抱いており、市民の理解も得られないと考えるため、受け入れについては考えておりません。

2問目については、教育長のほうに答弁さ

せます。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、まず1番目の学校現場での避難訓練の実績と課題についてお答えいたします。

30km圏内にある学校におきましては、原子力災害を想定した屋内退避訓練や保護者への児童生徒の引き渡し訓練を全学校で実施しております。訓練を通して保護者への確実な引き渡しや来校する車の誘導、保護者への連絡体制のあり方などが課題となっております。

続きまして、2番目のNIEの推進についてでございます。

新聞を授業に取り入れることで読解力や情報を活用する能力が身につくほか、社会の動きに関心を持ち、自分の意見を持つなど、思考力、判断力、表現力が育成されることから、学習指導要領にも新聞活用が取り上げられております。

学校においては、新聞を図書室に常設したり、読者欄に作文、詩などを投稿したりするといった取り組みが見られます。教育委員会としても、学校が主体的に新聞を活用した教育活動に取り組んでいけるよう、指導してまいります。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

今ご答弁をいただきましたので、上から順にお尋ねをしていきたいと思っております。

1番と2番は、ともに市長の姿勢やお考えをお聞きしたいというものでございますので、よろしくお願いたします。

まず、お尋ねしたいのですが、モニタリングポストの状況とか、また各地域、地区館などに簡易な測定器などが置いてあったりしてあるようでございますが、その辺の管理の状況とか、記録とかその辺のことはどうなっ

いるのかをまずお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

モニタリングポストは、消防学校、市役所本所、上市来小学校、住吉小学校の4カ所設置して、環境放射線を24時間監視して公表しております。

モニタリングポストの管理は、県が定期的な保守点検を実施しております。県が配付している簡易の線量計のサーボイットメーターは、地区公民館など81施設、81台でございます。簡易の線量計サージメーターは、ことしの3月に点検し、再配付しております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

サージメーター、これはそれぞれのところでいざというときにまた役に立つ可能性があるということ、かねては、使わないからどこに直したか、いざというときにどこに直したかわからないということがないように管理がなされているのかどうか。また、記録がなされているのかどうか。平常時の記録というものが大事だと言われます。そこを伺いたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

ことしの3月に各地区館等の線量計については再配付をしたところでございます。一応配付のときに、定期的に点検、あと記録をつけるように指導しておりますが、再度またこちらのほうからも確認をしていきたいと考えております。

○15番（西園典子さん）

再度、きちっとこれは、日ごろがどんな状況であるかというのでまた異常がわかるということもございまして、きちっと記録などもしていただきたいなというふうに思います。

次に、現在、北朝鮮がミサイルを発射したりして、日本上空を飛び交っている等、非常に恐ろしい状況にありますけれども、今後も核弾頭を搭載した大陸間弾道ミサイルなどの

可能性というの也被われておりますが、実際、こういうようなのが、今はあちらの北のほうを通っておりますけれども、アメリカのグアム島のほうということをやったり、それから実際に東シナ海のほうに1回落ちたこともございました。そういうミサイルの攻撃に対して、原発は耐えられるのかどうなのかということの見解を伺いたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

原発につきましては国の安全基準に基づいて稼働しておりますので、基本的に耐えられる構造はしているかと思いますが、実際の、今ミサイルにつきましては、太平洋上に落下をしておりますので、緊急な場合には国の情報等で防災無線も流すと。あと屋内退避等をするということで、市民への退避の情報提供はするわけなんです、原発につきましてはまた安全協定に基づきまして、安全協定を日置市のUPZ圏内に結んでおりますので、そういったところと合わせて、最近では北朝鮮のミサイルとか特殊な状況等もございまして、そういったことも含めて要請等はまた再度してまいりたいと考えます。

○15番（西園典子さん）

今、ミサイル等も含めて特殊な条件であるということで、また安全協定の自治体同士でまた協議もしていきたいということもございましたので、ぜひそこは、していただきたいと思っております。

私は、実験というか、そういうシミュレーションというので見たことがございまして、航空機に対して原発はほとんど耐えられないという実験がありました。特にミサイルということでございまして、これは非常にどういふ状況になるかということ、絶対ないということは、北朝鮮の状況を見たら、皆さん心配だというふうにおっしゃる市民の方もたくさんいらっしゃいますので、そういうことはきちっとしていただきたいと思ったりもい

たしますけれども、こうして申し上げますのは、大阪の在住の女性の方が北朝鮮のミサイルで日本の原発が攻撃される可能性があるとして、福井県の高浜原発3・4号機の運転停止を求める仮処分を大阪地裁に出しております、現に。その理由といたしまして、迎撃ミサイルのバック3は原発をカバーするということはできないと。それから、北朝鮮労働新聞は、日本には原子力関連施設が各所において、日本を襲った広島や長崎の原発投下とは比較にならないような災難を負うのは避けられないといって、日本の弱みを知っており、北朝鮮の原発攻撃という選択肢があるということを経由に上げて、高浜原発の運転停止の訴えをしているところがあります。

それで、そういうことはあり得ないというふうに頭から考えるということができるとかどうなのか。そうしたいけれども、それでいいのかどうなのかということをおと市長にお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

大変高度な質問でございまして、私ども一市長のほうで回答できるような問題じゃない。やはりこれは国策として、原子力もです。防衛もです。国策として国のほうがきちっとこういう防衛は守っていくべきだというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

国がすべきことでありますけれども、犠牲になるのは住民であります。住民を守るという意味で、こういうときにはとめるという行動を要望する、考えてほしいというふうに県とか市、九電とかに申し入れ、また要望する。そういうことはあってもいいんじゃないかと思ったりもいたしますけれども、その辺についてお答えください。

○市長（宮路高光君）

今、再稼働につきましても、川内1号・2号機、もう稼働しておる途中でございまして、

私はいつも、段階的には原発はなくしていくという形を考えておまして、このことについて、今この議会で論争する、ちょっと焦点じゃないんじゃないかなというふうに考えております。

○15番（西園典子さん）

このミサイルのことをこうして論争するのは争点ではないということなんですか。安全性についてどうであるかということ、住民の安全をどう守っていくかということ、議論し合う、それは避けられないことであると思っておりますので、そういう思いで誠実にお答えいただけたらと思います。

今、先ほどから、私がこういうことを申し上げますと、ちょっと笑いになる声も聞こえました。そういうことはあり得ないと思っているという兆候に、私にはそういう方々が多いというふうには感じましたが、原発の安全神話ということについて、私はいつも疑問に思っております。長い間、そういうことで、そういうことはあり得ないよというふうで私たちは長い間日本じゅうが来ておりました。原発の安全神話についていかがお考えになっていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

私も答弁しましたとおり、九電、また県のほうにも、第一安全対策、これを十分考えてほしい、こういう声は今までも申し上げておりますので、今後もこのことについては、私は市民を守る気持ちとして、市長としての考え方はそのような状況で、県とか九電には申し上げております。

○15番（西園典子さん）

住民を守る、その気持ちで九電や県や、要望をそういう形でしていくという今のご答弁をお聞きしまして、私はそれを信じていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

2番です。2番の再稼働に関しまして、同

意するかしないかのアンケート調査のことを書いておりますが、日置市議会では平成26年9月議会で、UPZを有する当自治体の議会、首長の、川内原発再稼働にかかわる同意なしに、鹿児島県は川内原発の再稼働に同意しないことという意見書を当時の伊藤知事に提出している経緯があります。

ということは、先ほどからこうして市長の答弁等をお聞きしておりますと、日置市議会ではそういう同意しないようにというふうに出しておりますけれども、市長等の答弁に少し考えの違いというものを感じたりいたしますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今までも申し上げておりますとおり、特に薩摩川内、鹿児島県、向こうも議会がありますし、鹿児島県も議会がございます。そういうことが、再稼働という分については十分安全性を確認した中で結論を出すというふうに認識しておりますので、私は、この当事者と県の2つで同意という方向が、同意するかしないかはそこが決定してすることでございますので、全部周辺部の市町村が同意というところまではいかないというふうに感じております。

○15番（西園典子さん）

議会の総意というものと首長の市長との意見が完全に一致する、しないということはありません。でも、市民を守るというお気持ちではもう一緒だと思っておりますので、今後、周辺自治体、力を合わせて、さまざまな課題が、本当にいろんな課題が起こってくるようでございますので、それにきちっと向き合っていただきたい。それを切に願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから9月12日、お隣のいちき串木野市議会総務委員会が、川内原発原則40年を超えて運転することに反対する陳情を趣旨採

択しました。それはご存じかと思ひます。また、鹿児島市の森市長も、市議会代表質問におきまして、原則40年廃炉と答えております。

宮路市長自身も3月議会、17番議員の質問に対して、17番議員が、川内原発の40年廃炉について延長せずに廃炉すべきと考えておりますが、市長の現時点でのお考えをお聞きしたいと思ひますとの質問に、市長は、原子炉等規制法に基づき、将来には私は廃炉すべきだという認識は今も変わっておりませんとお答えになっております。

重ねてお尋ねしますが、40年で廃炉をやっぱりすべきだというお考えは変わっていないということを確認させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。お答えいただきたいと思ひます。

○市長（宮路高光君）

根本的に、原子力は稼働40年というものでございます。今、基本的に、基準を満たせば20年延長という部分がございますけど、基本的に私は40年ということで全部廃炉していくべきだという考え方は、もう前の議員の答弁と一般でございます。

○15番（西園典子さん）

ありがとうございます。私ありがとうございますというのはちょっとおかしいかと思ひますけれども、そういう気持ち、またちゃんと高齢化、老朽化すればするだけ非常に危ないという現状でございますので、即本当はどうにかしてもらいたいという気持ちもありますけれども、やっぱり期間を置いていろんな準備が必要ですので、40年で廃炉すべきということをお守りいただきたいと思ひております。

次に、3番目、安定ヨウ素剤につきましてお尋ねをしたいと思ひます。

本庁と保健所に備蓄してあると聞いておりますが、丸剤と3歳以下のゼリー錠とがどの

ような形でどこにどういうふうで備蓄してあるのかを伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

安定ヨウ素剤でございますが、日置市の中央公民館に丸剤5万6,000丸、備蓄をしております。それと、ゼリー錠の部分でございますが、年齢によって医療量が違いますので、16.3mgの分が260包、32.5mgのものが1,100包、中央公民館のほうに備蓄をしている状況でございます。

○15番（西園典子さん）

今備蓄してあるのが結局30km圏の方々の人数分だということでございますね。先ほどの6月議会におきまして、安定ヨウ素剤の30km圏に関係なく、日置市での希望者への事前配付の意見書というものを日置市議会では採択しております。県は、今のご答弁と同じように、30km圏内希望者というのに、これも要支援者というような感じがいたしますけれども、そういうことへの配付を検討しているようでもありますけれども、日置市議会の6月議会では、日置市の希望者へというふうになったのを採択しておりますが、先ほどの答弁では、圏外のところは考えていないし、備蓄も考えていないということでしたよね。そののところをもう一回確認したいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

安定ヨウ素剤につきましては、先ほど申し上げましたとおり、UPZ圏内の市民向けに備蓄をしているところでございます。

先ほど議員も言われたように、県知事はUPZ圏内の高齢者等の希望者へ、今後、事前配付を検討するというところでございます。UPZ圏外の市民向けの備蓄につきましては、他市の状況等も踏まえながら、今後検討はしていきたいと考えます。

○15番（西園典子さん）

他市の状況などを検討しながら考えていく

ということは、あちこちがすれば自分たちもすると、一言で言えばちょっと自主性に欠けるかなと言ったら失礼に当たるかもしれませんが、率先してしていただきたいという思いが本当はあります。

6月議会でも、採択しているだけでなく、カーテンとか壁とか、そういうもので放射性物質が飛ぶ飛ばないとか、来るとか来ないとかということはある得ないわけであって、30km圏を超えて、飯館村とかそういうところなども考えたりすれば、遠いところまで飛んだりする可能性が多い。そういうことを考えれば、ぜひそこは前向きに検討していただく言葉だというふうに解釈してよろしいでしょうか。お尋ねします。

○総務課長（丸山太美雄君）

安定ヨウ素剤につきましては、原子力規制委員会が服用の必要性を判断しまして、緊急配付が必要な場合に避難所等に向けて配付するということになっております。実際に、備蓄等につきましては、実際の管理の関係、あとは使用年限等が決められておりますので、そういった状況等を十分勘案しながら、検討を進めるということで考えているところでございます。

○15番（西園典子さん）

前向きに今後、周辺とも連携しながらというお答えもありましたので、前向きに住民の、市民全員のことを考えてしていただきたいと思えます。

次に、訓練のことに入っていきますが、まずお尋ねしたいことでありますけれども、先ほど、前から今回の一般質問、災害についての質問がたくさんありました。いろいろな複合的な災害、1つだけの災害じゃなくてさまざまな災害が重なって起こってくる避難とかそういう災害というものが多い。原発に関しましても複合的に起こってくる、東日本福島第一原発事故にしてもそうですが、やはり、

そういうことに耐えられるような避難訓練であっていただきたいというふうに思っております。

まずお尋ねしたいのですが、訓練ではどのくらいの線量を基準として訓練を想定しているのかわかりたいとお尋ねしたい。

○総務課長（丸山太美雄君）

原子力の防災訓練でございますが、一応県が主体としてやっている部分でございます。基本的には、線量というのは訓練想定の中で検討されるべきものと考えます。

ことしも日程等が決まっておりますので、今後、県のほうとそこの訓練想定を含めて協議をしていきたいと考えます。

○15番（西園典子さん）

訓練は避難訓練という形でございますので、避難をするという訓練でございます。空間線量がどのくらいであるということを想定して訓練があるのかということをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

訓練につきましては、毎年訓練しているわけなんです、訓練の内容につきましては毎年変更しております。そういったことも含めまして、効果的な訓練をということで、県のほうで検討されるべきものと考えます。

○15番（西園典子さん）

避難の前に屋内退避をして、それから避難をするというのが想定になっていると解釈しておりますが、そこを確認したいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

避難につきましては、まず避難の調整システムを県が、災害時には県のほうで災害調整システムによって避難経路とか、有効的な避難場所のほうに調整をいたします。そういったものを判断しまして、避難場所を検討することになるかと思っております。

○15番（西園典子さん）

私がお尋ねしているのは、避難の準備を始めるのが、空間線量が毎時20マイクロシーベルトぐらいになってから準備を始めて、避難を始めるのは毎時500マイクロシーベルトになってから避難を開始するという基準に、県のほうも国のほうもなっているようにございます。

500マイクロシーベルトで避難を開始する。それまで家の中で屋内退避をしていて、外に出て避難場所へ移動するのが500マイクロシーベルトというのは、1年間の、2時間で1年間の空間線量があるという状況の中で避難を始めるということに対して、避難訓練がどうであるかということをお尋ねしたいところであります。

というのは、なかなかですので、具体的にお聞きしますが、そういうので内部被曝、それからいろんなことを防ぐためには、まずマスクなどで内部被曝を吸い込むことを防がないといけない。また、体に付着したり頭に付着したり、いろんなのにそうすることを防ぐために、かっぱとかいろんな体を守ることが必要である。そういうようなことを含めての訓練がなされているのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

訓練につきましては、減少期の防災訓練ということで、訓練後に各参加者の意見等もございました。避難する場合には、避難者が帽子とかマスクとか、そういったことである程度の防御を事前に必要ではないかというご指摘もされておりますので、先般の訓練後のそういった意見を踏まえて、今後避難訓練についてはそういったことで対処をしていくというふうになると思っております。

○15番（西園典子さん）

それが大事だと思っております。500マイクロシーベルト、2時間でも1年分浴びるというような危険な状況の中で避難をすると

いうところに、今まで私も何回か避難訓練に参加しておる、2回、参加しておりますけれども、マスクなしにもうこうしてそういう防寒的なものも全くなしで、無防備な訓練の参加というものがありますので、そこを、今のご意見があったように、今後原発の訓練ではこういうことが必要なんだよとわかるための訓練ですので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

次に、学校での避難訓練についてでございます。

先ほど、いろいろなところへ一生懸命ちゃんとしていらっしゃるということでございますので、子どもたちのさまざまな状況など、いろいろな心配事もあるかと思えますけれども、きちっとした形で進められるように思っております。

1つだけ、ちょっとお尋ねしておきたいところでございますけれども、車でしないといけないというのが原則でございますので、そこはもう車で渋滞することによって、また引き渡しによつての時間がごたごたすることによって、無駄な被曝ということにならないためにどのような、学校側、それぞれで学校側は工夫をしたいと思っておりますのかお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

UPZ圏内で避難訓練を実施しているところが、小学校9校、中学校3校ございます。課題として出てきているのは、やはり混雑するというところで取り組んでいるところですが、例えば、来校する車が混雑をしないように、あらかじめ、これは多分風水害とかいろんなことの災害とも使えることができると思うんですが、車の流れを一方通行にするというようなことを事前に保護者のほうに周知しているというような取り組み等もされているところでございます。

この状況につきましては、それぞれの学校規模とか、その学校が置かれている地理的条件が違いますので、それぞれの学校の実状に応じて、今後も訓練を重ねながら改善を図っていくことになるものと考えられます。

○15番（西園典子さん）

日ごろから一方通行にするとか、やはりそういうことを、訓練だけじゃなくて、心がけていただくことが、いざというときに役立つのではないかと思いますので、そういうことも考えたり、また、こうした全体の訓練のときに、学校、子どもたちも時には参加させてもらうとか、そういうことも検討していただけたらと、お願いしたいと思います。

次に、高レベル廃棄物の問題でございますけれども、戸惑いを感じていると。それから理解も得られないから受け入れについては考えていないと、市長の考えでございました。ほんとにそうであると私も思っておりますし、そうする気持ちを守っていただきたいというふうに思っておりますが、でも、先ほどから原発はやむを得ないというお考えも市長の心の中には少しはあるような、40年で廃炉ですけれども、稼働すればするだけ毎日出ていくわけです。やはりそのごみをどうしていったらいいかというのは、受け入れないといった立場とやっぱり矛盾するのではないかと思いますけれども、受け入れないというならば、その稼働に対しても意見を申すべきではないかなという気がいたしますけれど、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、こういう廃棄物は受け入れられない。ですけど、さっき稼働しているものもあります。基本的にはもう原子力は全部やめてほしいというのがございますけど、それぞれの手順を踏んで、稼働しているところについては私やむを得ない部分があるのかなと。経済的な電気需要の問題を考えれば、若干そ

の稼働している分についてはまだ当分、日本全体がそれにかわるエネルギー政策というのがきちっとできてないのでございますので、そこあたりはちょっとそういう部分と矛盾は私はとしていないというふうに感じております。そういうものは一切受け入れる考えはありません。

○議長（並松安文君）

西菌典子さん、あと2分でございます。

○15番（西菌典子さん）

もうどうしようもないことなんですけれども、やはり嫌だと言ったならば、それなりの嫌であるという責任もあるのではないかなというふうに私は感じるわけですが、それを強行することはでないから、減らしていく方向を目指していきたいと、そういう気持ちでは市長も私も同じ気持ちでございますので、そういうふうに解釈したいと思えます。

次に、新聞によるあれでございませけれども、これは先ほど17番議員もこども議会ですか、学校の議会とか高校生議会などの話もございましたけれども、若者の投票率の低さやら関心の低さ、社会への啓発が少ないというのがいけないので、ちゃんとそういう意味で、教育、投票率を上げるためにも若者の指導が必要だというお答えであったように思います。

この生きた教育につながるというこれに対して、教育長のお答えをいただきましたので、今後、またより一層頑張っていかれるということをもっと具体的にもうちょっとどういうふうにしていきたいというのをもっと詳しくお聞きいたしまして、終わりにしたいと思います。

○教育長（奥善一君）

先ほどもお答えいたしましたけれども、子どもたちが発達段階に応じて、社会の出来事に関心を持って、自分で課題意識を持って、あるいは意見を持ったりするということが、将来社会の形成者となる子どもたちにとって

するととても大切なことだと考えております。

そういう意味で、子どもたちにさまざまな社会事象に関心を持たせて、自分なりの意見を持って述べ合う、そういう経験をさせていくことかぬ大切でありますので、学校においては新聞記事をその特性を生かしながら学習材としてさまざまな教科領域で活用していくことは極めて有効だと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日20日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後3時07分散会

第 4 号 (9 月 2 0 日)

本会議（9月20日）（水曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	横手裕治郎君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長 東 広 幸 君
上下水道課長 宇 都 健 一 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 長 倉 浩 二 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 宮 下 章 一 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

まず、4番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔4番富迫克彦君登壇〕

○4番（富迫克彦君）

皆さん、改めましておはようございます。今回、初めての一般質問ということで、私も在職中いろんな経験をさせていただきましたが、そのときの反省も踏まえて、今回1項目3点、市政を継続していくための方向性について市長にお尋ねしてまいりたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、国内では今回の台風もそうですけれども、各地で頻発する集中豪雨や地震、また火山噴火など、多くの天災がございます。

また、それに加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験のこと、それと世界中でふえているテロなど、いろいろな脅威がふえてきております。

日置市においても、合併して13年目に入りました。そういう中で、市のいろんな課題が山積する中で、今の制度上、人口減少による不安や財政的な面での不安など、今後市政を継続していくために立ちはだかる大きな課題があるというふうに考えております。

そこで、まず合併後の人口動態についてお尋ねをいたします。

市民の皆さんも、市の人口が減少しているということはご存じのことと思いますが、改めてその実数を確認しながら、今後予想される労働力不足についてお尋ねしてまいりたいと思います。

市のホームページを見ますと、平成17年5月1日の合併当初には、5万3,427人という人口がございましたけれども、本年8月1日には4万9,481人となっておりまして、この間に3,946人減少したという状況でございます。

まずは、この内訳、自然増減と社会増減の状況についてお示しをいただきたいと思えます。

また、住民基本台帳人口4万9,481人に占める外国人の方々的人数は何人でしょうか。そして、その方々の入国ビザの種類や職業がわかれば、お示しいただきたいと思えます。

それから、2番目でございます。日置市の年齢別に見た人口。その中で一番多い年齢は何歳で、何人ほどいらっしゃるのでしょうか。

そういう人口減少という現実がございますが、既にまち・ひと・しごと総合戦略の中でも示されておりますが、改めて今後の見通しについて市長にお伺いいたします。

大きな2番目は、普通交付税の算定についてでございます。

合併特例から激変緩和が平成32年度で終了いたします。その間、その交付額も5年間で約11億から12億円減額される見込みのようでございます。平成33年度以降、合併特例の終了による地方の財源不足を補うための方策について、制度改正など国の動きがあるのかどうか、お伺いをいたします。

それから、市町村合併を進めてきた背景には、当時国は地方分権を進める上で、地方分権を担う基礎自治体として、その行財政基盤を確立する必要があるという地方分権推進委員会の中間報告、それから、政府が進める三位一体改革の流れを受けて、市町村の再編を進めてきたわけですが、合併後の財源移譲について市長の見解をお伺いいたします。

それから、大きな3点目でございます。

組織機構や庁舎のあり方についてであります。こうやって人口減少が進む中での組織機構のあり方について、具体的な検討方針をお示してください。

それと、この本庁舎の耐震化、それと産業建設部が県の日置庁舎を借用して6年目になるわけでございますが、この建物も耐震化ができてないということと、スペース的に手狭になっているということ。

また、教育委員会のほうも手狭というようなことがございます。今後の整備方針、幾らかあきスペースのある東市来支所や廃校になった建物など、未利用スペースの活用も含め方針をお聞かせください。

また、もし庁舎を別途整備するとした場合には、PFIなど民間資金を活用した方法は検討できないのか、お尋ねいたします。

以上お尋ねいたしまして、誠意あるご答弁を期待して1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、市政を継続していくための方向性について、その1の1でございます。

合併当時から出生・死亡による自然増減では、3,825人の減、転入・転出による社会減では121人の減となっております。

また、8月1日現在の外国人は、男性が89人、女性が116人の205人で、在留資格別では技術・技能実習が134人で最も多く、それに永住者が33人、日本人の配偶者が10人などがございます。

その職業の内訳は、窓口の事務上不要であり、実際に把握はしておりませんが、それぞれの企業に配置されておられるようでございます。特に、日置市では協栄におきます方、また農家でそれぞれネギをつくっているところ、それと鹿児島市の二幸食鳥、そういう方々が、日置市に多くの方が在住している現状でございます。

2番目でございます。本市の年齢に見た一番人口の多い年齢は、8月1日現在で69歳の957人、男性が509、女性が48人となっております。

3番目でございます。人口動態の今後の見通しについては、自然減・社会減の影響にあり、合計特殊出生率が改善した場合でも、しばらくは人口が減少する見通しとなっております。

国立社会保障・人口問題研究所が試算した本市の将来の総人口は、2060年（平成72年）に3万を下回る推計になっていますが、総合戦略に掲げる本市の特性を生かした施策の推進により、2060年の目標人口を約4万人としているところでございます。

2番目の1でございますが、普通交付税の平成33年以降の制度改正につきましては、現段階では国からの制度改正に関する情報は示されていませんが、次回の国勢調査が平成32年度に実施され、33年度の普通交付税の算定において国勢調査人口の速報値が採用されますので、全国的な人口減少の状況によっては、基準財政需要額の密度補正や数値急減補正の係数が見直される可能性があるかもしれないと考えております。

また、歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとされるようなものを基準財政需要額に反映させるトップランナー方式が、平成28年度から16業務に導入され、さらに29年度も2業務が追加されました。

今後、3年から5年度で段階的に反映されますが、このトップランナー方式は基準財政需要額の減額につながりますので、普通交付税の縮減のため平成33年以降も業務を追加することが検討されるのではないかと予想しているところでございます。

その2でございます。地方分権推進委員会の中間報告におきましても、地方公共団体の自主的・自立的な行政運営が財政面でも可能

となるよう、地方交付税の所要額を確保し、地方税財源の充実を図っていくことが必要であると示されました。

さらに、分権型社会を支えていくためには、地方公共団体側の財政力の格差を是正するとともに、地方交付税の総額の安定的な確保を図る必要があると指摘されております。

しかしながら、本市も同様に市町村合併した団体は、合併算定替えの後は5年間の激変緩和を経て、普通交付税が大幅に減額します。

国は、合併による市町村面積の拡大や支所に要する経費など、市町村の姿の変化に対応した見直しを行っていますが、合併による規模の拡大や行財政の効率化を図っても、公共施設の老朽化対策、少子高齢化による社会保障などに対応していくためには、財源補償機能としての地方交付税の確実な確保が重要な課題であると考えております。

次に、3番目の1番目でございます。

組織機構のあり方については、組織機構見直し方針に基づき、平成32年4月を見据えた効率的な行政運営や行政需要、職員数の縮減等に対応した組織づくりを進めているところでございます。

社会情勢の変化や厳しい財政状況が予想される中、市民目線に立ち、既存組織の最適化を目的として係の再編や業務の兼務体制など、限られた経営資源の中でこれまでの組織にとらわれず、可能な限り見直しを図ってまいります。

2番目でございます。庁舎の整備方針につきましては、本庁舎は合併特例債を活用した耐震化改修を計画しており、現在内部の委員により本庁舎耐震改修庁内検討会議において、耐震補強計画の策定に向けた準備段階として、耐震補強工法の種類や特徴など、調査検討しているところでございます。

産業建設部につきましては、県の日置庁舎の耐震性の問題もあり、一定の期間に移転が

必要となりますが、まずは日吉支所庁舎が完成しましたので、これから吹上支所庁舎の建てかえ、本庁舎の耐震化を優先したいと考えております。

以上で終わります。

○4番（富迫克彦君）

ただいまご答弁をいただきました。日置市の人口動態については、出生と死亡による自然増減の影響が大きいということ、ちょっと年間の平均は私が質問していませんでしたので、お答えいただけませんでした。これまでの1年間の平均を計算してみますと、生まれる子どもの数が372人、また亡くなる方の平均が684人ということで、年間の自然増減が312人ということですね。

ほぼ割合にすると九十六、七%だと思っておりますが、一方で社会増減では1年間に10人程度ということで、こちらについては3%程度だと思っております。合計すると、1年間に322人ほど減少してきているというようなことでございます。

また、一方で外国人の方々が205人おられると。そのうち技能実習生が134人、業種としては農業とか製造業に携わっていると。この方々は3年とか5年の期限があって、その間に職業を学ばれるということになっておりますが、それと一方で市の一番人口の多い年齢というのが69歳で957人おられるということでしたが、これはもうご存じのとおり、日本全体でも同じく第1次ベビーブームの世代の皆さんでございまして、日本全体では1学年220万人から230万人ほどいらっしゃるというふうに理解しております。

当時の合計特殊出生率をちょっと調べてみますと、4.32というような水準がございまして、その後国が産児制限ということにも取り組んで、出生率のほうは3年ぐらいで一気に2.04まで落ち込んでいるというよう

なことでございます。

現在は、日本全体で生まれる子どもの数は、ご承知のとおり100万人を下回るというような状況でございます。そのような影響もあって、いびつな人口構成になっているわけですが、今後人口が減少することは避けて通れないと、このことは日置市だけではなくて、日本全体が当分人口の減少は続く見通しであるということでございます。

市長が今回の選挙で、パナソニックの土地を購入した上で、新たな企業を誘致したいということも言われております。また、既に一、二の企業では、工場増設の協定も締結されておりますが、市全体としてこのような人口減少の中、労働力の不足ということについて心配はございませんかお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

今全国的にですけど、この労働力の不足、特に高卒、大卒を含めたこの就職の中におきまして、働く企業としてこれ補充していくのは大変難しいというのが現状でございます。

私ども市のほうも採用しますけど、やはり前からすると大分減っているのも実情でございます。今後やはりこの労働力不足をどう解消して、また地域の経済をよくしていくのか、これが課題でございます。

幸いいたしまして、外国人の方々が来て、特に製造業、農業、この2つについてきちっとしたルールの中できておきまして、その生産性というのは、今後まだこの外国人の労働者というのは、多くなっていく方向であるというふうに考えております。

今ご指摘ございましたとおり、どうしてもこの自然減少の人口減、社会的の減は少ないわけでございますけど、この人口減少という部分の自然減少をどういかにして食いとめていくのか、これが今後私ども日置市にとっての大きな政策のことで、予算的な配分にしても、そのところに十分配慮した予算編成を今

後していかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（富迫克彦君）

労働力不足っていうのが、どうしてもやっぱり心配されるというようなことでございます。平成20年ごろからだったと思いますけども、この外国人の方々の人数も、住民基本台帳の人口に含まれるというふうに制度が変わっていると思いますが、その辺をちょっと考えてみますと、日本人の減少数は、先ほど触れた3,946人より100人ほどまだ多いのかと。

逆に、外国人の205人というのは、五、六年前はたしか100人に満たなかったはずなんですけども、それがもう倍増してるというような状況でございます。

それと、これまでの転入・転出の状況を少し考えてみますと、高校とか大学等を卒業して、進学や就職のために県外を含めて市外に転出される。そうした中で一定の年齢になってふるさとに帰るというようなことで、今は恐らく定年前後の方々が帰ってこられる人数としては多いと思っておりますが、そこで結果としては減少数は3%、120人余りというような状況になっていると思います。

これについては、住民基本台帳のその異動者の動向等について、何歳ぐらいでどこに転出した。また、何歳ぐらいでどこから帰って来られたという状況は、少し細かく分析する必要があるというふうに思いますが、そういう中でことしの6月の鹿児島労働局の資料では、求職者数が3万9,111人に対して、求人数は3万4,919人ということで、有効求人倍率にすると1.21という状況にあります。

それから、高校生の就職活動も先般始まりましたけれども、求人が4,880人に対して、県内就職希望が2,210人というようなことで、倍率にいたしますと2.21倍と

いうことで、いずれも売り手市場というような状況でございます。

その一方で、先日の18日の南日本新聞に掲載されておりましたけれども、全国の1,788の市区町村の78%が、いずれか移住・定住策に取り組んでおられるということで、これ補助金の多い、少ない、いろんな状況があって、人の取り合いと。何とか定住人口をふやしたいために、人の取り合いになっているような状況もあるというのが紹介されておりました。

そういうことも踏まえて、日置市の魅力をこれまでもPRしながら、地縁、血縁のない方々の移住・定住ということにも取り組んでこられたわけですが、このことももちろん重要なことだと思いますが、私はできれば地元出身者の若年層の方々にUターンしていただいて、それを促進する必要があるというふうに考えます。そのためには、地元におられる親ごさん方に、市内の求人情報ですね、これをできるだけ早く知っていただいて、何とかふるさとに帰ってこられるように支援をいただけないものかと思っております。

今回も、9月号にセイカ食品の記事もございましたけれども、今後立地協定とかされた際に、なかなか当初でその求人がどれぐらいというのは確定しないと思いますし、情報を出すのは難しい面があるかと思っておりますけれども、この辺もできるだけ早く広報紙等を使って、地元にもPRをしていただいて、都会にいらっしゃる方々のUターンを促進していただければと考えております。

それでも労働力が不足するというようなことがあれば、今後先ほどもありましたように、外国人の方々の活用といいますか、労働力として入って来られるということもやむを得ない状況になると思います。その辺については、先ほどもお答えいただきましたので、そのことを踏まえて、このことは雇用される企業の

考え方もあると思います。外国人の雇用をふやすとなれば、市としてもいろんな課題、各種のパンフレットや標識などの多言語化のこと、また治安のことも少し心配もあるかなと思います。このことについては、それぞれ商工会、異業種交流懇話会等組織もございますので、今後意見交換を深めていただいて、人数の調査もしていただければと思います。

それと、その一方で今後2025年問題と称される、先ほどあった第1次ベビーブームの方々が、後期高齢者の仲間入りをされる問題。その後続く世代が、それぞれ年次的に現役を退いていくことで、この労働力不足がさらに心配されるところでございます。

市長は、これまで元気な市民づくり運動を推進されて、健康寿命を延ばすという取り組みを進めてこられました。くしくも、先日の敬老の日の新聞記事に、新たに100歳になられた方々が紹介されておりましたが、伊集院地域にお住まいの方が、73歳まで看護師として仕事をされていたという記事もございました。現実的には、職種に誓約もあるかもしれませんが、まだまだ潜在的な労働力等、高齢者の中にもあるのではないかとこのように考えます。

そういう意味で、高齢者の就業機会の創出ということ、日置市ではシルバー人材センターのほうで、屋内での軽作業ですね、そういった業種も含めて、今募集もされているようですが、もっともっと先般の鹿児島県の高齢者雇用の促進を図ると、そのために業種等の拡大もするというような記事もございましたけれども、その辺も含めてシルバー人材センターのほうの内容の拡充にも努めていただければと思っております。

それから、2問目の普通交付税のことについてでございます。今ご答弁ございましたように、平成32年度に行われる国勢調査の人

口が、平成33年度以降に反映されるということのようですから、現行の交付税算定の仕方では、人口という要素が大変大きいということから、さらに交付税の算定額は減る可能性があるということでした。

それと、財源補償機能としての地方交付税、これを確実に確保するということが、重要な課題だということのようでもあります。

皆さんもご承知のとおり、地方はこれまで市町村合併を進めてまいりまして、さまざまな行財政改革に取り組んできたところでございます。

日置市でいえば、職員数の削減とか議員数の削減、また業務の効率化を進めてきたわけですが、その一方で財政調整基金を含む市の積立金、合併当初29億6,000万円余りだったものを、平成28年度末には81億9,000万円ということで、約52億3,000万円ほどふやしてきておられます。

また、市の借金については、平成18年度末のピーク時に352億1,000万円あったわけですが、28年度末には300億1,000万円余りということで、約52億円減額されてきております。

それと同時に、さまざまな職員研修にも取り組んでおられて、質の向上、行財政基盤の強化に取り組んでこられたところでございます。

そのような中で、平成13年度の地方財政計画による地方交付税の総額を見ますと、当時20兆3,400億円余りあったものが、平成29年度の地方財政計画では16兆3200億円ということで、来年度はさらに16兆円を下回るような数字も示されるようでございますが、単純にこの交付税額そのものをこの16年間で比較すると、約4兆円減額されておることになります。このことについて市長の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

普通交付税、この考え方というのは、やはり私も3割自治をしているところには大変大きな関心をもっております。

今ご指摘ございましたとおり、平成13年から29年、その中におきましては、三位一体改革を含めて、大変この交付税を減額された事実でございます。そういう中におきまして、今合併した後において、若干の今基金は少したまっておるのも事実でございます。ですけれど、今話ございましたとおり、交付税というのは33年度からもう一括になってしましまして、大変縮減されてくるというのは、もうわかっております。

その中で、この交付税問題につきまして、市長会のほうでもこの補助機能というのをどうしていくのか、私も市町村だけで、市だけで考えられる問題じゃなく、全国的なレベルの中でこの交付税のあり方というのを、十分国のほうにご要望していかなければ、大変財政的な運営が難しくなってくるというふうに認識しております。

そのかわりに、やはりこの市税というのを考えなきゃならないというふうには考えておりますけれど、大変この市税が多くなるような大きな企業等もない私も日置市でございますので、ここあたりもやはり十分配慮した中において、この交付税の考え方というのを、今後また市長会と十分打ち合わせをしながら、この33年以降の交付税のあり方について、研究していく必要があるというふうに認識しております。

○4番（富迫克彦君）

ただいまございましたように、日置市だけでできる問題ではなくて、いわゆる地方六団体、私も議長会も含めた六団体も一緒になって取り組んでいかないといけない問題だと思っておりますが、その裏側に潜んでいる臨時財政対策債ですね、このことについては、当初平成13年から平成15年までの3年間、交付

税の財源を捻出するために、国と地方と折半して進めますということで話があったわけですが、それ以来3年どころじゃなくて、29年、また来年度も続くような状況でございますが、この臨時財政対策債の廃止ということも、大きなテーマかと思うんですが、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、この臨時財政対策債、私どもも300億円のうち、もう100億円は臨時対策債であると。これは交付税が返ってくるという部分がありますけど、やはり国の財政状況をいろいろと配慮する中において、この臨時対策債というのは、恐らく30年度の予算編成においては、まだふえてくるということになるかと思っております。

特に3税、所得税、法人税、酒税、この3税が充実していかない以上においては、交付税に入ってくるお金の算定がありますので、大変この交付税がふえるということはない。

おっしゃいますとおり、それを補うために臨時対策債というのをしながら来ておりますので、本当にこの地方財政計画というのは、大変綱渡りをしているのも事実でございます。

そのようなことにおきまして、市としてもやはり本当は普通交付税で入れていただくことが一番いいことなんですけど、やはりこういう借金をしてまでも、その地方を回していかなきゃならないこの現状であろうかというふうに考えております。

私どももこの要望をするわけでございますけど、臨時債をやめて普通交付税をそのままの算定でいただきたいということは言っておりますけど、今の国の財政状況じゃ、このことも大変難しいというふうには認識もしております。

今後におきましても、やはりこの運営状況の中で、この対策債もうまく活用していかな

ければ、それぞれの市民に対します全体的なサービスというのもできないというふうには認識しております。

今話言いましたとおり、もう起債の3分の1以上が臨債になってくるということでございますので、大変いびつなこの計画になることは、もう間違いございませんけど、ここあたりを全体的に是正していく必要があるというふうには考えております。

○4番（富迫克彦君）

今お話がありましたように、国全体の人口が減少する中で、交付税の財源となっております所得税、法人税、酒税など国税5税ですね、これがなかなか税収としてそんなに大きくふえるという要素はなかなか見込めないのかなと思ったりしております。

今後消費税の税率改正のこともございますけれども、これまでこの普通交付税に配分される国税5税、大体33%って言われておりますが、これを何とか40%台に引き上げていかないと、国と地方の財源補償っていいですか、その辺はなかなか煮詰まってこないのかなと。地方の財政運営というのは、いつまでたっても厳しい状況は変わらないと思えます。

そういう意味で、先ほど市長のほうからもありましたように、市長会含め都道府県知事会、地方六団体ですね、この辺が本当足並みをそろえて、交付税のあり方を議論していかないと、地方はなかなか大変だという状況は変わらないと思えますので、今後ともそのことについては、私ども議長会も含めて、取り組んでいけたらいいというふうに考えているところでございます。

それから、次に組織機構のことについてでございますが、今後行政改革の視点から見直しをされるということのようでございますが、市長の答弁の中にもありましたように、職員数が抑制されていけば、行政サービスが

低下されるというような懸念も、当然出てくるわけでございます。これまで進めてこられた市民との共生・協働という視点が大変重要になると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この合併当時から、特に職員の削減ということでやってまいりました。特に、主体的には現業部門を削減して、これは一般の民間の中でもいいという認識の中でやってまいりまして、100名以上の削減はされたわけでございますけど、今後におきまして、やはりこの削減と住民サービス、ここあたりの問題が一番大きいし、先般の一般質問でございましたように、今後の災害対応の中におきます消防の職員数とか、また、この介護を含めた中で保健師の確保、また技術員の確保、やはりこういう専門的な分野というのは、どうしても削っていきけるというのは難しいというのが、この十数年間でわかってきたような気がいたします。

そういう中におきまして、今後やはり人口は減っていきます。組織的にも簡素化しなきゃならない。住民サービス、特に支所の機能のあり方、ここあたりもこの吹上の支所が完成する中において、十分論議もしていかなきゃならないというふうに考えております。

今後におきましても、職員数の中においても、やはり恐らく支所についたときは、1人三役、四役ぐらいの仕事をしなきゃならない。本所の分については、専門的にある程度やっていく、そういうやはり住み分けをきちっとした形の中で、今後の組織を考えていかなければ、同じような形の本所、支所をした場合については、人数もどれだけおっても足りないというふうに考えております。そういう部分も含めまして、来年の30年4月についても、特に管理職を若干減らしていきたいというふうに思っております。

そういうもの、下の現場の方々を減らすわ

けにはいかない。とりあえず今管理職は四十数名いらっしゃいますけど、当分の間この管理職を少なくして、いろんな広く見ていただける、そういう減少の対策というのでも進めていかなきゃならないというふうに思っております。

以上です。

○4番（富迫克彦君）

今後組織機構についても、縮減していかないといけないと。そういう意味では、職員の皆さんも本当大変な状況になってくると思いますが、私はその共生・協働ということについて、これまで市民の方々による策定委員会でありますとか、まちづくりを語る会のみなさんがいろいろ意見を出し合われて、平成27年3月に共生・協働のまちづくり指針というのを取りまとめられております。

個人的に思うのは、高度経済成長時代のころまでは、ごく当たり前に市民がやるべきことが、いつの間にか行政の役割になった部分。例えば全国的に申しますと、一時期話題になった「すぐやる課」的な組織ですね、そういったものができたりして、何でも行政がやりますよというようなスタンスが全国的に風潮されたこと。

それと、一方で高齢化が進んできたこともあって、自分たちでどうしてもできないというようなことも、ふえてきているのも事実だと思います。そういう時代背景はあると思いますが、今後本格的な人口減少の時代に向かっていく中で、今後も行政改革大綱のアクションプランで、平成32年度までに職員予算、全体で29人ほど減らすというような計画もあり、また支所の再編ということも言われております。

そういったことを踏まえると、やっぱり地域の力ってというのが、今後欠かせないのかなと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今議員がご指摘しましたとおり、この地域の力というのを借りていかなければ、私どもの役所の職員だけで対応できるというのは、大変難しいというふうに思っております。

地域におきましても、もう10年、20年前からしますと、本当に高齢化というのが、大変高齢化率の40%、50%という地域も多々ございます。一番今から課題になるのは、やはり今まで当たり前でお願いしておった道路の作業、また河川の作業、こういうものが、恐らく10年前としますと、大変難しくなっている地域があるというふうに認識しております。

そういうところについては、やはり行政としてどういう形の中でやっていくのか、やはりそこあたりが大事なことでございます。いろいろと地域の見守りを含めて、あるわけでございますけど、特にいろいろと今考えているのは、地区館単位の中でいろいろとしていかなければ、私ども日置市26地区館あるんですけど、規模も違う、高齢化率も違う、いろんな問題が違いますので、そこにおきます地区館の機能を十分発揮しながら、今後のそういう共生・協働というのを大事にしていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（富迫克彦君）

人口減少はもうやむを得ない中でございますので、今言われましたように、地域力を高めながら、行政と一緒にやっていくということは、本当に重要かと思えます。

この共生・協働という分野におきましては、何が正解かというのは、なかなか見つけにくいと。そこをなかなかまとめるのは難しいのかなと思ったりもしておりますが、これまでの経験を踏まえて、どういう形の共生・協働が日置市にとってふさわしいのか、今後とも引き続き研究しながら取り組んでいただければと思っております。

それから、最後の庁舎の問題になります。

まずは、本庁舎の耐震化を進めていきたいということで、この庁舎は56年に完成していると思いますが、当時ある程度人口がふえたときには、増築といいますか、そういう改築もできるというような設計になっているということをお聞きしたことがございますので、先ほどの組織機構との兼ね合いもありますけれども、耐震化の方法ですね、これについては十分検討していただきたいと思えます。

それから、もし別途で整備を考えるというご答弁があれば、PFIのこともお尋ねしたいと思っておりますけれども、現時点では必要ないようでございます。

ただ、今後老朽化してくる施設の建てかえ等、検討される際にはこの民間資金の活用という視点も、大変重要かと。現実的には難しい面も多いというふうに思っておりますが、検討をしていただきたいと思っております。

いろいろとご質問申し上げました。時間的には大分早く終わりそうですが、今回の質問で私が一番申し上げたかったのは、地方分権改革推進法第5条に規定されている国の役割、それと市町村の役割ですね。それぞれ全国三千二百幾つが1,788というふうなふうに再編されたわけですけども、国の役割と市町村の役割というこの5条の定義が、なかなか実現されそうな雰囲気ではないということを感じております。

そういった意味から、幾らか業務の移譲というのはされているわけですが、それに見合う財源が移譲されていないということですね。国と地方が対等な立場で、それぞれの役割を担うことを目指す地方分権ということを進めていくことが、大変重要だと私は考えているところでございます。

これから来年度の予算編成に向けた総合計画の実施計画の策定も始まると思えます。また、国の「骨太の方針2017」というのも、

各省庁の概算要求も出されたようでございます。今後これまで以上に財源確保も難しいと思われまますので、先ほどの共生共働、自助・互助・公助の原則を基本としつつ、国や県の動向について情報収集され、できるだけ多くの補助金等を活用して、さまざまな市の課題解決に取り組んでいただきたいと思います。

合併当初も、いろいろご苦労がありましたけれども、今回の4期目、人口減少に拍車がかかりますし、交付税という財源も減るということを前提に考えますと、この日置市政を将来に向けて継続させていくために、次の世代に引き継いでいくために、大変重要な時期を迎えると私は考えております。

これらのことを踏まえまして、これまで以上に市民との情報共有を図っていただいて、市民、行政一丸となった取り組みを進めていかなければ、なかなか難しい局面ではないかと考えております。

そういったことを踏まえて、最後に市長の考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

特に私も4期目を出馬する中において、大変大事な時期であるという認識の中で出馬もさせていただきました。

今ご指摘ございましたこの人口減少、また財源対策、こういうものが一番先に立つことでございます。今後日置市の子どもたち、未来に向けて引き継いでいかなきゃならない。やはりこの引き継ぎ方というのを、どうしていけばいいのか。

やはり合併この16年になるわけなんですけど、本当にこの中においては、私一人だけでできるわけじゃなく、議員の皆様方、また市民の皆様方とどういう役割分担をきちっとしながら、それぞれの地域を持続できるのか。ここあたりも真剣に市民の皆様方と今後とも対話をしながら、やっていきたいというふう

に考えております。

○議長（並松安文君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

○2番（佐多申至君）

私は、さきに通告いたしました質問事項として、まずはひおき子育て応援ナビについて、次は、日置市の公共交通について、そして最後に日置市の債権管理（滞納）について市長に質問、そして見解を伺います。

公共交通については、15日の同僚議員の質問と重なりますが、現在の日置市公共交通の存続を前提に、今後、ことし3月に策定された日置市地域公共交通網形成計画に基づき、市民と行政とが協働で高齢者や子どもたちの目線でもっと考え、結果、市民にとってもっと身近に、利用しやすい、走って喜ばれる公共交通であってほしいという私の思いや考えを伝える意味で、私なりの質問をしたいと思います。

ひおき子育て応援ナビについて、昨年策定された日置市子ども・子育て支援事業計画に伴い、ことし4月に鹿児島県内で初めて導入された新しい事業ですが、そのナビの支援内容の説明と、現段階での反響はどうでしょうか。

次、日置市公共交通について。

昨年度、日置市地域公共交通網形成計画が策定され、各地域の分析結果が出て、日置市が目指すべき公共交通網の姿が見えてきました。広報紙で存続危機を市民に訴えていますが、目指す姿に向かって今後どう検討していくのか。

次、日置市の債権管理（滞納）について。

平成22年4月に、特別滞納整理課が設置されてからの日置市の債権滞納縮減の成果はどうでしょうか。

以上、3つの質問について1回目の答弁を

求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のひおき子育て応援ナビについてご質問でございます。

携帯電話やパソコンで検索することで、子育て情報が収集できます。また、子どもの生年月日を登録すれば、予防接種のスケジュールが確認でき、接種日が近づくと自動でお知らせメールが届くことになっております。

今後、マイナポータルとの連携管理ができれば、市が管理している予防接種歴が更新され、管理しやすくなる予定でもあります。

母子手帳交付等で紹介いたしますが、「使ってみます」といった反応が見られております。9月1日現在、185人の登録がありますが、アクセス数は5月以降、月平均約1万回となっております。

2番目でございます。日置市の公共交通について、地域公共交通網形成計画を基本方針に、地域からの要望などを踏まえ、関係機関との調整、利用者の動向予測など、総合的に判断し、地域の実情に応じた持続可能で利便性の高い地域公共交通体系を構築していきたいと考えております。

なお、広報誌にも掲載したとおり、公共交通の問題は現在、利用しているだけでなく、将来利用するであろう市民全体の課題として情報提供や出前講座等を通じて、公共交通を守り、育てる意識の助成を図っていくことが重要であるというふうに思っております。

3番目の日置市の滞納、債権管理についてということでございます。

特別滞納整理課が設置してから7年半が経過しましたが、具体的な成果として、これまで888件の困難案件を債権担当から引き継ぎ、そのうち697件を分納や完納となったことから返還しました。また、滞納の削減額につきましては、平成21年度末の未収債権

額は7億2,082万9,773円で、平成28年度決算では5億5,453万3,352円となっており、1億6,629万6,421円の縮減となっております。

以上で1回目を終わります。

○2番（佐多申至君）

市長の答弁をいただきましたが、まずは1点目から順を追って質問いたします。

ひおき子育て応援ナビにつきましては、私としては素晴らしい事業だと評価します。今年度から新しく始まった事業ですが、今、答弁の中でちょっとわからない点もございますので、日置市子育て応援ナビの事業の目的、内容を市民にわかりやすくちょっと説明してください。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えいたします。

子育てナビの事業の目的ということでございますけれども、予防接種や子育て情報を簡単に入手してもらうことで予防接種の接種率を向上させるとともに、さまざまな子育てサービスを一元的にいただきまして、活用することによりまして、子育てしやすい環境づくりを目指すものでございます。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

この子育て支援ナビは、先日、こういったチラシになっておりますが、カタログになっております。登録制になっているようですが、登録制の意味と現段階の登録状況を先ほど185名ということでありましたが、これが多いのか少ないのか、実際担当課としてどのように状況を判断されていらっしゃるのでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

登録制の意味ということでございますけれども、子どもの生年月日を登録しますと、予防接種のスケジュールのほうを確認できるようになっております。接種日が近づくと自動

で接種日が近づきました、予約をしてくださいというようなお知らせメールが届くことになっております。そのため、受け忘れ防止とか、そういったことにつながるということになります。

そして、先ほどお答えしました登録数でございますけれども、185名、これは9月1日現在でございますけれども、内容等を説明させていただきますと、ゼロ歳児が64名ということになっておりまして、最も多くなっております。年齢が上がるごとに登録者数は減っております、大体予防接種というのが7歳半まで大体受けることになっておりますけれども、その7歳児までが全体の6%ぐらいということになります。ゼロ歳児につきましては20%ということになりまして、ゼロ歳児のほうが多く占めている割合です。このことから登録者数はまだ少ないというように認識をしております。

アクセス数が先ほど申しあげましたように、1万件、延べでございますけれども、あと8,000件というような形で、平均で1万件ほど、同じ方が何回かアクセスをされていると思います。そして、登録をされていない方もアクセスがカウントされますので、関心は低くはないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

このひおき子育て応援ナビ、先ほど登録数が185名、聞くところによると、日置市のほうは年間300人ほどの子どもが生まれているわけですが、そういった方からすると、なかなか思うように伸びてないのかなと思っておりますが、そういった中で、今後、ひおき子育て応援事業の目標、そしてこれからの、事業はこれからどういう方向性でいくのか、示されていれば教えてください。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えいたします。登録数がまだ少ない状況でございますので、今後登録人数の増加ということと、子育て支援情報をタイムリーに掲載していきたいと考えております。

具体的にこの登録数の目標値というのは掲げておりません。ですが、未就学児を中心に増加するように努めてまいりたいと思っておりますし、特にゼロ歳児のほうで予防接種の回数が非常に多うございますので、このゼロ歳児の新規登録に関しましては、特に力を入れて、積極的に進めてまいりたいと思っております。

○2番（佐多申至君）

そのいろいろアクセス数、5月以降、月平均約1万回と、アクセスにしては素晴らしいかと思うんですが、こういった中で、ひおき子育て応援ナビ事業の内容について、これまで市民からこうしてほしい、こんなことをしてほしいとか、直接担当課のほうに要望、声はありましたか。なければ、今後そのような要望や声を聞いて事業内容を充実していくお考えがありますでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

直接の声というのは余り聞いていない状況でございます。先ほど答えましたように、紹介したときに使ってみますというような反応であったかなというふうに思っております。

今後、マイナポータルとの連携管理ということがされていくわけなんです、そうなりますと、接種結果をご自分で入力されなくても、少しタイムラグが生じますけれども、接種済みの情報に更新されて、利便性が高まるというふうに考えておりますので、そのことを踏まえて、これまで以上に、配付時にお伝えするということをしてまいりたいと思っております。

○2番（佐多申至君）

ひおき子育て応援ナビですね、見るところによると、下のほうに、今はやりのQRコードですか、私も最近、娘に教わっている

ところに行くのと転写してそれをスマホの中に取り込むわけですが、それで便利さと徳をした感があるなど、自分も実感して最近味わったところですが、今後こういったパンフレット、今現在、窓口に置いているわけですが、拡散する計画はございますか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

現在、その窓口のほうに置いてあるということで、本庁、支所のほうに置いてございます。

先ほど、母子手帳交付時等というふうに申しあげましたけれども、そのほかの配付の状況としましては、乳児健診とか申請時の予防接種のほうの予審表を送る際に同封したりとか、転入の子どもさん方につきましては説明をして配付をしております。

そして、あと保育園等でも保護者の方に配付をしていただいておりますというところで、あらゆる場所では配付をしておりますけれども、部外者といいますか、保護者以外の方とか市外の方とかそういった方になかなか目にとまるというところはございませんので、情報発信としましては、広報誌ですとかホームページの掲載、そして導入時は新聞、テレビでもちょっと取り上げていただきましたけれども、そのほかにまた女性センターのほうもございますので、そちらのほうですとか、商工会のほうとか、相談したいとか、そういったことは検討してまいりたいと思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（佐多申至君）

このひおき子育て応援ナビにつきまして、提案となると思うんですが、学校、病院、施設、企業、そして女性が働くお店、また女性がランチしそうな場所、そういったところにこういった子育て応援ナビのこういったパンフレットを置くという提案をしたいのですが、どうでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

先ほど、お答えしました商工会や女性センターというところもありますけれども、可能であればそういったような商業施設等にも相談してみたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

ぜひ進めていただいて、女性が目につく場所を吟味していただいて進めていただきたいと思います。

先日、9月2日の新聞記事に、厚生労働省が待機児童の定義を育児中でも復職の意思があれば待機児童に加えると発表しました。今後、保育所や認定こども園等の保育の受け皿の整備が求められてきます。私は、これから子育て支援、保育サービス、その拡充が女性の労働参加率アップにつながり、労働生産性も上がり、結果、経済成長につながると考えています。

日置市のほうで、ことし29年3月に男女共同参画に関する市民意識調査結果報告が上げられました。その中で、目についた文章をひとつ紹介させていただきます。

女性40代の方のアンケートです。女性が仕事をするに当たってどうしても出産がネックと捉えがちであり、そこで昇進など影響してしまうと思う。少子化をとめるためにも出産がネックとならないような取り組みが必要だと思う。安心して子育てできる社会づくりをしてほしい。日置市行政のほうにそういったアンケートを女性がこうしてアンケートとして出しているわけですが、ぜひ男女共同参画推進の視点から地域づくり課、もちろん福

祉課、健康保険課、庁舎内の共生、共同、連携、そして育児休暇や残業、就労等の企業セミナーの開催など、企業とも連携をして情報発信と子育て支援の充実に努め、これからの女性活躍時代の整備に皆さんで本腰を入れるべきです。

子育て支援の充実、男女共同参画の推進は、私の議員としての永遠のテーマでもあります。今後も機会を見て、どんどん行政に取り上げていくつもりです。多くの子どもたちを育てていくことは、多くの希望が持てる未来につながります。この質問の締めくくりとして、子育て支援について市長の考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

基本的に人口減少、一番キーになっているのは、この子どもの出生の数であったというふうに思っております。そういうことを含めて、今後の大きなテーマとして、この子育てのしやすい環境をつくっていくことが一番大事であるというのは十分認識をしておりますので、私ども市といたしましてもそれぞれの女性の皆様方からのご意見もいただきながら、このことには力を入れていきたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

それでは、公共交通について問題を移っていきます。

最初の質問に対して答弁をいただきましたが、最初申し上げましたように、公共交通網の各地域の姿が見えてきた中で、各地域ごとの見直し、方向性について、地域の市民と密着した積極的に、また建設的な意見交換会ができる交通会議を行い、高齢者や若者、女性の意見を取り組み、前に進むべきだと思いますが、どうでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

これからの公共交通を考えた場合、持続していかなければいけないという大きな問題が

ございますので、もちろん継続していくには地域や市民も自ら公共交通を支えるといったような意識と行動に向けた努力といたしますか、市のほうにとってみればそういった啓発を重要となってきますので、そういった公共交通を語る場というのには機会があれば検討していく必要があるかとは思っております。

具体的な体系の見直しにつきましては、地域公共交通会議というのがございますので、そちらのほうになってくるとは思いますけれども、今後の公共交通体系を考えていけば、そういった議論をする場というものも必要になってくるとは認識しております。

○2番（佐多申至君）

現在、その公共交通に対してのニーズやいろんな移動量を含めて分析して、現状で運行系を、そしてダイヤの変更を検討しているところがありますか。

○企画課長（堂下 豪君）

現在、地域から要望が上がっております伊集院地域と吹上地域はコミュニティバスの路線の変更の見直し、あと東市来がバスが非常に減少しておりますので、利用者が、東地域の乗合タクシーの導入に向けましたコミュニティバスの路線の再編の検討をバス事業者と始めたところでございます。

具体的には東市来のコミュニティバスは運行経路が非常に長く、目的地まで時間がかかるということから、乗車利用が敬遠されている意見もございましたので、上市来と高山地区への乗合タクシーの導入とあわせまして、コミュニティバスの路線変更を検討していきたいと考えているところでございます。

あと、伊集院地域につきましては、伊集院駅の北口への乗り入れや妙円寺団地から要望がございましたルート変更、あとひまわり台から南側のほうへの路線延長など検討していきたいと考えているところでございます。

今後、地域にも協議していただきまして、

意見を伺いながら判断していくことになるかと思っております。

○2番（佐多申至君）

そういった住民のニーズに応じていただき、少しずつ市民が使いやすいようにしていただきたいと思っております。

そういったさまざまな数カ所箇所があるわけですけど、当局としてはそういった箇所箇所いろんなそういう部分、地域においてのそういった今後の進め方というのは、具体的に計画が立てられているのでしょうか。その会議の、今、運行回路に変更している検討をしているところの今後の進め方については、具体的なことがわかっていれば教えてください。

○企画課長（堂下 豪君）

今、ルートの見直し案について、バス事業者と協議をしているところでございますので、バス路線の見直しにつきましては、まずバスが安全に通行できるかというのが大前提になってきます。ルートの見直しによりまして、これまでのバス停が変更になり、影響を受ける方もおります。変更することが一部の地域住民の声ではなく、地域としての相違なのかということも考えなくてははいけません。

それと、変更することで、やはり今までより利用が下がるといけませんので、変更することで利便性が高まり、利用者がふえることが想定されるかといったことなどを含めまして検討していただくということになるかと思っておりますけれども、具体的には、妙円寺団地内のルート変更につきましては、ある程度、こちらの案がまとまり次第、地区公民館のほうにおろしまして、地域としての検討をいただく予定にしているところでございます。

○2番（佐多申至君）

おおむねわかりました。

もう一つ、私は気になっているところは、この日置市地域公共交通網形成計画の中で、空港バスについてですが、空港バスは地方公

共交通特別対策事業、いわゆる廃止路線代替バス運行支援の対象路線ということになるんですが、利用状況を踏まえ、空港バスの今後の展望、必要性をどう考えていますか。

○企画課長（堂下 豪君）

空港連絡バスにつきましては、決して利用実績が多いとは言えないかと思っておりますけれども、利用者数につきましては、年によって若干ふえたり減ったりという増減がある中で、ここ数年間は一定の利用者が確保されているような状況でございます。

また、以前も申し上げましたように、バス事業者との協議で、市の運行補助負担額は固定で、実質600万円と、以前とすると半分ほどの負担で済んでいるような状況でございます。

なかなか空港連絡バスがあるとないのとは、都市圏に本社等があります企業人だったり観光客等が本市に持つイメージというか、それも大きな影響があるかと思っております。

何より空港バスの利用者というのは重い荷物を抱えての移動を避けたいとの思いからバスを利用している、空港バスを利用しているという声が非常に多いといった現状もございますので、こういったことなどから判断しますと、ダイヤの見直しなど必要な改善策に取り組みながら継続していきたいと考えているところでございます。

○2番（佐多申至君）

今、聞いて、そういった利用者がもういちいち荷物を、荷卸しをしないで一気に空港に着くと、そういった観点でそういったバスを利用しているということを考えると、なるほどそうだなと、初めてわかりました。

ただ、私といたしましては、今現在、600万円ですか、いちき串木野市は既に撤退しておりますが、現在、我々日置市としては600万円を負担しながらもこの空港バスの運用を行っているわけですけど、私個人

としては、こういった空港バスをあえて廃止したときに、空港利用者へJRの割引、伊集院駅から鹿児島中央駅への割引、利用者へそういった割引制度とかそういったのも考えてもおります。

ただ、鹿児島中央駅からまたさらに乗りかえて空港のほうにということで、利便性を考えると、鹿児島中央駅から空港バスというのは頻繁に出ていますので、すぐ乗れると思うんですけども、こういった割引制度、いろんな我々そういったお金を使わずにそういった方向でしたほうが負担が軽いのではないかと考えたりもするんですが、その辺はどうでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

先ほども申しましたように、空港連絡バスというのは一たん乗ると空港までノンストップで、途中とまるところありますけれども、直接連れていってくれるというのが利用されている方の利点、一番便利だと思っております。

現在も朝早い便だったり、あるいは帰りの飛行機がなかなか接続が悪かったりする便につきましては、高齢者はなかなか無理かもしれませんけれども、今でも中央駅までリムジンバスで来て、あとJRで帰ってくるという方も数多くいらっしゃるというのは考えておりますので、バスをなくしてそういったJRの支援ということはなかなか難しいことなのかと思っております。

あと、本市には、枕崎から吹上を歩いていく空港バスもおりますので、そういった向こうを、南側を走る空港バスも相対的に考えていかなければいけないのかなと考えるところでございます。

○2番（佐多申至君）

私の一個人の考えでもありますが、私の支持者ともいろんな考えて、そういった考えもあるよねということでありましたので、市民

の声として聞き入れていただければいいかと思っております。

今後、合併特例債もなくなり、まだまだ高齢社会、人口減少と過酷な現状がやってきます。赤字でも残さなければならない路線、そして赤字とわかっていても新設しなければならない路線、数々あります。行政の負担状況をもっと市民にわかりやすく説明をして、共通理解して、行政と市民とでその負担を分かち合い、利用する市民にとって便利な親しめる公共交通であってほしいです。

くどいように私の思いを述べましたが、この質問については、今回はおおむね理解したということで、これでこの公共交通については終わりたいと思っております。

次に、日置市の債権管理、滞納についてご質問を続けさせていただきます。

現在、特別滞納課にはどのような種類の債権物件があるのですか、教えてください。

○税務課長兼特別滞納整理課長（上 秀人君）

現在の債権でございますけれども、それと28の債権がございます。種類といたしまして、公債権、公の債権でございますけれども、行政のほうが一方的に意思決定によりまして発生する債権でございます。

それにつきましては、市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料とか下水道使用料などが16件ございます。

次に、私債権でございます。当事者間の契約書等の合意によって発生する債権でございますけれども、それにつきましては市営駐車場、あるいは市営住宅使用料、水道使用料など12件の債権の種類がございます。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

そのあらゆる種類の債権が、特別滞納課に来るまでは、所管担当課がそれぞれ催促していると思われませんが、その特別滞納課がその

債権として、滞納物件として引き受ける基準を教えてください。また、引き継がれるまでの期間があればどのぐらいなのか、その引き継がれる間、どなたが、どこの課がその債権業務を行っているかを詳しく説明してください。

○税務課長兼特別滞納整理課長（上 秀人君）

ただいまご指摘いただきました債権の引き継ぎの基準でございます。債権の引き継ぎ基準につきましては、市の債権の回収業務引き継ぎ要領というのがございます。それに基づきまして、分納の不履行、あるいは再納付の催告を行ったにもかかわらず、滞納者が納付に応じないもの、滞納額が高額、あるいは滞納整理が困難なものを対象としているところでございます。

具体的には6カ月以上滞納があるもの、あるいは滞納額が10万円を超えるもの、また分割納付について制約を履行されないものなど、それを目安といたしまして、債権担当課と協議の上、引き継いでいる状況でございます。

また、引き継がれる期間につきましては、1週間から10日程度でございます。その間につきましては、債権担当課のそれぞれの課で手続きを行っているところでございます。

○2番（佐多申至君）

そういった滞納防止対策として、その特別滞納課で引き受ける債権物件、いわゆるきた内容で、債権物件の回収内容や回収方法、そして滞納にいたった原因は所管担当課はもちろん、関係部署とは情報共有できているのでしょうか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（上 秀人君）

滞納の原因の把握につきましては、債権担当課のほうもそれぞれこれまで交渉を続けてきております。なぜ約束を守っていただけないのか、そういうところをしっかりと債権担当課から引き継ぎまして、その理由を、原因を

特別滞納整理課でもしっかりと対応しているところでございます。

○2番（佐多申至君）

特別滞納課の務めとして、債権回収をするだけでなく、市民の身近な問題として、学校での納税についての教育、納税対象者への納税講習、若者への減税、免税などの広報、その他、出前講座等の必要性をそれぞれ関係部署間に積極的に指導、伝達することも滞納縮減の効果につながると考えますがどうでしょうか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（上 秀人君）

ただいまご指摘いただきましたその一般の方々への指導でございますけれども、特別滞納整理課では、職員に対しまして、まず年に2回スキルアップを図るために研修会を実施しております。あと市民向けにつきましては、市の広報誌、あるいは出前講座を通じて実施しているところです。

あと、小中学校、あるいは高校生向けに日置市地区租税教育推進協議会というのが伊集院税務署のほうにございます。そこを通じまして租税教室を開催いたしまして、小さいころから税に関することについて、憲法でも納税の義務がありますということ認識していただいたりとか、あるいは税金はなぜ必要なのかというのを子どもたちに認識していただいているところでございまして、租税教室につきましては、28年度の実績で小中高あわせまして23校、1,986名を対象に実施しているところでございます。

○2番（佐多申至君）

そのような活動を地道に、確実に子どもたちに伝えていっていただきたいと思います。そして、先ほど答弁にございました5億5,000万円ほどの滞納分をぜひゼロに近く、ゼロにまではいきませんが、近づけるように皆さんで連携していただければと思います。

納税は住民の義務であります。先ほども申し上げましたように、滞納をゼロにするという事は厳しいと思いますが、それに近づけるように、関係部署の共生、共同、連携、誠意をもって市民に理解をいただき、また市民一人一人の基本的な人権の尊重の上、市民あっての日置市ですので、市民と行政、そしてお互いが共通認識をして、まち・ひと・しごとの創生に努めていただきたいと思います。

最後に、特別滞納課のこのような事業、事業というか、こういった平成22年度から行われているわけですが、この滞納縮減の成果と今後の滞納対策について、市長の考えをお聞きして、きょうの私の質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

滞納額の増加というのは市の財政にも大変大きく影響します。それとやはり、市民にとって不公平感のないこの考え方というの、やはり大事なことでございます。

さっき話がありましたとおり、ある程度のこの滞納課をつくりまして7年半ぐらいたちます。約1億五、六千万円の滞納整備ができたわけでございますけれども、まだ5億5,000万円程度が残っております。今後におきましても、夜間徴収を含めて、やはり市民一人一人と滞納している人ときちんと向き合ってお話をしながら、少しでも分納制度を活用しながらでも納めていただく義務の関係をしっかり今後ともPRしながら、広報しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

次に、5番、重留健朗君の質問を許可します。

〔5番重留健朗君登壇〕

○5番（重留健朗君）

3番目の質問に入ります。よろしくお願ひ申し上げます。

今回は、台風18号の発生もあり、大変緊張の中での週末でありました。市長を初め職員の方々におかれましては、大変ご苦労さまでした。

一般質問におきまして数名の方が災害について質問をしておられます。重複する分もあるかと思いますが、さきに通告しておりました質問を順を追って質問をいたします。

1番目でございます。災害時における日置市の対応として、避難所の箇所数と耐震状況は、あわせて市立幼稚園をお伺いいたします。2番目でございます。長期避難所における心と体のケアマネジャー等を配置する考えはないでしょうか。3番目でございます。災害時における避難所への障がいのある方用仮設トイレを設置する考えはないか。4番目でございます。地震に伴う住宅地や団地等のブロック塀と建設基準の調査についてお伺いいたします。5番目でございます。災害対策本部の情報通信網を強化した拠点の設置についてお伺いをいたします。

大きな2項目めでございます。買い物弱者について、1番目でございます。移動販売者の利用計画はないかお伺いいたします。2番目でございます。移動販売車の導入により高齢者の免許証の自主返納が見込まれると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。3番目でございます。買い物弱者の実態を民政委員等で調査できないか、お伺いいたします。

大きな3番目でございます。伊集院北小学校付近の空き地利用について、1番目でございます。平和リースの空き地後に市営住宅の建設はないか。なければ今後の計画はないでしょうか、お伺いいたします。

以上でございます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、災害における日置市の対応につ

いて、その1でございます。日置市の指定避難所は46カ所あります。うち耐震性がある避難所が41カ所、今年度、耐震診断を実施する予定が3カ所、未実施が2カ所となっております。残りの2カ所についても今後検討していきたいと思っております。

日置市立の幼稚園のうち、耐震診断が必要な2カ所については、1カ所が耐震性あり、残りの1カ所については回収済みとなっております。

2番目でございます。長期の避難所生活における生活環境の変化による健康上の課題や心の健康に関する問題等についても対応する必要があると考えられるところから、今後、関係期間や団体との協力体制を構築し、避難所の生活環境の整備を行っていきたく考えております。

3番目でございます。避難所で良好な生活環境を築く上でも、衛生状態や施設整備を充実させることが重要であると考えておりますので、必要に応じて障がい者用仮設トイレ等も設置したいと考えております。

4番目です。実際の地震災害時にブロック塀が倒壊し、避難や支援に支障を来した例があることは承知しておりますが、既存のブロック塀の安全基準を調査することは大変難しいと考えております。現在のところ、市で事前調査を行う考えは今のところ持っておりません。

5番目でございます。災害時の情報通信網の整備や情報収集と正確な情報を伝えるということから重要と考えております。今年度も庁舎と消防本部との通信設備の二重化を図るなど、年次的に取り組んでおります。今後も継続して情報通信網を強化してまいりたいと考えております。

2番目の買い物弱者について、その1番目でございます。買い物弱者に対する問題意識は全国的にも高くなっていると考えておりま

す。現在、高山地区において移動販売車を持つ商店に委託し、地区内を巡回する仕組みをつくっています。また、NPO法人による買い物ツアーも実施しております。本市といたしましても、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるよう、日常の買い物に支障を来している高齢者等の方々の実態を把握し、高齢者の見守り等を含めた事業の形で検討したいと考えております。

2番目でございます。高齢者の免許の自主返納については、市としても推進しているところであります。返納後の生活のため、まずは公共交通機関の利便性を確保することが重要だと思っております。コミュニティバスや乗合タクシーといった公共交通機関の利便性を確保することで、免許返納後の交通手段への不安を解消していくことが必要と考えております。

3番目でございます。買い物弱者への支援は地域の立地や公共交通の状況、近隣の環境などによっても状況が異なると認識しております。まずは高齢者等、支援を要する方々への見守りニーズの一つとして買い物支援があると考えております。これらの課題につきましては、地区振興計画に基づきまして、地区の現状に即した個性ある取り組みが展開されており、第4期に計画されつつあるところでございます。その策定において地域の民政委員さんが実態や個々の要望をおつなぎする役割を担っていただけるよう促してまいります。

3番目の伊集院北小学校付近の空き家利用について、平和リース跡地周辺には、近年民間の共同住宅も数件建設されており、利便性もよいことから、民間活力を活用していることが望ましいと考えております。このようなことから、平和リース跡地への市営住宅の建設については現在考えておりません。今後の計画についても、現段階で考えておりませんが、社会情勢や既設公営住宅との兼ね合い、

財政状況を考慮しながら判断をしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○5番（重留健朗君）

ご回答大変ありがとうございました。まず1番目から質問を申し上げたいと思います。

近年の豪雨及びゲリラ豪雨、1時間に100mmを越す雨等が頻繁に発生し、今月4日には喜界町で50年に一度という1時間に110mmの雨も降りました。

6月の議会中においては、震度4から5の地震もありました。東市来町に12カ所、伊集院町に16カ所、日吉町に7カ所、吹上町11カ所、合計で46カ所ありますが、いずれも安心・安全ということで市長のお答えは、44カ所については耐震、または改修の方向にあるということでした。残りの2カ所の検討事項については、どのように改修のお考えでしょうか、お伺いいたします。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

避難所につきましては、先ほど市長から答弁があったとおりでございます。本庁舎につきましては、先ほどの市長の答弁にもありましたように、現在内部の検討会議で工法とか、それから耐震の特徴等について調査してまして、これは今後基本計画、あるいは設計というふうに作業を進めていくことになっております。

ほかの施設につきましては、建設課のほうでもいろいろ耐震診断等も行ってますので、それらの結果を踏まえて、今後必要な箇所の手当をしていくということで考えております。

○5番（重留健朗君）

この問題につきましては、前に数名の議員の方々より質問もありました。ご回答もいただいております。そしてまた、市立幼稚園のほうにつきましては、1カ所は耐震性があり、残りの1カ所については、改修済みとなっております。

先般行われました議会におきまして、先輩議員の方の質問ですが、吊り天井、エレベーター等の脱落防止対策が改正され、本庁舎議場など、吊り天井は8施設、避難所は3カ所、エレベーターは庁舎、公営住宅など19施設、これらの施設の改修状況はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

エレベーター等につきましては、今ご指摘があったとおりでございます。この耐震化の改修を行ったエレベーターとしましては、本庁の庁舎、これはもう耐震化が済んでおります。

それから、この法律改正に伴った後に建設したものについては、もうそれぞれ耐震化を備えたものでございます。現在、エレベーターで耐震化が必要なものとしては、幾つか特に住宅等のエレベーターがあるわけがございますけれども、これらについては、法律のほうの適用が、当然その施行後の適用ということになりまして、この建築基準法の改正の中では、エレベーターの改修が必要となった項目について、指摘としましては既存不適格という指摘をされます。

しかしながら、この既存不適格のエレベーターであっても、建築基準法の適用の除外というのがございまして、遡及しないということでございますので、それを今現在使えないということではございませんけれども、老朽化ですね、そういったところの施設の状況を踏まえまして、更新の際にはこういった耐震化の手だてをしていくということで、必要であるというふうに考えております。

○5番（重留健朗君）

この施設等々におきましては、大変多くの集客があります。そしてまた、エレベーター等につきましては、乗る前にエレベーターの入り口に安全管理等に関する例えばシールとか等々張りまして、安全を図っていただきました。

いと思います。

続きまして、長期避難所における心と体のケアマネージャーについて、災害の内容によっては、長期の避難があるかもしれません。そういうときに、乳幼児から高齢者の方々の心と体のサポートをしていただく方は十分いらっしゃるのか、お伺いいたします。

○総務課長（丸山太美雄君）

避難所の長期の開設の場合には、保健師等を派遣し避難所のケアを行う予定でございます。長期の場合には、保健師等の専門職によりまして、被災者の健康管理、個別支援を実施することになりますが、より長期になった場合には、災害支援等で他市町からの支援というもがございますので、そういったことで高齢者等々のケアをしていくということになるかと思っております。

○5番（重留健朗君）

この避難所におきましては、医療を含めて心のケアのほうも大事だと思いますが、医療関係につきまして、その点はいかがでしょう。

○総務課長（丸山太美雄君）

先ほどと関連する部分でございますが、避難所の場合には、保健師も医療の専門職員の部分でございます。あとは状況に応じまして、医師の方も避難所等を回られることとなりますので、そういった方の避難者の支援をしながら、医療関係者をそこに派遣する形で、避難所の方の支援をするという体制になるかと思っております。

○5番（重留健朗君）

災害におきまして、障がいがある方の仮設トイレについて、既設のトイレはあるのですが、障がいを持たれた方々のトイレは、どのように考えておられますか。また、先般の答弁の中で、多目的トイレで対応していただくとありましたが、全ての避難所に多目的トイレはないと思うのですが、設置してくださる

との回答でした。答弁をお願いします。

○総務課長（丸山太美雄君）

避難所開設の場合に、現在46避難所に20カ所の多目的トイレ、障がいの方がいらっしゃっても、使えるトイレ等がございます。全ての避難所には設置されておきませんが、避難所を開設する、長期になる場合特になんですが、リース等もございますので、そういった形で対応することは可能かと思っております。

○5番（重留健朗君）

これは、熊本震災のときに、避難所の陣頭指揮をとられた熊本学園大学社会福祉部の東俊裕教授からですが、そこから見えたもの、車椅子の方が通常のトイレに入るのは非常に困難である。また、松葉づえ等の障がいのある方等においても、困難であると聞いております。ご本人も車椅子で障がいのある方です。

この問題につきましては、非常に大事な部分だと考えております。市長の考えは設置の方向でよろしいのでしょうか。もう一回お伺いします。

○市長（宮路高光君）

今ご質問ございました長期的、短期的なのはありません。1週間とか長期的になれば、どこの施設にはどういう障がい者の方とか、いろんなのがわかりますので、さっき総務課長が話したとおり、リース等もありますので、そのときはすぐ応急的なそういう障がい者用のトイレも設置もしていきたいというふうに考えております。

○5番（重留健朗君）

弱者における方々が、避難所の難民にならないように、そしてまた、乳幼児がいらっしゃる方々は、おむつの交換等にも大変気苦労なさっている。交換所があれば、衛生的にもいいと思うのですが、ぜひとも合理的配慮の提供をお願いいたします。

交換所の点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（丸山太美雄君）

特に長期の避難所の開設の場合には、パーテーション等を設置しまして、完全ではございませんが、ある程度のプライバシーの確保はできることがございますので、そういったものを配慮しながら、避難所の運営をしていくことになるかと考えます。

○5番（重留健朗君）

了解いたしました。各学校においては、断水時でも備蓄水を使えるような改善も必要と思いますが、全国の災害避難所、指定の学校で災害時でも使えるトイレや停電時の電力確保の備えをしているのは、約50%だそうです。

文科省の調べで、耐震性の貯水槽があり、飲料水が確保できるのは66%、非常用物資の備蓄をしているのは72%、防災無線の通信手段を確保しているのは77%でした。文科省は、災害時対応型のトイレや自家発電設備などの導入に係る費用の一部を、市町村に補助する制度を設けております。ぜひ活用していただければと思います。

鹿児島県内で、災害時の避難所に指定されている学校のうち、電力確保9%、断水時でも使えるトイレは13%、非常用物資の備蓄は63%です。飲料水の確保は39%、通信手段は73%です。いずれも全国平均を下回っている状況です。改善の取り組みはありますでしょうか。

○総務課長（丸山太美雄君）

特に避難所等におきまして、全ての電源とか水の確保とか、常時できているわけではございませんので、市のほうでは年次的に備蓄計画をもとに確保していくということの計画でございます。

○5番（重留健朗君）

これにつきましては、文科省のほうで導入に係る費用の一部を市町村に補助する制度があるということです。ぜひそういうところを調べていただきまして、活用していただけれ

ばと思います。

続きまして、住宅地や団地等の塀の調査についてでございます。お伺いいたします。

熊本地震ではブロック塀の倒壊が相次ぎ、住宅密集時では路地を塞ぎ、避難者や救助活動の行く手をはばんでおります。所有者に改善を促すためにも、行政が点検に乗り出すべきだと思います。市長のお考えはないということでしたが、今後重要な課題だと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（丸山太美雄君）

ご指摘のブロック塀でございますが、既設のブロック塀は、通常であれば中に鉄筋を入れたりして補強をするわけでございますが、もう建設済みのブロック塀につきましては、図面等がないケースが多いですので、そういった施工状況が確認できない部分がございます。

状況にあわせて外見から、特に危ないというような指摘がある箇所については、実際の地権者等に一応状況説明して、改善いただく等は可能かと考えます。

○5番（重留健朗君）

ブロック塀等の調査ができないということでありましたが、例えば金属探知機等を使って調査すれば、調査できないこともないのではないかと思います。

と申しますのが、やはり災害時におけるブロック塀等の倒壊につきましては、避難をする方も避難ができない、救助活動する方も救助ができない、非常に重要な問題だと考えております。

以上のことを踏まえまして、情報通信網を強化した災害対策拠点を設置する考えに対しまして、庁舎と消防本部の通信設備の二重化を図るとありました。具体的にはどのようなことでしょうか、よろしくお伺いいたします。

○総務課長（丸山太美雄君）

現在、消防本部のほうとは回線等もあるわ

けなんです、実際のところが防災無線、あとそういったものを含めてですが、ファクスとかいろんな通信回線がございますが、非常時に、災害時に途絶する可能性もございますので、そういったことも含めまして、実際そういった対応ができるように、複数の災害対応の通信情報網を整備するという計画でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（丸山太美雄君）

先ほどの回答の中で不足する部分がありましたので、補足をさせていただきます。

現在、市と消防本部とは緊急時の防災無線放送用に光回線の有線で接続をしているところでございます。災害時は、有線が断線する恐れもあることから、無線回線での二重化の接続で、緊急時にも通信確保がされることとなります。

このほか、県、消防本部を含めての関係機関との通信網は、衛星電話、通常の電話、ファクス、インターネット回線等の複数の通信手段があります。

以上です。

○5番（重留健朗君）

災害時の司令室として、本庁舎の耐震につきましては、調査また改修するとありました。鹿児島市では、防災拠点として6,800万円の情報通信網を強化した拠点を設置いたしました。災害時には、関係各局から終結して、70人体制で初動対応を行っております。日置市は、このような体制をお考えではないでしょうか、お伺いいたします。

○総務課長（丸山太美雄君）

災害時の災害対策本部は、本庁に設置するものでございます。現状では、現庁舎の中で災害対策本部を設置するということで、今後また他市の鹿児島市の状況等が先般報道されましたので、参考にしながら、実際の今後そこが必要かどうかということも含めて検討したいと考えます。

○5番（重留健朗君）

このような6,800万円の情報通信網ということでありますが、市でするので鹿児島市と人口的に考えてみれば、そこまで使う必要はないのかもしれませんが、最新の通信システムとかあろうかと思えます。ここら辺につきましては、近隣の情報通信網等を調査された上で、対策、司令室として十分な情報システムの拠点として、日置市の市民の生命と財産を守ってほしいと思えます。

続きまして、買い物弱者についてでございます。

北校区におきましては、昔ありました雑貨店が全店閉店しており、買い物等に大変苦労しております。そこで、移動販売車の計画はありませんか、お伺いいたします。

○商工観光課長（脇博文君）

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、日常の買い物に支障を来していらっしゃる高齢者等の実態を把握しながら、検討したいと考えております。

○5番（重留健朗君）

J A鹿児島市の移動販売の取り組みは、県内11カ所で展開しております。市町村の補助金を出しているのが4カ所です。主に車の購入費だと聞いております。そのうち、2カ所は金融機関を取り扱っておりますが、もう一回お尋ねいたしますが、日置市はどのような方向でとお考えでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○商工観光課長（脇博文君）

現在、移動販売の取り組みを展開されている市町村の実情を調査、研究しながら検討したいと思っております。

○5番（重留健朗君）

移動販売車の導入によります高齢者の免許証の自主返納が期待されると思いますが、1つ事例を申し上げます。

先ほど市長のほうで申されました高山地区ですが、農産物の共同出荷と買い物代行に使う保冷車、冷蔵庫を導入いたしました。県の地域振興推進事業などを受け、総事業費390万円をかけております。

がんばろう高山は、109世帯、174人の住民全員で運営し、販売所に運ぶ手段がない高齢者のために共同出荷を始めました。帰りには蓬莱館のカタログを渡し、注文を受けて配達する買い物代行も行っております。大変すばらしい事業だと思いますが、公共の交通が発達せず、生活に車が不可欠で自主返納が難しいことも背景にあります。免許証を返納した高齢者をサポートする環境整備が必要だと思います。その1つが、移動販売車だと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、26地区館さまざまでございます。やはり全体的に市がどうこうというもんじゃなく、私は地区館ごとにそういうものは必要であるというふうに思っております。

先般、JAのほうも支所を廃止いたしました、それぞれの買い物ができなくなったというところもございまして、そういうときについて、年金の支給のときには、JAの車を出して、年金の日を実施しておりますし、また支所を廃止したところも、やはり民間委託という部分もやって、やはりそういう経費を削減してるのも一つの方法でございます。

今後、地区館の振興計画の中に、どうしてもそういうものが移動手段でやっていかなき

やならない。また、特に私ども8つの物産館を持っております。物産館も一緒に入れた中で、今後やはりそういう野菜をつくる人、またそれを必要とする人さまざまありますので、自然体というよりも、それぞれの校区ごとにそういう細かいことも協議をしながら、それで市がどこまで、どういう援助ができるのか、それで地区館ごとにこの買い物難民、弱者については考えていきたいというふうに思っております。

○5番（重留健朗君）

JAのほうから取り寄せました資料を参考までに申し上げます。

現在、JA鹿児島県のほうでは、11カ所を移動販売の展開をしております。その中に、軽トラックは3台、1t車が5台、2t車が1台、3t車が2台でございます。補助金を出しているところは4カ所でございます。そしてまた、3t車におきましては、金融機関も取り扱っております、お金の出し入れもやっているようでございます。ぜひ買い物弱者につきましては、地方の大変悩みでございます。どうか方向的にいい方向に向かいますよう、よろしく願い申し上げます。

高齢者の方々の話の中において、アクセルとブレーキを踏み間違えるニュース等を見れば、近い将来自分もやりかねない、大変危惧をしている状況でもあります。ご検討をよろしく願い申し上げます。

続きまして、買い物弱者の実態を民生委員等で調査はできないか、どのような状況でどのように困っているのか、よろしく願いします。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、この民生委員と地区館の関係を含めて、こういう実態調査というのは大事なことでございますので、今後の4期計画の中にも、どういうふうにしていくのか、やはりその考え方を地区館の振

興計画の中に入れていただき、それをまた市として別途にどういうふうにして援助ができるのか、そこあたりも十分今後検討していく必要があると思っております。

○5番（重留健朗君）

この調査は非常に重要でして、もし移動販売車を稼働させるなら、販売車のルートを設定することができます。また、JAの方より、1日約6万円の売り上げがあれば、運営できると聞いております。

そのためにも、どこの地域でどれぐらいの人が大変困っているということがわかれば、JAのほうはその自治会ごとにそのルートを設定できるという重要な調査であります、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたJAとは、このことについては、今後打ち合わせをしていくと。特に、この物産館の活用の問題も含めて、一緒にやっていくことが、やはり物産館の維持機能も含めてよろしくなるし、またそういう買い物をする方がどれだけおるのか、やはり実際に利用、ただあったほうが安全というのは十分わかるんです。

実際にどれだけの人が活用してこれを運用するか、やはりこの実数というのを把握していかなければ、ただいつもそういうものを、ハード的な整備をしても伴わないということでございますので、十分そこあたりはその地域との実態調査というのを、民生委員さんでも結構でございますので、そういうものやっていかなきゃならない。

特に、さっきから出ております交通会議のコミュニティバスも一緒でございます。やはりあれば安心するんです。ですけど、これを維持していくのはどうあるのか、あるいは、やはりそういう乗るのか乗らないのか、買物をしたときそういうお願いするのかどうか、ここまでやはりきちっとしたデータがある程

度していかなければ、それだけ対します経費というのがどれだけ要るか試算しなきゃならない。

だから、基本的に私さっきも言ったように、それぞれの校区ごとにこういう小さいくくりの中で決めて、そういうことを動かしていくことが大事であるというふうに思っております。

○5番（重留健朗君）

平成29年度の第2回伊集院北地区振興計画活性化委員会の中でも、買い物弱者の対応について、移動販売の要望が大変多うございました。買い物弱者の対応について、移動販売の要望が多い中で、鹿児島県の買い物弱者は約8万8,000人と試算し、県の65歳総人口の2割弱を占めて、全国で2番目に高い割合です。ぜひとも前向きに考えてくださいますようお願いいたします。

そしてまた、移動販売のアイテムと申しますか、商品の内容ですが、大体200から400の商品を運んでおります。これだけの商品が来れば、地方の自治会の方々は大変助かるのではないかと考えております。

それでは、最後の質問になります。

北小近くの平和リースの跡地に、市営住宅の建設予定の計画をお聞きしました。敷地面積は約1万4,000m²ありますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも市営住宅、そういう北校区には市営住宅もあるわけでございますけど、特にさっきも申し上げましたとおり、平和リースのその近辺に、近ごろ民間の住宅もできているのは事実でございます。今お話ございましたとおり、約1万5,000m²ぐらいの大変広い土地でございます、基本的には売却のあれが出ておるんですけど、この単価というのが坪10万円程度なんです。

坪10万円でこれを買って、それだけのも

のでできるのかどうか、これは業者とのセッティングもあるんですけど、やはりまだそれぞれ民活といいますか、その坪10万円ぐらいのものであったら、まだよりよい土地の方策を探っていかなきゃならん。

私を買って公営住宅をつくる、このことも大事なことかもしれませんが、やはり私も民間のそういう方々がしているところと競合していくと、大変この民間の圧迫もしますので、ここあたりは十分調査していかなきゃならないというふうに思っております。

○5番（重留健朗君）

参考までに申し上げます。北小学校は、平成18年、10年前ですが、204人でありました。平成29年度現在は122名であります。約80人の減少でございます。北中学校におきましては474人、現在では262名で、210名の減少でございます。

北小学校新庁舎に伴いまして、若い世代に安くて住みよい住宅の提供をお願いするところではありますが、先ほどの答弁で現在は考えておりませんが、社会情勢や既設公営住宅との兼ね合い、財政状況等も考慮しながら判断くださるとのことでした。私としては、希望が持てる回答と考えております。最後にもう一度市長の考え方を聞きまして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、特に小学校の北小学校、北中学校、特に原因としては、基本的に北小のほうにおいては、ある程度つじヶ丘団地が満杯になってきた。また、北中においても、妙円寺団地のほうが充足してきた。そういうことが一つの要因でこのように減っているのは事実でございます。

特に、さっきも申し上げましたとおり、この宅地開発、基本的に大型の宅地開発は大変難しいというふうに思っております。それなりに10戸なり、20戸なり、恐らく北校区

においては、まだそれだけの用地のスペースというのはあるというふうに認識しておりますので、またそういう開発業者の方とも十分お話をしながら、やはり北校区の活性化といえますか、そういうものも探っていきたいというふうには考えております。

○議長（並松安文君）

次に、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

9月議会最後の一般質問となりました。私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず1問目は、脱原発について伺います。

国のエネルギー基本計画は、3年ごとに見直すことになっており、この議論が8月から経済産業省の審議会が始まりました。国民世論は、原発再稼働ノーが6割を占めており、この声に応え、エネルギー政策を改める議論が必要だと考えます。この点についての市長の見解をまず伺います。

次に、第2の質問、市内各企業、職場の労働条件の改善について伺います。

今、働き方改革が言われておりますが、このことを考えていく基本に、憲法の理念を具体化した労働基準法があります。市内にはさまざまな企業と職場がありますが、そこで働く労働者の労働条件は、この労働基準法に照らしてどうなっているのか、市長のご認識を伺います。

次に、ご承知の広告の電通での女子社員の過労死、過労自殺が大きな社会問題になりました。そこで、労働基準法第1条になりますが、「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」とあります。また、第32条では、1日8時間、週40時間の労働制を定め、第37条では、時間外手当の2割5分増

しを定めております。これらの実態について、市長のご認識と見解を伺います。

次に、労働条件の3つ目の質問は、労働基準法第136条の有給休暇の取得についてです。

有給休暇の取得は、守られるべき権利でございますが、実態はどうなっているのか。特に、欠勤扱っていないかを伺います。

また、今サービス残業が社会的な流行語にもなっていますが、市内各企業、職場での実情をお聞かせ願います。

次に、労働条件の最後の質問になりますが、正規と非正規の賃金格差について、市長の見解を伺います。

次に、3問目といたしまして、農業の振興について伺います。

まず、本市の基幹産業である農業の現状について伺います。

農家数や農業所得は今どのような状況か伺います。また、主な作物ごとの収穫量や収益、価格補償などの現状や問題点などについても伺います。

さて、日本の食料自給率が38%になりました。長期に低迷していた日本の食料自給率がさらに下がってしまいました。世論調査では、食料はできる限り国内でつくるほうがよいという意見が9割を占めているように、農業の振興を望む国民が圧倒的に多数です。それと比べて、アメリカは自給率130%、ドイツは95%、イギリスは63%です。このことについて、市長はどのような見解をお持ちか伺います。

そして、主食の米について、米の直接交付金の廃止のことを伺います。政府は、来年から国による米の生産調整、すなわち主食用米の面積配分をやめます。生産調整をした農家に支払ってきた10a7,500円の直接交付金も廃止します。この影響について、どうなるのか伺います。

最後、4問目は、小学校・中学校の全教室にエアコンの設置をという質問です。

私このことは一般質問でこれまでも取り上げてまいりました。今回でたしか3回目です。ほかの同僚議員も何人も取り上げたことがある問題です。各小学校、中学校の最高気温、最低気温、最高湿度の状況はどうなっているか伺います。

児童や生徒、教師、保護者、地域住民などから強く要望が出されております。熱中症対策としても必要だという声もあります。また、お隣のいちき串木野市では、来年度から2年かけて全校に計画的にエアコンの設置が約束されたということです。本市でもエアコンの設置を計画的に進めるべきと考えます。教育長の前向きなご答弁を期待し、1回目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の脱原発について。

エネルギー基本計画は、我が国の新たなエネルギー政策の方向性を示すものでございます。2030年度の電源構成比率で、原子力発電所は20から22%、再生可能エネルギーが22%から24%が望ましいとされており、その目標達成に向けての方向性を検討していくことになろうかと思えます。

さらに、先の将来を見据え、原子力発電所の縮小、段階的な廃止や再生可能エネルギーの拡大など、将来にわたって安心・安全なエネルギー政策につながるような計画にしていきたいと考えております。

2番目の市内企業、職場の労働条件の改善について、その1でございます。

労働基準法は、労働条件の原則として、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要性を満たすべきものでなければならぬ」としております。市内の企業の実態を見ますと、労働基準法を遵守されているものと

認識をしております。

2番目でございます。

労働基準が公布されてから70年が経過します。今までも労使協定を結べば、残業時間は上限規制のない状態でした。

政府は、ことし3月にまとめた働き方改革では、月100時間未満の上限規制を盛り込んだ実行計画をまとめました。これを契機に、企業の働き方のあり方が抜本的に見直されつつあると認識しております。また、ノー残業デーの設定や残業をふやさないなどの取り組みがなされております。

3番目でございます。

有給休暇については、労働基準法に基づき、当然に労働者に生ずる権利であります。また、法定労働時間を超える労働、いわゆる残業時間についても情報に基づき、賃金が払われるべきものであります。

各事業所においても、労働基準法や就業規則等の定めに従い、労働環境の整備が図られているものと認識しております。

4番目でございます。

平成28年度の賃金構造基本統計調査によりますと、正規と非正規の賃金を見ますと、男女で正規32万1,700円、年齢が41.4%、勤続が12.7年、非正規社員が21万1,800円、年齢が46.5、勤続数が7.7となっています。

年齢、階級別に見ますと、非正規は男女いづれも年齢階級が高くなっても、賃金の上昇が余り見られない状況があります。

3番目の農業振興について。その1でございます。

農業センサスの統計データによりますと、本市の総農家戸数は、平成27年度は2,323戸、平成22年が2,910戸、平成17年度が3,407戸、5年間では587戸、10年間では1,084戸の減少となっております。

なお、農業算出額におきましても、平成17年度の74億9,000万円に対し、平成27年度は82億7,000万円で、110%の増加となっております。

2番目でございます。作物ごとの収穫量把握は困難でしたので、本市における主な作物の推計算出額をお示いたします。

算出額の最も大きなのは、ブロイラーの23億6,000万円、次が、肉用牛の15億7,000万円です。そのほかでは、野菜類が13億3,000万円、米が8億6,000万円、お茶を中心とする工芸作物が4億5,000万円となっております。

現状で価格補償や支援制度のある作物は、米などの穀物類と畜産関係が主で、野菜では一部の品目のみとなっております。園芸作物や荒茶などの補償制度の拡充も期待されますが、国は新たに来年度から作物ごとではなく、農業経営全体に対する収入保険制度を導入することとしており、市といたしましても、現在普及、啓発に努めているところでございます。

3番目でございます。カロリーベースの食料自給率は、平成22年度から39%を維持してきたものの、小麦などは天候不順により減収し、38%に下がったとの報告ですが、先進国の中でも最低レベルであり、食料の安全保障の面からも対策は必要であろうと認識しております。

これまで以上に、国産農林水産物の消費拡大や、農山漁村の重要性に対して、消費者の理解、促進を図る必要があると考えております。

また、行政といたしましても、地域の農林水産業のさらなる振興のために、農地など農業基盤の整備や耕作放棄地の防止、新技術の開発、普及、新規就農者の確保、育成など取り組みを継続していくことが重要であるとと考えております。

4番目でございます。主食用米に対する10a当たりの7,500円の直接支払い交付金が、平成30年度から廃止されますが、本市の水田の状況といたしまして、面積の大きい生産者ほど、主食用米の作付率が低い傾向にあります。

このことについては、米の受給状況や米価にもよりますが、水田活用交付金の対象となる加工用米、飼料用米、WCS用稲など、作物が拡大傾向にあることに起因していると考えております。

また、農林水産省は、来年度の予算要求においても、この水田活用交付金の拡充を求めており、本市においても、交付作物への転換が促進されることで、生産者への経済的な影響はさほど生じないと考えております。

4番目については、教育長のほうに答弁させます。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

小中学校へのエアコンの設置についてお答えをいたします。

まず、各学校の最高気温、最低気温等でございますけれども、平成29年7月3日から7月14日までの計測記録でございます。25校の最高気温の平均が31.9度、最低気温の平均が28.2度となっております。なお、湿度については、計測をしておりません。

2番でございます。近隣市では、活動火山対策特別措置法の降灰防除地域の指定を受けているところでは設置率が高くなっておりますが、それ以外の地域では設置が進んでおりません。教育委員会といたしまして、機会があるたびに県へは要望しているところでございます。また、県の市長会におかれましては、平成24年度から降灰防除地域隣接地域における学校への空調設備等設置に係る財政支援についてを要望事案として協議されてお

り、国庫補助の摘要範囲を拡大するよう、毎年継続して県や国に要望されておられるようでありますので、この状況も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

原発問題、市長のこの原発に関する考え方は繰り返し述べていただいておりますので、私どものほうも承知しておりますが、原子力発電所の縮小、段階的な廃止など市長にはこの原発に関する考え方を繰り返しお聞きしております。かわらぬご答弁をいただいているわけですが、先日の15番議員の質問のときに、議会が議決をした2つの意見書、安定ヨウ素剤の希望者への配付をしてほしいという内容、また再稼働の30キロ圏内自治体の同意という、このことに対して、市長のご見解と議会が議決したこととのこの隔たりがあると感じました。もっと議会の議決を尊重して、この議会の議決ということをもっと重く受けとめてほしいというような声がありましたので、そのことについて再度市長のご見解を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

その見解でございますけれども、大変私も心が苦しいです。私どもこの30km圏内におきまして、九電との協定書を結んでおります。そういうことで、それは議会が結んでいるわけではございません。首長が協定書を結んで、いろんなことにおいて、いろんな情報も私どもは同意という分よりも早い情報を出して、またいつでもその事故の現場といいますか、そういうものを見させてほしい、そういう協定書を結んでいる経緯もございまして、議会は結んでいない、そういう中で、私も真摯にそれぞれの市町村長とも連携をしていかなければならないというふうに思っておりますので、そこあたりは若干見解が違うと。

ヨウ素剤についても、やはり適宜に、やは

りこのことについてはまだ県のほうにも要望をしながら、知事が特に認める中において早くということになれば、私どものほうもそれは配付していきたいというふうには考えております。

○14番（山口初美さん）

今のご答弁で、その議会の議決を軽視しておられるのではないということはある程度理解はできましたので、次の質問に移りたいと思います。

きょうのお昼のニュースでも報道されておりましたけれども、きょうのお昼のニュースは、柏崎刈羽原発ですね、これのまた規制基準をクリアしたというようなことでの運転の許可がおりたというような、そういうような内容の放送がありましたけれども、これにも見られるように、日本の政府と電力会社を含めた財界が福島での原発事故という大変な災害を経験した後も事故現場で放射能の危険を除去する何の見通しも立たないのに、各地で原発を再稼働させています。きょうのニュースをごらんになっての市長の見解を一言でいいですので、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

柏崎原発についての再稼働、きょうNHKのニュースで報道されておりました。原子力委員会のほうについても、その会社の体制が本当にこの福島の原発を最後まで見届けてやるのか、そういう経営体質を一番気にしておったというふうに認識しております。

私が所見を申すまでもなく、そういう経営者というのが描く安心、安全の、また最後まで処理をするという、そういう責任を十分發揮していかなければ、やはり今後のこういう原子力の再稼働、いろんな問題については大変問題があるというふうには認識しております。

○14番（山口初美さん）

この原発の危険というのは災害の危険だけ

ではなくて、この原発の運転そのものが危険な放射性廃棄物を大量に生み出すという、この大きな問題があるわけですね。その使用済み核燃料から原発の燃料に再利用できる部分を取り出す作業を再処理といいますけれども、日本ではその作業に成功していません。

現在、この危険な使用済み核燃料が原発の敷地内のプールに大量にため込まれたままになっています。川内原発はあと何年でいっぱいになるかご存じでしょうか。

○市長（宮路高光君）

何年というふうなちょっとわかりませんが、それぞれの今稼働しておる中において、それぞれ最終処分場ができておりませんので、その間はそれぞれの自治体が、また自治体に設置されている会社がきちんと管理をしていくべきだというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

しかもこの再処理に成功したとしても、そこから出てくる廃棄物はおもじどおり放射能のかたまりです。人間がそばに寄るだけで即死するという危険物です。その放射能が人間に被害を及ぼさないほど小さくなるまでには数万年は必要だとされ、その数万年、これを安全に維持する最終的な解決策はいまだに見つかっていません。見つかったとしても、一体自分たちが作り出した巨大な危険の管理責任を数万年もの先の未来世代に押しつける権限がだれにあるというのでしょうか。この点について市長はどのようにお考えか、伺います。

○市長（宮路高光君）

このことについては、エネルギー政策を含めまして、それぞれの国の国策、またそれを担っている会社、これを本当に充分いろいろと認識した中で、やらなければならないと、そういうふうに考えております。

○14番（山口初美さん）

さらに伺いますが、その費用ですね、だれ

も保管したり処理をしたりする費用を計算できずにいます。恐らく処理費用を入れると原発は経済的どころか最もコストの高いエネルギーだという結論が出ると思いますが、原発のコストについて市長はどうお考えか伺っておきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございましたとおり、原発を稼働して、電力をして、それで国民にして、国民が負担をしている、これはさっきご指摘がございましたとおり、処分料まで入ってはいない、それまで入れたら相当な電気代になるというのは、もう十分私も認識をしております。

このことについて、やはり私どもただこういう自治体だけで考えられるものではなく、やはり国策としてこのことを考えて、やはり後までの処分まで十分見通した形をしてほしいという希望も持っております。

○14番（山口初美さん）

この新規制基準をクリアしたとあって再稼働されたわけですね、川内原発も。安倍首相自身も世界一安全な規制基準だというふうに太鼓判を押しているわけですが、新規制基準そのものが重大事故への備えがなく、住民の避難対策が義務づけられていないなど、二重、三重に国民の安全を守るものとなっていない問題点があります。避難計画は自治体任せで、それも未完成なままです。このことについて市長はどのようにお考えか、伺いたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この避難経路を含めまして、いろいろ課題があるというのは十分わかっております。これが私ども市町村だけで避難経路をいろいろと策定するわけにはいきません。これはやはり基本的に県が中心になって、広域的な形の中で避難経路というのは策定していかなければならないものだというふうに認識しており

ます。

○14番（山口初美さん）

原発の質問はこれで最後にしたいと思いますが、市長は住民の安全を最優先に九州電力にも県にもお願いをしたいということを繰り返し口で言っておられますけれども、市民のだれもがもしものときにちゃんと避難できるとは思っていないし、いつ帰ってこれるかもわからないのに避難なんかしたくないと言っている人もおります。

このような市民の声に対して、この原発の問題、最後の市長の見解を伺いたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことについては、特に要支援を含めた特別養護老人ホーム、また病院、こういう方々の避難経路も含めて、大変難しいというふうには思っております。市民の皆様方においては、不安であるというのはいつも紙一重のところであるということは十分私も認識をしております。

○14番（山口初美さん）

それでは、次の働き方の問題ですね。労働条件の改善についてということで質問を続けますが、今ご答弁いただきましたけれども、この私の質問に対してどのような調査をしていただいたのか伺います。

○商工観光課長（脇 博文君）

各企業の労働条件につきまして、労働基準法が順守されているか、また広告電通社員の過労死の労働基準法の第1条、第32条、第37条の実態について、それから有給休暇の取得、有給休暇のサービス残業と、そういった3項目を調査いたしました。

○14番（山口初美さん）

その調査の仕方、どのような内容の調査を具体的にされたのかを今伺っているわけです。再度、答弁を求めたいと思います。

○商工観光課長（脇 博文君）

調査におきましては、会社の庶務係の方へ電話で調査をいたしました。

○14番（山口初美さん）

電話をかけていただいて調べていただいたということですが、どれくらいの会社にどのような内容で調査をされたのか、再度伺いたいと思います。

○商工観光課長（脇 博文君）

調査の内容につきましては、先ほど申し上げました3項目について調査いたしました。市内の企業におきましては、4社を調査しております。

○14番（山口初美さん）

私が市民の皆さんの声を聞いたり調べたりしたところによりますと、労働時間の管理につきましては、出勤簿のみで時間については管理されていないというところもありました。こういうところは残業しても残業代は全く出ていませんね。

それから、仕事が終わらずに残業をすることも多いけれども、しかし、業務命令で残っているわけではないので残業は出ませんというところ、また、残業代は月に何時間、例えば8時間とか10時間とかというふうに決まっているので、それ以上は出ませんと、つまり、残業代がカットされているところもありました。このような会社もあるようです。

私も全部の会社は調べることはできませんでしたので、またサービス残業が当たり前になっているところがいくつもあるようでございました。また、正社員ではないパートやアルバイト、非常勤の契約社員、派遣社員などといった非正規の雇用が目立つようです。

このようなことを調べたわけですが、電通の過労自殺した女子社員は日付がかわるまで働き、翌朝9時代に出勤するケースがしばしばあったそうです。希望を胸に入社したはずの若者が過労死してしまいました。こんな過酷な長時間過密労働を許してはならないと思

いますし、私たちの身近なこのまちの中で、過労死や自殺やそのようなことが絶対にならないようにしなければならないと思います。

市長には労働者の労働条件をよくすることにも、また働く人を守る行政をつくるという、そういう責任があるということ認識されているかどうか、伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、昨今がこれだけ人手不足というふうにあります。基本的に、やはりいいそれぞれの労働基準法を守っている会社でなければ人が集まりません。ここあたりも私ども市内企業の皆様方と話もさせていただいておりますけど、やはりきちんとした労働基準法を守って雇用していかなければなりません。そういうことが一番大切なことであるというふうに認識しております。

○14番（山口初美さん）

今長時間労働による過労死や過労自殺がある中で、時間外労働、残業の規制は国民共通の願いとなっています。そんな中、政府の進めようとしている働き方改革は、この願いとはまるで反対の方向です。現在、労働時間は労働基準法で1日8時間、週40時間に制限されていますが、労使協定を結べば時間外労働をさせることが可能です。これは労働基準法の36条、その場合、厚生労働大臣告示で週15時間、月45時間、年360時間などという限度基準を定めていますが、罰則などの強制力はありません。しかも特別な事情がある場合として特別条項付で協定を結べば、無制限の残業が認められます。過酷な長時間残業が横行する原因がここにあるわけです。これを是正するという今度の政府案は労使協定による時間外労働の限度を原則として月45時間、年360時間と定めるといものです。

違反には罰則を科すといっています。これは、大臣告示の一部を法律化することなので、少

しは前進のように思えます。しかし、1週間15時間という基準がなくなった上に、重大な抜け穴が特例でつくられました。臨時的な特別な事情がある場合として、年720時間、月平均にしますと60時間を上限として認めます。さらに、この範囲内で一時的に事務量が増加する、いわゆる繁忙期には、2カ月から6カ月の平均で休日労働を含んで80時間、単月で休日労働を含んで100時間までの時間外労働を認めるという内容です。これが大問題です。

といいますのは、この政府案の最大の問題は特例の限度時間が過労死労災の認定基準だということです。認定基準は時間外労働が月45時間を超えると過労死の危険が徐々に強まり、おおむね1カ月100時間、2カ月連続80時間を発症にいたる危険ラインとしている、この基準は過労死と認定できるかどうか、業務上の過労の蓄積を図る目安であって、ここまで残業させてもいいという容認基準に転用してはならないものなんです。2カ月80時間、月100時間の時間外労働は疲労回復が不可能と医学的に判断された危険ラインにはほかなりません。それを残業の許容時間に設定するのは、過労死するまで働かせてもよいというお墨つきを企業に与えるものではないでしょうか。この点について市長はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それだけの時間が今回設けられたので認識しております。先ほどから話をしておりますとおり、やはりこれは経営のトップの理念ですので、素晴らしい理念を持っていなければそういう労働時間が長いところには人が集まりません。そしたら収益も悪くなります。そういうことは、ただ法律的に成立したかもしれませんが、現場ではそういうことは通用しない、やはりきちんとしたトップがそういうことを頭に入れて、やはり雇用体制をきち

んとして常時自分たちの社員が楽しくまた生活ができる、そういうことをしていくべきで、私は市内の業者の皆様方にはそのようなこともお話をさせていただきます。

○14番（山口初美さん）

それでは、次の有給休暇の問題に移りますが、有給休暇がとれない、とりにくい理由といたしまして、労働者の65.5%は有給休暇の取得にためらいを感じていると言います。日本では民間企業の有給休暇の取得率は48.7%という低さですが、この日置市の市役所の中での有給休暇の取得というのはどういう状況かここで伺っておきたいと思いますが、お願いします。

○総務課長（丸山太美雄君）

市職員の有給休暇の取得のご質問でございます。

市職員の有給休暇につきましては、有給休暇の付与は年間20日の付与でございますが、平成28年度の実績で平均1人当たり8.5日の取得をしているところでございます。

○14番（山口初美さん）

それでは、一人当たりが8.5ということを引きちんと100%とれているというふうには理解できないと思うんですが、そのパーセントになおしますとどうなるのか、その点をもう一度伺いたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

あくまでも平均ですので、実際の付与日数からすると約44%程度の取得ということになるかと考えます。

○14番（山口初美さん）

私が調べた民間企業の取得率は48.7%ということでしたので、それよりも低い取得率になっていると思います。フランスとか欧米の進んだまちでは100%有給休暇がとられているわけなんですけれども、この有給休暇がなかなかとりにくいという理由は、みんな

に迷惑がかかるという、この回答が71.6%ということで、リストラなどで人員が減らされて大量の仕事が少ない人数で長時間労働などでこなしているために休むと同僚にしわ寄せがいつてしまうと、このような声があるようです。

インターネットプロバイダーのビッグローブが7月にまとめた調査では、有給休暇を取得できない理由で一番多い回答が、職場に休める空気がないというのが33.6%でございました。このような状況は市内の企業や各職場、また市役所の中にもあるのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

○総務課長（丸山太美雄君）

休暇の取得の状況ですが、市役所の職員につきましては、通常の年次有給休暇とは別に、あと夏季の特別休暇というのがございます。市役所の場合、3日間でございますが、あと6月から9月の間は、基本的には勤務の状況、時間調整にもよりますが、週1回は休むようにということで指導しているところでございます。

○14番（山口初美さん）

市役所内でも業務量が大幅に増大する中で、職員は減らされ、要因不足による長時間労働が恒常化している部署があるという指摘があるんですが、このようなことが実際にあるのか、市長はつかんでおられるのかどうでしょうか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

一応、年次有給休暇等の取得というのは、なるべく取得しやすい環境を実際庁舎内、いろんな庁舎内でも取得しやすいような環境づくりというのを心がけて、職員のほうにも取得を促すようなことを実施しているところで

○14番（山口初美さん）

日置市は行事なども多くて、市の市役所の職員も地域の一員として積極的にその行事に

参加したり、またその行事の運営の中心的な役割を担うなどして、いきいきと活動したりしている姿をよく見かけます。

貴重な休日をそのようにして行事に参加しているわけで、その代休が確実に取得できているのかどうかについて伺いたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

行事等に参加しまして、代休の取得ということなんですが、日数的にはすぐに取得できない部分もございますので、約3カ月間ということで、期間をちょっと長期化しましてその間に調整するようにということで指導しているところでございます。

○14番（山口初美さん）

わかりました。

次に、正規と非正規の賃金格差のほうに移りますが、日本郵便の契約社員が正社員との格差是正を求めた訴訟で、東京地裁は年末年始手当などの支払いを命じました。日本郵便では40万人社員のうち非正規が半数を占めています。同じ仕事で同じ責任を担って働いているのに、待遇差が歴然としています。判決は住居手当や夏季休暇や冬季休暇、病気休暇についても非正規に認めないのは違法だと断じています。この判決について、市長もご存じだと思うんですが、ご見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

いつもご見解、ご見解ですけど、政策的なことをちょっと話をさせていただけばいいのかなと思っております。基本的にはこの非正規と正規の賃金格差は、あらゆるところでも出ているのは十分わかっております。いろいろと総体の人件費をどういうふうにしてベースに確保できるのかどうか、やはり、反面こういう労使協定がある中において、やはり経営としてはある程度の利益も上げていかなければならない、会社を存続していかなければならない、やはりそういう両面があって、この非正規と正規というふうには分かれてお

るというふうに認識しております。

ここあたりのやはり正当なきちんとした最初の雇用の問題、採用するときにそこらあたりを十分お互いに認識した中で、正規に行く、非正規に行く、やはりこれは最初の採用時点にきちんとお互いが理解しあっていくことは大事なことであるというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（山口初美さん）

3月議会におきまして、同僚議員が質問しています。庁舎内でサービス残業はないかということで、市長はサービス残業は本市においてははないというふうにご答弁していただいておりますが、私が役所内で聞く声をちょっと違うんじゃないかなというふうに聞いておりますけれども、サービス残業は本当に本庁の中、この市役所の中ではないと自信を持って言われるのかどうか、その点を再度伺っておきたいと思っております。

○総務課長（丸山太美雄君）

時間外勤務の状況でございますが、時間外につきましては、所属長の時間外勤務命令に基づきまして勤務を行い、勤務実績によりまして時間外勤務手当を支給しているところでございます。

○14番（山口初美さん）

私が聞くところによりますと、サービス残業はやっぱりちらほらあるようですので、その点はぜひ是正していただきたいと思っております。

あと、この非正規の職員のところ、高度な専門職の方もおられるんですが、この一時

金の非正規職員への支給については、どのように検討されているのか伺いたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

現在、非常勤の職員につきましては、一時金の支給というのがないわけなんですけど、今後、地方公務員法の改正が32年4月から予定されておりますので、そこに向けて検討を進めてまいりたいと考えます。

○14番（山口初美さん）

わかりました。

私たちが求めている、私たちが望む働き方の改革というのは、正社員が当たり前で8時間働けば普通に暮らしていける働き方にするということです。働く人の権利が守られ、働く人一人一人が大切にされ、過労死など絶対ない、だれもが安心して働くことができる、暮らしていける、そんなまちに日置市をするためには、市役所を含め、労働条件の改善が必要です。まずは市役所で働く人たちの労働条件が市内の企業やあらゆる職場の模範となるように今後、努力して、改善していかれることを期待して、次の質問に移りたいと思います。

農業の振興について伺いましたが、後継者の問題だとか本当にいろいろな米のこともですが、本当に農業を再生産したいという意欲がわくような農業のあり方に、本当に行政としてそれを支える、そういう施策が今、必要なんじゃないかと、私は思っています。

もうかる農業なら若い人は必ず出てきます。やりたいと思う若者はいるはずですよ。農業でちゃんと食べていければやりたい若者は本当に、絶対にいるはずですよ。そのためには市として今後どういうことをやっていきたいと考えておられるのか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの後継者の育成ということで、今までも力を入れてまいりました。また作物的にも市の単独のいろんな助成金を出しております。ですけど、トータルにしまして、価

格の安定というのが一番大きな問題でございまして、市の単独だけで農業の所得が上がるという仕組みじゃございませんので、そこあたりも十分ご理解もしてほしいというふうに思っています。

○14番（山口初美さん）

農家が農業で生活ができなくて土地を売っているというような話を聞くこともありますが、そのようなことを市長も聞かれることがありますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に兼業農家、専業農家、それぞれ種別があるというふうに思っております。その土地を売る用途においてどういう形で売ったのか、ここあたりはみんな名義がかわっておりますので、その農地の売買というのがあったのは事実でございまして。ですけど、その経営するためにもう所得がないから売った、そういう方もいらっしゃるかもしれません。やはりそういうふうな中で、土地はやはり流動化していきますし、また何もなければ耕作不能地になってしまいます。そのように活用する方には、やはりきちんとした転売というのも、私は大事なことであるというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

わかりました。

また、米、麦、大豆、この種子法がこれもまた来年4月から廃止されます。地域にあった種子の安定供給が後退し、多国籍企業に支配されないかというような不安の声が出ていますが、この種子法の廃止が本市の農業にも大きく影響してくると予想されると思いますが、この点について何か対策を考えておられるのか伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

種子法の改正でございまして、現在、米、麦等につきましても、やはりその地域地域に

あった優良品種と言いますか、適正品種というものが選択されていると思います。

もちろん、当市におきましては、南国、暖かい地方に適した品種というようなもので進められているというふうに認識しております。

その中で、種子法によるいろんな規制の問題も出てこようかと思いますが、JAグループ等を含め、既存の優良品種についてはこのままの供給につきましても特に問題はないというふうに、今のところ認識しております。

○14番（山口初美さん）

わかりました。

日置市の農業を守り、農家を守るということは、市民の食料を守ることに直結していると思います。この農業を進行させるためには、欧米など農家の経営を下支えする対策がしっかりとされていると聞いておりますが、作物の価格保証、農家の所得補償とあって、そのようなことは今後どのように取り組んでいられるのか伺って、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

農家の育成、また農家に対します所得の配分、国といたしましても今回、作物ごとじゃなく、収入保険制度というのが入ってまいります。大変これもややこしい制度でございまして、簡単にできるかどうか、国の政策の中で、特に今、青色申告をしていなければならないという部分がございまして、この収入保険というのも専業農家だけしか適用できない、特に私ども日置市は専業農家よりも兼業農家が多い地域でございまして、ここあたりの政策というのも、この国の政策とはならない、やはり兼業農家でそれぞれ働きながら、農業もしながらという中で生計をしている方が多いので、そういうところについては、市独自のそれぞれの作物ごとにおきましていろんな助成制度をつくっていかねばならないというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

それでは、最後のエアコンの設置のことに移りますが、湿度を測定していないということ、報告がありましたけれども、この暑さの感じ方というのは湿度とも大きく関係はしますが、この点について教育長、もう一回答弁をお願いします。

○教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

湿度につきましては、これまで温度計のほうに湿度計がついていなかったという状況もございますので、湿度計のついた温度計を設置をして、学校の協力が得られれば計測をしていきたいというふうに考えております。

○14番（山口初美さん）

この全部の学校での測定の仕方やだれが図るとかその図り方というか、そしてその室内のどこに設置するとか、そのようなマニュアルといいますか、そういう基準といいますか、そういうのがきちんと決まっているのかどうかについて伺います。

○教育総務課長（松田龍次君）

教育委員会からの依頼としましては、教室後方のかばん棚の上であったりとか、そういった部屋の中心部に置いていただくということでお願いしているところであります。

○14番（山口初美さん）

だれが測定することになっているのか、各学校違うのかもしれませんが、どのような方が測定しておられるのか伺います。

○教育総務課長（松田龍次君）

計測につきましては、ありましたとおり、教室がそれぞれ学級であったりとか保健室であったりとか違いますが、担任の先生方をお願いしているところであります。

○14番（山口初美さん）

ただ単にはかるだけではちょっとよくないと思うんですが、そのはかったものを測定の

時間をきちんと設定をして、そしてそれが学校全体の数字が集約されて、そしてまた市内の学校の測定が、その記録がきちんと教育委員会のほうに集約されるような、そういう仕組みができていますのかどうかについて伺います。

○教育総務課長（松田龍次君）

計測につきましては、1日3回、10時、それから12時、14時といった3回を計測いたしております。

○14番（山口初美さん）

先ほどご答弁いただいた気温は、全校の平均だというようなことで最高温度、最低温度報告がありましたが、実際に最高が何度、最低が何度というところを伺いたいと思います。

○教育総務課長（松田龍次君）

時間帯的には、5校になりますが、一番高いところで33.8℃といったような記録がございます。最低につきましては、28℃前後だったと考えております。

○議長（並松安文君）

山口初美さん、あと2分でございます。

○14番（山口初美さん）

実際に熱中症で学校で気分が悪くなった児童生徒、また先生方おられないのか、その点をつかんでおられるのかを伺います。

○教育総務課長（松田龍次君）

室内のこの教室の計測におきましては、そういった報告は受けておりません。

○14番（山口初美さん）

保健室の先生から気分が悪くなった生徒がいたんだとかいうような話を私は聞いておりますので、そういう人があったときにはきちんと教育委員会のほうにも報告をするような、そういう仕組みをつくっておく必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○教育総務課長（松田龍次君）

そのような気分が悪化したとかそういった事例がございましたら、教育委員会のほうに

は事故の報告が来るようになっておりますので、そういった点で把握をしたいと考えます。

○14番（山口初美さん）

きちんとそういう報告が来るような仕組みを今後つくっていただきたいと思います。いまどきエアコンのないのは小学校と中学校しかないと言われるぐらい、エアコンの設置が進んでいると思います。必要なものは借金しなくてもつくるといのが常識とまでは言いませんけど、そういうことには何とかしてお金をつくって設置するとか、そういうことで私たちの暮らし、本当に今エアコンなしでは考えられないような、そういう状況になっていると思いますが、この熱中症対策として必要だという、そういう保護者からの意見もありましたけれども、この点についてもう一回伺っておきたいと思います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

熱中症対策におきましては、朝の健康観察をまず入念にすること、あと学校によっては水筒を持たせている学校等もあるということ、それから夏場における授業においては、例えば涼しい時間帯の間に教室での授業をやる、それから体育館における授業をやる、この場合においても、喚起をよくするとか、そういったところへの十分な配慮を行っているところでございます。

要するに立地条件、それから子どもの健康状況、そのあたりは朝と昼とそれから下校時と、入念に行われておりますし、特に中学校の場合には部活動等の前の健康状態の把握、そういったところもやっておりますので、夏場の暑いときに対する熱中症の予防、そういった部分についても学校にも指導はしているところでございます。

○14番（山口初美さん）

今度で最後になります。教育長は鹿児島県内の学校で教職につかれて、最後鹿児島市内の小学校で校長を務められたと聞いており

ますが、鹿児島市内ではエアコンの設置があったらと思うんですが、この同じ鹿児島県内の同じ学校で教育環境に差があってもいいとお考えでしょうか。子どもたちが快適な環境で本当に勉強に励むことができるようにするということは大人の責任だと思いますが、この点について最後伺って、私の一般質問を終わります。

○教育長（奥善一君）

ただいまご質問をいただきましたように、私も最後の学校が鹿児島市内の学校でございましたので、降灰対策として鹿児島市は桜島に近いほうから順に普通教室へ空調設備を取りつけております。灰のひどい日は窓が開けられないという状況にございますので、そういう意味では非常に効果的なありがたい設備であるというふうに認識をしております。

現状におきましては、余り降灰がないというような状況もございますし、鹿児島市と比べると、ここの地域は桜島が離れておりますので、その対象地域にも現在のところ指定されていないというような現状もあって、補助もつかないというような現状もあります。

先ほども申し上げましたように、私どもとしましても、しかしながら、こういう大変温暖化というようなこともございますので、そういうことも含めて県の教育委員会には機会を捉えてそういう要望を続けているところでございます。

多額の予算をこれは伴うことでございますから、子どもたちのよりよい教育環境を構築していくという視点において、優先順位もございます。子どもたちのまず安心、安全ということもございますので、そういうことも勘案をしながら、あるいは世の中の動きといえますか、近隣の市町の状況等も十分に勘案をしながら、今後も検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で本日の日程は終了しました。

28日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時28分散会

第 5 号 (9 月 28 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第49号 平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）
日程第 2	議案第50号 平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 3	議案第55号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第56号 平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第57号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第51号 平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 7	議案第52号 平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第58号 平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	議案第53号 平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任委員長報告）
日程第10	議案第54号 平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任委員長報告）
日程第11	認定第 1号 平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第 2号 平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第 3号 平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 4号 平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第 5号 平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第 6号 平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	認定第 7号 平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第 8号 平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第 9号 平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第10号 平成28年度日置市水道事業会計決算認定について
日程第21	議案第59号 吹上支所庁舎建築工事請負契約の締結について

- 日程第 2 2 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第 2 3 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 2 4 議員派遣の件について
- 日程第 2 5 所管事務調査結果報告について

本会議（9月28日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	横手裕治郎君	吹上支所長	宇田和久君
総務課長	丸山太美雄君	財政管財課長	鉾之原政実君
企画課長	堂下豪君	地域づくり課長	橋口健一郎君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長	東 広 幸 君	建設課長	宮 下 章 一 君
上下水道課長	宇 都 健 一 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	梅 北 浩 一 君
会計管理者	長 倉 浩 二 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君	代表監査委員	満 尾 利 親 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

田代日吉支所長から、地方自治法第121条により、本日欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

△日程第1 議案第49号平成29年度
日置市一般会計補正予算
(第4号)

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

皆さん、おはようございます。ただいま議題となっております議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月7日の本会議におきまして、当委員会に係る分を分割付託されました。9月8日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長及び各担当課長、消防本部消防長、議会事務局長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算の主なものは歳入で、地方交付税で3億7,844万1,000円を増額、国庫支出金で3,940万4,000円を増額、県支出金6,632万1,000円のうち地域振興促進事業費県補助金の西郷どんのゆかりの地関係で771万2,000円を増額、寄附金では一般寄附金と指定寄附金の合計で3億4,937万6,000円を増額、繰入金
の基金繰入金では、財政調整基金繰入金の減

額など1億5,261万7,000円を増額計上、繰越金では、前年度繰越金の確定により1億7,703万9,000円を増額、市債では、臨時財政対策債の確定による減額など2,320万円の減額計上となっております。

歳出では、02款総務費は、5億9,652万円増額の総額38億3,812万6,000円となっております。主なものは、ふるさと納税返礼品の報償費2億1,322万6,000円と委託料4,885万2,000円の増額、まちづくり応援基金積立金3億4,937万6,000円の増額、防犯カメラ導入事業設計業務委託290万円の増額、選挙費執行残に伴う減額補正2,047万7,000円となっております。

次に、07款商工費では、609万3,000円増額の総額2億6,291万8,000円となっております。主なものは、西郷どんのゆかりの地環境整備事業1,886万7,000円の増額、旅する新虎マーケット出展に伴う参加負担金等416万円の増額、健康交流館事業繰越金確定による繰出金1,739万8,000円の減額となっております。

次に、09款消防費では、162万4,000円の減額の総額12億2,169万9,000円となっております。主なものは、九州全国消防救助技術大会不出場に伴う減額150万円などの補正であります。

次に、01款議会費では、40万7,000円増額の総額1億9,981万5,000円となっております。主なものは、議会用防災服等購入に伴う補正149万7,000円の増額、政務活動費交付申請者減に伴う補正109万円の減額となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、委員より、防犯カメラ導入事業設計業務委託が計上されているが、具体的な内容の質疑に、設置場所、カメラの性

能など、来年度発注するため積算を行う。支柱の有無により積算も異なってくる。また、設置場所については、警察とも協議を行っていくと答弁。

委員より、選挙費用が全体的に減った要因は何かとの質疑に、市長候補6名、市議会議員候補33名を想定し積算したが、市長候補3名、市議会議員候補23名となった。法定得票数を満たさず、公費負担がない候補者もいたと答弁。

次に、財政管財課所管では、委員より、ふるさと納税が伸びた理由と報償費、委託料の増加の理由は何かとの質疑に、ふるさと納税については寄附額がことし4月から8月まで約1億4,000万円となっている。昨年は当初100万円単位で推移していたが、10月にインターネットの楽天を導入したところ、飛躍的に寄附額が伸びて現在のに至っている。今年度も業務を委託しているLR株式会社がこれまでの状況や今後を見込み、年間約5億5,000万円はデータの的にも可能ということで計上したと答弁。

委員より、新聞報道でふるさと納税について、県は約3億円の赤字とのことだが、本市ではどうなのかとの質疑に、寄附金額については約2億6,000万円、住民税の控除額が831万円であった。この寄附額のうち約3割が残る。さらに、返礼品の経済効果がある。今年度は見込み額までいけば約2億円近く残る計算になると答弁。

次に、企画課所管では、委員より、セイカ食品の井戸水の臭気について、伊集院の水で臭気がするといった話は聞いたことがないが、どういった要因が考えられるか、また、セイカ食品の10月の操業開始は問題はないかとの質疑に、臭気については硫化水素系のおいという検査結果が出ている。原因は特定されていないが、井戸を掘削してから3年程度くみ上げていなかったことが影響しているの

ではないか。ただ、通常の操業にはセイカ食品自前の井戸もあり、問題はないと答弁。

委員より、セイカ食品の本市工場操業時における取り扱い商品、工場の規模、従業員数等についての概要の質疑に、取り扱い商品はアイスクリーム、従業員数は約150人で、うち新規雇用が約30人、初年度の出荷額は約30億円を見込んでいると答弁。

次に、地域づくり課所管では、委員より、中山間地域はハードに対する費用が多いと考えるが、ハード・ソフトの現状はどうかとの質疑に、今回の補正は工事執行残を原材料費へ組み替えるものが主であり、第3期地区振興計画では50%・50%の配分であるが、来年度からの第4期については、70%から30%の割合で、地域の実状に応じて実施が可能になると答弁。

次に、商工観光課所管では、委員より、工事請負費で赤山鞆負の墓参道舗装整備や西郷どんゆかりの地整備事業が計上されているが、どのような内容か。また、今後の周知をどのように考えているかとの質疑に、幅1mから1.8mで延長202mを舗装し、年度内の完成を目指す。また、パンフレット等を作成し、広く日置市民に対して、西郷どんに関する赤山鞆負を周知していく計画であると答弁。

委員より、旅する新虎マーケット出展事業に伴う補正が280万円計上されているが、具体的な内容の質疑に、東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合の主催であり、3カ月毎にテーマに適した自治体が出展できる枠に、今回お誘いを受けた。10月から12月までの期間で日置市の出展を予定している。今回のテーマが伝統工芸ということで、美山の薩摩焼を基本とした事業の展開を行いながら、日置市の食材を使った飲食店がそこで開かれ、日置市をPRすると答弁。

次に、消防本部所管では、委員より、消防

緊急通信指令施設等保守点検業務委託先はどこかの質疑に、富士通ゼネラルに保守点検をお願いしていると答弁。

最後に、議会事務局所管では、議会用防災服の内容と配付時期はいつごろになるのかとの質疑に、冬服は動きが悪くなるので中間服を考えている。また、制服の支給については10月の全協で協議し、年明けの配付を予定していると答弁。

委員より、制服の取り扱いについてはどうかの質疑に、消耗品として取り扱うため、議員のと持ち物になると答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）の総務企画常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。（発言する者あり）

○議長（並松安文君）

訂正がありましたから。

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

訂正いたします。先ほど、赤山（せきやま）と読みましたが、赤山（あかやま）の間違いですので、2カ所ほど訂正させていただきます。

委員より工事請負費で赤山（せきやま）と読みましたけど、赤山（あかやま）靱負のことですので、よろしく願います。

それと、西郷どんに関係する赤山（せきやま）靱負と言いましたけど、赤山（あかやま）靱負のことですので、申し訳ございません。よろしく願います。

○議長（並松安文君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月7日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、9月8日午前中に、委員全員出席のもと、現地調査を行い、8日、11日に委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、討論、採決を行いました。

これから、本案について委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の当委員会所管に係る主なものについてご説明申し上げます。

民生費の社会福祉費で669万7,000円を、児童福祉費で1,579万5,000円を増額し、民生費総額を73億9,526万4,000円に、衛生費の保健衛生費で485万4,000円を、清掃費で505万6,000円を増額し、衛生費の総額を35億9,834万1,000円としました。

また、教育費では、3,345万9,000円を増額し、22億1,793万3,000円とするものであります。

次に、市民福祉部所管市民生活課においては、歳入はなく、歳出の主なものをご報告します。

環境衛生費報償費で自治会から追加要望に対応し、生ごみ回収事業に85万の増額補正、これは参加自治会116で、65%9,160世帯で40.6%となります。

また、市単独の渚クリーンアップ事業費は国交付金の水産多面的機能発揮対策事業採択に伴い48万8,000円の全額を減額補正するものであります。

委託料では、市営墓地管理費で山中墓地法

面伐採事業費に48万8,000円の増額補正です。これは7月の大雨で法面の下側の民地部分の表土が一部崩れたことによるものです。

塵芥処理費需用費の消耗品費23万8,000円は、生ごみ回収タル・世帯配布用バケツ・水切り器に、委託料26万8,000円は回収96カ所追加と生ごみ処理量増加分であります。

次に、福祉課におきましては、歳入で民生費国庫負担金の経済対策臨時福祉給付金国庫負担金の93万1,000円の増額補正は、給付に係るシステム管理業務委託に充当するもので、補助率10分の10であります。

民生費国庫補助金の児童福祉費国庫補助金と民生費県補助金の児童福祉費県補助金で、それぞれ子ども・子育て支援交付金52万9,000円は、放課後健全育成事業補助金に52万3,000円、地域子育て支援センター補助金に5万8,000円で、補助率3分の1であります。

続きまして、歳出の主なものをご報告します。

社会福祉総務費需用費の印刷製本費で障害福祉サービス受給者証等各200冊の増刷分7万2,000円、委託料で経済対策臨時福祉給付金事業に93万1,000円を増額補正しました。これは平成28年度下半期から行っていますが、10月以降も国への事後報告や精算業務等の処理が必要なための補正であります。

福祉センター費工事請負費で、日吉デイサービスセンターの屋根防水改修工事としての395万円は、入り口やデールームの雨漏りに対する外壁改修や屋根の防水改修を行うものであります。

児童福祉総務費委託料で、放課後児童健全育成事業費の1,569万2,000円の増額補正は、従事者の処遇改善と事業費の補助基

本額等の改定によるものです。小規模な児童クラブに配慮された改正になっています。

児童措置費委託料、地域子育て支援センター事業費の17万2,000円の増額補正は、開設日数に応じた基準額が年額で5日型が3万9,000円、6日から7日型が4万7,000円増額改正されたことによるものです。

次に、健康保険課におきましては、歳入の主なもので、衛生費国庫補助金338万円は、地方創生国庫補助金で、体験型医学教室実施に対するもので、補助率は2分の1となっています。

衛生費県補助金の予防接種事故対策費県補助金2万1,000円は、BCG予防接種において健康被害救済制度の申請1件分であります。申請により、5月30日に市の予防接種健康被害調査委員会が初めて開かれました。委員報酬や費用弁償に国2分の1、県4分の1の補助を受けるための県に申請したもので、認定されれば医療手当等の予算措置が行われますが、認定までに期間を要するため、今回は委員会の経費のみを計上しています。

続きまして、歳出の主なものをご報告いたします。

保健指導費委託料67万6,000円の増額補正は、体験型健康医学教室の実施に伴うものであります。地方創生事業費を活用し、3年間の実施を見込み、現在、事業の申請段階であります。市民に対して、1教室8回コースで、定員30人の健康医学教室を4地域で実施し、市全体の健康ブームのきっかけをつくるものです。2年目以降は対象者の拡充、企業や飲食店と連携し健康づくりを推進する予定です。1会場については、既に国保特会の当初に計上済みで、今回は3会場の補正分となっています。委託先は、株式会社ツルーバランスの予定で、内訳は1教室につき20万7,360円と教室実施の分析評価

委託の54万円となっています。

次に、介護保険課におきましては、歳入で介護保険特別会計繰入金1,406万9,000円は、前年度の特別会計精算による繰入金の確定に伴うものであります。

歳出の主なものをご報告します。介護予防サービス事業費委託料41万1,000円の増額補正は、包括支援センターで使用しているシステムがBフレッツから光回線への変更に伴い、切りかえ作業を委託する人件費が主なものであります。

備品購入費10万8,000円の増額補正は、本庁のメインルーター機器の更新に伴うものであります。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課の所管におきましては、事務局費負担金2万9,000円の増額補正は、平成30年度から小学校の道徳が正式な教科となるため、日置地区教科書用図書採択協議会を開催するため、いちき串木野市と児童数割による負担金を出し合うための増額となります。

小学校費の学校管理費需用費115万4,000円の増額補正は、日吉小学校開校によるものが、消耗品費10万円は開校行事用封筒等の購入費、印刷製本費5万4,000円は、開校行事用リーフレット印刷であります。また、施設維持修繕量が100万円となっています。

委託料の31万7,000円の増額補正は、日吉小学校演台用校章、開校横断幕作成、開校記念樹の植樹委託となっています。

備品購入費102万円は、再編に伴い、旧5校の校旗を日吉小学校に展示するための展示主柵購入費と花田小学校のパソコン室エアコンが基盤交換等ができないための購入となります。

次に、中学校費の学校管理費需用費275万円の増額補正は、吹上のスクールバス車庫電動シャッターの修理費などでありま

す。

次に、社会教育課におきましては、歳入で教育費県補助金の社会教育県補助金で、家庭教育支援推進事業に国県事業として3分の2の50万円の増額補正となっています。

歳出の主なものは、社会教育総務費委託料の50万円増額補正は、家庭教育手帳等作成業務委託に伴うものです。当初予算において青少年健全育成市民会議へ運営補助金50万6,000円の助成を行っており、この会議の一部事業が国県助成事業の地域で支える家庭教育推進事業に該当するため今回計上した50万円と合わせて75万円の事業となります。歳入で報告しましたが、3分の2の国県の助成となっております。

需用費施設維持修繕費の増額補正は、吹上公園内複合遊具施設の修繕費119万5,000円などであります。

委託料では、2,201万円の増額補正を、吹上公園隣接地に建設予定の仮称多目的サッカー場建設に伴う基本設計業務委託に、120万円はB&G東市来海洋センターの湯量がほぼなくなったために、源泉管洗浄等の委託に伴うものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部市民生活課関係では、委員から、生ごみ処理の追加分はどの地域かとの問いに、伊集院10、東市来8、日吉4、吹上3で、25自治会であるとの答弁。また、当初5年計画で普及していくと聞いているが、補正を含めた普及率はどうかとの問いに、補正追加分検討を含めると178自治会中116自治会が参加し、約65%、2万2,561世帯中参加世帯が9,160世帯で、約40%となるとの答弁。

生ごみ回収事業により、収集ごみの量の状況はどうかとの問いに、3年間で約500tずつ減少している。また、これまで生ごみが新聞紙等で包んで出されていたが、その必要

がなくなり、新聞紙等が資源ごみへ出されている分が減っているとの答弁。

市営墓地の使用状況、年間管理料の納付状況はどうかとの問いに、山中墓地は使用可能な区画が429区画で、使用中が383区画、89.2%で、徳重墓地は使用可能な区画が44区画で、使用中が35区画の79.5%となっている。年会費が500円で、皆さん納付していただいているとの答弁。今回の山中墓地の伐採は、市有地のみかとの問いに、市有地のみであるとの答弁。

次に、福祉課関係では、委員から、経済対策臨時福祉給付金の対象人数はとの問いに、対象者と思われる人数は1万2,182人で、受給済み人数は1万1,831人、97.1%であるとの答弁。受給しない人の理由はとの問いに、市外居住者の被扶養者であるために受給しないという理由が多く、そのほかはわからないとの答弁。

次に、健康保険課関係では、委員から、体験型健康医学教室はツルーバランスに委託されているが、内容はとの問いに、8回コースで、医学、運動学、精神学、栄養学などの項目となる。分野ごとの専門講師が講義や実習などを担当する。定員30人で市民に公募するとの答弁。

予防接種事故対策費県補助金は1件あり、初めてのケースとのことだが、詳細な説明をとの問いに、市になって初めてであり、恐らく合併前も開催されたことがないと記憶している。現在、2歳児でBCG予防接種後に全身にひどい発疹が出た事例である。診断病名は、BCGによる環状肉芽腫である。この副反応は全国でもまれに見られる。最終的に鹿児島大学病院にて診断され、健康被害の申請があったとの答弁。補償についてはどうなるのかとの問いに、認定された場合、医療費については実質かかった経費、医療手当については、月に何日通院及び入院したかで基準が

決まっており、その分の医療手当が支給される。医療費については、市が既に子ども医療費助成金を支払っているため、医療手当のみが支払われることになる。今回は、ほぼ完治見込みであるため、1回限りだが、完治しない事例では治療が終了するまでとなっているとの答弁。

次に、介護保険課関係では、委員から、備品購入費のメインルーター購入の事業内容の詳細な説明をとの問いに、国保連関係の請求に伴うものである。包括支援センターとつないである8事業所の動作確認をするもので、11月30日でBフレッツが終了するので、光回線に交換する。今回、メインルーターを交換するが、8事業所のルーターも次年度以降検討することになっているとの答弁。MICがシステム管理しているので、8カ所の施設の動作確認に41万4,000円必要ということかとの問いに、MICがしっかりチェックするためにかかる費用として見積もりがあり、内部でも費用を抑えられないか協議検討した結果がこの金額であるとの答弁。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課では、委員から、日吉地域再編準備委員会の状況はとの問いに、8月に開催し、校歌の歌詞の認定、制服のためのアンケート実施の決定は行った。教育課程部会では、教育課程の詰めを、通学部会ではスクールバスのバス停の関係を、跡地利用検討部会では、先進地の視察を行って、利用に関して継続協議中であるとの答弁。校章の公募について、応募者数、選考の方法等はとの問いに、118点の応募があり、9点を総務部会で選考し、さらに4点に絞った。その4点を専門の先生方がデザイン化する中で校章を決定したとの答弁。

旧5校の校旗の展示棚はどのような規模かとの問いに、展示棚は縦横2mで奥行きが60cmのもので、校旗は立てて展示する計画であるとの答弁。

次に、社会教育課では、委員から、家庭教育手帳の作成は、青少年会議では行わないのか。そうであれば、補助金でよいのではないかとの問いに、既に50万6,000円補助金を支出しているため、増額は難しい。今回の追加事業委託事業として委託料で計画しているとの答弁。

青少年健全育成事業費の補正は、既定の補助金に追加事業で50万円委託し、合わせて75万円として事業を執行するののかとの問いに、青少年事業の一部を補助対象事業費に充てるため、実質75万円の事業となるとの答弁。

吹上公園の遊具修繕のと具体的内容はどの問いに、船型のコンビネーション遊具で、ローラー滑り台、ジャングルジムなど3つの複合遊具的なもので、今回はボードウォークを除いた部分の一番危険な箇所の補修であるとの答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、産業建設文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月7日の本会議において、当委員会に係る部分が分割付託され、9月8日に

委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長、農業委員会事務局長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算の概要ですが、6款農林水産業費は、7,057万5,000円の増額計上となっております。

歳出の主なものは、農林水産課関係の農業振興費で、新規需要茶園推進整備事業として美山地域の荒廃茶園整備及び茶園棚整備に伴う工事請負費812万円、負担金補助及び交付金の新規就農後継者育成事業費として吹上地域の新規就農者1人に対する補助金60万円の増額補正であります。

林業振興費で、平成28年度からの繰り越し事業として日吉地域の林道矢筈線保全工事に伴う平成29年度分の県事業内示に伴う工事請負費700万円、森林環境づくり促進事業として、吹上地域の入来浜自治会が整備する入来浜木製展望台整備に伴う市からの4分の1補助74万3,000円の増額補正です。

水産業振興費では、漁業後継者及び新規就業後継者育成事業費として、東市来地域で新規就業する漁業者1人と1組に対する補助金177万円、水産業活性化推進事業の投資的経費で吹上漁協特産品販売所等整備の補助金988万8,000円の増額補正であります。

水産業管理費では、慢性的に不足する江口蓬莱館駐車場整備のための用地取得に伴う不動産鑑定業務委託料として126万5,000円、同じく江口蓬莱間空調設備の塩害による室外機等の全館更新に伴う工事請負費500万円の増額補正であります。

次に、農地整備課関係の6款農地費で、日吉地域吉利地区、吹上地域永吉地区及び花田地区の農道舗装及び暗渠排水整備等に2,500万3,000円、11款災害復旧費で6月豪雨による農地農業用施設災害復旧費に2,700万円、これは農地13件、施設

6件、計19件の増額補正であります。

次に、建設課関係の8款土木費は、総額5,730万6,000円の増額計上となっております。

歳出の主なものは、河川総務費で、日吉地域の市道上の浜帆の港線の大川橋上部橋梁工事に伴う工事請負費として災害関連事業により6,067万3,000円を増額計上、公共土木施設災害復旧費で日吉地域の市道上の浜帆の港線の大川橋上部橋梁工事に伴う工事請負費として災害復旧事業費により2,390万円の増額補正であります。

街路事業費で、伊集院高校裏の郡下地区里道法面補修及び伊集院駅前広場整備に伴う工事請負費として1,403万6,000円を増額計上。

なお、歳入につきましては、国庫補助金や県補助金などが主なものとなっております。

主なものは、農林水産業費県補助金の農地耕作条件改善事業費で、吉利、永吉、花田地区の事業補助率55%で、1,375万円、6月豪雨災害に伴う災害復旧費県補助金で農地農業用施設災害復旧事業に補助率50%から65%で、計19件、1,527万円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金では、日吉地域の市道上の浜帆の港線の大川橋上部橋梁工事に伴う土木施設災害復旧費国庫負担金で1,594万1,000円、河川等災害関連事業費国庫負担金で1,386万3,000円、災害復旧債の農林水産施設災害復旧債では、豪雨災害に伴う復旧事業充当率90%で990万円を増額補正計上しております。

不動産売払収入の立木売払収入については、日置森林組合に委託している市有林の間伐売払確定に伴う153万3,000円の増額補正です。

また、まちづくり応援基金繰入金では、伊集院駅周辺整備事業の応援寄附金として771万1,000円の寄附金を駅前広場の

時計設置や植栽等の整備に充当するものです。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

農林水産課の関係では、農業振興費で美山地域の荒廃茶園整備及び茶園棚整備について、整備後、茶園への進入道路が狭いが、あわせて拡幅整備の考えはないかとの問いに、観光客等が利用しやすいよう、関係課と連携を図り検討したい。また、抹茶のもとになるてん茶の栽培を考えていると答弁。

森林環境づくり推進事業で、吹上地域の入来浜自治会が整備する入来浜木製展望台について、木製展望台だが、耐用年数は何年ぐらいか。また、集客はあるのかとの問いに、高さ4.5mの木製であるため、耐用年数はおおむね七、八年くらいと考えている。集客は、入来浜自治会の若宮神社の丘陵地にあり、景観がよい。地元からの要望もあり、地域の行事と絡めて交流人口をふやしたいと答弁。

江口蓬莱館駐車場用地は、取得後、きちんと整備するのか。具体的な場所はどこかとの問いに、蓬莱館北側の海浜公園との間の国県有地の取得を予定しており、取得後は約170台程度の駐車場として整備を図るとの答弁。

不動産売払収入の立木売払収入について、収益額は当初見込んでいたとおりかとの問いに、間伐材の売り払いについては、場所や木材の年数等によっては違いがある。今回は、伐採条件がよかったことによるものとの答弁。

また、年次的に計画的に実施されるかとの問いに、施業計画をもとに実施していくと答弁。

建設課関係では、国の補助金の内示率はこのままか。上がる見通しはないかとの問いに、社会資本整備、道整備交付金などあるが、道整備交付金の内示率が予想よりも悪かった。昨年は、途中で補正要望をしたが、今年度はまだ情報が入ってきていない状況との答弁。

伊集院駅前整備の時計設置、植栽整備等

863万6,000円の内訳はとの問いに、時計と時計を設置するモニュメント整備に677万8,000円、南口、北口の植栽整備などに200万円を予定しているとの答弁。

住宅管理維持修繕で、妙円寺ウッドタウンのガス配管修繕に100万円計上されているが老朽化に対する一時的な修繕か、それとも、計画的に順次改修していくのか。また、今回の修繕で何戸数が対象であったのかとの問いに、老朽化により、ガス管が3カ所腐食し、そこから内部に水がたまり、ガスの供給が一時的に停止したものである。修繕は一時的なもので、現在のところ、計画的に順次改修する予定はない。対象戸数は20戸数であったとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会に係る分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号平成29年度日置市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第50号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第3 議案第55号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第4 議案第56号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第5 議案第57号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第50号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第5、議案第57号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第50号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第57号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計までの議案4件は、9月7日の本会議で委員会に付託され、9月8日、11日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長など当局の説明を行い、9月11日に討論、採決を行いました。

これより、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第50号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての主なものをご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億4,035万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ79億6,009万7,000円とするものです。

歳入では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金増額見込みに伴い、5万4,000円の増額補正、その他繰越金3億4,030万3,000円は、前年度繰越金確定に伴う補正であり、当初で組んだ1,000円を除いたものであります。

歳出の主なものは、一般管理費委託料で、平成30年度からの国保新制度に向けて2つのシステム改修に伴うものであります。

国保情報集約システム改修委託料が当初の670万6,800円より27万円減額になったことと、国保事業月報システム改修委託料32万4,000円が新たに示されたことにより、差し引き5万4,000円の増額補正であります。これは全額補助対象であります。

基金積立金は、前年度国保特会の繰越金が3億4,030万4,903円と確定し、今回の補正経費を除いた3億1,995万1,903円を基金に積み立てるものであります。平成28年度基金は、72万8,329円と底をついていましたが、平成28年度には黒字収支となり、今回の補正により、基金残額は3億2,068万232円となる見込みであります。

償還金利子及び割引料の療養費給付交付金返納金は、前年度退職者医療交付金が確定したことに伴う支払い基金への返納金で、当初見込み1,000円を差し引き、2,026万8,000円の増額補正となっています。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、レセプト点検で指導の効果がどれくらいあったのかとの問いに、平成27年度で、再審査請求1,252件、金額で264万8,778円、1件当たり効果額が2,115円であるとの答弁。基金が黒字になって、これだけ積めたのはよかったが、なぜ歳出が下がったのかとの問いに、医療費給付が前年度より下がった結果である。要因としては、薬価の引き下げやC疑型肝炎治療者がある程度落ちついてきたことも上げられるが、特定健診なので、保健事業で重症化予防の効果も考えられるとの答弁。

新聞で、来年度の各市町村の保険料の掲載があったが、どのように見ればよいのかとの問いに、公表された数値は、平成27年度の実績によるものであり、今後の公費投入や保険料増加に対する激変緩和策は反映されていない数値であるため、今後示される保険料とは差が出てくると考えているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）について、主なものをご報告します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,335万5,000円とするものであります。

歳入は、利子及び配当金で、温泉給湯事業基金の利子が発生することにより1,000円を計上するものであります。

一般会計繰入金104万8,000円の減額と繰越金104万8,000円の増額については、それぞれ前年度繰越金確定に伴う補正であります。歳出では、維持管理費、積立

金、その他基金積立金で1,000円を計上するものであります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、吹上砂丘荘に配湯をしているのか。また湯量は足りているのかとの問いに、特別会計では入っていないが、源泉自体からは砂丘荘にも引いている。湯量については、少なくなったということで昨年掘削したが、足りるまでの湯量は出していない。昨年公衆浴場を廃止したので、その分を9カ所で配湯しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、主なものをご報告します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7,884万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ58億568万円とするものです。

歳入は国庫補助金の地域資源事業交付金は主任介護専門員研修費増に伴い、3万9,000円の増額補正、支払基金交付金の地域支援事業費支援交付金は、前年度精算に伴い、344万8,000円の増額補正、県支出金は主任介護支援員研修費増に伴い、2万円の増額補正となっています。

繰越金は、それぞれ前年度繰越金確定により増額補正となります。

次に、歳出の主なものをご報告します。

認定調査等費委託料の19万9,000円の増額補正は、訪問調査員の8月末退職に伴い、新たな調査員を9月から採用するに当たり、約1カ月は研修期間となり、調査を行えないため、9月分の調査を35件分、各事業所に委託するものであります。

介護給付費準備基金積立金5,371万5,000円は、28年度介護給付費精算により、余剰金額を介護給付費準備基金積立金に積み立てるものです。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、主任介護支援専門員更新研修に係る費用の計上であります。5年ごとの更新となっており、1人分は当初にて計上していましたが、今回は2人分の10万2,000円を計上し、内訳は普通旅費8,000円、テキスト代等3万2,000円、参加負担金6万2,000円であります。

償還金、支払基金交付金精算返納金で1,453万4,000円の増額補正、国庫支出金精算返納金8,269万円の増額補正、県支出金精算返納金1,353万9,000円の増額補正は、それぞれ給付費精算を行い、精算返納金として返還するものであります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、包括に何人以上の主任介護支援専門員が必要なのかとの問いに、包括の職員の配置基準に3職種があり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員である。本市では3人いれば基準を満たしているとの答弁。

消耗品費の総合事業チラシはどこでどのような人に配るのかとの問いに、要支援1、2の方など総合事業対象者が相談に来られた際に、チラシを使って説明しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号です。に訂正いたします。

次に、議案第57号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、主なものをご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ

57万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,606万3,000円とするものです。

歳入は、一般会計繰入金で、公金取り扱一手数料の増額に伴う13万6,000円と繰越金、前年度保険料収納確定に伴い、43万7,000円であります。

次に、歳出では、一般管理費役務費手数料の13万5,000円は、後期高齢者医療保険料のコンビニ収納が開始されたことに伴う増額補正であります。

後期高齢者医療広域連合納付金負担金43万8,000円は、前年度保険料収納確定に伴うものであります。

質疑を行いましたところ、質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 議案第51号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第7 議案第52号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第58号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第6、議案第51号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第8、議案第58号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第51号平成29年度日置市公共下水道事業特

別会計補正予算（第2号）から議案第58号日置市水道事業会計補正予算（第1号）の3件について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月7日の本会議において、当委員会に付託され、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第51号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ224万9,000円を減額し、総額を、歳入歳出それぞれ5億7,809万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、長期償還利子の確定による起債利子225万円の減額補正となっております。

歳入の主なものは、前年度繰越金及び起債償還利子確定等に伴い、一般会計繰入金が1,773万7,000円の減額、前年度繰越金は1,548万8,000円の増額補正となっております。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を既定の歳入歳出予算のとおりとし、総額を歳入歳出それぞれ3,638万8,000円とするものであります。前年度繰越金の確定に伴

い、繰越金217万円を増額するとともに、一般会計からの繰入金を217万円減額補正するものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第52号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第58号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入の補正はなく、8億6,623万5,000円のまま、収益的支出を63万3,000円減額し、8億4,948万4,000円とするものであります。

また、資本的収入の補正はなく、1億6,299万6,000円のまま、資本的支出を576万4,000円減額し、5億2,006万円とするものであります。

収益的支出、資本的支出ともに、人事異動等に伴う人件費等の減額補正となっております。

当局の説明の後質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長の報告のとおり決定すること

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第53号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第10 議案第54号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第9、議案第53号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第10、議案第54号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第53号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第54号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月7日の本会議において当委員会に付託され、9月8日に全委員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長、吹上支所長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第53号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第

1号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,937万2,000円とするものであります。歳入歳出とも前年度繰越金額決定に伴う補正34万2,000円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、サッカー場の建設や体育館の空調設備の改修により、体育施設が充実され、宿泊施設が課題となるが、砂丘荘あり方検討委員会の方向性はどうなるのかの質疑に、施設の利用客の収容能力の確保の観点からも、ゆーぷるを含め、砂丘荘あり方検討委員会では存続という提案が出されていると答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,459万3,000円とするものであります。

歳入で前年度繰越金確定に伴う1,739万8,000円を増額し、一般会計繰入金1,739万8,000円を減額するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、ゆーぷる吹上の利用状況はどのようになっているのかの質疑に、昨年と今年の4月から8月分の事業収入を比較した場合、現時点では昨年度より23万円程度上回っている状況である。食事部門、浴場、宿泊部門

は例年並みで推移しているが、プール利用者が少子高齢化の影響で年々減少していると答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第2号平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第3号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第4号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第5号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第6号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第7号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第8号平成28年度日置市介護保険特別会計

歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第9号平成28年度
日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第20 認定第10号平成28年度
日置市水道事業会計歳
入歳出決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第11、認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定から、日程第20、認定第10号平成28年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

まず、認定第1号について、発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

○20番（田畑純二君）

私は、平成28年度歳入歳出決算認定について、市長に、全体的、総括的に質疑させていただきます。

監査委員作成の平成28年度日置市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書についてであります。

ことしも監査委員お二方作成の中身の濃い貴重な意見書ができ上がっておりますが、その作成に際しましては、いろいろと苦労があったことと思っておりますので、この場をおかりまして、まずお二方に、お疲れさまと申し上げ、労をねぎらいたいと思っております。

この意見書の最後の部分、5、結びの33ページから36ページにかけて、3項目について、監査委員の要請及び要望事項等が述べられています。この中の5点について、市長の感想、意見と今後の取り扱い、取り組み方針等をお尋ねいたします。

まず1番目、33ページ、1、未収債権（収入未済額）の収納対策についての下から

8行目の、地道に取り組んでいただきたいということ。

それから2番目に、34ページの終わりの3行、最後に、確保に努めていただきたいと述べられていること。

3番目に、35ページの2、予算の適正な管理・運用対策についての終わりの9行、何々考えてもらいたいものである、何々としていただきたい、何々望むものであるということ。

それから4番目に、35ページ、3、事務事業の執行についての終わりの11行、行っていただきたい、努められたい、心がけていただきたいということ。

それから36ページ、終わりの6行、強く求めるものである、努力がなされることを期して云々というものでございます。

これらの5点について、市長はおのおのどう思われ、今後の取り組み方針をどのように考えておられるか。また、平成28年度決算全体についてどのように総括されているか。誠意あふれ、責任ある具体的明確なる答弁を市長に求めます。

以上。

○市長（宮路高光君）

それぞれご質問がございましたけど、1番目でございますけど、これまで行ってきた徴収努力を継続して実施し、また、自主財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。市の財政運営につきましては、自主財源の確保は重要な課題であると考えております。各債権担当課においても、特に現年度分の徴収に力を入れまして、滞納繰越をしないように努力してまいりたいと考えております。

3番目でございます。予算の管理運営につきましては、執行状況の把握に努め、不用額が生じた場合は可能な限り補正予算で措置して、予算の有効な活用を図ります。同様に、

予算の流用につきましても、予算の執行管理を徹底し、安易な予算流用を行わないよう、予算の適正な執行に努めてまいります。

4番目でございます。事業の執行に当たりましては、広報紙や地域における事業説明会などを通して、市民への積極的な情報発信を行い、説明責任を果たして事業を推進してまいります。

また、予算の執行に当たりましては、経済性、投資効果を検証し、限られた予算の中で最大の効果を得られるよう努めてまいります。

5番目でございます。県内自治体職員の不祥事が続いていることについては、公務員倫理の欠如が招いた結果であり、非常に残念に思っているところでございます。本市におきまして、以前、同様な事案があったことから、常に職員に対して、公務員としての倫理観を強く意識づけをしております。

あわせて、今後におきましても事業事務の見直しやコスト意識の徹底を図り、魅力あるまちづくりを進めたいと考えております。

以上です。

○20番（田畑純二君）

ちょっと今の市長の答弁で、この平成28年度の決算全体について、どのように総括されているかということをおっしゃる答弁がなかったみたいですが、どのように考えているか、もう一回答弁願います。

○市長（宮路高光君）

具体的に決算につきましても、順調に進んでいるというふうに思っております。また、繰り越し額も参りまして、特に国庫補助金の確保等におきましてもそれぞれ努力しながらやっております。それぞれの執行状況に監査指摘がございましたことについては、監査委員の方々から随時、年に3回報告をいただいておりますのでこのことをきちっと部課長会において指導しながら、今後共進めていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号から認定第10号までの9件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、10件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までについては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定より、佐多申至君、山口政夫君、山口初美さん、橋口正人君、坂口洋之君、西園典子さん、桃北勇一君、是枝みゆきさん、福元悟君を指名します。

ここでしばらく休憩します。休憩中には、委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは、議会応接室にお集まりください。

午前11時32分休憩

午前11時46分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会は、委員長に橋口正人君、副委員長に西園典子さんが互選された旨

を報告がありましたので、お知らせします。

△日程第21 議案第59号吹上支所庁舎建築工事請負契約の締結について

○議長（並松安文君）

日程第21、議案第59号吹上支所庁舎建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第59号は、吹上支所庁舎建築工事請負契約の締結についてであります。

吹上支所庁舎建築工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○総務企画部長（今村義文君）

それでは、議案第59号吹上支所庁舎建築工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

吹上支所庁舎建築工事を施工するため、工事請負費契約を次のとおり締結するものでございます。

1、目的は、吹上支所庁舎建築工事、2、方法は、公募型指名競争入札、3、金額は3億4,020万円、4、相手方は、日置市伊集院町徳重482番地、株式会社西郷組、代表取締役、西郷進平であります。

次のページは、建築工事請負契約書でございます。

工事名が、吹上支所庁舎建築工事でございます。工事場所は、日置市吹上町中原地内、

工期は、議決後平成30年11月30日までを予定しております。

請負代金額は3億4,020万円で、うち消費税及び地方消費税の額は2,520万円、契約保証金は3,402万円でございます。

この工事において、契約担当者と請負者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

また、この契約のあかしとして、本契約書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通保持するとしております。

なお、契約書の第54条で、この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を経たときに本契約として効力を生ずるものとしており、仮契約締結の日は、平成29年8月30日でございます。

次のページに、入札の結果を添付してございます。

入札執行日は、平成29年8月24日で、予定価格は、消費税を抜いた金額で3億2,817万4,000円で、落札金額は3億4,020万円でございます。

入札の参加者につきましては、市内の建設会社4社と、市内建設会社が共同企業体を結成した特定建設工事共同企業体を組んで参加された3社の計7社から応募がありました。

株式会社西郷組の予定価格に対する落札率は96.47%になります。

落札業者の主な工事経歴を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

事業規模につきましては、構造が鉄筋コンクリートづくり、階数は、地上2階建て、建築面積980.00m²、延べ床面積1,809.85m²でございます。

図面につきましては、A3の図面1枚目が配置図、2枚目が1階の平面図、次の3枚目が2階の平面図、次の4枚目が屋上の平面図、

次の5枚目が南北の立面図、次の6枚目が東西の立面図を添付しております。ご確認をお願いいたします。

なお、空調設備工事、換気設備工事、給排水衛生工事等についても、全体を5つに分けて別途発注することといたしております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。お諮りします。本件については可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号吹上支所庁舎建築工事請負契約の締結については、可決することに決定しました。

△日程第22 閉会中の継続審査申し出
について

○議長（並松安文君）

日程第22、閉会中の継続審査申し出につ

いてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第23 閉会中の継続調査申し出
について

○議長（並松安文君）

日程第23、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第24 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第24、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣することに決定しました。

△日程第25 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第25、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画及び産業建設常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は市長へ送付いたします。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程を全部終了しました。

ここで、市長からの発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、9月7日の招集から本日の最終本会議までの22日間にわたって、平成29年度一般会計補正予算を初め伊集院北小学校校舎建築工事請負契約の締結、個人情報保護条例の一部改正、吹上支所庁舎建築工事請負契約の締結など各種の重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして心から厚くお礼申し上げます。

審議におきましても、議員各位からのご指摘のありました点につきましては真摯に受けとめ、円滑な市政の運営につとめてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営を一層のご協力を賜れますようお願いいたします。

て、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで、平成29年第5回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午前11時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 山口政夫

日置市議会議員 樹 治美